

令和4年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和4年8月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場

開 会 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
福祉長寿課長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
健康増進課長	山本 智春君	くらし環境課長	山口 幸治君
観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君	商工振興課長	渡邊 辰雄君
農 林 課 長	湯山 光司君	都市整備課長	込山 次保君
建 設 課 長	清水 良久君	上下水道課長	遠山 洋行君
学校教育課長	大庭 和広君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議 会 事 務 局 長	後藤 喜昭君	議 会 事 務 局 書 記	山口 紘史君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 佐藤 省三君	

散 会 午後0時05分

(議 事 日 程)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 町長提案説明
- 日程第4 報告第8号 令和3年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について
- 日程第5 報告第9号 令和3年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について
- 日程第6 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第7 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について
- 日程第8 議案第64号 工事請負契約(変更)の締結について
(令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良
舗装工事)
- 日程第9 議案第65号 町道路線の変更について
- 日程第10 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

議

事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和4年第4回小山町議会9月定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議事日程に先立ちまして、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりでございます。

また、令和4年6月定例会で一部採択した請願第1号 小山町役場における法令順守義務の自覚についての請願は、6月21日に町長へ送付するとともに、その処理の経過及び結果の報告について求めました。その後、8月15日の議会全員協議会において、町長から報告があったとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 小林千江子君、4番 佐藤省三君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの25日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月22日までの25日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思っております。

ただいま、町長から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題とします。

本定例会に提出されました報告第8号から認定第13号までの35議案について、町長から提案説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 令和4年第4回小山町議会9月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席をいただき、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、報告2件、同意2件、工事請負契約（変更）の締結1件、町道路線の変更1件、条例の制定1件、条例の一部改正3件、補正予算12件、決算の認定13件の合計35件であります。

初めに、報告第8号 令和3年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について及び報告第9号 令和3年度小山町特別会計等資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、それぞれ議会に報告するものであります。

次に、同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の選任について、地方税法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてであります。

本件は、本年9月30日をもって任期満了となります委員の任命について、教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第64号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。

本案は、令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事の変更請負契約を締結することについて、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第65号 町道路線の変更についてであります。

本案は、静岡県が整備した農業集落道及び新東名高速道路本線工事の実施に伴い、町道路線を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

本案は、町の選挙に多様な人材が参加できるよう、公職選挙法に基づき、選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

次に、議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和3年8月の人事院勧告に伴い、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児休業の取得回数制限の緩和等、非常勤職員の子の育児休業の取得要件の緩和及び取得の柔軟化を実施するため、小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、道路台帳付図の複写等、現状に即した手数料体系の見直しを行うため、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、湯船地内の町営住宅湯船団地の一部を用途廃止するのに伴い、小山町営住宅条例第3条第2項に規定する戸数を改正するため、小山町営住宅条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号から議案第81号までについては、一般会計のほか11の特別会計の補正予算であります。

初めに、議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億6,894万7,000円を追加し、歳入歳出総額を134億2,884万6,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,612万1,000円を追加し、歳入歳出総額を19億3,612万1,000円とするものであります。

次に、議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和3年度決算により、歳入の繰越金を54万5,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を624万2,000円とするものであります。

次に、議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和3年度決算により、歳入の繰越金を43万9,000円減額するとともに、後期高齢者医療広域連合納付金を同額減額するもので、歳入歳出総額を2億5,786万1,000円とするものであります。

次に、議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和3年度決算により、歳入の繰越金を1,716万2,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を2億3,842万6,000円とするものであります。

次に、議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳出予算の補正をするものであります。

次に、議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億22万9,000円を追加し、歳入歳出総額を20億8,022万9,000円とするものであります。

次に、議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

ります。

令和3年度決算により、歳入の繰越金を2,914万4,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を1億6,820万6,000円とするものであります。

次に、議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ402万8,000円を追加し、歳入歳出総額を23億1,443万2,000円とするものであります。

次に、議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和3年度決算により、歳入の繰越金を7,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を19億6,862万6,000円とするものであります。

次に、議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

令和3年度決算により、歳入の繰越金を101万9,000円追加するとともに、同額を予備費で調整するもので、歳入歳出総額を337万9,000円とするものであります。

次に、議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

資本的収入を812万2,000円減額補正するものと、資本的支出を2,756万9,000円増額補正するものであります。

次に、認定第1号から認定第13号までの令和3年度一般会計及び特別会計、水道事業会計の歳入歳出決算13件についてであります。

初めに、認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算についてであります。

お手元の「主要な施策の成果と予算執行状況報告書」の3ページをお開きください。

令和3年度一般会計の決算額は、歳入総額148億3,155万2,000円で、前年度対比9.6%の減、歳出総額138億7,527万4,000円で、11.1%の減となり、歳入歳出差引額は9億5,627万8,000円となりました。この差引額には、町道3975号線外1道路整備事業（用沢工区）の逓次繰越しの充当財源、庁舎空調改修事業ほか13件の繰越明許費の充当財源及び消防庁舎整備事業の事故繰越しの充当財源、合わせて4億2,394万2,000円が含まれており、これら翌年度に繰り越すべき財源を差し引きすると、5億3,233万6,000円が実質収支額となり純繰越金となりました。

これから前年度の実質収支額2億6,081万円を差し引いた単年度収支額では、2億7,152万6,000円の黒字となりました。また、実質収支額を標準財政規模60億3,462万3,000円で除した実質収支比率は、8.8%となりました。

歳入について、前年度と比較すると、全体で15億6,781万5,000円減少いたしました。

減少したものは、特別定額給付金給付事業補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の減少等により、国庫支出金が20億6,564万8,000円の減、繰越金が8億3,243万円の減

が主なものであります。

一方、増加したものは、地方交付税が3億902万8,000円の増、地域産業立地事業費補助金の増等による県支出金が5億589万3,000円の増が主なものであります。

歳出について、前年度と比較すると、全体で17億2,566万9,000円の減少となりました。

目的別に見ると、民生費が特別定額給付金給付事業費の減等により13億4,856万4,000円の減、土木費が工業団地アクセス道路整備事業の完了等により11億8,076万2,000円の減が、減少した主なものであります。

一方、増加したものは、総務費が財政調整基金及び特定目的基金への積立金の増額により3億3,896万円の増、商工労働費が地域産業立地事業費補助金の増により5億9,141万3,000円の増が主なものであります。

また、性質別に見ると、義務的経費が45億6,497万5,000円で全体の32.9%、投資的経費が27億4,699万7,000円で、全体の19.7%となりました。

なお、義務的経費のうち、人件費は22億7,518万8,000円で、前年度対比で3,201万8,000円の増、扶助費が14億90万1,000円で、前年度対比3億5,828万9,000円の増、公債費は8億8,888万6,000円で、前年度対比675万3,000円の増となりました。

投資的経費では、普通建設事業費は25億4,101万3,000円で、前年度対比9億2,033万3,000円の減となり、災害復旧事業費が2億598万4,000円で、前年度対比3億4,506万7,000円の減となりました。

令和3年度を振り返りますと、感染症予防への対応を余儀なくされましたが、日本経済においては、インバウンド需要の減少が続くものの、国内の経済社会活動は持ち直しつつある中、小山町においては、国の経済対策による普通交付税などが増額となり、景気回復により地方消費税交付金のほか各種交付金が増額となりました。

また、歳入の根幹である町税は、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の特例措置などにより減少となりましたが、湯船原地区への企業立地により、当該特例措置に対する地方特例交付金を合わせると、増収となりました。

一方、1年延期となった東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、町民の協力の下、成功を収め、小山町の歴史に深く刻まれました。また、大会期間中は小山町の自然豊かな景観が映像を通して全世界に発信され、大会終了後には記念モニュメントを設置いたしました。

また、ふるさと寄附金により積立てを行った基金の活用により、地域産業立地事業費補助、町道整備事業、給食費の無償化、こども園の整備事業などに取り組みました。

また、ふじのくにのフロンティアを拓く取組、新東名関連町道整備、都市計画道路整備事業を推進しました。

以上、令和3年度一般会計の決算の概要を御説明いたしました。その細部につきましては、お手元の「主要な施策の成果」を御参照ください。

次に、認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は20億2,872万7,000円で、前年度に比べ5,414万6,000円の増であります。歳出総額は19億2,460万6,000円で、前年度に比べ9,783万2,000円の増であります。

本会計の実質収支額は、1億412万1,000円であります。

次に、認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は618万4,000円、歳出総額は443万9,000円となりました。

次に、認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は2億4,805万3,000円で、前年度に比べ111万5,000円の減、歳出総額は2億4,749万2,000円で、前年度に比べ511万5,000円の増、実質収支額は56万1,000円であります。

次に、認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は2億5,874万1,000円、歳出総額は2億3,957万9,000円で、実質収支額は1,916万2,000円であります。

次に、認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入歳出総額は、いずれも22万6,000円であります。

次に、認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は20億6,710万3,000円で、前年度に比べ2,430万9,000円の増、歳出総額は19億1,163万9,000円で、前年度に比べ2,099万8,000円の増、実質収支額は1億5,546万4,000円であります。

次に、認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。歳入総額は1億8,450万2,000円、歳出総額は1億535万8,000円で、実質収支額は7,914万4,000円であります。

次に、認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は5,162万4,000円、歳出総額は4,851万9,000円で、実質収支額は310万5,000円であります。

次に、認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は1億7,781万5,000円、歳出総額は2億346万7,000円で、実質収支額は2,565万2,000円の赤字であります。

次に、認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は7,877万円、歳出総額は7,856万3,000円で、実質収支額は20万7,000円であります。

次に、認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算についてであります。

歳入総額は335万円、歳出総額は30万7,000円で、実質収支額は304万3,000円であります。

次に、別冊になっております、認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算についてであります。

収益的収入及び支出の収入額3億2,708万9,000円に対し、支出額は3億1,734万3,000円となりました。また、資本的収入及び支出は、収入額2億3,759万7,000円に対し、支出額は3億7,736万3,000円となりました。

損益計算書による収益合計は2億9,977万6,000円に対し、費用合計は3億657万1,000円となり、剰余金の当年度末処理欠損金679万4,000円は利益積立金を繰入れ処理いたします。

以上、今定例会に提案いたしました35議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意案件につきましては私から内容説明をし、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第77号、議案第79号及び議案第80号を除きその他の案件は、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

日程第4 報告第8号 令和3年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 報告第8号 令和3年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第8号 令和3年度小山町一般会計等健全化判断比率の報告についてであります。

議案書は3ページをお開きください。

令和3年度の小山町の健全化判断比率についてであります。算定した基礎数値及び4指標について、7月28日に監査委員の審査を受けたところであります。

健全化判断比率に対する監査の審査意見につきましては、決算審査意見書の中に示されておるとおりであります。後ほど、代表監査委員から、令和3年度決算審査の意見と併せて報告がございますので、御承知おきください。

それでは、財政指標のうち、初めに実質赤字比率についてであります。

一般会計と育英奨学資金特別会計、そして土地取得特別会計を合わせた普通会計の歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越す財源を差し引きますと、実質収支額が算出されます。

その実質収支額が赤字の場合に、地方公共団体の標準的な収入の規模を示す標準財政規模に対して何%であるかを示すものが、実質赤字比率であります。

令和3年度の小山町の標準財政規模は60億3,462万3,000円で、令和3年度の実質収支額は、育英奨学資金特別会計、土地取得特別会計と合わせて5億3,408万1,000円の黒字でありますので、実質赤字比率は算定されないこととなります。

次に、連結実質赤字比率についてであります。

先ほどの実質赤字比率の対象となる普通会計に、国民健康保険特別会計をはじめ、町の全ての会計を対象とした実質収支額等の合計が赤字の場合、その実質赤字額の標準財政規模に対する割合であります。

令和3年度の実質収支額等の合計は11億992万9,000円の黒字でありますので、連結実質赤字比率も算定されないこととなります。

次に、実質公債費比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する実質的な公債費相当額の割合を、令和元年度から令和3年度まで年度ごとに算出し、3年間の平均値を表したものであります。

この実質的な公債費相当額とは、年度ごと支出している一般会計等の地方債の元利償還金のほかに、特別会計及び事業会計へ支出している一般会計からの繰出金並びに出資金のうち公債費に準ずるものと、債務負担行為のうち土地の購入費用などの公債費に準ずるものや、御殿場市小山町広域行政組合などの一部事務組合へ支出している負担金のうち公債費に準ずるものなども含めた合計額から、それらに充てた特定財源などの額を差し引いたものであります。

本町の実質公債費比率は、8.8%であり、早期健全化基準の25.0%を下回っております。

最後に、将来負担比率についてであります。

この比率は、標準財政規模等に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合であります。この一般会計等が将来負担すべき実質的な負債とは、一般会計の地方債残高87億8,251万8,000円や、公営企業債等繰入見込額5億8,295万8,000円のほかに、一部事務組合や御殿場市小山町土地開発公社などに関する負担見込額などを含めた、一般会計が負担するであろう負債の全体額から、町全体の基金残高53億5,295万6,000円や交付税に算入される公債費の見込額などを差し引いたものであります。

本町の将来負担比率は、7.7%であり、早期健全化基準の350%を下回っております。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 報告第9号 令和3年度小山町特別会計等資金不足比率の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 報告第9号 令和3年度小山町特別会計等資金不足比率の報告についてを議題とします。

報告を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 報告第9号 令和3年度小山町特別会計等資金不足比率の報告に

ついてであります。

議案書は4ページをお開きください。

本件は、さきの報告第8号と同様に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和3年度の決算数値を基に算定し、7月28日に監査委員の審査を受けたところであります。

この資金不足比率とは、公営企業ごとに資金の不足額が事業の規模に対してどの程度あるのかを表す指標であります。

個々の会計の状況ですが、初めに、下水道事業特別会計の実質収支額は、1,916万2,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、宅地造成事業特別会計の実質収支額は、7,914万4,000円の黒字となり、下水道事業会計と同様に、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、上野工業団地造成事業特別会計の実質収支額は、310万5,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、木質バイオマス発電事業特別会計の実質収支額は、2,565万2,000円の赤字となっており、前年度繰上充用金2,473万8,000円を除いた資金不足額は91万4,000円となり、売電収入から営業外収益を除いた735万4,000円で除した12.4%が資金不足比率として算定されます。

この会計の資金不足比率ですが、令和2年度の数值は100.9%と健全化判断基準の20%を大きく超過したため、経営健全化計画を定めることを御説明しておりましたが、その後、令和3年度において、健全化判断基準の20%を下回る見込みとなり、計画策定までは至りませんでした。

次に、小山PA周辺開発事業特別会計の実質収支額は、20万7,000円で黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

次に、温泉供給事業特別会計の実質収支額は、304万3,000円の黒字となっておりますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

最後に、水道事業会計の資金不足比率であります。水道事業会計の資金不足比率は貸借対照表の流動資産総額に貸倒引当金を加え、翌年度へ繰り越す財源を差し引いたものから流動負債総額から建設改良費等の財源に充てるための企業債及び引当金を差し引きしますと、1億6,879万4,000円の黒字でありますので、資金不足比率は算定されないこととなります。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告いたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告は終わりました。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第6 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第1号 小山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

現在、本町では、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、3人の委員による小山町固定資産評価審査委員会を設置しております。

この委員のうち、令和元年10月1日から委員をお願いしております湯山正敏さんが、9月30日で任期満了になります。

湯山正敏さんは、固定資産評価の知識が豊富であり、人格、識見ともに優れた方であり、引き続き選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から令和7年9月30日までの3年間であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第1号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第1号はこれに同意することに決定しました。

日程第7 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第2号 小山町教育委員会委員の任命について、御説明申し上げます。

小山町教育委員会は、教育長と4人の委員で組織しております。

その中で、稲 恵子委員が、本年9月30日をもって任期満了となります。稲 恵子さんは、平成23年4月1日に教育委員に就任され、以来11年6か月にわたり、小山町の教育行政に御尽力いただいております。ここに改めて心より感謝を申し上げます。

後任には、足柄地区の向方区にお住まいの丹羽千絵さんを委員として任命いたしたく、願います。

丹羽千絵さんは、これまで足柄幼稚園、小山中学校の家庭教育学級委員長や足柄小学校のPTA副会長などを務められ、現在も足柄地区体育振興会副理事長として活動されております。

人格高潔で地域からの信望も厚く、教育、学術及び文化について高い識見を有しておられ、教育委員に適任の方であり、教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は本年10月1日から令和8年9月30日までの4年間であります。

以上、御審議のほどよろしく願います。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第2号は、これに同意をすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第2号はこれに同意することに決定しました。

日程第8 議案第64号 工事請負契約（変更）の締結について（令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事）

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 議案第64号 工事請負契約（変更）の締結について（令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第64号 工事請負契約（変更）の締結についてであります。議案書は5ページからであります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事につきまして、設計の一部変更による工事請負契約の変更契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

変更の主な内容でございますが、供用後の安全性を検証した結果、通学児童など歩行者及び通行車両の安全性を確保するため、歩行者の横断部を表示するグリーンベルトを37平方メートル、また交差点やカーブを表示するカラー舗装690平方メートルを追加施工することといたしました。

以上のことから、カラー舗装工を増額するとともに、その他工種の出来高数量による軽微な精算変更と併せ工事請負契約を変更するものであります。

変更による増額は414万7,000円で、総額9,434万7,000円となり、うち消費税相当額は857万7,000円であります。

なお、工事の完成予定期日に変更はなく、令和4年9月30日を予定しております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番（藺田豊造君） 3点ばかり質問をいたします。

まず、今後このような附帯工事を、長いことこの工事をやっていますけれども、附帯工事があるのかないのか。

それから、供用開始の時期、それに伴う信号機の設置の時期など、分かっている範囲で教えてください。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 藺田議員の質問にお答えいたします。

初めに、1点目の附帯工事についてでございますけれども、この社会資本整備総合交付金事業というのは、国庫補助金を受け入れて行う事業ですので、補助対象外の工事等が発生した場合は、当然、附帯工事が発注して処理していきたいと考えておりますので、附帯工事の方も今検討しております。

次に、信号機の設置時期について分かる範囲でという御質問でございましたけれども、信号機の位置については、一色中日向線との信号機ということによろしいでしょうか。

それにつきましては、地元の要望等を、公安委員会の方に要望書の方を提出して、公安委員会の方でも令和5年度以降の設置について検討しているということ聞いております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第65号 町道路線の変更について

○議長(遠藤 豪君) 日程第9 議案第65号 町道路線の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長(湯山博一君) 議案第65号 町道路線の変更についてであります。

議案書は8ページからであります。

本案は、道路法第10条第2項に規定する町道路線の変更をしようとするため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

変更する路線は、町道2285号線、3727号線、3735号線、3738号線及び3739号線の5路線であります。

それぞれの詳細図面につきましては、10ページ以降にございますので、御覧ください。

新柴地内の町道2285号線は、静岡県が農業集落道を整備したことによる町道の取付け位置の変更、大御神及び中日向地内の町道3727号線、3735号線、3738号線及び3739号線は、新東名高速道路本線工事の進捗により工事区域内にある町道の機能が一部失われることから、その機能回復のための町道の付け替えにより、それぞれ起点または終点を変更するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第10 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

議案書は28ページをお開きください。

本条例は、公職選挙法に基づき、小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関し必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものであります。

本条例は、12か条から成り立っております。

条文の主な内容について御説明いたします。

第1条では条例の趣旨を、第2条から第5条では選挙運動用自動車の使用の公費負担に関する内容を、第6条から第8条では選挙運動用ビラ作成の公費負担に関する内容を、第9条から第11条では選挙運動用ポスター作成の公費負担に関する内容を、第12条では選挙管理委員会への委任を定めています。

なお、この条例の施行日は、公布の日からとしており、この条例の公布の日以後その期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時57分 休憩

午前11時08分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は33ページをお開きください。

本案は、令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告のうち、国家公務員に係

る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、育児・介護休業法が改正されたことに伴い、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則及び国家公務員の措置等を踏まえ改正するものであります。

それでは、主な改正内容を説明いたします。

お手元の条例改正資料、新旧対照表の2ページをお開きください。

初めに、第2条の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が1歳6か月に達する日までにその任期を満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないという要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日までと子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するものであります。

同様に、第2条の3及び第2条の4の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日、2歳に達する日とする要件について、夫婦交代での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするとともに、非常勤職員の子が1歳以上の期間における育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を定める規定を整備するものであります。

次に、第3条の改正は、育児休業の取得回数制限の緩和等として、再度の育児休業取得に係る条例で定める特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除するとともに、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備するものであります。

今後も職員へこれらの制度の周知を図るとともに、職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、具体的な環境整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について

を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は37ページからであります。

本案は、窓口での要望が多い道路台帳付図の複写に対応するため、小山町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案書の38ページを御覧ください。

改正の内容でございますが、用紙の規格により300円から900円の手数料としておりました「白図、小山町全図、電子図書の複写」について、複写対象を「道路台帳付図、都市計画図、用途地域図及び地形図の複写」と道路台帳付図を追加するとともに、複写の対象を限定的に列挙することといたしました。

手数料の額ですが、白黒複写でA3判までは30円、A2判は250円、A1判は350円、A0判は450円とし、いずれも1面につき1件の料金といたしました。なお、多色刷りの場合は、前述の白黒複写の2倍の額としております。

条例の施行日は、公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） こちらの件でちょっとお伺いさせていただきます。

現行の手数料条例では、白図や複写対象が限定されているため、窓口の要望ニーズが高い道路台帳付図の複写に応えることができなかったため見直しを行うということで、議会全員協議会では御説明いただきましたが、それでは、今まで、例えば道路台帳付図や都市計画図、また用途地の地図及び地形図など、町民や業者が町側の方に要請されてきたときには、どのように対応をされていたのか、お聞かせください。

また、これらの要請は年間にどれぐらい希望があるのか、こちらも併せてお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 小林議員にお答えいたします。

まず、これまでということなんですけれども、2段階ございまして、当初、電子データではないときには、紙の図面で交付をしておりました。これは、手数料とか使用料とか、条例で規定するまで至らないものですから、雑入として収入をしておりました。

その後、電子データになったときには、電子データの発行ということですので、これは雑入ではなくて手数料に当たるので、1回条例で改正をしまして、手数料条例に基づいてやりました。

これで窓口では交付をしております。

今回新たに見直したというのは、道路台帳付図の御希望が多くて、かつ道路台帳付図につきましても電子データで発行することができましたので、手数料条例に入れ込んだということが事実であります。

限定的にと申し上げましたのは、公文書の公開に関する条例がございまして、その中にも電子図書の文書の写しという決めがありますので、条例間で齟齬が生じてしまいますので、今回は限定的な対象にしたということであります。

あと件数ですけれども、正確な件数はつかんでおりませんが、ほぼ窓口には毎日のようにお客様がいらっしゃいます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は39ページであります。

本案は、公営住宅法に定められた耐用年数を経過した町営湯船団地、鉄筋コンクリート造り2階建て2棟8戸を、小山町営住宅等長寿命化計画に基づき解体をいたしますので、本条例を改正しようとするものであります。

なお、今回の改正により、町営住宅の団地数は9団地、管理戸数は376戸となります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（小林千江子君） こちらの解体対象2棟8戸の解体費用がお幾らぐらいになるのか、その予算をお聞かせください。

また、対象の建物がある湯船町営住宅ですが、こちらは借地であるのかどうか、そちらの点を

お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 小林議員の御質問にお答えいたします。

解体費用につきましては、およそ800万円ほどだと思いました。

それで、住宅地が借地かどうかということですが、これは町有地になっております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5億6,894万7,000円を追加し、予算の総額を134億2,884万6,000円とするものであります。

初めに、6ページの繰越明許費の追加であります。

町道整備事業は、町道一色中日向線交差点改良工事について、年度内の完了が見込めないため、繰越明許費の設定をするものであります。

次に、7ページの債務負担行為の設定であります。

行政手続整備支援業務は、行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直し及び制度の整備について、令和5年度まで支援業務を委託するため、債務負担行為を設定するものであります。

次に、8ページの地方債の補正であります。

足柄地区コミュニティセンター改修事業は、起債協議の結果により限度額の変更をするものであります。

治山事業は、町単治山事業の追加実施に伴い限度額の増額をするものであります。

また、公共道路整備事業は、起債対象事業の精査により増額をするものであります。

急傾斜地崩壊防止事業は、県単事業負担金の増額に伴い増額するものであります。

臨時財政対策債につきましては、7月に決定しました発行可能額に合わせ、限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

初めに、12款1項1目地方交付税を1億8,185万6,000円増額しますのは、普通交付税の交付額が決定されたことによるものであります。

普通交付税の算定におきましては、昨年度と同様、基準財政需要額が基準財政収入額を上回ったため、普通交付税が交付されるものであります。

なお、収入額を需要額で除した単年度の財政力指数は、昨年度再算定後は0.834でありましたが、今年度は0.018ポイント増加し、0.852となりました。

次に、11ページにかけまして、16款1項2目衛生費国庫負担金を854万円、同じく2項3目衛生費国庫補助金を92万5,000円増額しますのは、新型コロナウイルスワクチン4回目接種事業に係る国庫負担金及び補助金を見込むものであります。

次に、同じく9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を3,486万7,000円増額しますのは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業に充当する財源として交付金を見込むものであります。

次に、12ページ、18款1項1目財産貸付収入を228万5,000円増額しますのは、東富士演習場への町有地貸付料の増額によるものであります。

次に、21款1項1目繰越金を4億3,233万6,000円増額しますのは、令和3年度の決算により、実質収支額が5億3,233万6,000円になったことによるものであります。

次に、13ページ、23款1項1目総務債を4,930万円減額しますのは、起債協議の結果、減額するものであります。

次に、同じく3目農林水産業債を500万円増額しますのは、町単治山事業の追加実施に伴い増額するものであります。

次に、14ページにかけまして、同じく5目土木債を1,580万円増額しますのは、公共道路整備事業における起債対象事業の精査により増額するものと、急傾斜地崩壊防止事業において、県単事業負担金の増額に伴い増額するものであります。

次に、同じく9目臨時財政対策債を6,407万3,000円減額しますのは、普通交付税の交付額とともに決定されました発行可能額に合わせて減額するものであります。

次に、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

初めに、4月以降の人事異動等に伴い生じる職員人件費の補正について、給与改定等と同時に12月補正において、人件費補正として一括提出しているところではありますが、会計年度任用職員の給与費など、12月補正前までに予算に不足が生じる科目があるため、総務費のほか16の科目に

において調整するものであります。

15ページをお願いします。

15から16ページにかけまして、2款1項4目財産管理費のうち、説明欄(2)財産管理費を500万円増額しますのは、旧シルバーワークプラザ等の支障木伐採業務委託300万円と、旧滝の台団地における防火水槽解体工事200万円であります。

次に、同じく説明欄(3)基金管理費を2億9,364万7,000円増額しますのは、財政調整基金に積み立てる8,000万円、総合計画推進基金積立金8,100万円、庁舎建設基金積立金5,000万円、公共施設等総合管理基金積立金8,500万円の増額と、令和3年度の収入額の確定に伴う地域優良賃貸住宅基金積立金235万3,000円の減額であります。

次に、同じく説明欄(4)庁舎管理費を300万円増額しますのは、3階会議室の床などの修繕200万円が主なものであります。

次に、17ページにかけまして、2款1項5目支所及びコミュニティ供用施設管理費のうち、説明欄(2)足柄支所管理費を190万1,000円増額しますのは、地方創生臨時交付金を活用し、足柄地区コミュニティセンターへの公衆無線LAN構築費及びリモート会議システムを導入するための備品購入費が主なものであります。

次に、2款1項6目自治振興費のうち、説明欄(3)防犯推進費を826万7,000円増額しますのは、犯罪被害者等支援条例策定検討会にかかる謝礼と、国道246号地下道3か所における防犯カメラ設置工事費及び電気料金高騰に伴う防犯灯維持交付金の増額が主なものであります。

次に、19ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費のうち、説明欄(2)戸籍住民基本台帳事務費を175万2,000円増額しますのは、地方創生臨時交付金を活用し、本庁及び各支所に電子決済システム対応レジを導入する委託料であります。

次に、20ページ、2款7項1目企画渉外総務費のうち、説明欄(2)企画調査費を1,268万1,000円増額しますのは、令和3年度の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金の交付確定に伴う国庫返還金であります。

次に、21ページ、2款7項4目広域行政組合管理費のうち、説明欄(2)広域行政組合管理費を585万3,000円増額しますのは、令和3年度決算に伴う負担金の精算と諸施設整備等基金等に積立てを行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第1号)によるものであります。

次に、23ページ、3款2項1目老人福祉総務費のうち、説明欄(2)高齢者福祉推進費を150万6,000円増額しますのは、補助事業の見直しに伴う敬老ふれあい事業補助金の増額が主なものであります。

次に、3款3項1目児童福祉総務費のうち、説明欄(6)子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費を724万9,000円増額しますのは、令和3年度の子育て世帯生活支援特別給付金国庫補助金の交付確定に伴う国庫返還金であります。

次に、24ページ、3款3項3目こども園費のうち、説明欄(2)こども園管理運営費を389万6,000

円増額しますのは、各こども園の点検等により更新が必要となった備品購入費150万円が主なものであります。

次に、25ページにかけまして、同じく説明欄（5）こども園整備事業費を2,200万円増額しますのは、すばしりこども園の整備事業に伴う外構舗装工事が主なものであります。

次に、26ページ、4款1項2目予防費のうち、説明欄（3）新型コロナウイルスワクチン接種事業費を946万5,000円増額しますのは、第4回目の接種に向けて不足する委託費等を増額するものであります。

次に、27ページ、4款2項1目環境保全総務費のうち、説明欄（2）環境保全事業費を36万2,000円増額しますのは、地球温暖化防止に向けた取組を推進するため、小山町域における温室効果ガス排出量の算出業務であります。

次に、28ページ、4款3項2目塵芥処理費のうち、説明欄（3）広域行政組合塵芥処理費負担金を1,069万円減額及び4款3項3目し尿処理費のうち、説明欄（2）広域行政組合し尿処理費負担金の206万9,000円減額しますのは、令和3年度決算に伴う負担金の精算を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算（第1号）によるものであります。

次に、29ページ、5款1項2目農業振興費、説明欄（2）農業振興費を1,633万8,000円増額しますのは、地方創生臨時交付金を活用し、肥料等の価格高騰により、経費負担や経営状況の悪化が予想される農業者に対して実施する肥料価格高騰対策事業補助金1,500万円が主なものであります。

次に、30ページにかけまして、5款2項3目治山事業費のうち、説明欄（3）治山事業費を500万円増額しますのは、柳島（平田沢）などにおける町単治山事業であります。

次に、6款1項1目商工振興費のうち、説明欄（3）中小企業振興費を9万6,000円増額しますのは、中小企業振興推進会議の開催に伴う謝礼が主なものであります。

次に、32ページにかけまして、6款2項1目観光スポーツ推進費のうち、説明欄（6）富士箱根トレイル等維持管理費を761万2,000円増額しますのは、令和2年7月の豪雨により被災した金時山登山道の復旧に係る工事請負費であります。

次に、33ページ、7款2項2目道路維持費のうち、説明欄（3）公共施設地区対応事業費を2,500万円増額しますのは、町道の損傷補修を推進するため、道路維持補修費を増額するものであります。

次に、34ページにかけまして、7款2項3目町道整備事業費のうち、説明欄（2）町道整備事業費を5,200万円増額しますのは、町道一色中日向線交差点改良事業を実施するため、工事請負費を増額するものであります。

次に、7款2項5目急傾斜地崩壊防止事業費のうち、説明欄（2）急傾斜地崩壊防止事業費を272万円増額しますのは、実施事業の増による県急傾斜地崩壊対策事業負担金の増額によるものであります。

次に、35ページ、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防費負担金を131万1,000円減額しますのは、令和3年度決算に伴う負担金の精算を行う御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第1号)によるものであります。

次に、36ページにかけまして、8款1項5目無線設備管理費のうち、説明欄(2)移動系無線設備管理費を160万4,000円増額しますのは、救護病院である自衛隊富士病院に設置している移動系無線設備の設置場所移設に伴う費用であります。

次に、37ページ、9款4項4目生涯学習センター管理費のうち、説明欄(2)文化会館等管理運営費を372万9,000円増額しますのは、地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策として総合文化会館の手洗い場を自動水栓化するための工事請負費であります。

次に、38ページにかけまして、9款5項2目体育施設費、説明欄(2)体育施設費を929万1,000円増額しますのは、地方創生臨時交付金を活用し、感染症対策として総合体育館など体育施設の手洗い場を自動水栓化するための工事請負費であります。

次に、10款2項1目公共土木施設災害復旧費、説明欄(2)河川施設災害復旧費を1,044万9,000円減額しますのは、湯船排水路災害復旧事業における未精算分償還金の確定に伴い減額するものであります。

最後に、12款1項1目予備費を6,980万6,000円増額いたしますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様はしばらくお待ちください。

日程第15 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第15 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(長田忠典君) 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

別冊補正予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,612万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億3,612万1,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明いたします。

5ページをお開きください。

8款1項1目繰越金の2,612万1,000円の増額は、令和3年度の決算剰余金として確定しました1億412万1,000円と、当初予算で見込んでおりました7,800万円との差額を増額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

1款1項1目一般管理費、説明欄(2)一般管理費の12節国保制度改正システム改修を16万5,000円増額しますのは、制度改正による未就学児の均等割額変更に対応するためのシステム改修に要する事業費を増額するものであります。

6ページから8ページにかけて、3款1項1目一般被保険者医療給付費分の説明欄(2)18節医療給付費分納付金(一般分)を198万3,000円減額、続いて、3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の説明欄(2)18節後期高齢者支援金等分納付金(一般分)を316万5,000円減額、3款3項1目介護納付金分の説明欄(2)18節介護納付金分納付金を58万3,000円増額しますのは、いずれも納付金の額が確定したことによるものであります。

次に、8ページを御覧ください。

8款1項3目償還金、説明欄(2)償還金を124万1,000円増額いたしますのは、過年度分、令和3年度分の保険給付費等交付金の確定を受け、県に返納するために増額するものであります。

次に、9款1項1目予備費を2,928万円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第17 議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第73号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第18 議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第74号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第19 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、予算の総額を変えず、歳出予算の組替えのみを行うものであります。

須走地区へのスーパーマーケット誘致のために、当初予算において概算により計上した予算額に対し、必要な予算の組替えを行うものであります。

歳出について御説明いたします。

5ページを御覧ください。

1款1項1目土地開発基金繰出金3,040万円の減額は、土地開発基金により取得した土地の造成工事を実施する予算とするため、減額するものであります。

3款1項1目事業費3,040万円の増額は、本会計において造成工事を実施するための予算であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（長田忠典君） 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

別冊予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億22万9,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を20億8,022万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

6ページをお開きください。

2款2項6目介護保険事業費補助金を38万5,000円増額いたしますのは、本年度の介護保険システム改修経費に対する国からの補助金であります。

次に、7款1項1目繰越金を9,984万4,000円増額しますのは、令和3年度の決算剰余金として確定した金額1億5,546万3,911円と当初予算5,561万9,000円との差額分であります。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費を33万円増額いたしますのは、介護保険報酬改定等に対応するためのシステム改修の委託費であります。

最後に、6款1項1目予備費を9,989万9,000円増額しますのは、今回の補正により生じる歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上です。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第21 議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第77号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第22 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。理事。

○理事（増井重広君） 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ402万8,000円を追加し、予算の総額を23億1,443万2,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

補正予算書6ページを御覧ください。

2款1項1目1節前年度繰越金を290万4,000円増額いたしますのは、令和3年度決算が確定したことに伴う増額であります。

その下、3款1項1目1節一般会計繰入金を112万4,000円増額いたしますのは、人事異動によるもので、一般会計と同様に、12月補正まで足りなくなる部分に関して、職員人件費の財源として繰り入れるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款1項1目3節職員手当等を112万4,000円増額いたしますのは、先ほど歳入でも御説明いたしました、人事異動によるものです。

その下、2款1項1目12節委託料を290万円増額いたしますのは、開発行為に伴う許認可協議の変更書類を作成するためのものです。

7ページから8ページにかけて、4款1項1目28節予備費を4,000円増額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第23 議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第24 議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本議案につきましては、町長提案説明のほか補足説明はありませんので、直ちに質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第25 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第25 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額から、資本的収入を821万2,000円減額し、予算総額を4億7,675万5,000円に、また、資本的支出を2,756万9,000円増額し、予算総額を7億2,670万1,000円にするものであります。

それでは、続きまして、3ページを御覧ください。

初めに、資本的収入についてであります。

1款4項1目、備考欄、1節工事負担金を821万2,000円減額いたしますのは、2件の増減によるものであります。

1件目は、用沢、棚頭地内で実施を予定しておりました新東名高速道路建設に伴う水道配水管布設工事の一部が、新東名高速道路本線工事との工程調整により今年度の実施ができなくなったことによる中日本高速道路株式会社からの負担金1,412万2,000円の減額。2件目は、小山地内で計画中の町道1689号線新設工事の着工に当たり、道路工事に支障となります私有地内に埋設されている水道配水管の移設工事に対する一般会計からの負担金600万円を新たに計上するものであります。

次に、資本的支出について御説明をいたします。

3ページの下段を御覧ください。

1款1項2目、備考欄、13節委託料を200万円増額いたしますのは、国土交通省沼津河川国道事務所で計画中の国道246号4車線化事業に伴い、移設及び改修等が必要となる南藤曲区内の水道管路及び施設の概略計画を検討するため、業務委託費を増額するものであります。

次に、41節工事請負費を2,556万9,000円増額いたしますのは、3件の増減によるものであります。

1件目は、内陸フロンティア事業の一環として大御神地内で実施中の小山パーキングエリア周辺開発事業の進捗に伴い、開発エリアを含む大御神配水区域内全域の水道水の安定供給を図るため、配水管の口径を大きくする水道管布設替工事費4,799万3,000円を新たに計上するもの。2件目は、先ほど説明いたしました、小山地内の町道1689号線新設工事に伴う配水管の移設工事費600万円を新たに計上するもの。3件目は、同じく先ほど説明いたしました、新東名高速道路建設に伴う配水管布設工事の一部を来年度以降に先送りすることによる2,842万4,000円の減額であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、8月31日水曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第13号までの令和3年度会計決算13件を順次議題として、決算の補足説明及び決算監査報告を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時05分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長	遠 藤	豪
署 名 議 員	小 林	千江子
署 名 議 員	佐 藤	省 三

令和4年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和4年8月31日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
代表監査委員	池谷 浩君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君

散 会 午後3時30分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 令和3年度小山町水道事業会計決算 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算
 - 日程第2 認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第3 認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
 - 日程第4 認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
 - 日程第5 認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第6 認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
 - 日程第7 認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
 - 日程第8 認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第9 認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第10 認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第11 認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第12 認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
 - 日程第13 認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 認定第1号から日程第13 認定第13号までの令和3年度会計決算13件を一括議題とします。

あらかじめ御了承願います。

令和3年度会計決算関係については、本日は当局からの補足説明及び代表監査委員から決算監査報告を受け、質疑、委員会付託については、9月6日の本会議において行いますので御承知願います。

補足説明は、初めに一般会計を行い、終了後、特別会計及び水道事業会計を行います。

なお、補足説明順については、配付した資料のとおりですので御了承ください。

それでは、順次、各部長等から一般会計の補足説明を求めます。

初めに、理事 増井重広君。

○理事（増井重広君） 令和3年度理事所管関係の一般会計決算について、補足説明いたします。

なお、これからの補足説明につきまして、私を含めた各部長等は、決算額については1,000円未満を、執行率については小数点第1位未満を切り捨てて御説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明いたします。

決算書の16ページをお開きください。最下段、16款1項3目1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金6,320万3,000円は、令和元年度発生 of 台風19号により被災した普通河川湯船排水路河川災害復旧費に係る負担金であります。

次に、23ページをお開きください。最上段、17款2項5目1節商工費補助金の備考欄1行目、地域産業立地事業費補助金3億3,569万2,000円は、富士山麓フロンティアパーク小山及び新産業集積エリアへ進出した3社の企業に交付した小山町地域産業立地事業費補助金について、交付実績の2分の1を県から補助金交付を受けたものであります。

次に、24ページをお開きください。備考欄最上段、17款2項10目1節地域少子化対策重点推進交付金138万4,000円は、新規に結婚した世帯に対し、住居費や引っ越し費用を30万円を上限に補助する結婚新生活支援補助金について交付実績の3分の2を、また、結婚に向けた不安の解消や、出逢いと交流の機会を提供することにより結婚へと導く結婚支援事業について、対象経費の2分の1をそれぞれ県から補助金交付を受けたものであります。

その下、17款2項10目2節ふじのくに少子化突破展開事業費補助金78万3,000円は、定住意向が低く、流出傾向が続く若年層をターゲットに、通学、就職、子育てなどのライフステージに応じた支援を行うおやまライフサポート事業について、交付実績の2分の1を県から補助金交付を受けたものであります。

次に、25ページをお開きください。中段、18款1項1目1節土地貸付収入の備考欄下から3行目、太陽光発電事業敷地貸付収入285万7,000円は、湯船原地区のドリームソーラーふじおやまの事業地としての町有地の貸付け料であります。

次に、31ページをお開きください。22款6項1目2節雑入のうち、1ページめくっていただいて次ページ、備考欄上から9行目、松田町営駐車場使用料53万6,000円は、松田町営駐車場利用者からの使用料収入であります。

次に、下から6行目から町道整備事業協力金通次繰越1億5,684万5,000円、その下、現年1,693万7,000円、その下、部分払い分3億5,347万6,000円は、足柄SA周辺地区開発道路整備事業に係る開発事業者からの協力金であります。

以上が歳入関係であります。

続いて、歳出の主な内容について御説明いたします。

決算書58ページをお開きください。中段より下、2款7項3目人口政策推進費の決算額は3,668万3,000円で、執行率は93.1%であります。主なものは、備考欄(2)定住促進事業費のうち、次ページ上から8行目、18節個人住宅取得資金利子補給金773万9,000円は、町内に個人住宅を新築

した際の住宅ローンの利子補給として、113件を交付したものであります。

その下、(3) 少子化対策事業費のうち、18節おやまライフサポート事業補助金156万7,000円は、歳入で御説明しました県のふじのくに少子化突破展開事業補助金を財源に実施した事業であり、第1子子育て応援成事業22件、遠距離通学定期券購入費助成金交付事業46件、奨学金返還支援助成事業3件を実施したものであります。

その下、(4) 結婚支援事業費のうち、12節結婚支援事業303万1,000円は、歳入で御説明しました地域少子化対策重点推進交付金等を財源に実施した事業であり、結婚適齢期の子を持つ親御さん等を対象としたセミナーや、男女がチームとなって謎解きゲーム方式で町内市街地をめぐる交流イベント等を実施したものであります。

次に、95ページをお開きください。中段、6款1項2目企業立地推進費の決算額は6億9,880万1,000円で、執行率は99.0%であります。備考欄(2) 企業立地推進費のうち、18節最下段、小山町地域産業立地事業費補助金6億7,138万5,000円は、歳入でも御説明いたしましたが、富士山麓フロンティアパーク小山で2社、新産業集積エリアで1社の計3社の進出企業に対する補助金であります。

次ページをお開きください。備考欄(4) 27節上野工業団地造成事業特別会計繰出金1,015万円、(5) 27節小山PA周辺開発事業特別会計繰出金1,090万円は、起債の対象とならない人件費等に充てるため一般会計から繰り出したものであります。

次に、102ページをお開きください。6款3項1目労働諸費、備考欄最下段(3) 雇用対策事業費のうち、次ページ上から3行目、12節町内事業所紹介ホームページ作成業務94万9,000円、その下、町内企業ガイドブック作成業務55万円は、町内企業及び進出企業の情報を求職者目線で紹介するホームページやガイドブックを作成したものであります。

次に、107ページをお開きください。7款2項3目町道整備事業費のうち、備考欄(3) 足柄SA周辺地区開発道路整備事業費の決算額は現年分が135万円、逓次繰越分が1億5,684万5,000円で、内容は、足柄SA周辺開発道路として町道2416号線ほか1路線の整備工事等を実施したものであります。

次に、110ページをお開きください。7款3項1目河川費のうち、備考欄最下段(3) 緊急自然災害防止対策事業費の決算額は繰越明許分6,257万円、次ページ、事故繰越分1億2,915万円で、内容は、14節普通河川湯船排水路河川改修事業で、令和元年10月の台風により被災した湯船排水路において、災害発生の予防と法面の荒廃拡大を防止するための改修工事を実施したものであります。

次に、136ページをお開きください。10款2項1目公共土木施設災害復旧費のうち、備考欄(2) 河川施設災害復旧費の決算額は繰越明許分2,555万2,000円、事故繰越分1億1,147万5,000円で、内容は、繰越明許分が12節設計業務、14節公共土木施設災害復旧事業、16節公有財産購入費で、事故繰越分が12節測量調査等、14節公共土木施設災害復旧事業、次ページ、21節補償補填及び賠

償金など、令和元年10月の台風により被災した普通河川湯船排水路河川災害復旧工事に係るものであります。

以上で、理事所管関係の決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 令和3年度一般会計決算の企画総務部関係の補足説明を行います。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

7ページをお開きください。1款町税であります。令和3年度の町税全体の収入済額は38億8,768万7,000円で、収納率は98.6%、一般会計の歳入に占める割合は26.2%となりました。前年度と比較しますと、町税全体で6,550万円、1.6%の減となりましたが、収納率は0.5ポイント上がりました。

項目ごとに見ますと、1項町民税の個人及び法人の現年と滞納繰越分を合わせた収入済額は12億5,712万5,000円で、前年度と比較し6,396万8,000円、4.8%の減となりました。

1目町民税個人の収入済額は10億3,980万5,000円で、前年度より5,732万4,000円の減額となりました。主な要因は、1節現年課税分の納税義務者数が前年度より262人減の1万413人となったことであります。1人当たりの調定額は9万9,357円で、前年度より3,231円減少しております。これは、令和3年度の町民税の算定に用いる令和2年所得における土地等の譲渡所得額の減少が原因と考えております。

次に、2目町民税法人の収入済額は2億1,731万9,000円で、前年度より664万4,000円の減額となりました。法人は、設備投資等を行った場合、経費として控除することにより税額に影響が出る場合があります。令和3年度に減額した理由は、町の主要企業について設備投資の増額及びコロナ禍による収支の悪化が町民税法人の減額に影響したと考えております。

次に、2項固定資産税の収入済額は24億1,006万7,000円で、前年度と比較し2,232万1,000円減、0.9%の減となりました。

1目1節現年課税分の収入済額は23億7,056万1,000円で、その内訳は、土地が7億3,885万6,000円、家屋が7億5,011万7,000円、償却資産が8億8,158万8,000円でした。土地は、標準宅地の評価額が下落傾向にあります。令和2年度中に湯船原工業団地の一部の土地が売却されたことに伴い、約17万8,000平方メートルの課税地目が宅地に変更されたことなどから、2,556万4,000円、3.5%の増となりました。

また、家屋につきましては、令和2年中の工場・倉庫等の新築件数の減少や、コロナ特例の適用によって前年度より6,788万1,000円、8.3%の減となりました。償却資産では、設備投資の増加によって280万8,000円、0.3%の増となりました。

次に、3項軽自動車税の収入済額は6,222万9,000円で、前年度と比較し249万円、4.1%の増となりました。これは、自家用の四輪軽乗用車の課税台数が61台増え、4,549台となったことが主な要因であります。

次に、8ページをお開きください。4項町たばこ税の収入済額は1億5,391万円で、前年度と比較し1,662万9,000円、12.1%の増となりました。たばこ税の増税による影響と考えております。

次に、5項入湯税の収入済額は435万4,000円で、前年度と比較し166万8,000円、62.1%の増となりました。増額の主な要因は、宿泊を伴う入湯客数が回復傾向にあるためであります。

次に、2款地方譲与税の収入済額1億1,272万円でありますが、前年度に比べ1.8%の増額となっております。

次に、9ページの3款利子割交付金は196万1,000円で、前年度に比べ24.1%の減額となりました。減額の理由は、預金利子の下落により県全体の調定額が減少したことによるものです。

次に、4款配当割交付金は1,665万2,000円で、前年度に比べ51.3%の増額となりました。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金は2,373万円で、前年度に比べ58.8%の増額となりました。増額の要因は、株価の上昇によるものと考えられます。

次に、10ページ、6款法人事業税交付金は4,874万2,000円で、前年度に比べ64.1%の増額となりました。増額の要因は、円安などを背景に県内企業の業績が回復傾向にあるためと考えられます。

次に、7款地方消費税交付金は4億8,625万8,000円で、前年度に比べ8.0%の増額となっております。

次に、8款ゴルフ場利用税交付金2億827万2,000円は、前年度に比べ18.4%の増額で、利用者は5万7,957人増え、36万9,632人でありました。

次の11ページ、9款環境性能割交付金1,152万4,000円は、前年度に比べ1.2%の減額となっております。

その下、10款国有提供施設等所在市町村助成交付金の4,194万7,000円でありましたが、国が所有する固定資産のうち、演習場内の施設、弾薬庫、燃料庫等に供する固定資産を対象に国から交付されるものであり、対象施設の新設により、前年度に比べて25.1%の増額であります。

その下段の11款地方特例交付金の1億2,410万1,000円でありましたが、前年度に比べ454.8%の増額となりました。これは、地方税の減収分に対して交付されるもので、新型コロナウイルス感染症対策地方税収補填特別交付金が主なものであります。

次に、12ページの12款地方交付税8億8,931万4,000円でありましたが、前年度に比べ53.3%の増額となりました。増額の主な要因は、国の普通交付税再算定により大幅な増額となったものであります。なお、普通交付税は7億4,037万8,000円で、単年度財政力指数は0.834となり、前年度から0.06ポイント減少しております。

次に、19ページの16款2項8目特定防衛施設周辺整備調整交付金の3億714万7,000円は、いわゆる9条交付金で、東富士演習場が存在することにより交付されるものです。沖縄県道104号線越え実弾演習の分散実施の受け入れ規模が小さくなったため、令和2年度に比較し6.4%の減額となりました。昨年度は、こども園の運営に関する事業などの基金を通じた特定事業、町道原向本

線舗装補修工事などの道路事業、佐野川下堰用水路などの農業施設事業の計8件に充当いたしました。

その下、9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,676万9,000円ですが、コロナ禍における経済対策であるプレミアム付き商品券発行事業や、感染防止対策である富士山安心安全対策事業など全14事業に対し充当いたしました。

次に、24ページ、17款3項1目総務費委託金4,270万6,000円の主なものは、1節徴税费委託金3,295万3,000円で、県民税の徴収委託金であります。

次に、25ページの18款1項1目財産貸付収入3億8,174万9,000円の主なものは、1節土地貸付収入、備考欄上段の東富士演習場貸付収入3億2,342万4,000円で、約252ヘクタールの町有地を東富士演習場用地として国に貸付けているものであります。

また、その二つ下、送電線敷地貸付収入4,212万3,000円は、佐久間東幹線建設工事に伴う工事用地賃借料を令和4年度から6年間分を収入したものの3,414万4,000円が主なものであります。

次に、26ページの18款2項1目不動産売払収入3,140万6,000円の主なものは、1節の土地売払収入、備考欄土地売払収入1,454万5,000円と、2節立木売払収入1,686万円で、企画総務部関係では明倫地区と須走地区の貸付け地を売却した1,377万5,000円と、佐久間東幹線建設工事に伴う立木損失補償料1,572万7,000円です。

次に、19款1項2目総務費寄附金4,500万円は、一般社団法人須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金であります。

次の27ページ、5目ふるさと寄附金4億8,929万9,000円の主なものは、企業版ふるさと寄附を含むふるさと納税による寄附金で、その件数は3,351件、41事業所から返礼品686品目を御提供いただきました。

最下段の20款2項1目財政調整基金繰入金2億4,000万円は、令和3年度当初予算において不足する財源として繰入れを行ったものであります。

次の28ページ、2目東富士演習場関連特定事業基金繰入金2億4,744万7,000円ですが、これは、先ほど御説明いたしました9条交付金の事業執行の手法として、基金を通じてこども園の運営に関する事業など、三つの特定事業を執行するための繰入金であります。

その下、3目須走地域振興事業基金繰入金2,422万5,000円は、須走彰徳山林会様からの財産管理費寄附金を積み立てた基金からの繰入金であります。

その下、4目総合計画推進基金繰入金11億8,434万6,000円は、総合計画に基づき実施する様々な事業の財源として繰り入れたものであります。

次に、32ページの22款6項1目の雑入のうち、備考欄の上から5行目、ミニポートピア富士おやま環境整備協力費2,116万1,000円は、協定に基づき当該施設の売上額の1%を協力費として収入しているものです。

次に33ページ、23款町債11億7,328万5,000円は、臨時財政対策債などの増額などにより大幅に

増えています。世代間の負担の平準化を図るため、充当事業の内容を精査の上、後年度負担が過大にならない起債を借り入れております。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

初めに、38ページをお開きください。2款1項2目財政管理費のうち、備考欄(3)行財政改革推進事業費の決算額は343万7,000円で、執行率は90.5%であります。7節行政アドバイザー謝礼40万円は、研修会の講師、審査委員会の委員など、延べ23人のアドバイザーへの謝礼であります。また、12節委託料や13節使用料などの予算を活用し、デジタルトランスフォーメーションの推進を図っております。

次に40ページ、2款1項4目財産管理費のうち、備考欄(2)財産管理費の決算額は906万1,000円で、執行率は96%であり、主なものは、公共施設等総合管理計画改定業務272万8,000円で、公共施設の計画的な維持管理等を行うため、策定後5年経過した計画を改定したものであります。

(3)基金管理費の決算額は17億2,674万3,000円で、執行率は99.9%であります。主なものは、財政調整基金積立金8億円、減債基金積立金1億4,343万5,000円、総合計画推進基金積立金2億6,659万3,000円、教育振興基金積立金1億2,491万4,000円、次のページの上段の9条交付金を充てる特定事業を実施するための東富士演習場関連特定事業基金積立金2億4,744万7,000円、須走地域振興事業基金積立金4,500万円、庁舎建設基金積立金5,000万円、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金3,721万1,000円であります。

なお、積立基金の詳細につきましては、決算書の275ページに記載してございますので、後ほど御覧ください。

次に、その下の備考欄(4)庁舎管理費の決算額は5,989万5,000円で、執行率は24%であります。この目の執行率が低いのは、昨年度本庁舎の空調設備が壊れ、急遽空調設備の入れ替え工事を発注いたしました。が、年度内完成が困難であり、繰越明許により予算1億8,900万円を繰越したことによります。執行額の主なものとして、備考欄10節需用費の修繕料669万1,000円は、本庁4階会議室の床及び壁の補修をはじめとする設備等の修繕が主なものであります。14節庁舎維持補修事業434万6,000円では、役場本庁舎の3階男子トイレの改修が主なものであります。また、16節庁舎用地1,983万円は、川前及び茅沼の土地を職員駐車場用地として購入いたしました。

次に、44ページを御覧ください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄(2)自治振興費の決算額は4,191万9,000円で、執行率は98.9%であります。主なものは、町内40区の区長様へお支払いした謝金として、7節報償金653万2,000円と12節地区コミセン改修工事実施設計717万1,000円、16節足柄地区コミセン用地1,101万円、18節区運営交付金1,474万2,000円などであります。

次の45ページの備考欄(4)協働推進費の決算額は176万3,000円で、執行率は78%であります。主なものは、18節須走まちづくり推進協議会補助金100万円と地域まちづくり事業補助金76万3,000円で、須走の補助金は須走振興基金を財源に補助をしたものであり、地域コミュニティに対する支援を行ったものであります。

次に、その下2款1項7目電算管理費の決算額は9,876万7,000円で、執行率は98.7%でありました。主なものは、(2)電算管理費の11節通信運搬費の2,600万8,000円、次の46ページ、13節総合行政システム機器使用料ほか9件の機器及びシステムの使用料5,394万7,000円であります。

次に、47ページ、9目諸費のうち、備考欄(2)会計年度任用職員福利厚生費の決算額は4,151万9,000円で、執行率は99%でありました。主なものは、社会保険に加入する会計年度任用職員の社会保険料である4節会計年度任用職員等社会保険料3,514万8,000円であります。

続いて、48ページをお開きください。下段の2款2項2目賦課徴収費のうち、備考欄(2)課税事務費は3,902万9,000円で、執行率は99.2%であります。主なものとして、備考欄12節委託料の電算処理1,405万7,000円は、町民税、固定資産税及び軽自動車税の課税事務に要するものと、次の49ページ、22節償還金利子及び割引料の過年度町税過誤納金還付金897万6,000円であります。還付金の主なものは、町民税個人及び固定資産税の税額変更によるものと、町民税法人の確定申告に伴う予定納税分の還付であります。

次に、56ページを御覧ください。2款7項1目企画渉外総務費のうち、備考欄(2)企画調査費の決算額は447万8,000円で、執行率は96.7%であります。主なものは、次の57ページ、備考欄18節光ファイバ網整備事業補助金312万4,000円で、須走地区の未整備地区に光ファイバ網を整備するため、通信事業者に交付したものであります。

その下の備考欄(3)地域公共交通活性化事業費の決算額は8,324万4,000円で、執行率は99.7%であります。主なものは、備考欄18節自主運行バス負担金7,811万円で、小山町コミュニティバスの運行業務を行っている事業者への負担金であります。

次に59ページ、7項4目広域行政組合管理費の決算額は5,779万1,000円で、議会費及び総務費となります。

その下、次の60ページにかけて、8項1目広報広聴費のうち、備考欄(2)広報広聴費の決算額は1,774万7,000円で、執行率は94.7%であります。主なものは、10節の印刷製本費885万7,000円で、広報おやま等の発行を行ったものと、18節の足柄駅前金太郎像設置交付金500万円で、実行委員会に交付いたしました。

62ページをお開きください。備考欄(5)ふるさと振興事業費の決算額は1億8,331万1,000円で、執行率は84.8%であります。これは、ふるさと納税の返礼品等に要する経費であります。主なものとして、7節報償費、ふるさと納税返礼品1億2,855万円は、返礼品購入等に係る経費であり、13節使用料及び賃借料のポータルサイト利用料4,542万2,000円は、ふるさとチョイス等の利用料であります。

その下、備考欄(6)スタジオタウン小山推進事業費の決算額は962万7,000円で、執行率は99.6%であります。主なものは、12節指定管理料900万円で、NPO法人小山町フィルムコミッションに小山フィルムファクトリーの指定管理をお願いしている経費であります。

最後に137ページをお開きください。11款1項1目元金の決算額は8億5,594万9,000円で、執行

率は99.9%であります。これは209件の借入れに対する償還金であります。

その下、2目利子の決算額は3,293万6,000円で、執行率は98.5%であります。230件の借入れに対する利子の償還分であります。

以上で、令和3年度一般会計歳入歳出決算の企画総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、危機管理局長 遠藤正樹君。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 小山消防署と危機管理局の令和3年度一般会計の決算につきまして、御説明をいたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の18ページを御覧ください。16款2項5目消防費国庫補助金の備考欄、演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金は、同報無線のデジタル化整備工事費に対する収入で、令和2年度事業の繰越明許分として599万6,000円、令和3年度事業分として5,913万4,000円を収入いたしました。

その下、消防団施設整備費補助金21万5,000円は、令和3年度小山町消防団切創防止用保護衣購入事業に対する収入であります。

次に、23ページを御覧ください。17款2項7目1節消防費補助金の備考欄、地震・津波対策等減災交付金1,178万9,000円は、本町が策定いたしました地震・津波対策等の取組に関する計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため交付されたものであります。昨年度は、富士山火山防災マップの作成、無線施設の改修・更新、災害対策本部、救護所及び消防団等の防災・医療用資機材として、毛布、救急医療セット、消防用ホース、消防団活動服等を購入いたしました。

以上が歳入の主なものでございます。

次に、歳出の主なものにつきまして御説明をいたします。

116ページを御覧ください。8款1項2目非常備消防費の決算額は3,715万7,000円で、執行率は93.2%であります。内容は、消防団の運営管理及び消防施設維持管理として資機材の整備等に要した費用で、主なものといたしましては、備考欄（2）消防団運営費の1節消防団員報酬639万8,000円で、消防団員171人分の報酬であります。

その5行下、8節旅費の費用弁償632万2,000円は、消防団員が火災、警戒及び訓練等に出勤した際の経費であり、その内訳は、火災2回、台風による土砂災害警戒1回、その他警戒35回、手入れ作業・訓練等全て含めた出勤回数は460回で、年間出勤団員数は延べ4,094人であります。

次に、4行下の10節需用費消耗品費464万7,000円の内訳は、消防団員の活動服、防火服及び分団の消防ホース等の購入費であります。

次に、117ページを御覧ください。7節報償費の不用額96万6,000円ですが、退団された団員が引き続き機能別団員となり、本人の希望で退職手当を繰延べしたものでございます。

8節旅費につきましては、前ページでも御説明をいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等を中止または規模縮小したため、135万円の不用額となりました。

備考欄（４）消防団福利厚生費のうち、７節消防団員退職報償金428万6,000円は、昨年度をもって退団されました消防団員９人の退職報償金であります。

次に、同ページの下段、３目消防施設費の決算額は6,395万7,000円で、執行率は98.3％であります。主なものは、次ページ備考欄（３）消防庁舎整備事業費6,257万6,000円で、小山消防署新庁舎用地購入や、測量及び地盤調査等の業務委託費であります。

次に、同ページの中段、４目危機対策費の決算額は6,931万6,000円で、執行率は96.1％であります。主なものは、備考欄（２）危機対策費2,802万円で、避難所等の備蓄食料としてアルファ米等1万7,000食分やコロナ対策のための間仕切り段ボール等、防災資機材の購入費であります。

続いて、119ページを御覧ください。備考欄（３）自主防災推進事業費のうち、19節自主防災対策事業補助金367万6,000円は、計27区の自主防災会が購入あるいは実施くださいました防災資機材や防災倉庫の整備に対し、自主防災対策事業補助金交付要綱に基づき交付させていただいたのであります。

続きまして同ページ、５目無線設備管理費の決算額は1億693万1,000円で、執行率は98.9％であります。主なものは、次ページ、備考欄（３）同報系無線設備管理費の1,475万2,000円で、アナログ戸別受信機の修繕費、Jアラートシステムの更新作業、コミュニティFM中継局設置調査等であります。

最後に、120ページ下段から121ページを御覧ください。備考欄（４）同報系無線設備デジタル化整備の主なものは、12節ダイポールアンテナ設置委託料841万5,000円、17節備品購入費現年分の戸別受信機6,755万1,000円等で、防衛省の補助をいただいて実施をいたしました同報無線のデジタル化整備事業に伴うものであります。

以上で、小山消防署と危機管理局の令和３年度一般会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、住民福祉部長 長田忠典君。

○住民福祉部長（長田忠典君） 令和３年度小山町一般会計歳入歳出決算のうち、住民福祉部関係について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてであります。

決算書の15ページをお開きください。下段の15款２項１目２節戸籍住民基本台帳手数料、備考欄の戸籍住民票関係手数料729万4,000円は、戸籍や住民票等の交付手数料で、コンビニ交付分1,286件を含む合計で2万2,140件分の手数料であります。

次に、16ページ中段の16款１項１目１節社会福祉費負担金、備考欄の障害者自立支援給付費負

担金1億7,707万9,000円は、歳出3款1項2目障害者福祉費の備考欄(5)自立支援給付費の約2分の1を国が負担するものであります。同じ備考欄の二つ下、国民健康保険基盤安定負担金1,377万4,000円は、低所得者が多い国保の保険者に対する支援分の2分の1を国が負担するものであります。

次に、同じページ、16款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄の新型コロナウイルスワクチン接種体制費負担金6,731万8,000円は、同ワクチン接種に係る経費の10分の10を国が負担するものであります。

次に17ページ、16款2項1目1節総務管理費補助金、備考欄の個人番号カード交付事業費補助金588万4,000円と、その下、同事務費補助金743万8,000円は、マイナンバーカードの交付事務等に要する経費に対する国庫補助金であります。

次にその下、16款2項2目1節社会福祉費補助金の備考欄の地域生活支援事業補助金651万4,000円は、地域活動支援センター事業等に対する補助金であります。また、備考欄四つ下の住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費補助金8,360万円、その下の同事務費補助金425万1,000円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう、1世帯当たり10万円の給付に対する国庫補助金であります。

次に、18ページ上段、16款2項3目1節保健衛生費補助金のうち、備考欄三つ目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金4,727万2,000円は、ワクチン接種の体制確保に要する費用に対する国からの補助金であります。

次にその下、2節環境保全費補助金、備考欄の合併処理浄化槽設置奨励事業補助金463万4,000円は、合併処理浄化槽の設置に対する国の補助金であります。

次に、21ページをお開きください。17款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、備考欄2番目の障害者自立支援給付費負担金8,853万9,000円は、先ほど国庫負担金で御説明をした自立支援給付費の約4分の1の県負担分であります。また、備考欄二つ下、国民健康保険基盤安定負担金4,295万円は、国保税軽減分の4分の3と先ほど国庫負担金で御説明をした保険者支援分の4分の1を県が負担するものであります。

次にその下、2節の老人福祉費負担金の備考欄、後期高齢者保険基盤安定負担金2,415万8,000円は、後期高齢者医療保険料軽減分の4分の3を県が負担するものであります。

次に、下段の17款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄3番目の重度障害者(児)医療費補助金1,202万2,000円は、重度障害者(児)医療費扶助額の約2分の1を県が補助するものであります。

次に、22ページ中段の17款2項3目1節保健衛生費補助金の、備考欄こども医療費助成事業費補助金1,454万5,000円は、18歳になる年度末までの子どもの入院、通院に係る医療費に対する県の補助金であります。

次に、30ページをお開きください。下段の22款5項2目1節老人福祉費受託事業収入、備考欄の健康診査受託事業1,083万8,000円は、静岡県後期高齢者医療広域連合から健康診査1,262件分の受託料であります。

備考欄その下、保健事業と介護予防の一体的実施受託事業729万8,000円は、高齢者のフレイル対策等として医療と介護を一体的に切れ目なく支援するため、令和2年度から後期高齢者医療広域連合からの受託事業として実施している事業の受託収入であります。

次に31ページ下段の22款6項1目2節雑入の備考欄、下から3番目の子ども医療費助成返納金等386万6,000円は、高額療養費相当分などを受け入れたものであります。

また、次のページ、備考欄中段、後期高齢者医療負担金過年度精算金680万1,000円は、令和2年度分実績の精算に伴うものであります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

飛びまして、44ページをお開きください。2款1項6目自治振興費のうち、備考欄下から3行目(3)防犯推進費の決算額は1,157万7,000円で、執行率は92.9%であります。主なものは、次のページ、備考欄上から6行目、13節LED防犯灯等リース料341万8,000円は、2,065灯分のリース料と、その下、14節防犯カメラ設置484万7,000円は、7か所に11台の防犯カメラを設置した工事請負費であります。

次に、49ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費の決算額は6,403万5,000円で、執行率は92.8%であります。次のページ、備考欄(2)戸籍住民基本台帳事務費の主なものは、戸籍総合システム等の12節電算処理委託料401万9,000円と、13節戸籍総合システム使用料950万4,000円であります。また、備考欄(3)個人番号カード関連事務費は、1節会計年度任用職員報酬が454万1,000円と、18節通知カード・番号カード事務交付金592万5,000円、地方公共団体情報システム機構への支払いが主なものであります。

次に、飛びまして、62ページをお開きください。一番下の2款9項1目交通安全対策費の決算額は1,249万3,000円で、執行率は93.6%であります。次のページ、備考欄(2)交通安全推進費の18節交通安全指導員設置費負担金の334万4,000円は、静岡県交通安全協会御殿場地区支部に在籍する4人の交通安全指導員の人件費等を静岡県と御殿場市及び小山町で負担するものであります。また、備考欄(3)交通指導員活動費では、交通指導員25人の謝礼及び費用弁償や保険料等であります。

次に、64ページの一番上、3款1項1目社会福祉総務費の決算額は9,260万7,000円で、執行率は96.3%であります。備考欄下段の(2)社会福祉総務費の12節地域福祉包括支援業務の423万5,000円は、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制を構築するため、社会福祉協議会と地域包括支援センターへ地域福祉コーディネータを配置した委託料であります。また、次のページ上から4行目、18節社会福祉協議会職員費交付金2,600万円は、社会福祉協議会の職員4人分の人件費に相当する交付金であります。

次に、65ページの3款1項2目障害者福祉費の決算額は4億5,241万円で、執行率は96.9%であります。次のページの上段、備考欄の(3)重度心身障害者(児)援護費の19節重度障害者(児)医療費扶助の3,658万8,000円は、重度心身障害者288人の医療費の自己負担分を助成したものであります。

また、備考欄(5)自立支援給付費の19節障害介護給付費の3億4,947万円は、障害者の施設入所支援、生活介護、就労継続支援などの扶助費であります。

また、備考欄(6)自立支援医療費給付費の19節自立支援医療費扶助の1,049万1,000円は、更生医療や療養介護への扶助費であります。

また、(7)地域生活支援事業費の12節地域活動支援センター事業の1,313万2,000円は、障害者総合支援法の規定により町が実施する障害者の活動機会や、社会との交流を支援するための事業費であります。その下の障害者相談支援事業738万7,000円は、障害者の相談に応じ、必要な情報の提供を行う事業を四つの社会福祉法人等に委託しているものであります。

次に67ページ、3款1項3目健康福社会館管理費の決算額は3,641万4,000円で、執行率は92.3%であります。備考欄(2)健康福社会館管理運営費の12節健康福社会館指定管理料の2,935万8,000円は、指定管理者への指定管理料であります。当年度もコロナ禍ではありましたが、感染症対策を行った上でサービスの向上を図るなど、健康福社会館の円滑な管理運営に努めていただきました。

次に、68ページ下段の3款1項6目特別給付金費のうち、備考欄(3)住民税非課税世帯等への臨時特別給付金支給事業費の決算額は8,778万6,000円で、執行率は48.6%であります。給付金の支給が年度をまたがるため、8,935万7,000円を翌年の令和4年度へ繰越明許しておりますので、執行率が低くなっております。836世帯に1世帯当たり10万円の給付金の支給を行い、その事務費であります。

次に69ページ、3款2項1目老人福祉総務費の決算額は9,086万円で、執行率は90%であります。70ページ中段の、備考欄(2)高齢者福祉推進費の18節シルバー人材センター運営助成金900万円は、高齢者の就業により地域社会に貢献するシルバー人材センターの運営助成金であります。

また、その四つ下、養護老人ホーム建設事業交付金920万円は、養護老人ホーム「平成の杜」の建設に伴う借入金の元金及び利子に対する交付金であります。

また、同じページ下段、備考欄(4)老人保護措置費の19節老人措置費2,790万3,000円は、養護老人ホームへ入所している町民13人に係る措置費であります。

次に、71ページ下段の3款2項3目後期高齢者医療費の決算額は2億3,246万1,000円で、執行率は99.8%であります。

次のページの備考欄(2)後期高齢者医療事業費の12節健康診査業務1,636万1,000円は、後期高齢者健康診査などの健康診査業務委託料で、健診受診者の数は1,262人、受診率は51.8%でありました。

また、備考欄（３）後期高齢者医療負担金の18節静岡県後期高齢者医療広域連合負担金771万3,000円と、その下、同じく医療給付費負担金1億6,879万8,000円は、医療保険者である静岡県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

次に、79ページをお開きください。下段の４款１項１目保健衛生総務費の決算額は2億4,236万3,000円で、執行率は99.5%であります。次のページ中段、備考欄（２）保健衛生管理費の18節看護学校運営費等負担金656万円は、御殿場看護学校への運営費負担金であります。

また、下段の（３）救急医療対策事業費の18節御殿場市救急医療センター負担金6,230万6,000円は、令和３年度中に救急医療センターを利用された8,456人のうち、小山町民の利用者は1,247人で、利用者全体の14.7%でありました。

その下、御殿場市医師会２次救急医療業務負担金912万5,000円は、御殿場市医師会にお願いしている２次救急業務の小山町負担分であります。

その二つ下、公的病院等運営費補助金5,000万円は、過疎地等不採算地区に立地する公的病院の運営に対する市町村からの助成に対し、特別交付税措置がされることから、公益社団法人有隣厚生会富士小山病院へ助成し、地域医療の充実を図っているものであります。

次に81ページ、４款１項２目予防費の決算額は1億6,103万8,000円で、執行率は94.6%であります。備考欄（２）感染症予防費の12節個別接種4,485万5,000円は、乳幼児や高齢者の予防接種費で、接種者は延べ6,786人でした。

また、同じページ下段、備考欄（４）新型コロナウイルスワクチン接種事業費の1億197万9,000円は、感染拡大防止のため、ワクチン接種１回目から３回目の途中までにかかった経費であります。内容は、接種や事務に従事した１節会計年度任用職員報酬821万4,000円や、次のページ上段、予約システムの11節通信運搬費622万2,000円、集団接種及び個別接種の医療従事者及び医療機関への12節委託料のワクチン接種4,207万円が主なものであります。

今月８月28日現在の全年代のワクチン接種の接種者数及び接種率は、１回目の接種は1万4,703人、接種率81.31%、２回目は1万4,596人、80.72%、３回目は1万2,497人、69.11%、４回目は1,949人、10.78%であります。

次に、82ページ中段の４款１項３目健康づくり推進費の決算額は5,778万5,000円で、執行率は96.3%であります。備考欄（３）生活習慣病予防費の、次のページ備考欄一番上、12節保健事業4,132万6,000円は各種検診の委託料で、そのうち、がん検診に要した費用は3,964万3,000円、受診者数は延べ7,311人であります。

次に、83ページ中段の４款１項４目母子保健事業費の決算額は9,490万9,000円で、執行率は94.5%であります。備考欄（２）母子保健事業費の12節保健事業1,075万3,000円は、妊婦健康診査や乳児健康診査、妊産婦新生児訪問指導や乳幼児を対象とする相談業務と、産婦健診や産後ケア事業に要した経費であります。

また、次のページ中段、備考欄（３）こども医療費助成費、19節こども医療費助成7,055万5,000

円は、18歳になる年度末までの子どもを対象とし、通院、入院全ての医療費に係る自己負担分、人数で延べ3万970件を助成したものであります。

次に、中段の4款2項1目環境保全総務費の決算額は5,381万8,000円で、執行率は97.4%であります。次のページ下段、備考欄(6)浄化槽設置推進事業費の18節浄化槽設置事業補助金1,365万2,000円は、38基の合併処理浄化槽の設置に対し補助金を交付し、生活排水の浄化を図ることにより、公共用水域の水質向上を目指したものであります。

また、その下、備考欄(7)広域行政組合斎場負担金1,456万4,000円は、広域行政組合が運営している斎場に係る小山町の負担分であります。

次に、86ページ上段、4款2項2目公害対策費の決算額は314万4,000円で、執行率は91.7%であります。備考欄(2)公害対策費の12節河川や特定事業場、工業排水路などの水質測定業務が主なものであります。

次に、中段の4款3項1目清掃総務費の決算額は8,009万6,000円で、執行率は99.8%であります。備考欄(2)塵芥収集事業費、次の87ページ上段、12節塵芥収集運搬6,085万2,000円は、家庭から出されるごみについて、町内を4地区に分けて収集運搬を実施している経費であります。令和3年度の家庭ごみの収集量は3,568トン、町民1人当たりに計算しますと、収集経費は3,387円、町民1人1日当たりの収集量は544グラムとなりました。

次に、同じページ、4款3項2目塵芥処理費の決算額は1億7,295万8,000円で、執行率は99.5%であります。備考欄一番下(3)広域行政組合塵芥処理費負担金1億5,830万7,000円は、広域行政組合が管理運営する富士山エコパークの焼却施設及び再資源化施設に係る小山町の負担分であります。

次に、88ページ、4款3項3目し尿処理費の決算額は7,306万6,000円で、執行率は100%であります。広域行政組合が管理運営する衛生センターに係る小山町の負担分であります。

最後に飛びまして、96ページをお開きください。下段の6款1項3目消費者行政推進費の決算額は286万5,000円で、執行率は94.2%であります。町の消費生活センターに有資格者を配置することにより、消費生活に係る相談業務を実施し、消費トラブルの解決を図っているものであります。

以上で、住民福祉部関係の一般会計決算補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、経済産業スポーツ部長 高村良文君。

○経済産業スポーツ部長(高村良文君) 経済産業スポーツ部関係の令和3年度一般会計決算について補足説明をさせていただきます。

初めに、歳入関係の主な内容について御説明いたします。

決算書の13ページをお開きください。14款1項1目農林水産業費分担金のうち、1節農業費分担金2,071万7,000円の主なものは、備考欄、県営畑地帯総合整備事業、アグリふじおやま地区の農業施設整備事業における受益者からの分担金で、事業費の10%を徴収したものであります。

次に、14ページを御覧ください。15款1項4目農林水産業使用料のうち、1節農業使用料149万3,000円は、足柄ふれあい公園内、パークゴルフ場、バーベキューガーデン、足柄ふれあい農園3施設の使用料であります。

次に、15ページをお開きください。15款1項5目商工労働使用料のうち、1節観光使用料4,987万6,000円は、町民いこいの家、駿河小山駅前交流センター、道の駅すばしりの施設使用料であります。

次に、19ページをお開きください。16款2項7目災害復旧費国庫補助金のうち、1節農林水産施設災害復旧費補助金3,921万1,000円は、令和3年8月豪雨災害と、令和2年7月梅雨前線豪雨災害、令和元年台風19号により被災した農地・農業用施設災害復旧費及び林道施設災害復旧費に対する国からの補助金であります。

次に、22ページをお開きください。17款2項4目農林水産業費県補助金のうち、1節農業費補助金3億6,433万5,000円は、備考欄上から3行目、中山間地域等直接払い交付金614万8,000円と、備考欄上から8行目、多面的機能支払交付金328万8,000円は、いずれも農業の多面的機能の維持や地域活動、営農活動に対する県補助金であります。

また、備考欄一番下、産地パワーアップ事業補助金（繰越明許）3億4,829万8,000円は、株式会社サンファーム令和の高糖度トマト栽培施設建設に伴う県補助金であります。

また、収入未済となっております17億4,494万1,000円につきましては、令和3年度に繰越しし、本年度事業となります株式会社サラダボウル建設に伴う補助金となります。

続いて、その下、2節林業費補助金1,392万円は、県単補助で実施いたしました治山工事、林道開設改良事業と、令和3年度新規事業の合板・製材生産性強化対策事業は、町内林業事業体の高性能林業機械導入に伴う補助金といたしまして、事業費の2分の1を上限に受け入れたものであります。

次に、17款2項5目商工労働費県補助金のうち、説明は23ページをお開きください。1節商工費補助金のうち商工振興関係では、備考欄2行目新型コロナウイルス感染症対策地域振興臨時交付金（繰越明許）1,872万5,000円で、前年同月日30%以上売上が減少した事業者に、最大30万円を交付した地域振興臨時交付金事業に対する県補助金であります。

次に、30ページをお開きください。22款4項1目商工費元利収入では、1節勤労者住宅建設資金元利収入687万4,000円で、年度当初に静岡県労働金庫へ預託いたしました平成22年から平成23年までの貸付け2件分の償還金であります。

次に、31ページをお開きください。22款6項1目雑入のうち、2節雑入の備考欄下段、道の駅地域振興センター利用料3,237万7,000円と道の駅観光交流センター利用料1,215万円は、各指定管理者施設における総販売額の5%を指定管理者から施設利用料として収納したものであります。

なお、道の駅観光交流センターの利用料は2,000万円となりますが、収入未済の精算金785万円につきましては、令和4年6月1日に収納したことから、令和4年度の過年度分として処理をい

たしました。

以上が歳入関係でございます。

続きまして、歳出の説明に移ります。

最初に60ページをお開きください。2款8項1目広報広聴費のうち、備考欄最下段、(3)東京オリンピック・パラリンピック推進事業費の決算額は現年度分が7,401万5,000円、次ページ(繰越明許)が699万6,000円であります。主なものといたしまして、備考欄中段12節のうち、オリパラ関連事業映像記録業務(繰越明許)699万6,000円は、東京2020大会小山町開催の記録映像を制作した業務費であります。

その下、シティドレッシング装飾業務632万2,000円は、棚頭地先に整備いたしました花のおもてなし観戦ポイントの装飾と、役場庁舎をはじめとした公式デザインによる都市装飾が主なものであります。

その下、閉会后サンクスイベント実施業務369万7,000円は、競技運営を支えたコースサポーターを中心として、複数年にわたる町の取組や大会の全容を振り返り、関わった方々が相互に交流しつつ、レガシー継承意識を高めるためのイベントに要した費用であります。

その5行下、オリンピック聖火リレー会場設営・運営事業403万1,000円は、豊門公園から小山町健康福祉会館までの聖火リレー実施に要した費用であります。

その下、レガシー・銘板スタンプ設置業務2,220万6,000円は、東京2020大会の記録・記憶をレガシーとして後世に継承するため東京2020大会記念モニュメントを制作し、コース等町内5か所に設置したものであります。

その下、花の装飾おもてなし空間整備業務89万1,000円は、多くの町民の方々の協力によりマリーゴールドを植栽した棚頭地先、町道敷地への花壇整備に要した費用であります。

その4行下、コミュニティライブサイト運營業務2,374万7,000円は、オリンピック男女ロード開催の2日間、総合文化会館で開催したコミュニティライブサイトの会場設営・運營業務に要した費用であります。

89ページをお開きください。5款1項2目農業振興費の決算額は4億3,439万2,000円で、執行率は18.9%であります。主なものといたしまして、備考欄(2)農業振興費18節のうち、次ページ6行目、産地パワーアップ事業補助金(繰越明許)3億4,829万8,000円は、歳入でも御説明いたしましたが、株式会社サンファーム令和の高糖度トマト栽培施設建設に伴う県補助金であります。

なお、執行率が低い要因といたしまして、令和3年度から4年度へ繰越しいたしました株式会社サラダボウル建設に伴う県補助金17億4,494万1,000円と、令和2年度から繰越しし実施しております株式会社サンファーム令和の事業に伴う入札による減額等から1億1,580万6,000円を不用額としたものであります。

次に、91ページをお開きください。5款1項3目土地改良事業費の決算額は9,221万1,000円で、

執行率は96.2%であります。主なものといたしまして、備考欄（4）演習場周辺障害防止対策事業費では、14節用水障害対策事業1,348万6,000円で、防衛9条交付金を活用し、佐野川下堰用水路改修工事において沈砂池を1基新設したものであります。

その下、備考欄（5）中山間地域総合整備事業費18節県営中山間地域総合整備事業負担金837万4,000円は、足柄金時地区及び北郷南西部地区において、静岡県が行いましたほ場整備工事や、換地業務等に要した事業費の15%に相当する額を負担したものであります。

次ページ、92ページを御覧ください。備考欄1行目（6）経営体育成基盤整備事業費18節のうち、県営畑地帯総合整備事業負担金4,020万円は、湯船原地区のアグリーンドアストリーエリア内に、静岡県において大規模施設園芸団地の農地造成工事を実施しており、事業費の20%に相当する額を町が負担したものであります。

次に、中段5款2項1目林業総務費の決算額は3,606万7,000円で、執行率は86.8%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）林業総務費10節修繕料1,468万7,000円は、林道5路線の維持管理に伴う小規模修繕30件を実施したものと、18節のうち下から2行目、ナラ枯れ対策事業補助金567万4,000円は、町内38か所のナラ枯れ被害対策として補助金を交付したものでございます。

その下、備考欄（3）森林整備事業費、次ページを御覧ください。12節のうち4行目、森林経営管理事業462万円は、森林の適切な管理を図るため、北郷地区の森林所有者へ森林経営管理に対する意向調査を実施したものであります。

次に、5款2項2目林道費の決算額は2,958万9,000円で、執行率は98%であります。主なものといたしまして、備考欄（3）林道整備事業費14節県単・町単林道事業1,103万8,000円は、林道竹之下金時線と林道中島線の改良工事を実施したものと、その下、18節山村道路網整備事業負担金1,552万円は、県営事業として実施した林道金時線の改良工事に伴う静岡県への負担金であります。

次に、5款2項3目治山事業費の決算額は3,935万7,000円で、執行率は84.9%であります。主なものといたしまして、94ページ、備考欄（3）県単治山事業費14節県単治山事業700万円は、竹之下（神田）地区において流路工事を実施したものと、その下（4）町単治山事業費では、14節町単治山事業2,906万2,000円で、竹之下（姥見）地区において治山工事を実施したものであります。

次にその下、6款1項1目商工業振興費に移ります。決算額は1億9,707万1,000円で、執行率は92%であります。主なものといたしまして、（2）商工業振興費のうち、次のページをお開きください。備考欄18節地域活性化対策助成金5,457万4,000円、4行下、地域振興臨時交付金（繰越明許）4,219万7,000円、（3）中小企業推進費では、18節中小企業経済変動対策貸付金利子補給交付金941万7,000円、その下、中小企業等応援金897万5,000円は、地方創生臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けました町内事業者に対しまして、経済対策を講じ

たものでございます。

次に、97ページをお開きください。6款2項1目観光費の決算額は1億2,744万3,000円で、執行率は91.1%であります。主なものといたしまして、備考欄下段（2）観光振興費1,899万3,000円のうち、次ページ、中段18節観光協会助成金1,083万1,000円は、小山町観光協会の運営及び実施事業に対する助成金であります。

その下、おまつり助成金255万4,000円は、富士山金太郎夏まつり、豊門公園もみじまつりの事業費として助成したものであります。

続いて、備考欄（3）富士山観光事業費4,752万8,000円の主なものは、12節五合目駐車場等管理372万5,000円で、須走五合目来訪者の利便性と安全性を高めるため、五合目トイレ及び駐車場の管理委託費であります。

次に、下から2行目14節マイカー規制乗換駐車場整備605万円は、道の駅「すばしり」隣接地の乗換え駐車場への出入口の舗装工事を実施したものであります。

99ページをお開きください。備考欄1行目18節ふじあざみラインマイカー規制乗換駐車場運営協議会負担金590万円は、ふじあざみラインマイカー規制実施に伴う乗換え駐車場利用者の安全性及び快適性の確保のため事業を実施いたします協議会への負担金であります。

次に、6行下になります富士山安心・安全対策事業費補助金1,090万4,000円は、安心・安全な登山のため、新型コロナウイルス感染症対策用備品等を設置いたしました須走口山小屋11件への補助金であります。

次に、備考欄（4）交流人口拡大事業費1,312万7,000円の主なものは、18節下から5行目ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金823万7,000円で、自転車のまち小山町のPR及び東京2020大会のレガシーを継承していくための大会実施に対する助成金であります。

同じく、18節観光地ワーケーション受入促進事業費助成金29万2,000円は、コロナ禍による新たな働き方として、ワーケーションによる観光地への来訪を促進するため、宿泊事業者1業者が行いました、受け入れ体制の整備に対する助成金であります。

次に、備考欄（5）観光施設管理運営費1,696万6,000円の主なものは、100ページになります。中段、18節駿河小山駅前交流センター試行的運営助成金762万8,000円で、小山町観光協会に助成し、施設の試行的運営を図ったものであります。

次に、その下になります備考欄（6）富士箱根トレイル等維持管理費603万円の主なものは、18節山のスタンプラリーYAMASUTA負担金136万4,000円で、富士箱根トレイルの活用を促すためアプリを活用したスタンプラリーを実施したものであります。

次に、その下の6款2項2目町民いきいの家管理費の決算額は8,759万2,000円で、執行率は91.7%であります。主なものといたしまして、101ページになります。備考欄（2）町民いきいの家管理費（繰越明許）の10節修繕料（繰越明許）990万5,000円は、男女サウナ室の改修とサウナヒーターの修繕を実施いたしました。

また、14節工事請負費（繰越明許）では、照明器具のLED化改修工事280万9,000円、ボイラー更新工事976万2,000円及び空調設備の更新工事814万5,000円にて、それぞれ実施したものであります。

次に、下段6款2項3目道の駅管理費の決算額は2,792万8,000円で、執行率は67.9%であります。主なものといたしまして、102ページを御覧ください。備考欄（2）道の駅地域振興センター管理費14節工事請負費「道の駅ふじおやま」施設改修1,703万1,000円で、外広場にてインターロッキング舗装をカラーアスファルト舗装へ改修したものであります。

次に、備考欄（3）道の駅観光交流センター管理費の主なものは、14節工事請負費「道の駅すばしり」施設改修838万3,000円で、レストラン前のインターロッキング舗装からカラーアスファルト舗装への改修工事と、レストランの床改修工事を実施したものであります。

次に、6款3項1目労働諸費の決算額は1,568万7,000円で、執行率は99.1%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）勤労者支援費のうち、下から2行目20節勤労者住宅建設資金貸付預託金687万4,000円で、先ほど歳入でも御説明いたしましたとおり、過年度分貸付残高に対する預託金として、年度当初に静岡県労働金庫へ預託したものであります。

103ページをお開きください。備考欄（4）新たな働き方推進事業費136万3,000円の主なものは、18節サテライトオフィス設置補助金100万円で、交付件数は1件であります。

次に、135ページをお開きください。10款1項1目農地農業用施設災害復旧費の決算額は1,789万3,000円で、執行率84.3%であります。さきに備考欄（2）農地災害復旧費857万6,000円では、令和3年8月豪雨により被災した中日向、大御神地区の農地災害復旧事業と、その下、農地災害復旧費（事故繰越）233万2,000円では、令和元年台風第19号により被災した小山、棚頭地区の農地災害復旧事業を実施したものであります。

次にその下、備考欄（3）農業用施設災害復旧費（事故繰越）698万5,000円は、令和元年台風19号により被災した小山地区の農業用施設災害復旧工事を実施したものであります。

次に、10款1項2目林道施設災害復旧費の決算額は4,042万9,000円で、執行率97.5%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）林道施設災害復旧費12節測量設計247万5,000円と、その下、14節のうち林道施設災害復旧事業278万3,000円は、令和3年8月豪雨により被災しました林道中島線の災害復旧事業を実施したものであります。

次に、136ページに移ります。林道施設災害復旧事業（繰越明許）581万6,000円は、令和2年7月梅雨前線豪雨災害により被災いたしました林道中島線の災害復旧工事を実施したものであります。

次にその下、林道施設災害復旧事業（事故繰越）1,748万2,000円と、下段、町単独災害復旧事業（事故繰越）1,010万6,000円は、令和元年台風19号により被災しました林道大沢線の災害復旧工事を実施したものであります。

以上で、経済産業スポーツ部関係の決算補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後 1 時10分まで休憩といたします。

午後 0 時07分 休憩

午後 1 時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、都市基盤部長 湯山博一君。

○都市基盤部長（湯山博一君） 一般会計決算のうち、都市基盤部に関する決算について御説明をいたします。

初めに、歳入の主な内容について御説明をいたします。

決算書の15ページを御覧ください。15款 1 項 6 目土木使用料のうち、1 節道路橋梁河川使用料 1,174万8,000円は、条例等に基づき徴収をしている道路占用837件、河川占用207件の占用料であります。

同じく、3 節住宅使用料7,555万6,000円は、町営住宅 9 団地384戸の家賃収入と、令和 2 年度以前の滞納繰越分の家賃収入及び地域優良賃貸住宅の家賃収入であります。町営住宅の現年度分の収納率は99.4%でありましたが、滞納繰越分を含め収入未済額が1,500万円余と多額のことから、条例に基づく不納欠損処理も含め、適切な家賃管理を目指してまいります。

続きまして、16ページを御覧ください。2 項 4 目 1 節計画調査手数料のうち、備考欄開発行為許可等申請手数料104万8,000円は、都市計画法に基づく開発行為等の許可手数料で、その処理件数は、開発行為の許可等合計65件でありました。

続きまして、18ページを御覧ください。16款 2 項 4 目 1 節道路橋梁費補助金のうち、都市基盤部所管の項目を順次説明をいたします。備考欄の 2 行目、社会資本整備総合交付金（道路改築等）（繰越明許）は、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事等に対する補助金であります。

次に、備考欄 4 行目、地方道事業費補助金（スマート I C アクセス道路等）は、小山 P A S I C のアクセス道路であります町道3628号線道路改良工事に対する補助金であります。

次に、その下の道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）は、上野沢橋、中西沢橋の橋梁補修工事や橋梁点検業務に対する補助金であります。

その下の道路メンテナンス事業補助金（橋梁点検・橋梁補修）（繰越明許）は、坪入橋、上須川橋、立沢橋など 4 橋の橋梁補修工事に対する補助金であります。

その下の防災安全交付金（道路構造物点検・修繕）は、町道小山白岩線法面擁壁補修工事、町道一色大胡田線舗装補修工事及び道路法面・舗装補修設計業務等に対する補助金であります。

その下の防災安全交付金（無電柱化）（繰越明許）は、町道富士学校線電線共同溝設置工事に対する補助金であります。

次に、2 節住宅費補助金の主なものは、備考欄 3 行目社会資本整備総合交付金654万5,000円で、町営住宅南藤曲団地M 3 号棟改修工事に対する補助金であります。その他の補助金は住宅の耐震

補強等に対するものでありますが、件数等につきましては歳出において説明をいたします。

続きまして、23ページを御覧ください。17款2項6目1節道路橋梁費補助金2,159万3,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事及び藤曲急傾斜地測量設計業務に対する県の補助金であります。

その下の2節住宅費補助金217万2,000円は、住宅の耐震補強等に対する補助金であります。

歳入につきましては以上であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。

103ページを御覧ください。7款1項1目備考欄(2)土木総務費の決算額は464万2,000円で、執行率は90.8%であります。ここでは、道路河川管理に関する庶務的な経費、設計積算システムや占用システムの経費、所属する団体の負担金などを決算しております。

続きまして、105ページを御覧ください。2目備考欄(2)地籍調査事業費の決算額は532万円で、執行率は87.9%であります。主なものは、12節委託料の地籍調査309万1,000円で、一色その2地区の地籍調査を実施したものであります。

次に、2項1目備考欄(2)道路橋梁総務費の決算額は3,448万9,000円で、執行率は99.5%であります。主な内容を説明いたします。次のページの、12節道路台帳修正880万円は、道路法に基づき整備しております道路台帳につきまして、改良工事等により変更された道路区域等の修正に要した経費であります。

その下の県営事業負担金2,275万4,000円は、静岡県条例及び協定に基づく負担金で、県道足柄停車場富士公園線及び山中湖小山線の改築事業費と、町道桑木新柴線の舗装補修及び橋梁の耐震補強事業費の一部を町が負担をしたものであります。

次に、2目備考欄(2)町道維持管理費の決算額は2,898万6,000円で、執行率は99.7%であります。主なものは12節除雪1,727万8,000円で、単価契約により実施をしているものであります。

次に、備考欄(3)公共施設地区対応事業費の決算額は7,207万4,000円で、執行率は99.4%であります。主なものは、14節道路維持補修事業6,227万7,000円及びその下の安全施設整備事業770万円で、主に各地区からの要望により実施をしております。小規模修繕、舗装補修の単価契約の工事を含め合計15件、248か所の工事を実施いたしました。

続きまして、107ページを御覧ください。3目備考欄(2)町道整備事業費の現年分決算額は8,770万1,000円で、執行率は46.4%であります。主な内容を説明いたします。12節測量設計1,360万7,000円は、足柄小学校前の町道2144号線設計用地測量業務など2件の委託業務を実施したものであります。

その下の測量設計(繰越明許)1,929万4,000円は、町道小山白岩線、町道1689号線の路線設計地質調査業務であります。

5行空けまして、14節道路改良舗装事業5,627万1,000円は、防衛9条交付金事業であります町道原向本線他1路線舗装補修工事など、合計7件の工事を実施したものであります。

その下の道路改良舗装事業(繰越明許)2,949万7,000円は、小山地区石堂の町道1626号線道路

改良舗装工事であります。

続きまして、108ページを御覧ください。4目備考欄（2）公共道路整備事業費の現年分決算額は3,616万4,000円で、執行率は36%であります。主な内容を説明いたします。14節町道整備3,608万円は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事を発注したものであります。

その下の町道整備（繰越明許）1億5,247万1,000円は、町道大胡田用沢線道路改良舗装工事など、合計4件の繰越しをした工事費であります。

その下の16節道路敷地（繰越明許）426万9,000円は、町道用沢大御神線の道路用地購入費で、合計9筆、939.6平方メートルの用地を提供していただきました。

その下の21節立木等物件移転補償費（繰越明許）498万9,000円及び次の電柱移転補償費（繰越明許）1,439万4,000円は、いずれも町道用沢大御神線道路改良舗装工事に伴う移転補償費であります。

次に、備考欄（3）新東名関連町道整備事業費の現年分決算額は1,713万5,000円で、執行率は95.2%であります。主な内容を説明いたします。12節橋梁及び道路整備事業152万3,000円は、町道3975線や町道3628号線の改良工事のうち、中日本高速道路株式会社に工事施工を委託した工事委託料であります。

その下の14節道路改良舗装事業1,098万9,000円は、小山PASICアクセス道路であります町道3628号線道路改良工事の工事費であります。

次に、ページ最下段の備考欄（4）道路構造物長寿命化事業費の現年分決算額は1億2,389万2,000円で、執行率は52.3%であります。主な内容を説明いたします。109ページを御覧ください。12節測量設計2,786万3,000円は、用沢原橋、大久保橋など5橋の橋梁補修実施設計業務など、合計3件の業務委託料であります。

その下の道路構造物点検1,410万2,000円は、町内32橋の法定定期点検業務など、合計4件の業務委託料であります。

次の14節橋梁長寿命化修繕4,623万2,000円は、町道中島藤曲線上野沢橋、町道下屋敷西沢線中西沢橋、町道1624号線馬伏川橋、町道3204号線用沢原橋など橋梁補修工事、合計7件を実施したものであります。

その下の橋梁長寿命化修繕（繰越明許）9,776万1,000円は、町道1181号線坪入橋、町道足柄三保線上須川橋、町道大胡田佐野川線立沢橋、町道1608号線大澤橋など、橋梁補修工事合計7件を実施したものであります。

その下の道路構造物修繕3,569万5,000円は、町道小山白岩線道路法面擁壁補修工事など、合計2件の工事請負費であります。

次に、備考欄（6）無電柱化整備事業費（繰越明許）の決算額は1億9,352万3,000円で、執行率は95.8%であります。内容を説明いたします。12節測量設計（繰越明許）2,302万3,000円は、電線共同溝測量設計業務など2件の業務委託料であります。14節電線共同溝工（繰越明許）1億

7,050万円は、町道富士学校線電線共同溝設置工事費で、延長406.7メートルを施工いたしました。

次に、5目備考欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費の決算額は5,744万2,000円で、執行率は99.1%であります。主な内容を説明いたします。12節測量設計1,601万6,000円は、藤曲急傾斜地測量設計業務委託料であります。14節急傾斜地崩壊防止事業3,515万6,000円は、茅沼の菅沼急傾斜地崩壊防止工事及び附帯工事を実施したものであります。

続きまして、110ページを御覧ください。6目備考欄(2)防衛施設道路整備事業費(事故繰越)の決算額は2,058万3,000円で、執行率は95%であります。内容を説明いたします。16節道路敷地(事故繰越)316万4,000円は、町道上野大御神線の道路用地で昨年度に所有権移転登記が完了した合計7筆の道路敷地購入費であります。

その下の21節立竹木等物件移転補償費(事故繰越)1,741万8,000円は、町道上野大御神線道路改良に伴う家屋等の移転補償費であります。

次に、3項1目備考欄(2)普通河川維持管理事業費の決算額は2,944万9,000円で、執行率は99.8%であります。主な内容を説明いたします。14節河川維持事業407万4,000円は、単価契約による小規模維持補修工事及び生土用水取水口維持補修工事の工事請負費であります。

その下の河川改修事業1,672万円は、頓沢川水路取入口改修工事、湯沸沢川河川改修工事及び茅沼区排水路改修工事を実施したものであります。

その下の18節県営事業負担金は、二級河川鮎沢川の整備事業に対する負担金であります。

続きまして、112ページを御覧ください。4項2目備考欄(2)都市計画費の決算額は361万7,000円で、執行率は98.6%であります。主なものは12節委託料で、都市計画決定図書や開発許可文書などを電子データ化する都市計画図書電子化49万9,000円、5年ごとに実施をします基礎調査の資料を作成する建物用途現況調査253万円及び用沢地内の大胡田用沢線付近の用途地域変更のための基礎調査47万3,000円、合計3件の委託業務を実施いたしました。

次に、備考欄(5)都市計画道路整備事業費(繰越明許)の決算額は430万円で、執行率は80.6%であります。内容は、都市計画道路大胡田用沢線境界杭打設業務(繰越明許)430万円で、大胡田用沢線の用沢共同墓地付近までの境界杭の打設業務費であります。

3目備考欄(2)都市公園維持管理費の決算額は3,915万2,000円で、執行率は96.9%であります。公園の担当部署が本年度から変わりましたが、決算につきましては私から一括して説明いたします。それでは、主な内容を説明いたします。7節謝礼282万3,000円は、都市公園の管理等をお願いしている集落支援員などへの謝礼であります。

次のページを御覧ください。12節施設維持管理1,172万6,000円は、町内30か所の都市公園の管理に係る委託料で、清掃、浄化槽管理、機械警備など全部で33件の業務委託を実施したものであります。

次に、14節須走水の広場N o . 3改修工事338万4,000円は、広場の舗装やトイレの改修等の工事請負費であります。

その下の豊門会館浄化槽改修工事は、既設の単独浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を新設した工事請負費であります。

その下の須走多目的広場歩道補修工事は、多目的広場のゴムチップ舗装が一部傷んだことから補修工事を実施したものであります。

1行空けまして、17節須走多目的広場備品購入139万4,000円は、サッカーゴールの購入費であります。

次に、ページ下段の4目下水道整備費の決算額は9,254万1,000円で、執行率は100%であります。これは下水道事業特別会計への繰出金で、金額は下水道事業の地方債の償還額を基準にしております。

続きまして、114ページを御覧ください。5項1目備考欄(2)町営住宅維持管理費の決算額は5,547万4,000円で、執行率は99.1%であります。主な内容を説明いたします。12節町営住宅管理代行2,113万8,000円は、町営住宅全般に係る管理を静岡県住宅供給公社に委託しているもので、平成30年度に基本協定を締結したところであります。

2行下の13節住宅用地借上料950万7,000円は、町営南藤曲団地など6団地の土地借上料であります。

その下の14節住宅整備事業1,388万6,000円は、町営南藤曲団地M3棟の改修工事費であります。

その下の町営住宅解体事業674万3,000円は、町営湯船団地2棟8戸の解体工事費であります。

次に、ページの最下段備考欄(3)地域優良賃貸住宅事業の決算額は2,274万6,000円で、執行率は100%であります。内容は、地域優良賃貸住宅「グランファミリア落合」の購入費等であり、内訳は施設整備の割賦払い分及び維持管理費であります。

次に、115ページを御覧ください。2目備考欄(2)建築指導費の決算額は893万円で、執行率は76.2%であります。主な内容について説明をいたします。次のページを御覧ください。18節木造住宅補強計画一体型事業補助金120万円は、計画策定と耐震補強工事を一体とする補助金で、高齢者の住宅1件の補助をいたしました。

その下の既存建築物耐震性向上事業補助金464万7,000円は、既存建築物の耐震診断に対する補助金で、事業所1件の補助をいたしました。

続きまして、飛びますが、137ページを御覧ください。10款2項1目公共土木施設災害復旧費、備考欄(3)道路施設災害復旧費の決算額は907万5,000円で、執行率は66.4%であります。内容であります。昨年7月2日から3日にかけての大雨及び8月15日の大雨により被災をしました町道の災害復旧の工事請負費で、合計7件の工事を実施または発注をしたものであります。

都市基盤部に関係します一般会計決算の説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、教育次長 平野正紀君。

○教育次長(平野正紀君) 教育委員会関係決算の補足説明を行います。

初めに、歳入についてであります。

決算書の14ページをお願いいたします。15款1項2目2節児童福祉費使用料の主なものは、備考欄の1行目の保育所保育料1,798万2,000円であり、令和3年度末では町立こども園に476人が在園しており、対前年度36人の減となりました。

次に、16ページをお願いします。中段やや下、16款1項1目3節児童福祉費負担金ですが、備考欄の児童手当負担金1億3,975万1,000円は、児童手当に対する国からの負担金と、その下、子どものための教育・保育給付費負担金8,158万4,000円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への国からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金4,314万6,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する国からの負担金であります。

次に、17ページ中段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、備考欄3行目、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費補助金2億6,170万円と、その下、同じく支給事務費補助金186万3,000円は、国がコロナ克服・新時代開拓のための経済対策として行った、所得制限世帯を除く0歳から高校3年生までの子どもに対し10万円を給付する臨時特別給付金と、その事務費に対する国からの補助金であります。

次に、同じページ下の16款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄1行目、子ども・子育て支援交付金2,523万3,000円で、地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等に対する国からの補助金であります。

また、6行目の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は、国の事業として、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世代に対し食費等による支出増加の影響を支援するために給付金を支給したもので、その事業に対する国からの交付金であります。

さらに一番下、演習場周辺民生施設設置事業費補助金1億8,206万1,000円は、すがぬまこども園の園舎建設事業に対する国の補助金であります。

次に、19ページ上段の16款2項6目2節中学校費補助金の主なものは、備考欄4行目学校施設環境改善交付金1,003万4,000円で、令和2年度末に事業採択され、繰越明許した北郷中学校空調設備改修工事に対する国からの補助金であります。

次に、21ページをお願いします。中段の17款1項1目3節児童福祉費負担金ですが、備考欄の1行目、児童手当負担金3,133万7,000円は、児童手当に対する県からの負担金と、その下、子ども・子育て支援給付費負担金3,431万6,000円は、私立保育園等に通園する園児の園運営費への県からの負担金であります。

また、その下、障害児施設措置費負担金2,157万3,000円は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児利用施設支援に対する県からの負担金であります。

次に、22ページ上段、17款2項2目3節児童福祉費補助金の主なものは、備考欄の2行目、地域子育て支援拠点事業等に対する県からの交付金である子育て支援事業費交付金1,016万2,000円

と、次の行、放課後児童クラブ運営に対する県からの補助金である放課後児童クラブ補助金1,027万5,000円であります。

次に、31ページをお願いします。22款6項1目2節雑入の、32ページの備考欄中段、職員等給食代1,672万8,000円は、小中学校の教諭、こども園の保育教諭及び区域外就学の児童生徒などの給食代であります。

次に、歳出について説明いたします。

68ページをお願いします。初めに、3款1項6目特別給付金費のうち、備考欄(2)子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費の支出済額は2億6,356万3,000円で、この事業科目での執行率は95.5%になります。これは、歳入で説明いたしました、国がコロナ経済対策として行いました0歳から高校3年生までの子どもに対し10万円を給付する臨時特別給付金2億6,170万円と、支給に係る電算システム処理の委託費132万円が主なものであります。

次に、72ページをお願いします。下段の3款3項1目児童福祉総務費の支出済額は9,291万円で、執行率は93.5%です。主なものは、次の73ページ中段やや下の備考欄(5)児童発達支援事業費で、そのうち、19節児童発達支援事業費3,373万3,000円と、その下の放課後等児童通所支援事業費4,673万5,000円になります。

児童発達支援事業費は、幼児障害児施設への通所等に係る扶助として、国保連合会を通じて施設に支払うものであり、年間延べ201人が利用しております。延べ人数で、対前年度30人の増となりました。

また、放課後等児童通所支援事業費は、就学児童の放課後デイサービスなどの利用に対して、同じく国保連合会を通じ施設に支払うものであり、年間延べ615人が利用しております。延べ人数で、対前年度67人の増となりました。

次に、同じページ、最下段の3款3項2目児童手当費の支出済額は2億509万2,000円で、執行率は99.8%であります。主なものは、次の74ページ、備考欄(2)児童手当費の19節児童手当2億231万円で、年3回延べ1万8,652人への児童手当の支給であります。延べ人数で、対前年度747人の減となりました。

次に、同じページ、3款3項3目こども園費の支出済額は11億4,278万5,000円で、執行率は77.4%です。執行率が低い理由ですが、支出済額の二つ横の欄に記載のある2億5,659万7,000円すばしりこども園建設等に係る予算額を翌年度に繰越しをしているためでございます。

この3目こども園費は、こども園等の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に四つ申し上げますと、一つ目に、備考欄(1)職員人件費2億8,840万3,000円で、町立こども園4園の正職員の保育教諭等50人分の人件費であります。

二つ目には、下段の備考欄(2)こども園管理運営費2億4,576万9,000円で、内訳の主なものは、町立こども園のパートタイム・保育教諭等の会計年度任用職員の40人分の報酬4,938万5,000円と、次のページの一番上、こども園のフルタイム・保育教諭等の会計年度任用職員20人分の職

員給4,091万7,000円と、同じページ中段、10節給食の賄材料費3,220万1,000円と、次の76ページの中段、他市町への委託保育に係る19節施設型給付扶助費1,734万8,000円であります。

三つ目には、同じページ下段から次の77ページにかけて、備考欄（４）民間こども園施設運営費 1億7,877万円は、町内の民間こども園 2園の施設運営に係る補助金と扶助費として支出したものであります。

四つ目は、同じページ備考欄（５）こども園整備事業費2,204万4,000円及び繰越明許分 4億247万2,000円は、町立すがぬまこども園園舎の建設工事費が主なものであります。

次に、同じページ 3款 3項 4目子育て支援事業費は 1億912万4,000円で、執行率が98.2%でございます。主なものは、備考欄（１）子育て支援事業に従事する保育教諭等 5人分の職員人件費 4,808万2,000円その他、次の78ページ下段の備考欄（３）放課後児童クラブ費3,988万4,000円で、五つの放課後児童クラブに係る経費であります。なお、令和 3年度から放課後児童クラブは小山町放課後児童健全育成会に運営を委託しており、年間の利用者は合計で237人でありました。

また、次の79ページ上段、備考欄（４）子育て支援センター運営費1,533万8,000円は、子育て支援センター「きんたろうひろば」とぺんぎんランドに係る経費でございます。

次に、ページ飛びまして、121ページをお願いします。ここから 9款教育費の説明をいたします。9款 1項 1目教育委員会費は106万6,000円で、執行率は93.8%でございます。備考欄（２）教育委員会費 1節、教育委員 4人の報酬96万円が主なものであります。

次に、122ページ、9款 1項 2目事務局費は9,587万4,000円で、執行率は97.8%です。主なものは、教育委員会事務局に係る正職員等 9人分の備考欄（１）職員人件費8,225万8,000円と、（２）事務局事務費668万2,000円であります。

次に、124ページをお願いします。9款 2項小学校費の 1目学校管理費は 2億8,325万4,000円で、執行率は97.6%です。

この目は、小学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄（２）小学校管理運営費 1億4,061万7,000円で、その中では、小学校で従事する会計年度任用職員38人分の、1節報酬4,703万4,000円と10節光熱水費2,799万円であります。

二つ目には、次の125ページ備考欄下段の（４）小学校給食費 1億486万3,000円で、次の126ページの 2行目10節賄材料費5,029万4,000円が主なものであります。

三つ目には、備考欄（５）小学校施設整備費3,303万円で、成美小学校非常用階段改修工事、明倫小学校ベランダ等改修工事などの14節小学校整備事業1,629万3,000円が主なものであります。

次に、同じページ中段 9款 2項 2目教育振興費は1,725万1,000円で、執行率は95.9%、小学校の日常の教育活動に要した経費であります。

主には、備考欄（２）小学校教育振興費1,297万7,000円のうち、12節各小学校で 5・6年生が週 2時間、3・4年生が週 1時間実施しております外国人英語指導員派遣の委託費932万8,000円

と、教材備品を購入している、その下備考欄（３）小学校備品整備費275万3,000円であります。

次に、127ページ上段９款３項中学校費の１目学校管理費は２億1,936万6,000円で、執行率は89.2%です。執行率が低い理由は、繰越明許をしました北郷中学校空調設備改修工事が、当初の見込みより安価で実施できたことから執行率が下がったものであり、この繰越明許分を除いた現年度分の執行率では、98%でございます。

この目は、中学校の管理運営及び施設整備などに係る経費であります。

主なものを事業別に三つ申し上げますと、一つ目に、備考欄中段（２）中学校管理運営費１億799万1,000円で、中学校で従事する会計年度任用職員14人分の、１節報酬2,392万8,000円と、10節光熱水費2,471万5,000円と、次の128ページ中段、13節土地借上料1,424万8,000円が主なものであります。

二つ目には、次の129ページ備考欄上段（４）中学校給食費5,017万7,000円で、10節賄材料費3,068万6,000円が主なものであります。

三つ目には、同じページの備考欄（５）中学校施設整備費（繰越明許）3,379万2,000円で、北郷中学校空調設備改修工事に要しました14節中学校整備事業（繰越明許）3,186万7,000円が主なものであります。

次に、同じページ、最下段９款３項２目教育振興費は4,497万9,000円で、執行率は97.4%であります。中学校の日常の教育活動に要した経費であります。主なものは、次の130ページ備考欄１行目（２）中学校教育振興費4,021万1,000円であり、その中で、各中学校週４時間実施している外国人英語指導員派遣の委託料1,468万5,000円と、各中学校単位で週１回３時間開設しました放課後学習室の委託料2,249万円が主なものであります。

次に、９款４項１目社会総務費は5,387万2,000円で、執行率は96%です。主なものは、備考欄（１）職員人件費4,472万3,000円と、生涯学習課勤務の会計年度任用職員の報酬や社会教育指導員の謝礼などの備考欄（２）社会教育費861万6,000円であります。

次に、132ページ、９款４項２目文化振興費は1,061万7,000円で、執行率は84.4%です。執行率が低い理由は、中段18節アートビレッジ実行委員会への交付金について、新型コロナまん延防止措置の適用や町内での感染拡大により、音楽関係等の予定していた事業を翌年度へ延期したことに伴い、交付金の一部を返還したことによるものであります。

主なものは、備考欄（２）文化芸術振興事業費の12節文化芸術振興基本計画策定業務240万9,000円と、アートビレッジ実行委員会交付金170万円であります。

また、備考欄（３）文化財費の12節令和３年度から３か年継続事業であります文化財保存活用地域計画策定支援業務333万3,000円であります。

次に、同じページ、下段、９款４項３目図書館費は45万4,000円で、執行率は98.1%です。ブックスタート及びセカンドブックなど、読書推進事業等に要した経費が主なものであります。

次に、133ページ上段９款４項４目生涯学習センター管理費は１億8,616万2,000円で、執行率は

99.6%です。総合文化会館、総合体育館、パークゴルフ場など11施設の維持管理に係る経費であります。

主なものは、備考欄（2）文化会館等管理運営費、金太郎ホールスポットライト修繕等の10節修繕料1,410万円、指定管理料1億5,600万円と、13節敷地借上料1,546万8,000円であります。

次に、同じページ、9款5項1目保健体育総務費は1,687万9,000円で、執行率は98.5%です。主なものは、備考欄（2）保健体育総務費の次の134ページ2行目、12節のスポーツ振興基本計画策定業務240万9,000円と、18節の小山町体育協会助成金950万円であります。

最後に、同じページ、9款5目2項の体育施設費は1,970万9,000円で、執行率は87.3%です。執行率が低い理由ですが、小山球場の側溝改修の予算を翌年度に繰越したためであります。主なものは、備考欄（2）体育施設費の小山球場放送設備修繕等の10節修繕料880万円と、12節小山町多目的広場改修工事設計業務、ジョギングコースの設計671万円であります。

以上で、教育委員会関係の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで報告します。企画政策課長は公務のため、ただいまからの会議を欠席しておりますので、報告いたします。

次に、特別会計及び企業会計の補足説明を求めます。なお、補足説明は、各部長等の所管の会計順に行います。

それでは、初めに、認定第8号 宅地造成事業特別会計、認定第9号 上野工業団地造成事業特別会計、認定第10号 木質バイオマス発電事業特別会計、認定第11号 小山PA周辺開発事業特別会計の4件について補足説明を求めます。

理事。

○理事（増井重広君） 理事所管関係の特別会計4会計につきまして、順次御説明いたします。

初めに、認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は225ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

229ページをお開きください。中段、1款1項1目1節不動産売払収入1億23万2,000円は、わさび平地区の優良田園住宅1区画、宮ノ台地区1区画及び大胡田地区9区画を分譲販売した不動産売払収入であります。なお、わさび平地区及び大胡田地区につきましては、全区画完売となりました。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

230ページをお開きください。2款1項1目宅地造成費の決算額は、現年度分、繰越明許分を合わせて2,865万6,000円で、執行率は98.5%であります。備考欄(2)14節造成工事(繰越明許)2,673万円は、大胡田地区宅地造成事業に係る工事費であります。

続いて、231ページをお開きください。上段、3款1項1目元金7,500万円は、宮ノ台地区宅地造成事業に伴う用地費及び造成工事費の精算払い分として借り入れた地方債を繰上償還したものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

232ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億8,450万2,000円、歳出総額1億535万8,000円で、差引額は7,914万4,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上で、令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をいたします。

決算書は233ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

237ページをお開きください。1款1項1目1節一般会計繰入金1,015万円は、本事業実施に伴う一般会計からの繰入金であります。

3款1項1目1節用地取得等事業債2,259万円は、本事業実施に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

238ページをお開きください。中段より下、2款1項1目事業費の決算額は現年度分、繰越明許分、事故繰越分を合わせて3,853万3,000円で、執行率は60.9%であります。備考欄(2)事業費のうち、次ページをお開きください。12節委託料、現年分の主なものは1行目水文調査899万8,000円と、2行目配水管詳細設計330万円です。

12節委託料、繰越明許費の主なものは前のページをお開きいただきたいと思います。備考欄最下段、外周境界確定測量715万円と、また次ページをめくっていただいて、備考欄5行目工事監理726万円です。12節委託料、事故繰越費の主なものは、備考欄6行目訴訟事務142万3,000円であります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

240ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額5,162万4,000円、歳出総額4,851万9,000円で、差引額は310万5,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上で、令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の

補足説明をいたします。

決算書は241ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

245ページをお開きください。1款1項1目売電収入764万5,000円は、木質バイオマス発電と発電所の屋根を利用して実施している太陽光発電の売電収入であります。こちらは、令和2年7月に発生しました火災により停止していた発電所の稼働を令和4年1月から、太陽光発電の稼働を令和3年12月から試験的に開始した売電収入となります。

3款1項1目雑入1億5,433万円は、令和2年7月に発生した火災に係る建物応急復旧修繕費に対する建物災害共済金であります。

4款1項1目寄附金880万円は、企業版ふるさと納税制度による本事業に対する寄附金であります。

次ページ、6款1項1目木質バイオマス発電事業債704万円は、令和2年7月に発生した火災に係る建物応急復旧修繕に伴い、暫定再稼働の条件となる追加工事に関しての地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

247ページをお開きください。1款1項1目発電事業費の決算額は1,320万7,000円で、執行率は98.0%であります。主なものは備考欄(2)発電事業費のうち、10節燃料費635万4,000円、修繕料169万4,000円、12節発電所運營業務486万8,000円で、発電所の管理・運営及び応急復旧修繕のために支出したものであります。

1款2項1目事業費の決算額は1億5,389万円で、執行率は99.6%であります。主なものは備考欄(2)事業費(繰越明許)のうち、14節施設復旧(繰越明許)1億4,509万円で、令和2年7月に発生した火災に係る建物応急復旧修繕工事費であります。

248ページをお開きください。4款1項1目繰上充用金の決算額は2,473万7,000円で、収支不足が生じた令和2年度会計の歳入予算に繰上充用したものであります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

249ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額1億7,781万5,000円、歳出総額2億346万7,000円で、差引額はマイナス2,565万2,000円となり、実質収支額も同額となります。

決算書244ページにお戻りください。こちらにつきましては、5月臨時会でも御説明いたしましたが、令和3年度の実質収支額がマイナスとなりましたことから、令和4年度の歳入から同額を繰上充用しております。

以上で、令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算の補

足説明をいたします。

決算書は250ページからとなります。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

254ページをお開きください。3款1項1目観光その他事業債6,769万円は、本事業に伴う地方債による借入金であります。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

255ページをお開きください。1款1項1目事業費の決算額は7,845万5,000円で、執行率は23.2%であります。備考欄(2)事業費のうち、12節委託料、現年分の主なものは、測量・用地調査638万円であります。また、12節委託料、繰越明許費の主なものは、造成工事に係る工事監理836万円であります。

次に、21節補償補填及び賠償金の主なものは、事業区域の建物等の物件・移転補償費(事故繰越分)3,279万2,000円であります。

最後に、実質収支について御説明いたします。

257ページをお開きください。本事業特別会計の実質収支は、歳入総額7,877万円、歳出総額7,856万3,000円で、差引額は20万7,000円となり、実質収支額も同額となります。

以上で、令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算及び理事所管特別会計の補足説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、認定第6号 土地取得特別会計の1件について補足説明を求めます。
企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算の補足説明を行います。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書は195ページをお開きください。

円単位で説明をいたします。

1款1項1目の財産貸付収入20万4,000円は、土地開発基金が所有する菅沼地内の土地を、新東名の工事事業者に駐車場として貸している土地貸付料であります。

次に、2款1項1目土地開発基金繰入金4,768円は、土地開発基金が所有している普通預金において生じた預金利子であります。

次に、3款1項1目繰越金の前年度繰越金1万7,000円であります。原則として、当会計で歳入として受け入れる金額は、土地開発基金に積立てを行いますので、本来繰越金は生じませんが、令和2年度に基金所有の現金に対する預金利息が多額のため歳出側の予算不足により積み立てることができず、繰越金となったものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

196ページを御覧ください。

1 款 1 項 1 目土地開発基金繰出金の支出済額22万5,768円は、先ほど歳入で御説明いたしました、土地貸付収入、預金利子及び前年度繰越金の合計であります。

以上で、土地取得特別会計決算の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第 2 号 国民健康保険特別会計、認定第 4 号 後期高齢者医療特別会計、認定第 7 号 介護保険特別会計の 3 件について補足説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（長田忠典君） 住民福祉部関係の特別会計決算、3 会計について順次説明をいたします。

初めに、認定第 2 号 令和 3 年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

まず、歳入の主なものについて款ごとに御説明いたします。

決算書144ページをお開きください。一番上、1 款国民健康保険税は 3 億7,804万3,000円で、歳入全体の18.6%を占めております。現年度分の収納率は96.8%であります。なお、不納欠損額が211万9,000円、収入未済額が2,221万9,000円であります。

次に、146ページをお開きください。下段の 5 款県支出金は13億7,920万5,000円で、歳入全体の68%を占めています。内訳としまして、3 行下の 1 項 1 目 1 節普通交付金13億3,243万5,000円は、平成30年度から静岡県が保険者として財政運営を担っているため、町が負担する療養給付費等を全額県が補助するものであります。

次に、その下、2 節の特別交付金4,676万9,000円は、備考欄のとおり、県内市町の経営努力の促進のための交付金や特定健診及び特定保健指導に係る定率の県負担金、また、県内市町ごとに異なる所得水準及び医療費水準を調整する県特別交付金 2 号分であります。

次に、147ページ、中段の 7 款繰入金は 1 億1,541万2,000円で、一般会計からの繰入金であります。国保の持つ構造的問題に対する県からの保険税軽減に対する負担金、国、県からの国保保険者への支援分及び職員給与費等を繰り入れたものであります。

次に、148ページ、中段、8 款繰越金 1 億4,780万6,000円は、前年度繰越金であります。

次に、歳出の主なものについて款ごとに御説明いたします。

151ページをお開きください。一番上、1 款総務費の決算額は3,827万9,000円で、執行率は99.2%であります。主なものは、職員人件費や電算処理及びシステム改修費、国保連合会への負担金や国民健康保険事業の運営に関する協議会の運営費用などであります。

次に、152ページ、下段の 2 款保険給付費の決算額は13億3,662万円で、執行率は99.5%であり、歳出全体の69.4%を占めております。主なものは、次のページにかけて、最上段、1 項 1 目備考欄(2)一般被保険者療養給付費の11億4,314万9,000円と、154ページ上段の 2 項 1 目の備考欄(2)一般被保険者高額療養費の 1 億7,653万3,000円であります。

次に、156ページをお開きください。下段の 3 款国民健康保険事業費納付金の決算額は 5 億865

万7,000円で、執行率は99.9%であります。これは、財政運営の責任主体である静岡県が各市町の医療費の推移等を勘案して算定したものを納付したものであります。

次に、158ページ、最下段の5款保健事業費の決算額は3,058万8,000円で、執行率は95.9%であります。主なものは、次のページにかけて、1項1目、備考欄(2)特定健康診査等事業費の12節特定健康診査事業1,872万5,000円であり、対象者1,417人が町内の医療機関において健康診査を受け、受診率の速報値は47.2%であります。

また、健診の結果、特定保健指導の対象者を129人抽出し、うち84人の方を支援しており、利用率は65.1%となっております。

次に、161ページをお願いします。上段の8款諸支出金の決算額は1,045万8,000円で、執行率は98.6%であります。主なものは、下段の3目償還金の備考欄22節保険給付費等交付金返納金641万4,000円であります。これは、県が全額負担した保険給付費について、前年度の医療費の確定を受け、精算し返納したものであります。

以上が、歳出の主なものであります。

次に、実施収支に関する調書、163ページを御覧ください。1、歳入総額は20億2,872万7,000円で、2、歳出総額は19億2,460万6,000円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は1億412万1,000円となりました。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

続きまして、認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて款ごとに御説明いたします。

175ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は2億762万円、歳入全体の83.7%を占めており、収納率は99.8%であります。なお、不納欠損額が1,000円、収入未済額は49万5,000円であります。

次に、中段の2款繰入金の3,221万1,000円は、一般会計からの保険基盤安定繰入金で、備考欄の低所得者等に対する保険料軽減分3,203万7,000円と、社保被扶養者軽減分の17万3,000円であります。

次に、歳出の主なものについて款ごとに御説明いたします。

177ページをお開きください。1款後期高齢者医療広域連合納付金の決算額は2億4,677万3,000円で、歳出全体の99.7%を占め、執行率は99.9%であります。これは、歳入で受け入れた保険料を静岡県後期高齢者医療広域連合へ納付しているものであります。

次に、179ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額は2億4,805万3,000円で、2、歳出総額は2億4,749万2,000円、3の歳入歳出差引額及び実質収支額は56万1,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、以上であります。

次に、認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。

初めに、歳入の主なものについて款ごとに御説明いたします。

202ページをお願いいたします。1款保険料は4億3,061万1,000円で、歳入全体の20.8%を占めております。現年度分の収納率は99.6%であります。なお、不納欠損額が84万8,000円、収入未済額が290万8,000円でありました。

主な内訳として、1項1目1節特別徴収保険料現年度分4億570万7,000円は、年金から保険料徴収をしている第1号被保険者5,353人分で、2節普通徴収保険料現年度分2,418万6,000円は、現金納付や口座振替による普通徴収の被保険者377人分の保険料であります。

次に、中段の2款国庫支出金は4億1,042万3,000円で、歳入全体の19.8%を占めております。主な内訳として、1項1目介護給付費負担金2億9,340万8,000円は、施設給付分の15%と居宅介護給付分の20%に相当する額を国が負担するものであります。

2項1目調整交付金7,719万円は、給付費の5%相当額であります。また、同項2目地域支援事業交付金3,178万1,000円は、歳出4款の地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、203ページ、下段の3款支払基金交付金4億8,057万5,000円は、歳入全体の23.2%を占めております。第2号被保険者の保険料分で、保険給付費の27%相当分であります。

次に、204ページの上段、4款県支出金は2億8,752万7,000円で、歳入全体の13.9%を占めております。保険給付費に対する県の負担分で、施設給付分の17.5%、居宅介護給付分の12.5%及び地域支援事業に対し補助される交付金であります。

次に、下段の6款繰入金は3億391万9,000円で、歳入全体の14.7%を占めております。内訳は、いずれも一般会計からの繰入りで、主なものとして、次のページ上段、1目の介護給付費繰入金2億2,297万6,000円は、保険給付費に対し町が負担する12.5%分の繰入金であります。

また、5目その他一般会計繰入金5,317万6,000円は、人件費や介護認定審査会などに係る事務費に対するものであります。

次に、同じページ、下段、7款繰越金1億5,215万3,000円は、前年度から繰越したものであります。

次に、歳出の主なものについて款ごとに御説明いたします。

207ページ、上段、1款総務費の決算額は4,997万3,000円で、執行率は96.2%であります。主なものは、1項の総務管理費、職員人件費及び電算処理等に係る費用や、次のページ、中段の3項介護認定審査会費、審査会や認定調査に要する費用などであります。

次に、209ページをお開きください。2款保険給付費の決算額は17億220万1,000円で、執行率は97.4%であり、歳出全体の89%を占めております。

まず、1項介護サービス等諸費15億8,174万1,000円は、要介護認定を受けた708人が受けるサービスであります。

内訳として主なものは、その下の1目居宅介護サービス給付費の4億8,943万円は、訪問介護、通所介護サービスなどであり、受給者数は384人であります。

また、次のページ、上段の3目地域密着型介護サービス給付費の2億90万6,000円は、小規模な介護老人福祉施設での施設サービスや通所介護、認知症対応型共同生活介護サービスであり、受給者数は84人であります。

また、中段の5目施設介護サービス給付費8億2,513万2,000円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設や介護医療院に入所して受ける施設サービスであり、受給者数は253人であります。

また、211ページ、中段、9目居宅介護サービス計画給付費の6,133万4,000円は、居宅介護サービスのケアプランの作成に対する支払いであり、対象者は毎月約350人であります。

次に、下段、2項介護予防サービス等諸費の3,884万8,000円は、要支援と認定された方に対するサービス給付費であります。主なものは、1目介護予防サービス給付費2,958万6,000円で、自立支援や重症化を防止することを目的に利用する予防訪問介護や、予防通所リハビリテーションなどの給付費であります。

次に、214ページをお開きください。4項高額介護サービス等費の3,288万9,000円は、被保険者の負担軽減のために、利用者負担の月額上限額を超えたときに支給するものです。対象者は毎月約200人程度であります。

また、次の215ページの中段、7項特定入所者介護サービス等費の4,425万4,000円は、低所得者の施設利用が困難とならないよう、居住費や食費の負担限度額を超えた分を給付するものであります。

次に、216ページ、最下段の4款地域支援事業費の決算額は9,381万3,000円で、執行率は95.8%であります。次のページの1項介護予防・生活支援サービス事業費の3,359万3,000円は、要支援認定者等を対象に、訪問サービスや通所サービスにより介護予防を図る事業が主なものであります。

下段の2項一般介護予防事業費の282万7,000円は、ふれあいサロンや元気塾などの介護予防普及啓発事業と運動教室への指導者派遣などの介護予防活動支援事業を実施しております。

また、218ページ、中段の3項包括的支援及び任意事業費の5,730万4,000円の主なものは、1目総合相談事業費2,750万円で、地域包括支援センター業務を社会福祉法人に業務委託し、昨年度の実績で625件の相談を受けております。

また、220ページ、中段の6目生活支援体制整備事業費の761万円は、生活支援コーディネータを町、包括支援センター、社会福祉協議会の3か所に配置し、生活支援を必要とする方と地域のサービスや人材などとの橋渡しなどを行う体制整備を図っております。

また、221ページの7目認知症総合支援事業費の1,318万7,000円は、認知症地域支援推進員を、町、地域包括支援センターに配置し、認知症の方々への早期支援を開始するため、臨戸訪問や電

話による積極的な介入や認知症サポーターの養成など、地域における認知症の啓発にも取り組んでおります。

次に、222ページ、中段の5款諸支出金の決算額は3,064万8,000円で、執行率は99.3%であります。1項償還金及び還付加算金2,874万7,000円の主なものは、次のページ、国庫負担金返還金2,657万3,000円で、令和2年度分の介護給付費負担金を精算により返還したものであります。

以上が、歳出の主なものであります。

最後に、224ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1の歳入総額は20億6,710万3,000円、2の歳出総額は19億1,163万9,000円、3の歳入歳出差引額及び5の実質収支額は、1億5,546万4,000円となりました。

以上、住民福祉部関係の三つの特別会計についての決算補足説明を終わりにいたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第12号 温泉供給事業特別会計の1件について補足説明を求めます。

経済産業スポーツ部長。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 特別会計の経済産業スポーツ部関係につきまして御説明をいたします。

認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計となります。

決算書の258ページをお開きください。本特別会計は、小山町が所有する温泉を活用して実施する温泉供給事業の円滑な運営と経理の適正を図ることを目的に、平成30年度から新たに設置したものであります。

それでは、決算書の262ページをお開きください。

初めに、歳入の主なものについて御説明いたします。

1款1項1目のうち、1節温泉使用料の収入済額38万6,000円は、使用料1,104立方メートルに対し、1立方メートル当たり350円を乗じた温泉使用料収入であります。

次に、歳出の主なものについて御説明をいたします。

決算書の263ページをお開きください。1款1項1目業務費の決算額は30万6,000円で、執行率は24.1%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）温泉供給施設維持管理費のうち、10節光熱水費10万8,000円は、温泉供給のための電気料であります。

続いて、12節温泉ポンプ点検業務として19万8,000円の費用を要したものであります。

次に、決算書の264ページをお開きください。令和3年度小山町温泉供給事業特別会計の実質収支は、歳入総額335万円、歳出総額30万7,000円、歳入歳出差引額304万3,000円となり、実質収支額は同額の304万3,000円となります。

以上で、温泉供給事業特別会計決算書の補足説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第5号 下水道事業特別会計、認定第13号 水道事業会計の2件について補足説明を求めます。

都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 都市基盤部関係の特別会計決算及び水道事業会計決算について、順次説明をいたします。

初めに、認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明をいたします。

決算書は180ページからが小山町下水道事業特別会計であります。

それでは初めに、歳入の主なものについて御説明をいたします。

決算書の184ページを御覧ください。1款1項1目下水道使用料1節下水道使用料及び手数料のうち、備考欄下水道使用料8,355万4,000円は、1期平均1,575件の下水道使用料であり、その収納率は99.2%でありました。

次に、2節下水道使用料滞納繰越分の収入済額76万9,000円は、平成28年度から令和2年度までの過年度分で未納となっております使用料の収納額であります。収納率は34.7%でありました。なお、不納欠損額18万8,000円は、平成28年度分の未納額につきまして、地方自治法の規定に基づき、欠損処分としたものであります。

次に、3款1項1目下水道事業費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金の収入済額3,350万円は、須走浄化センターの長寿命化対策施設整備事業に対する国からの補助金であります。

次に、185ページにかけまして、4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金の収入済額9,254万1,000円は、下水道事業で借入れをしました起債の償還等に充てる一般会計からの繰入金であります。

次に、7款1項1目下水道事業債1節下水道事業債のうち、備考欄浄化センター長寿命化対策等事業債2,760万円は、先ほど説明をいたしました、須走浄化センターの長寿命化対策事業に対する国庫補助金の補助残につきまして、及びその下、地方公営企業法適用事業債（繰越明許）640万円と地方公営企業法適用事業債660万円は、下水道事業会計の地方公営企業法適用移行に要する経費につきまして、それぞれ地方債を借入れしたものであります。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

決算書の186ページを御覧ください。1款1項1目下水道総務費の決算額は8,395万円で、執行率は97.9%であります。備考欄（2）下水道施設維持管理費7,179万1,000円の内訳は、まず、10節光熱水費1,005万1,000円で、須走浄化センターの電気料、水道料金及びマンホールポンプ14か所分の電気料であります。

その下の修繕料998万2,000円は、マンホールポンプ及び須走浄化センター内にあります各種設備等の修繕に要した経費であります。

次のページの備考欄1行目、12節須走浄化センター維持管理3,289万円は、須走浄化センターの運転及び施設の維持管理のための業務委託料であります。

次に、備考欄上から15行目の12節下水道事業公営企業法適用移行支援業務667万7,000円及びそ

の下の同業務（繰越明許）640万円は、総務省からの要請に基づく下水道事業会計の企業会計移行のための業務委託料であります。

次に、188ページにかけまして、2項1目公共下水道費の決算額は6,255万9,000円で、執行率は97.2%であります。主なものといたしまして、備考欄（2）公共下水道費のうち、上から7行目、14節須走浄化センター長寿命化整備事業6,000万円は、須走浄化センターの電気設備の整備工事費であります。

次に、2款公債費1項1目元金の決算額は8,133万円で、執行率は99.9%であります。須走浄化センターの建設及び管渠工事に係る平成6年度から平成15年度までの借入れ及び、須走浄化センター長寿命化対策事業として、平成26年度から平成29年度に借入れをしました起債の元金を償還計画に基づいて償還をしたものであります。

次に、1項2目利子の決算額は1,173万8,000円で、執行率は99.9%であります。こちらも、平成6年度から平成15年度及び須走浄化センター長寿命化対策事業として、平成26年度から令和2年度に借入れをしました起債に対する利子であります。

次に、190ページを御覧ください。

令和3年度小山町下水道事業特別会計の実質収支であります。歳入総額は2億5,874万1,000円、歳出総額は2億3,957万9,000円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は1,916万2,000円であります。

以上が、下水道事業特別会計決算の補足説明であります。

続きまして、認定13号 令和3年度小山町水道事業会計決算について補足説明を行います。

水道事業会計決算の決算書は別冊となっております。

なお、公営企業法全部適用の水道事業会計決算は、利益剰余金の処分について議会の議決に付すこととなっておりますが、令和3年度決算はいわゆる赤字決算でありましたので、例年のような議案ではなく認定13号としております。

また、水道事業決算報告書の金額につきましては、消費税及び地方消費税を含んでおりますことを御承知おきください。

決算書の3ページを御覧ください。初めに、（1）収益的収入及び支出のうち、収入から御説明をいたします。

第1款第1項営業収益、左から6列目の決算額2億4,960万9,000円は、水道料金及び水道加入分担金が主なものであります。前年度に比べて31万1,000円の増額ではありますが、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、社会経済活動が抑制され水道使用量が減少したことによる経営の困難さが続いているところであります。

次に、第2項営業外収益の決算額7,747万9,000円は、固定資産取得時に充当した補助金等につきまして、毎年度一定割合を収益化するための長期前受金戻入7,190万円が主なものであります。

次に、支出について御説明いたします。

第1項営業費用、左から10列目の決算額は3億462万2,000円で、執行率は100.8%であります。主なものは事業の運営費、施設の維持管理費及び減価償却費等であります。

次に、第2項営業外費用の決算額は566万8,000円で、執行率は76%であります。主なものは企業債の利息であります。

続いて、第3項特別損失の決算額は705万1,000円で、執行率は91.8%であります。昨年度に比べ大幅に増加をいたしました。昨年8月の豪雨によりまして、奈良橋第一水源で濁水が発生いたしました。この災害に対する応急復旧に経費を要したことが要因となっております。

次に、4ページをお開きください。(2)資本的収入及び支出のうち、収入から御説明をいたします。

第1款第1項企業債、左から8列目の決算額7,950万円は、令和2年度から事業を進めております須走低区配水場建設工事に対する借入れが主なものであります。

次に、第2項国庫補助金の決算額1億5,744万2,000円は、須走低区配水場建設工事及び小山高区配水区配水管布設替工事に対する防衛省からの補助金及び交付金であります。

続いて、支出であります。

第1項建設改良費、左から9列目の決算額は3億5,626万2,000円で、執行率は80.9%であります。主なものは先ほど説明いたしました。防衛補助事業であります須走低区配水場建設工事及び小山高区配水区配水管布設替工事等であります。

欄外に記載をいたしました資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,976万6,000円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、5ページを御覧ください。

水道事業損益計算書であります。損益計算書の金額は消費税等を含んでおりません。

下から4行目、当年度純利益はマイナス679万4,000円で、冒頭申し上げましたとおり赤字決算となりました。

続いて、6ページを御覧ください。水道事業剰余金計算書であります。計算書の金額についても消費税等は含んでおりません。

右から2列目の利益剰余金合計の下から5行目、当年度変動額はマイナス679万4,000円で、利益剰余金は発生をしませんでした。これによりまして、利益剰余金の合計額は1億5,935万7,000円となりました。

例年ですと、この未処分利益剰余金の処分方法につきまして議決をいただくのですが、令和3年度は当年度末の未処分利益剰余金がございますので、議決を要しなくなったということをお知らせさせていただきます。

次に、8ページから9ページにかけては、水道事業の貸借対照表であります。これは、水道事業という企業の財務状況を表すもので、金額については消費税等は含んでおりません。

まず、資産の部であります。1の固定資産ですが、ページの中ほどの一番右側、固定資産合計は49億4,402万1,000円であり、その下の2の流動資産の下から2行目、流動資産合計は3億2,941万8,000円であり、資産合計は52億7,344万円となりました。

続きまして、9ページを御覧ください。負債の部であります。3の固定負債、上から5行目一番右側の固定負債の合計は5億4,978万7,000円であり、4の流動負債、上から15行目一番右側の流動負債の合計は1億8,290万円、中ほどの5の繰延収益の合計は19億6,758万9,000円であり、負債の合計は27億27万7,000円でありました。

続いて、資本の部であります。6の資本金は22億5,289万1,000円、7の剰余金のうち資本剰余金の合計は1億6,091万3,000円であります。

ページの下から4行目の利益剰余金の合計は、先ほどの剰余金処分計算書で説明をしましとおり、1億5,935万7,000円であり、下から3行目の剰余金の合計は3億2,027万円であり、先ほど来説明していますとおり、当年度の欠損金679万4,000円分減少いたしました。これにより資本合計は25億7,316万2,000円となりました。

資本合計と負債合計を足した額が、資産の合計額と同額となります。

次の10ページから11ページにかけての注記につきましては、地方公営企業法施行規則第35条の規定によりまして、水道事業会計の会計処理の基準及び手続を記載したものであります。

なお、給水状況、財政状況及び工事内容等につきましては、12ページからの小山町水道事業報告書を、収入及び支出の詳細につきましては、20ページからの小山町水道事業会計決算附属明細書を御参照いただきたいと思います。

水道事業会計決算の補足説明及び都市基盤部の特別会計の説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、認定第3号 育英奨学資金特別会計の1件について補足説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（平野正紀君） 認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算についての補足説明であります。

最初に、歳入の主なものについて説明いたします。

168ページをお願いいたします。中段の3款1項1目繰越金149万2,000円は、前年度からの繰越金であります。

次に、同じページ最下段、4款1項1目貸付元金収入469万2,000円は、貸付元金償還金17人分であり、収入未済額16万3,000円は、生活困窮者1人に係る収入未済額であります。

次に、歳出についてであります。

169ページをお願いします。1款1項1目貸付事業費は144万円で、執行率は100%です。これは、大学生4人に貸付けたものであります。

次に、同じページ中段の2款1項1目基金積立費は299万9,000円で、執行率は99.9%、本会計

の収支状況から基金に積み立てたものであります。

次に、170ページをお開きください。実質収支に関する調書についてであります。歳入総額は618万4,000円、歳出総額は443万9,000円で、その差引額174万5,000円は剰余金として翌年度へ繰越したものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で補足説明は終わりました。

次に、監査委員から決算審査意見を求めます。

監査委員 池谷 浩君。

○代表監査委員（池谷 浩君） 監査委員の池谷 浩でございます。

ただいまより、令和4年8月12日付、小監第27号にて小山町長に提出いたしました、令和3年度小山町各会計歳入歳出決算、基金運用状況及び水道事業会計決算、財政健全化判断比率等の審査意見書の要点について、御報告申し上げます。

なお、審査の結果は、池谷洋子監査委員と同意見でございますので、私が代表して御報告いたします。

審査は、7月4日より7月28日まで、会計管理者及び関係部課長等、関係職員の出席を求め、公正不偏の姿勢で実施いたしました。

審査に当たっては、小山町監査基準に準拠して実施し、決算計数は正確であるか、予算の執行は適正かつ効率的に行われたか、会計経理事務は関連法規に適合して処理されているか、財政は健全に運営されているか、財産管理は適法であるか等に重点を置き、慎重に審査を実施いたしました。

それでは、審査の結果を報告します。

審査の結果、財務に関する事務の執行、経営に関わる事業の管理、その他の事務の執行については、審査した範囲内において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるという地方自治法の趣旨の実現のため、おおむね適正かつ効率的に執行されておられました。

一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられましたので、これは口頭で指摘をさせていただきます。改善すべき点は早めの対応をお願いいたします。

最初に、一般会計及び特別会計を一括して申し上げます。

お手元の審査意見書1ページを御覧ください。審査に付された各会計歳入歳出決算等の書類は、関係法令の規定に沿って作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

次に、予算執行状況及び財政運営については、予算は議決の趣旨に沿っておおむね適正に執行されており、翌年度へ繰り越された事業を除き、所期の目的を達成しているものと認められました。

会計経理事務については、毎月行っております例月出納検査を参考に審査を実施し、おおむね適正に処理されていると認められました。

財産の管理状況については、おおむね適正に管理しているものと認められました。

令和3年度の決算の内容ですが、2ページの予算の執行状況を御覧ください。

決算収支の状況ですが、一般会計は歳入総額148億3,155万2,000円、歳出総額138億7,527万4,000円、歳入歳出差引額は9億5,627万8,000円であります。

この額から翌年度へ繰り越すべき財源4億2,394万2,000円を差し引いた実質収支額は5億3,233万6,000円、これに前年度の実質収支額2億6,081万円を差し引いた単年度収支額は2億7,152万6,000円の黒字となりました。

一般会計及び特別会計の歳入歳出決算総額の状況ですが、歳入の調定額に対する収入率は、90.1%、前年度と比べて4.1ポイント減少しております。

不納欠損額は695万4,000円で、前年度と比較して252万5,000円減少し、収入未済額は21億7,258万8,000円で、前年度と比較し8億7,216万2,000円増加いたしました。収入未済額から、事業繰越しに伴う補助金等未済額を除いた滞納総額は1億319万7,000円であります。

町民の皆様には負担をお願いしている中で公平を期するため、収入未済状況及び不納欠損について、各担当者よりその対応を確認いたしました。

時効期限までに、計画的、継続的な収納措置を会計収納課を中心に図られるように要望いたします。

財政力指数は0.834で前年度と比較し0.06ポイント減少し、12年連続の普通交付税の交付団体となっており、経常収支比率は77.7%で、前年度と比較し12.5ポイント減少し、実質公債費比率は8.8%で、前年度と比べて0.8ポイント増加しております。

水道事業債を除く町債の残高は134億3,276万7,000円で、前年と比較して2億9,003万7,000円増加いたしました。将来負担となる債務負担行為支出総額は、令和4年度以降の支出予定額12億9,910万4,000円で、前年度と比較し1億6,277万円減少しております。

決算の概要を3ページから11ページに、一般会計の詳細資料を15ページから41ページに、特別会計の詳細資料は45ページから54ページに記載いたしましたので、御覧ください。

各会計の実質収支は57ページのとおり昨年と同様、木質バイオマス発電事業を除き黒字であります。

財産の状況は、58ページに記載してございます。基金の積立ては4億8,045万2,000円増加であります。

財産の適正な管理を更に進めることをお願いいたします。

次に、地方自治法第241条第5項の規定により審査に付された小山町土地開発基金運用状況です。

61ページを御覧ください。審査の結果、本基金は公用または公共の利益のために必要な土地を

あらかじめ取得する経費に充てるための基金であり、これらについて計数に誤りがなく、基金の運用は条例の趣旨に従って執行されているものと認められました。

公営企業法第30条第2項の規定に基づき審査に付された小山町水道事業会計についての審査ですが、65ページを御覧ください。

審査は、7月15日、関係部課長と関係職員の出席を求め、また、毎月の例月出納検査の結果を参考に慎重に審査を行いました。

審査の結果、水道事業の経営は、地方公営企業法の基本原則の趣旨に従って行われました。

公営企業会計は、全国統一の基準の下において経営実態が明らかになります。経営課題に適切に対処するとともに、一層の収益性の向上を図り、経常経費の合理化等により効率性を発揮し、経営の健全化を推進していくことを求めます。

収益的収支における純損失は、679万4,000円となりました。水道料金の値上げが実施されることが予定されております。事業の経営基盤の安定を図り、将来にわたる安心安全な水道水の供給をお願いいたします。

次に、79ページを御覧ください。令和3年度小山町財政健全化判断比率等の審査意見について、御報告申し上げます。

審査は、7月28日、関係部長と関係職員の出席を求めて、各比率の算出のため法令に基づいて資料が集められ、その算定資料に不足がないか、算定過程に誤りがないか、算定結果に客観的妥当性が認められるかについて、令和3年度決算及び決算統計資料等と照合し、慎重に審査いたしました。審査の結果、各比率とも法令に準拠して算出しており、その数値は正確であると認められました。

将来負担比率は、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額の増加、並びに充当可能特定財歳入の減少により算定されました。資金不足比率は、木質バイオマス発電事業特別会計において、前年比88.5ポイント減少し、12.4%となりましたが、資金不足が生じています。資金不足の解消を図るためには、熱供給事業の実施が必要な要素となります。小山町木質バイオマス発電所に係る検討委員会の意見を踏まえ、経営健全化に取り組まれることを要望いたします。

決算審査は、小山町の令和3年度決算について、計数の確認、予算執行、財産管理、財政運営、基金運用状況、財政健全化判断比率及び水道事業会計の決算計数について行いました。

審査意見書1ページ下段に掲載してございますが、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な現状において、業務継続計画に関し職員への再度の周知を行い、職員間での意見の共有を図り、事務事業の執行における体制が確保されていることの確認をお願いいたします。

湯船排水路河川災害復旧事業において、職員の不適切な事務処理が発生いたしました。地方自治法に規定する会計年度独立の原則、予算総計主義、単年度予算主義、支出負担行為等の諸規程を再度確認されるとともに、小山町予算の編成及び執行に関する規則に規定する予算執行の原則及び予算執行の確認による予算執行の的確な把握、適正な予算の執行に留意し、縦・横の連携を

緊密にすることによる職員間の情報の共有を図り、事務事業の執行及び管理運営に当たられることを求めます。

以上、令和3年度小山町各会計歳入歳出決算及び基金運用状況、水道事業会計決算並びに財政健全化判断比率等の審査意見書の要点であります。

報告を終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで監査報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月6日火曜日 午前10時開議

認定第1号から認定第13号までの令和3年度会計決算13件を一括議題として質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時30分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和4年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和4年9月6日（第3日）

召集の場所 小山町役場議場
 開 議 午前10時00分 宣告
 出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
 5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
 9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
 11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
 13番 遠藤 豪君
 欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
未来拠点担当参事	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	総 務 課 長	渡邊 徹君
公共施設マネジメント担当参事	伊藤 和彦君	税 務 課 長	渡辺 史武君
防災担当参事	伊藤嘉代子君	小山消防署長	込山 眞治君
福祉長寿課長	杉山 則行君	住 民 課 長	野木 雅代君
健康増進課長	山本 智春君	くらし環境課長	山口 幸治君
観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君	商工振興課長	渡邊 辰雄君
農 林 課 長	湯山 光司君	都市整備課長	込山 次保君
建 設 課 長	清水 良久君	上下水道課長	遠山 洋行君
会計管理者兼会計収納課長	岩田 和夫君	学校教育課長	大庭 和広君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君
 会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君

散 会 午後1時53分

(議 事 日 程)

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第1 | 認定第1号 | 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算 |
| 日程第2 | 認定第2号 | 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第3 | 認定第3号 | 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第4 | 認定第4号 | 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第5 | 認定第5号 | 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第6 | 認定第6号 | 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第7 | 認定第7号 | 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第8 | 認定第8号 | 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第9 | 認定第9号 | 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第10 | 認定第10号 | 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第11 | 認定第11号 | 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第12 | 認定第12号 | 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算 |
| 日程第13 | 認定第13号 | 令和3年度小山町下水道事業会計決算 |

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで報告します。新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算を議題とします。

本議案については、8月29日及び8月31日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会議運営等規程により、発言の場所について、議員は最初から議員側の壇に登壇し質疑を行い、当局側は自席で答弁を行うこととしています。

また、通告に基づき、一覧のとおり順次一問一答で進めますので、よろしくお願いたします。質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

最初に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 通告により8件の一般質問に関する質問をさせていただきます。

まず最初に、1問目、審査意見書の3、4、5ページ、収入未済額についてであります。

3ページ、4ページ、5ページを見ると、収入未済額が前年度より大幅に膨らんでいます。特に、国庫支出金等は前年度の2倍の約20億円超えです。これだけ大きく膨らんだ理由は、事業繰越に伴う補助金等未済額が主なものとの説明がありましたけれども、詳しく説明をお願いしたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 高畑議員の御質問にお答えをいたします。

国庫支出金等の収入未済額が増加した主なものは、産地生産基盤パワーアップ事業17億4,500万円の繰越明許によるものであります。産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、国の補正予算により措置されたことから、令和3年度3月補正予算において補正し、併せて繰越明許費を設定させていただいたものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 今回は補正予算の関係だというふうなことですけれども、事業繰越は大型開発事業が多い本町では、単年度事業完了が不可能なためにやむを得ないというふうなところもあるのかなと今考えるわけですが、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

今回の産地生産基盤パワーアップ事業につきまして、これは特にそうなのですが、国の方の補助金、予算の都合で、こちらで年度末の3月に予算措置がされて、町の方もそれに対応する補正予算を組み、当然のことながら、年度末ですから繰越しせざるを得ないという事情があったものでございます。

今、議員御指摘もありましたが、大型の開発事業では、事業の実施時期によりどうしても年度内に完了するということができないということが多々ございます。近年、小山町においてもそういうこと多いものですから、この繰越しというものは致し方がないところではないかというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 2番目の質問です。

同じく審査意見書8ページ、義務的経費、投資的経費に関してであります。

性質別歳出決算額調べによると、令和元年度から3年度まで、年々、義務的経費の構成比が高くなっており、逆に、投資的経費は年々低下しています。その理由をお聞かせ願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 義務的経費の構成比が増加している主な理由は、人件費及び扶助費の増であります。人件費につきましては、令和元年度まで臨時的任用職員の賃金が物件費として整備をされていましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度が開始され、人件費となったことが主な要因であります。

扶助費につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金と住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の実施によるものが主な要因であります。

次に、投資的経費の構成比が減少している主な理由であります。平成30年度にふるさと納税による寄附金を財源に、予算の繰越しなどにより、令和元年度、令和2年度、普通建設事業を集中的に実施したことによるものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

次の質問、3番目の質問です。審査意見書10ページ、22ページ、並びに決算書12ページ、12款1項1目に関して、経常収支比率、地方交付税に関する質問であります。

経常収支比率は、財政構造の弾力化、硬直度を判断する指標であるわけですが、通常70から80%程度が妥当だと言われていています。本年度、一気に12.5ポイント減少して77.7になりました。その主な要因が地方交付税の増加だということでもあります。なぜ地方交付税が約3億円、前年度比53.3%の伸びなわけですが、これほど増加したのかという理由は、国の普通交付税再算定によるものという説明があったわけですが、その点を詳しく説明願います。また、国の再算定によってこれほど大きく変わることはしばしばあるのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 経常収支比率が減少した理由については、歳入の増が主な理由であり、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金が増となったほか、地方交付税が3億900万円の増、臨時財政対策債が1億9,700万円の増などが主な要因となっております。

普通交付税の再算定につきましては、国の令和3年度補正予算により地方交付税が増額され、かつ、令和3年12月24日に施行された地方交付税及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律により実施されたものであります。

このことから、今回の再算定は特例であったと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 特例であったというふうな今お話ですが、国の再算定ということは、私は初めて耳にしたような感じであります。なぜ国は再算定をしたのか、その辺りの事情といたしますか、もしお分かりになればお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 高畑議員の再質問にお答えいたします。

国の方の再算定ということですが、まずは、今、総務課長からありました制度の変更ということがございました。制度の変更結びついた直接の原因としましては、近年のコロナによる大きな経済的なダメージであるとか、また、生活者に与えるダメージ、こういったものを組まれたものというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ありません。

次の、4番目の質問に移ります。

審査意見書35ページ、決算書88ページ、5款1項に関して、農林水産業費についてであります。

令和3年度の農林水産業費における不用額は1億2,553万2,000円と一気に伸び、執行率も

25.8%と極端に低いわけです。翌年度繰越額が大幅に膨らんだのが原因だと思いますけれども、なぜそういうことになったのか、その辺りの詳細な説明を求めたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 不用額につきましては、令和2年度から令和3年度に繰越し実施いたしました株式会社サンファーム令和の高糖度トマト生産施設について、令和3年度に生産施設建設工事の入札を行ったところ、入札差金が発生し、事業費が減額となりました。その結果、補助金交付額も減額となったために、繰越予算から交付確定額を差し引いた額を不用額としたものでございます。

次に、繰越額につきましては、令和3年度から令和4年度に繰越しいたしました株式会社富士のふもと農園によるリーフレタス生産施設によるもので、国の令和3年度補正予算にて実施する産地生産基盤パワーアップ事業を活用して事業を実施し、事業期間を令和4年度に完成する予定としていることから、その補助金額17億4,494万1,000円を繰越明許といたしました。その結果、支出済額が少なくなり、令和3年度の執行率が低くなったものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

5番目の質問に移ります。

決算書の歳入に関してであります。33ページ、23款1項5目臨時財政対策債、いわゆる臨財債が5億2,348万5,000円と、昨年より2億円近く増えております。その理由を説明願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 先ほど、経常収支比率の御質問でお答えしたとおり、国において、普通交付税の再算定が実施され、臨時財政対策債が1億9,700万円増加しました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

6番目の質問です。

決算書108ページ、7款2項4目、事業としては（2）番、公共道路整備事業費の現年分決算額は3,616万4,000円で、執行率が極端に低く36%だということです。これは町道整備4件をはじめ多くの事業で繰越明許が軒並みなされた結果だと思いますけれども、その経過について詳細な説明を願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 予算執行率36%は、昨年12月定例会で議決をいただきました町道用沢大御神線道路改良舗装工事を令和4年度に繰り越したため、令和3年度内の支出が工事請負契約時の前払い金3,608万円の支出にとどまったことによります。電柱及び支障物件の移設等に不測

の日時を要したこと、また、令和2年度から3年度に繰り越しました4件の近接工事の工程に影響を受けたことにより、発注時期が12月となったものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。

7番目の質問です。

決算書109ページ、7款2項5目12節急傾斜地崩壊防止事業費の説明欄（2）12番、測量設計は藤曲区の急傾斜地の測量ですが、以前から車道脇に亀裂が入り、下に住む住民が心配している場所です。そう広くない場所ですが、約1,600万円の大金が投入されていることに驚いております。測量結果と今後の対応について、お聞かせ願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 令和3年度の測量設計は、県の補助金を受け入れて、藤曲字久保及び八二塚地先の急傾斜について実施したものであります。

具体的には、役場前交差点から藤曲大久保へ通じる町道1064号線沿線の北側宅地背面の法面について、現地測量を約8,000平方メートル、土質調査のボーリングを2か所、吹きつけ法枠工の詳細設計を延長150メートル、面積にして3,800平方メートル実施いたしました。

町では、令和3年度から町営茅沼団地南側法面の菅沼急傾斜地崩壊防止工事を今年度も継続して進めており、県の補助金の推移によりまして、順次、測量設計業務の完了した地区の工事を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 次の質問。8問目、最後の質問です。

決算書113ページ、7款4項4目27節下水道事業特別会計繰出金が9,254万1,000円と、1億円に迫る高額です。須走地区の下水道事業だから全町民で支えなければという考えがある反面、自分達とは関係ない、受益者負担を基本にすべきだという考えもあり、難しいところです。今回、下水道料金の値上げがなされたわけで、この一般会計からの繰り出しは、どういう見通しを持っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 下水道事業会計の一般会計繰出金については、下水道事業が下流域を含む町内全域の水質等環境保全に寄与していることや、建設当時の地元との協議内容を尊重し、おおむね公債費相当額分を一般会計から繰入れいただき、事業運営を行っているところであります。

今後の見通しについては、増加が見込まれる維持管理費等に対応し、受益者負担とのバランスを図る目的で、本年12月から使用料を改定するなど、一般会計からの負担軽減を図っていきたい

と考えておりますが、令和5年4月から予定している公営企業法全部適用移行に伴う会計手法の変更により、必要な繰入金が大きく変わる可能性があるため、考え方の整理を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 結構です。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） それでは、通告しました順に従い質疑を行います。順次、一問一答で行いますので、よろしくお願いします。

初めに、決算書15ページ、15款1項6目3節の町営住宅使用料について、収入未済額が減ってはきておりますが、1,520万1,000円とまだ多いと思われませんが、滞納者は何人で、要因は何かお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

滞納者につきましては32名であります。要因につきましては、多額の借金などにより税金に未納があり住宅使用料に充てられる金額が少ないこと、安定的な収入の見込みがないため継続的な納付につなげられない者が、滞納者の多くを占めていることが主な要因であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問ですが、32名の滞納者ということですが、この方々の対応はどのようにしているのかお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） この方々の対応につきましては、入居の対応につきましては、当月の家賃の納付が確認されていないことが判明した場合は即時に督促状を送付し、その後も納付が確認できない場合は催告書を送付し、納付を促します。

また、再三の納付催告に対しても納付されない場合は、連帯保証人にも催告書を送付し、速やかに滞納家賃を納付するよう促しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 次に、2番目に、決算書25ページ、18款1項1目1節の土地貸付収入において収入未済額が11万2,000円ありますが、その内容と理由及び収入の見込みについてお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 収入未済額につきましては、町有地の宅地、山林貸付料で、一個人の方が病気で入院中との理由から収入未済となったものです。現在、御本人や御家族と、今年度中

に納めていただけるよう調整中でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、3番目の、決算書28ページ、20款2項6目1節の森林環境譲与税基金から462万円繰り入れています。実際にはどのような事業に使用したのか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 森林環境譲与税基金繰入金につきましては、森林経営管理制度に基づく森林所有者への意向調査といたしまして、北郷地区の森林所有者536人にアンケート調査を実施したものの、また、意向調査の結果、森林経営が困難な森林について、間伐など森林整備を足柄地区で1.07ヘクタール実施したものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問ですが、森林環境譲与税についてですが、使い道にはどのような基準があるのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 再質問にお答えいたします。

森林環境譲与税の使い方につきましては、森林の整備、それから森林整備に関する内容のものを使用するというので、町の裁量の中である程度決められているところでございます。その中で、町といたしましては、森林整備を促進するというを前提に置きまして、意向調査、それから森林整備を重点的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、決算書31ページ、22款6項1目2節の雑入の収入未済額792万円のうち785万円は道の駅観光交流センターとの説明がありましたが、あと7万円ほど未納があります。その内容と理由及び収入の見込みについてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 雑入の収入未済額792万円のうち7万4,000円の未納分につきましては、決算書の32ページ、備考欄の下から7行目にあります浄化槽設置事業補助金返還金における収入未済であります。

令和2年度の合併処理浄化槽設置に対する補助金交付事務において、本来は5人槽の浄化槽設置で、補助金額33万2,000円を支出すべきところ、事務手続の誤りにより7人槽分の41万4,000円を支出していたことが、令和3年度に判明いたしました。返納していただく差額の8万2,000円に

については、相手方の理由により分割返納することとなり、令和3年度は8,000円が返納され、残り7万4,000円が未納となったものです。令和4年度以降も、分納のため収入未済が生じる見込みですが、できるだけ早期に完納していただくように努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 関連して再質問させていただきます。

道の駅観光交流センターの785万円の精算金が、令和4年6月1日に収納したと説明がありましたが、出納閉鎖期間内に収納しなかった理由を伺いたと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） 基本的には令和3年度で収納する予定で納付書もお渡ししていたんですが、私どもの納付期限の切り方があまりよろしくなくて、5月30日という形で切っておりました。5月30日までには道の駅「すばしり」の方からは入っているんですが、納め先が御殿場市内のスルガ銀行に収めたということで、それが本部に行くのが2日間かかると。1日になんなと入ったことにならないというようなことがありましたので、そういうことで収納が遅れたというふうな事案でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問じゃありませんけど、今後その辺がないように気をつけていただきたいと思います。

それでは、次の5番目ですけど、決算書37ページ、2款1項1目2事業の12節の法律事務相談が86万円支出されていますが、令和2年度の決算額は38万円でした。2倍以上に増えた原因は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 法律事務相談の支出が増えた理由につきましては、新産業集積エリアの廃棄物問題について、当初、訴訟を検討していたことから、通常法律事務相談業務とは別に業務を委託したものです。新産業集積エリアの業務を進めるに当たり、顧問弁護士には様々な相談をしていたことから、客観的な視点が必要との判断から別の弁護士事務所と業務委託をしました。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

6番目の、次に、少額ですが決算書37ページ、2款1項1目2事業の21節の補償補填及び賠償金として職員公舎原状回復費用を4万5,000円支出していますが、公費負担とした理由は何か、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 当該職員公舎につきましては、平成29年から契約し、国、県から派遣された職員が入居し、入れ替わり公舎として使用をしてきました。今回、経年劣化による畳の表替えとふすまの張り替えの必要が生じ、この春に退去した個人に負担を求めるものではないことから、町の一般会計から支出をしたものです。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

次に、決算書60ページ、2款8項1目の広報広聴費全体の不用額が3,727万3,906円と非常に多いと思いますが、説明があったと思いますが、再度その内容と、理由は何かお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 広報広聴費の不用額の主なものは、ふるさと振興事業費のふるさと納税返礼品に要する経費、不用額2,390万3,000円、ふるさと納税ポータルサイト手数料、不用額607万9,168円が主なものとなっております。

ふるさと納税の寄附につきましては、予想がつきにくく、ふるさと納税返礼品やポータルサイトの手数料の歳出予算に不足が生じないよう予算を確保していることから、不用額が生じております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

8番目の、決算書99ページ、6款2項1目4事業の18節の観光地ワーケーション受入促進事業費助成金として29万2,000円を支出していますが、その内容は何か、また、その効果、受入実績について、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 観光地ワーケーション受入促進事業費助成金は、コロナ禍における新たな働き方として、余暇を楽しみながら仕事をするといった宿泊客を受け入れるため、宿泊事業者が事業費50万円以上の環境整備を行った場合に、2分の1を補助するものであります。

令和3年度は、宿泊事業者1件が実施した客室全体へのWi-Fiの増強、パソコン机やプリンター、仕切り板の設置にかかる費用58万5,400円に対して29万2,000円を補助したものであります。こちらは昨年度末の環境整備後と宿泊施設の4月から6月の宿泊者数を見ますと、昨年度の19人に対し、今年度は216人と増加しております。全てがワーケーションによる増加とは一概には判断できませんが、一定の効果があったものと考えております。

今後も、本制度の周知をしっかりと行い、活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

9番目の、決算書103ページ、6款3項1目4事業17節のテレワーク環境整備備品として22万円を支出していますが、どこに何を整備したのか、また、その効果についてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） こちらの備品の配置先でございますが、駿河小山駅前交流センター及び足柄駅前交流センターに空気清浄機を各1台設置したものでございます。

その効果でございますが、テレワークの利用者はもとより、駅を利用する方の休憩場所としても利用されている方に対して、安心して施設を利用していただけるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。

それでは、次に、決算書268ページから273ページの購入価格1件30万円以上の物品の一覧表について、例えば、268ページにあるワープロと掲載してありますが、これ以外にも実際に存在しているか疑問が残るものが記載されております。物品の管理はきちんと行われているのか、お伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○会計管理者兼会計収納課長（岩田和夫君） 物品の管理につきましては、小山町物品管理規則に規定されている帳簿により、物品の取得、廃棄、保管替え等が発生した都度整理しております。しかし、過去の度重なる機構改革により保管替え等が発生した物品につきましては、議員御指摘のとおり、齟齬をきたしているものが一部あるため、今後は定期的に物品の管理状況の確認を実施し、適切な管理が行われるよう努めてまいります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問でもありませんが、やはり備品については十分管理をして粗相のないようによろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の、審査意見書8ページの歳出の性質別の内訳で、経常一般財源に占める人件費が16.4%で22億7,518万8,000円であり、年々増えております。2年前の令和元年度よりも3億1,813万7,000円も増加しています。その理由と、平均給与は近隣市町と比較してどのようであるか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 先ほど高畑議員にもお答えしたとおり、令和元年度まで臨時的任用職員の賃金が物件費として整理されておりましたが、令和2年度から会計年度任用職員制度の開始

により人件費となったことが増加した主な要因であります。

平均給与と近隣市町との比較につきましては、本町の令和3年4月1日現在の平均給与月額、職員の平均年齢42.8歳で41万3,000円です。近隣の御殿場市は、職員平均年齢39.7歳で37万9,000円、裾野市は、職員平均年齢41.7歳で43万円、長泉町は、職員平均年齢39.5歳で36万7,000円です。年齢構成の違いが平均給与額に影響していると考えられます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 結構です。以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） それでは、決算の方から6点ほど質問をさせていただきます。

まず、一つ目、主要な施策の成果、21ページ、上から7行目、駿河小山駅周辺活性化ビジョンにより、道路整備化に向けて国、県との調整を行ったとのことですが、その内容と現状の進捗状況はどのようになっているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 室伏辰彦議員にお答えします。

国、県との調整内容については、昨年度、国道246号新設交差点勉強会を8月中旬に1回実施しました。県境から駿河小山駅周辺の工場用地に、大型車両は市街地を経由し出入りする状況となっており、一部狭隘箇所があるため、歩行者の通行への危険性も危惧されております。このため、国道246号白岩交差点から大型車両の出入りを検討するため、国、県との勉強会を実施いたしました。

現状の進捗状況についてであります。国及び県の進捗により勉強会を実施する予定であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） この道路は、町民がどうしても早期に実現をしたい道路であります。ただ、国と県の方からの調整だけではなく、町からもアクションをしていただきたいと思います。その予定とかはありますか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏辰彦議員にお答えいたします。

この道路の進捗につきましては、今、3段階で考えております。駿河小山駅前の活性化ビジョンにつきましては人口政策課の方で担当していただいておりますけれども、道路事案については、建設課の方でやっておりますので私から答弁いたします。

まず、今のグラウンドのところまでの工事につきましては、もう詳細工事が終わっております。道路法の24条の工事承認ということで、そろそろ着手がされるんじゃないかなと思っております。

ます。そのところから、付け替えた滝沢川までも、今、設計に取りかかっているところです。

それから、滝沢川から先なんですけれども、そこについては工場が2か所ございますし、JR用地の関係もございます。何よりも、駅前の具体的な設計といいますか構想が固まるのも待たなければいけないというところで、そこについては、まだ基本構想レベルで何案かの案をつくっていかうかなと今考えているところです。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

二つ目の質問をさせていただきます。

主要な施策の成果34ページ、上から5行目、農園利用区画数、前年度は41区画、令和3年度は33区画に減少した原因の把握はしておるのか、また、購入した耕運機の利用状況はどうなっているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 農園利用者減少の原因につきましては、毎年、年度末に、次年度の契約更新について意向を確認してございます。その中で、更新をしない理由をお聞きしたところ、自己所有地で畑を開墾することとしたために市営農園を利用しないという意向、また、高齢により畑の管理ができないということ、また、転居によりまして農園を利用しないという理由など様々でございました。

続きまして、耕運機の利用状況でございますけれども、現在農園に小型の耕運機2台を配備してございます。農園の利用者は季節ごとの野菜の作付において利用されております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

三つ目の質問をさせていただきます。

主要な施策の成果35ページ、上から5行目、地域まちづくり事業補助金交付要綱に基づき4団体に対し補助金を交付し、町民主体の参加と協働によるまちづくりを実践することができたところありますが、その内容はどのようなものか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 地域まちづくり事業費補助金は、四つの団体に交付をしております。

一つ目に、明倫地域まちづくり推進協議会が、蛍鑑賞会、谷戸山ハイキング、水菜の摘み取り体験などを実施しております。

二つ目に、北郷地区区長会が、北郷地区まちづくり推進事業として、竹灯籠によるライトアップイベントの実施、軽トラ市、オリンピック・パラリンピックコース沿道を花で装飾する事業な

どを実施しております。

三つ目に、須走まちづくり推進協議会が、スマートフォン教室、国道138号修景事業などを実施しております。

四つ目に、町内の地域づくりの団体である、おやまるおやまが双方向コミュニケーション事業としてZoomを使ったラジオ体操、豊門公園で世代交流文化事業として紙飛行機の作成、ポストカード作りなどを実施しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 次の質問をさせていただきます。

決算書歳出93ページ、5款2項1目（3）18節間伐材排出支援補助金133万2,500円について、補助金を出した企業数と、どのようなときに補助するのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 間伐材搬出支援補助金の申請のありました件数につきましては、町内の林業事業体で1団体でございます。また、補助金の要件につきましては、未利用間伐材の有効利用を図るため、町内で実施されました間伐作業において、伐採された木材を県内の市場または製材工場などに供給したときに、その供給数量に基づいて予算の範囲内で補助するものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

5番目、決算書歳出98ページ、6款2項1目（2）18節大河ドラマ連絡協議会負担金5万円について、協議会のメンバーと町の負担割合、その内容を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） 大河ドラマ連絡協議会は、静岡県をはじめ東部・伊豆地域の20市町、静岡県観光協会などの観光関係団体21者、DMO1者、商工関係団体23者、交通事業者9者、金融機関6者、旅行事業者2者の計83団体で構成されております。

負担割合ですが、静岡県が50万円で、東部・伊豆地域の20市町が一律5万円でございます。

内容につきましては、大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の放送を契機に、その舞台である伊豆半島、富士山周辺の歴史や文化など地域の魅力を全国に発信し、県内外から人を呼び込み、地域活性化を図ることを目的とし、主に広域周遊促進イベントやノベルティー製作を行っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

最後、6番目、決算書歳出100ページ、6款2項1目（6）12節ハイキングコース維持・管理業

務175万3,190円の内容はどのようなものなのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○観光スポーツ交流課長（湯山浩二君） ハイキングコース維持・管理業務は、富士箱根トレイルの本ルート及びアクセスルート上のハイキングコースにおいて、倒木や洗掘箇所等の状況確認と、支障木の処理や洗掘箇所の修繕及び草刈り等を行う業務で、実施箇所にもよりますが、原則、巡視が年2回以上、整備を年1回以上とし、地元の9団体に業務委託したものでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 結構です。

これで終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い4件の質問をさせていただきます。

まず、1件目、決算書歳入8ページ、2款3項1目森林環境譲与税に関してお伺いさせていただきます。

こちらの森林環境譲与税ですが、総額の1割が県へ譲与され、残りの9割のうち10分の5が私有林の人工林面積割、10分の2が林業就業者の数の割合で、また、10分の3が人口割として各市町村に譲与される仕組みであるとお伺いしております。

先ほど、鈴木 豊議員への御回答にもありましたが、本年度は北郷の森林所有者536人のアンケートを実施されたことをお伺いしております。町全体の割合の中で進捗がどのようになっているのか、まずお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） アンケート調査につきましては、令和元年度から実施してございます。足柄地区、北郷地区、須走地区、成美地区の一部について、令和3年度までに事業の調査の方は完了してございます。

事業の進捗率につきましては、令和3年度末で81%でございます。本年度、アンケート調査につきましては調査を実施していない生土地区、藤曲地区、中島地区、柳島地区、湯船地区、菅沼地区の6地区につきまして調査することで、町内全ての意向調査が完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

令和元年から令和3年まで約81%のアンケート調査が終了しているという御回答をいただきましたけれども、このアンケート調査ですが、アンケートの回答からどのような調査結果が得られ、それをどのように分析されているのか、こちらをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（湯山光司君） 意向調査のアンケートにつきましては、大きく三つの質問をさせていただいております。

まず、1問目につきましては、所有する森林の経営管理状況についてお伺いしたものでございまして、その中の多くの答えが、森林管理ができていないというような回答が79%ございました。

次に、森林の整備状況についてお伺いをしたところ、10年以上何も森林整備をされていないという回答が63%ございました。

続いて、森林管理の今後についてということでお伺いをしたところ、町に森林整備を委託したいという回答が60%ございました。

この結果の中から、やはり民有林につきましては森林整備が遅れているということを森林所有者の方々も把握しており、これを誰かに託したいということで、小山町の方に管理を委託したいというニーズがあるということを確認したところでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 結構です。

次の質問に移らせていただきます。

決算書歳出103ページ、6款3項1目18節の中にサテライトオフィス設置支援補助について1件の申請があり、御対応されたという御報告をいただいております。どのような事業が展開されたのか、その詳細をお聞かせください。

また、雇用確保に向けたアクションプラン策定業務などを行われた結果、今回追加された1件を含め、町内のサテライトオフィスはどのように増え、また、どのように利用され、町の交流人口、関係人口に寄与されたのか、その点をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） まず、事業内容でございますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として、企業等が取り組む多様な働き方を促進し、本町における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、町内に新たにサテライトオフィスを設置する事業者に対し、小山町サテライトオフィス設置事業補助金を交付するもので、今回につきましては名古屋市の事業者が須走地内に賃貸借によりサテライトオフィスを設置したものでございます。

件数でございますけれども、当事業は昨年度から始めた事業でありますので1件のみというふうになってございます。

利用方法につきましては、事務所を設置して2名の雇用が生まれていると伺っております。

今後も交流人口や関係人口に寄与できるよう、事業を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 結構です。

次の質問に移らせていただきます。

決算書歳出134ページ、10款の中の災害復旧費に関してお伺いさせていただきます。

不用額が3,000万円ほど計上されております。昨年の不用額を見ますと1億円ほどが計上されておりますので、進捗としてはよい歩みを進めたのかなという考察をしております。今年度、道路の繰越しの300万円ほどの繰越しが1件との報告を6月定例会の補足説明ではいただいておりますが、このほかで、農地、林道、河川、道路施設、それぞれの復旧工事が全体の割合としてどれほど完了しているのか、こちらをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 134ページからの災害復旧事業のうち、翌年度に繰り越したのは、議員御指摘のとおり町道の災害復旧工事1件でございます。こちらの工事につきましては、本年4月に完了をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

質問に戻ってしまうんですけれども、そちらの繰越しをされたもの以外の農地、林道、河川、道路施設、それぞれの復旧工事が全体の割合としてどれほど完了しているのか、こちらを再度お伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 決算書134ページからの災害復旧事業につきましては、先ほど申し上げたとおり、町道の災害復旧工事以外につきましては、令和3年度中に完了しております。

以上でございます。

○3番（小林千江子君） 河川等で復旧工事が行われている箇所はもうないという理解でよろしいですか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 先ほど総務課長から答弁しましたとおり、令和3年度中に完了しているということでございます。

以上です。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 農業、それから林道に関しての災害復旧は全て完了しております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○3番（小林千江子君） 分かりました。

令和3年度の災害復旧工事に関しては全て完了している。令和3年度以前のものに関してはまだ完了していないものもありますでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） これは農林の方でも通ずると思うんですけども、道路事案に関しましても、災害復旧工事で、例えば国で採択をされて国の負担金でやる災害復旧工事、それを町の判断で災害復旧工事として、いわゆる町単でやる災害復旧工事、これは農地、農林、農業施設も同じだと思いますが、そこで全部今それぞれの答弁が全て復旧済みですよという答弁なんですけれども、厳密に申しますと、例えば、その災害の影響でどっか道路が傷んじやったと。災害復旧工事ではないけれども町道整備事業でやる工事、それが例えば農林の方ですと、災害復旧工事という区分ではなくて、例えば治山工事でやると。そういうところは若干ありますけれども、災害復旧工事という扱いのものは全て完了している、そういうことです。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○3番（小林千江子君） ありがとうございます。

最後の質問に移らせていただきます。

決算書275ページ、積立基金に関してお伺いさせていただきます。

庁舎の建設基金、決算年度の残高が5,000万円増加し2億5,000万円となりました。庁舎管理費の目標額などは特に定めておらず、マネジメント委員会などを実施し、10年後には何らかの場所につくりたいと昨年の決算審議において発言されておりました。その後、委員会ではどのような協議が行われ、また、どのような進捗があったのか、お聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○公共施設マネジメント担当参事（伊藤和彦君） マネジメント委員会でどのような協議、進捗があったかについてであります。

公共施設等マネジメント委員会につきましては、令和3年度中に3回、本年度につきましては、8月に第1回目を開催いたしました。

現在、マネジメント委員会では、本庁舎を中心に各公共施設の現状把握や将来に向けた検討を行っております。本庁舎につきましては、各委員が様々な意見を出し合い、町の内部方針として取りまとめていく段階であります。

今後は、他市町村の事例を研究しつつ、具体的な作業スケジュールや建設等の手法について検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど質問させていただきます。

まず、1番目ですけれども、主要な施策の成果であります、11ページ（b）がん精密検査受診率の向上です。

令和3年度のがん検査受診率は延べ7,311人、令和2年度は延べ7,180人で、129人増加しました。それぞれの受診率と今後の受診率向上のための方策をお伺いします。

そして、もう1点ですけれども、精密検査の令和3年度と令和2年度の再診率と、その向上に向けた方策を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 初めに、それぞれのがん検診の受診率についてであります。胃がん検診は、令和2年度15.5%、令和3年度、20.6%。子宮がん検診は、令和2年度26.9%、令和3年度27.6%。肺がん検診は、令和2年度34.2%、令和3年度33.5%。大腸がん検診は、令和2年度37.6%、令和3年度35.6%。乳がん検診は、令和2年度28.8%、令和3年度29.3%。前立腺がん検診は、令和2年度55.5%、令和3年度53.5%であります。

今後の受診率向上のための方策についてであります。現在、通年受診できる乳がんと子宮がん検診が未受診の方には、対象年齢を絞って再度通知を送って受診勧奨をしておりますが、肺がん検診や胃がん検診等は期間限定の検診であるため、未受診者に再度受診を促すことが難しい状況であります。

このため、まず、個別通知に同封している受診勧奨チラシを、よりがん検診に興味を持っていただき受診を促せるような内容に見直し、さらに、ホームページや広報紙、同報無線を活用して、広く町民にがん検診について周知してまいりたいと考えております。

次に、精密検査の再診率についてであります。胃がん検診は、令和2年度71.4%、令和3年度88.8%。子宮がん検診は、令和2年度87.5%、令和3年度87.5%。肺がん検診は、令和2年度100%、令和3年度89.4%。大腸がん検診は、令和2年度85.0%、令和3年度87.8%。乳がん検診は、令和2年度87.8%、令和3年度82.3%であります。

再診率の向上に向けた方策についてであります。現在、要精密検査となった方には、その結果を通知あるいは病院から直接お知らせをして再受診を促しております。どのがん検診も高い再診率となっておりますが、更に通知、電話等による積極的な受診勧奨を行うこととして、全てのがん検診において再診率100%を目指していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 再質問なんですけれども、今、お話を聞いたところによりますと、子宮がん20%台、乳がんも同様に20%台。この中では少し低いんじゃないかな。特にこれは女性に関する

るがんになるかと思うんですけども、40歳以上の女性の方々に、これからもっともっと受診していただく、その辺のところの方策ということはないんですけども、今後どのように進めたいか、そこをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） 室伏 勉議員の再質問にお答えします。

今言われたように、乳がん検診と子宮がん検診、かなり低いのではないかということでありま
す。これにつきましては、乳がん検診については、富士小山病院の方で行っております。病院と
定期的に打合せ等をしている中で、病院と町の打合せの中でも、この乳がん検診が低いんじやな
いかというような話題も出ております。

こういったことの中で、町としても特別、広報等を使って乳がんの危険性、当然、乳がんに限
りませんが、早期発見・早期治療が完治につながるということ、広報等を使って周知を図っ
てまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 以上です。

2番目に行きます。次ですけども、主要な施策の成果でございます。

12ページ、上から9行目になります。若年がん患者などの生活の質の向上を図るため、三つの
補助事業を実施しております。補助は令和3年度で、妊孕性保存治療で1件が2万5,000円、医療
用補整具の購入支援が9件で18万1,000円でございます。令和2年度は、医療用補整具購入支援が
6件で13万7,000円となっております。がん患者のさらなる支援のために、利用者数の増加と、補
助額の増加が必要と考えます。今、がんセンターへ行きましたも、大変人が多うございます。や
はり必要とされている方々がかなりいるのではないかなと考えます。町の方針等をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○健康増進課長（山本智春君） この支援事業につきましては、町のホームページで周知を図ると
ともに、令和2年度には県立がんセンター等医療機関にチラシと申請書を配布し、患者の皆さん
に事業を紹介してもらうように依頼したという経緯もあります。

今後、静岡県をはじめ医療機関と連携するなどして、支援が必要な患者にこの事業が利用して
もらえるように、広く周知、情報提供に努めてまいりたいと考えております。

また、現在の補助額については、県内の多くの市町村と同様に、静岡県の補助金交付要綱によ
る基準額を補助限度額として町の方針等で定めております。

今後、過去の申請者の自己負担額の状況などを勘案しまして、補助限度額の増額等についても
検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番(室伏 勉君) 以上です。

3点目に行きます。二つほどございまして、主要な施策の成果の43ページ、普通建設事業費でございまして。これに関連するものとして、決算書の歳入18ページの16款2項5目1節でございまして。

主要な施策の成果と予算執行状況報告書におきましては、同報系無線設備デジタル化整備事業、繰越明許の決算額は370万7,000円であります。このうち、国庫支出金が270万7,000円あります。

一方、決算書におきましては、演習場周辺デジタル無線整備事業費補助金、繰越明許として599万6,000円の歳入となっています。差額が328万9,000円あります。この理由をお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○防災担当参事(伊藤嘉代子君) デジタル無線整備事業費の補助金についてお答えいたします。

同報系無線設備デジタル整備事業補助金の繰越明許分につきましては、決算書のとおり599万6,000円を歳入しておりますが、歳出の財源に合わせるため、主要な施策の普通建設事業費には、補助金額370万7,000円の記載をしておるところです。328万9,000円の差額は、歳入の年度区分の相違によるものです。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番(室伏 勉君) 質疑ではないんですけども、小山消防署新庁舎は町民が目度高いですので、これからもきっちりとした予算及び支出管理をお願いしたいと思います。

以上でございます。

以上で終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番(渡辺悦郎君) 本日は3件の質問をさせていただきます。

まず、最初に、決算書歳出119ページ、8款1項4目事業(4)、国民保護事業費の執行がないが、コロナ禍において何か事業を実施できることはなかったのか、お伺いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○防災担当参事(伊藤嘉代子君) 渡辺議員にお答えいたします。

国民保護事業費の執行についてであります。これまでにJアラートに関わる訓練、原子力防災や情報伝達訓練などへ参加し、国民保護事業については継続して実施しております。

令和3年度、国民保護事業費での支出はございませんでしたが、今後、町の安全・安心のために、訓練などの実施を考えてまいります。

以上でございます。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番(渡辺悦郎君) 予算の執行はなかったんですけども、ちゃんとやっているよというふうな考えです。じゃあ具体的にどういうふうに行われたかというのを伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） 先ほどお答えいたしました、今年度につきましては原子力防災の情報伝達訓練に参加いたしました。また、Jアラートに関わる訓練、そして、毎月国民保護のパソコンを使つてのシステム訓練等の実施をしております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 予算がなくてもできるということであつたんですけども、せつかくの予算がついているのであれば、これは町民の生命と財産、これを守るといふ崇高な目的があるわけなんです。だったらそういう感じで、今年度、次年度、事業費を執行して、より災害に強い町に努めていただきたいと思います。

答弁は必要ございません。

次、2番目の質問でございます。

予算書120ページ、8款1項5目12節（3）コミュニティFM中継局設置調査、いわゆる電波調査として329万8,460円を支出しておりますが、本来は事業者が負担すべきではないのか伺います。また、公費で負担した理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） コミュニティFM中継局設置調査費の支出についてお答えいたします。

災害情報を幅広く発信するには、防災行政無線以外にも手段が多いことが望ましいため、難聴地域の調査等を実施いたしました。

町とFM事業者は、災害時における緊急放送に関する協定を令和元年度に結んでおります。調査につきましては、町と事業者間でコミュニティFM難聴解消業務委託に関わる負担金に関する覚書を交わしており、中継局の設置を行い、難聴地域での電波伝搬が確認された際に、事業者が町に負担金を支払う内容となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 今、協定というふうにございましたけれども、私も作業現場というのはいろいろ行くわけなんですけれども、その中でこのコミュニティFMというシステムが出来上がっているわけなんです。

その中で、放送事業者の方がやって、それに対して協力というのはできるんですけども、今回みたいに中継局の設置調査というのはいかがなもんかと。具体的にどっか例があれば示していただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） FM中継局調査設置の具体的な例についてでございますが、県

内におきまして具体的なことは聞いておりません。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 確かにいろんなところを私は見て探してみました。予算のときは気づかなかったんですけども、その後いろいろ探してみました。その中で公費を使ってやるというのはいかなもんかと思えますと同時に、例えば今、小山テレビですか、これ辺りが、じゃあ須走に引く、見たいという人がいたらすぐ引く、そういうことも考えられるわけなんです。そのときにもその調査費とかを計上する予定があるかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 渡辺議員の再々質問にお答えをいたします。

今回、伊藤参事が説明申し上げましたけれども、コミュニティFM設置中継局の設置調査との意味合いというよりは、むしろ難聴区域の調査、こちらの意味合いが強く、調査にはお金がかかるということで公費を投じたものでございます。

また、今後、特にFM事業者のための設備をすぐに何か行うということは予定はございません。以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 分かりました。

今回調査をやったわけなんですけども、その結果、これについて、後ほどまた提示していただきたいと思えます。

最後の質問でございます。

予算書134ページ、9款5項1項1目18節（2）おやまベースボールフェスティバル実行委員会交付金100万円についてであります。

参加人員等を含めて詳細な実施内容について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） おやまベースボールフェスティバル実行委員会交付金100万円について、参加人数等を含め、詳細な内容についてお答えいたします。

おやまベースボールフェスティバル実行委員会では、プロ野球選手の鈴木大地様から頂いた寄附を原資に四つの事業を実施いたしました。

一つ目の事業といたしまして、2021大地杯富士山少年野球大会を令和3年11月21日に小山球場多目的広場で行いました。児童野球チームが4チーム参加いたしまして、トーナメント戦を行いました。参加者は、選手役員を含めて100名でございます。

次に、二つ目といたしまして、野球教室体験会を令和3年12月4日に小山球場で行いました。講師の方は佐藤栄一様で、この方は鈴木大地さんの恩師だそうです。出席者は26名です。

三つ目といたしまして、講演会「夢に向かって」を令和3年12月6日に小山中学校体育館で行いました。講師の方は小野 剛様という方で、元プロ野球選手だそうです。参加者は、小山中学

校の1年生、2年生、職員合わせて130名になります。

四つ目の事業といたしましては、スポーツ少年団に助成をしていただきました。スポーツ少年団は8団体なんですけども、それぞれに助成をしていただいた事業、以上、四つでございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ありません。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 質問は、決算書の歳入と歳出、合わせて4点になります。

今回の場合は、未済について多額の、毎年毎年、収入未済額が出ていると。それから、歳出において不用額が2,000万円以上超えているものについて、お伺いいたします。

決算書の16ページ、17ページの歳入、16款2項2目1節、それから歳出の方の63ページの3款から説明させていただきます。歳入で、社会福祉補助金の収入未済額が1億152万4,000円であるが、これによる事業への影響、また、歳出では3款の民生費の不用額が1億1,700万7,000円であります。どのようにしてこのような不用額があるのか、不用額を生む事業の性質はどのようなものがあるのか。それから、事業自体が、私が見ると二律背反するような片方じゃ入らない、片方では使わない、そういうふうな、普通ならば足りなくて困るような状態ですけど、どのような工夫があるのか。それについてお答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○総務課長（渡邊 徹君） 菌田議員の御質問にお答えいたします。

社会福祉費補助金の収入未済額が1億円余生じている理由につきましては、令和3年度、国の補正予算により措置され、本町において第9号補正予算により補正いたしました子育て世帯への臨時特別給付金事業と、第10号補正により補正いたしました住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業の繰越しによるものであります。いずれの事業につきましても、繰越しにより適切に給付事業を実施しているところであります。

次に、3款の民生費の不用額が1億円を生じている理由につきましては、繰越明許費により執行したすがぬまこども園整備事業における執行残が主なものであります。繰越明許費の設定におきましては、精査の上、繰越額を設定しているものであります。整備事業の進捗、精査により不用額が生じたものと考えております。

今後も、繰越しの際に、多様の不用額が生じないように、事業費を精査の上、繰越明許費の設定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 恒常的にこういうふうなことが行われているようですけども、そういうことは当局ではもう初めから予測して、これだけ未済なのか、それから事業によってはこういう

ふうな不用額が出るというふうなものを見込んであるのかどうか。多分100%やるというようなことによって、不用額が出ないということでやっていると思いますけども、恒常的にこういうふうになっている、あるということに、私はちょっと疑問があるんですけども、どのようなことでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 菌田議員の再質問にお答えいたします。

まず、繰越しの方ですが、先ほど別の議員からいただいた御質問にもお答えいたしましたが、今回の子育て世帯、それから住民税非課税世帯給付金ですが、こちらは国の方の制度に合わせて年度末に補正をしたものでございますので、これは繰越しなどは致し方のないことであります。最初から想定済みのものでございます。

もう一方の不用額でございますが、すがぬまこども園の整備事業において適切に発注をしまして、事業を管理した結果、不用額が出てきたということでございまして、こちらも予算の段階でもうちょっと精査できたのではないかという考え方も、御指摘もあるかもしれませんが、事業を進行させた上での不用ということで御理解をいただきたいと思います。役場の方としましても、いろんな各種事業を進めておりますが、可能な限り不用額というのは出ないようにするべきではございますが、適切な予算の執行ということになりますと、結果的に不用として出るものもあるというふうに理解をしていただければと思います。お願いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 次に移ります。

次は、66ページの3款1項2目19節扶助費についてお伺いいたします。

これも不用額が1,286万円となっています。この医療を受ける人数と不用となった理由についてお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 3款1項2目障害者福祉費の19節扶助費について、受給者人数では、いくつかありますので主なものを説明します。

決算書66ページ説明欄（3）重度心身障害者（児）援護費では、6行目の重度障害者（児）医療費扶助が288人、中段（5）自立支援給付費では、その2行下、障害介護給付費が133人、身体障害者（児）補装具購入扶助が41人、下段（7）地域生活支援事業費では、次のページとなります、重度身体障害者（児）日常生活用具扶助が54人、障害者（児）日中一時支援が64人です。

次に、不用額の主な理由についてですが、この扶助費のうち、66ページの説明欄（5）の自立支援給付費の障害介護給付費は3億4,947万円と支出額が大きく、また、障害者の事業所で提供されたサービス費を支払う内容でございますが、月々の請求額に増減があります。支払いに不足が生じないよう、3月議会で予算を増額補正しましたが、令和4年1月から3月の請求額が想定よ

り低かったため、その結果、不用額が1,286万円となったところです。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 次に、128ページの9款3項1目14節工事請負費における不用額1,874万円余の工事名とその詳細について。これは確か入札差金だというふうな説明を受けましたけれども、どこの工事でどのような工事を行われたか、もう少し詳しく教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 不用額となった主な工事は、北郷中学校空調設備改修工事で1,863万9,000円の不用額となりました。本工事は令和2年度末に国の第3次補正予算にて事業採択され繰越明許した補助事業であり、令和3年度に入ってから詳細な実施設計を行い、その結果として当初の見込みよりも安価にできたことから不用額となったものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） ちょっと取りに行っていていい、資料。

○議長（遠藤 豪君） はい。

○9番（藺田豊造君） これは予算では5,485万5,000円がありまして、支出額が3,573万7,000円、執行率が65.5%ということは、当局の見積が甘くてこの差金が出たのか、あるいは企業努力されたのか、当局の御所見をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

この事業につきましては、北郷中学校の空調設備の改修工事ということで、令和2年度末になって国の補正予算費が急遽ついたという事業でございまして、この段階では、当初想定できる工事内容全てをいれ込んだ見積書によって、工事が始まってから予算が不足ないように予算の方を確保させていただきました。その後、繰越しをした後、令和3年度に入ってから詳細な調査を実施して実施設計を行った結果、もう少し安価にできるということが判明いたしまして不用額となったものでございます。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日は8件の質問をさせていただきます。

まず、1件目、審査意見書38ページ、消防団の状況についてでございます。

消防団員数が定員割れをしておりますが、その確保のために消防団員の処遇の改善、また、消防団協力事業所表示証というものを発行されているそうですけれども、それ以外の事業所への支援

はあるのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 池谷 弘議員の質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、本町でも消防団員の減少傾向にあります。

御質問の事業所への支援については、本町では特に支援は行ってはませんが、静岡県では消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に対する条例において、納めるべき事業税があった場合に、このうちから控除されます。

今後につきましては、国や県の動向に注視し、対応してまいります。また、事務局としましても、消防団への理解を求めるとともに団員が活動しやすい環境づくりや処遇改善を行い、消防団員の確保に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございません。

2点目、審査意見書39ページ、自主文化事業年次比較についてでございます。

コロナ禍での自主文化事業であったと思いますが、その収支率が1.4%というふうになっております。収支率向上策をどのように考えているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） コロナ禍での自主文化事業であったが、収支率が1.4%であるので、収支率向上の策はということでお答えいたします。

令和3年度の自主文化事業は、19事業を計画いたしました。そのうち、三山ひろしコンサートなど4事業は、新型コロナウイルス感染症防止により中止といたしました。また、子どもを対象とした、よしもと芸人が教える子どもとのコミュニケーションという講演は、同じく新型コロナウイルス感染症防止により令和4年度に延期をいたしました。そして、中学校、高校の吹奏楽部が参加するOYAMA MUSIC FESTIVALなど3事業については入場料無料として開催し、入場者数の合計は463人ございました。有料公演につきましては、中学校の芸術鑑賞会など4事業を実施し、入場者数の合計は518人、22万500円の収入でございました。

19事業のうち、以上の12事業を除いた7事業は、全てラジオやテレビ、ユーチューブで特番として企画、放送したものです。これは、新型コロナウイルスの感染症が蔓延する中においても、町民の皆様へ自主文化事業をお届けし、少しでも文化や芸術に触れていただきたいとの思いから、指定管理者と連携しながら事業を実施したものであります。そのため、動画配信等の事業を多く実施したことから、収支率は低いものとなっております。

さらに、三山ひろしコンサートや小学校の芸術鑑賞会は、開催直前のキャンセルとなってしまったことから、キャンセル料を支払ったことも収支率が減少した一因でございます。

今後、コロナ禍以前のように自主文化事業が開催できるかは依然不透明ではございますが、収

支率向上のために、町民のニーズを把握しながら町民の皆様に喜んでいただける自主文化事業をお届けしたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

3件目の質問をさせていただきます。

審査意見書40ページ、社会教育施設の利用状況についてであります。

図書館の利用者数あるいは貸出数が伸びておりますが、図書館の蔵書数があまり増えていないように思いますので、その理由について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○生涯学習課長（勝俣暢哉君） 図書館の利用者数、貸出数が伸びているが蔵書数があまり増えていない理由はということで、お答えいたします。

令和3年度の蔵書数は、一般図書が6万8,385冊、郷土資料が1万6,801冊、児童書、紙芝居等が2万7,144冊、CDやDVDなどのAV資料が1,117枚、合計11万3,447冊でございました。令和2年度の蔵書数は11万3,157冊でありますので、比較しますと令和3年度は290冊の増加となっております。

図書の増減の内訳の概略といたしましては、一般図書845冊を購入いたしまして、1,241冊の除籍を行った一方で、児童図書を649冊購入に対して64冊の除籍を行いました。令和3年度の蔵書数は児童書の割合が増加いたしました。全ての購入冊数が1,524冊に対しまして、全ての除籍冊数が1,513冊とほぼ同数であったため、蔵書数は昨年とほぼ同様でありましたが、寄贈していただいた本が274冊ございましたので、僅かではございますが増加したということでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にありません。

次に、4件目の質問をさせていただきます。

主要な施策の成果、31ページ、下から7行目、38基の合併浄化槽の設置とありますが、この設置で町内の合併浄化槽の設置率はどのようになっているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 町内の合併処理浄化槽の状況であります。浄化槽の設置に関する事務は静岡県が行っております。そこで、毎年、町が年度ごとに算出をしております生活排水の処理形態別人口によりますと、令和3年度末現在の推定で8,231人、町民の46.6%が合併処理浄化槽を使用している計算となります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） ないです。

次に、5点目の質問をさせていただきます。

決算書歳出86ページ、4款2項2目、河川水質測定を毎年行っておりますが、この河川水測定の結果で、経年的に注意すべきような河川はなく、水質はここ数年確保されているのかどうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 河川水質測定につきましては、主要な五つの河川の10か所において年4回、主要河川に流れ込む支流河川の14か所において年1回実施しており、生活環境の保全において維持されることが望ましいとされる環境基準の令和3年度達成率は93%で、おおむね良好な水質を保っているものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） この結果を、小山町の河川がきれいであるというようなことを内外に、町民あるいはその周辺のところにもPRということではないんですけれども、このもののデータあるいは結果を公表はされているのか、もしされていなければ公表するような気があるのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○くらし環境課長（山口幸治君） 再質問にお答えいたします。

毎年の結果につきましては、ホームページにおいて公表をしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございませぬ。

次に、6点目の質問させていただきます。

決算書121ページ、8款1項5目ダイポールアンテナの設置についてでございます。

ダイポールアンテナの設置は何か所行ったのか。また、これにより戸別受信機が設置されているところについては問題なく受信ができている状況なのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○防災担当参事（伊藤嘉代子君） ダイポールアンテナの設置についてお答えいたします。

令和3年度は、上野区、用沢区、一色区、須走地区一部での電波状況の悪い世帯170戸にダイポールアンテナを設置いたしました。ダイポールアンテナの設置により、確実にデジタル放送を受信しております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございませぬ。

7点目の質問させていただきます。

決算書123ページ、9款1項2目教職員ストレスチェック負担金についてでございます。

教職員は児童生徒に向き合うために、非常にストレスがたまりやすいと言われております。教職員のストレスや悩み相談はどのように行われているのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 教職員のストレスや悩み相談については、新規採用2年目の教職員全員、希望する教職員、所属長から希望があった教職員を対象に、静岡県教育委員会が設置する教職員サポートルームの相談員が面談、電話相談を随時行っております。また、毎月、教職員から各学校の管理職に提出される勤務実態把握簿の中に健康管理医との面談希望の欄があり、本人からの面談等の申出により状況を把握し、学校の健康管理医につなげることで対応しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） ないです。

最後の質問をさせていただきます。

決算書130ページ、9款3項2目夢チャレンジ支援事業の内容について、また、その実施事例について伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） この事業は、実用英語技能検定にチャレンジする中学生に対し、検定料を全額補助するものでございます。令和3年度は、年間3回の検定に延べ475人の生徒がチャレンジをしたものでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 1点だけ。夢チャレンジ支援事業、475人が支援を受けたということですが、これは児童生徒数で大体対象の何%ぐらいになっているのでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（大庭和広君） 再質問にお答えをいたします。

中学校3校で、実人数で260人が受験をいたしました。パーセントで言いますと59.5%となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 特にございません。

以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 7項目について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

まず、最初に、決算書歳出2款2項徴税費のうち295万3,840円が不用額となっておりますが、その内容について伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

徴税費の不用額につきましては、令和3年8月より税務課職員1名が育児休暇を取得したことによる職員人件費242万円と、課税通知などの発送に係る通信運搬費19万8,000円が主なものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 次に行きます。

決算書歳入の方ですが、15ページ、15款1項6目3節、鈴木 豊議員と重なる部分もありますが伺います。

住宅使用料不納欠損額が305万1,250円、収入未済額が1,520万1,894円とあります。この金額は例年と比べてどうでしょうか、多いでしょうか、少ないんでしょうか。そしてまた、この対策をどのようにして進めておられますか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 不納欠損額、収入未済額につきましては、年々減少傾向で推移しております。滞納対策といたしましては、会計収納課と連携し、滞納者への継続的な分割納付指導を実施しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 3番目に行きます。

決算書27ページ、19款1項5目1節ふるさと寄附金は4億8,909万9,319円とあります。しかし、返礼品やポータルサイト利用料などの必要経費を除くと、実際の収入はいくらになるでしょうか。また、町内から他市町への納税はどうだったのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（小野正彦君） 自主的な収入は、寄附額4億8,909万9,319円から、決算書62ページ備考欄（5）ふるさと振興事業費1億8,331万1,099円を差し引いた3億578万8,220円が自主的

な収入となります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○税務課長（渡辺史武君） 町内から他市町へのふるさと寄附金については535件、3,708万9,000円で、町民税への影響額は1,763万217円となっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 4番に移ります。

決算書57ページ、2款7項1目（3）18節自主運行バス負担金7,811万403円とありますが、金額は例年に比してどうでしょうか。システムが年度によって変わっておりますので、軽々な比較は難しいんですが、ここ数年、高い水準で推移しているように感じられます。夏のD i g i田甲子園で全国ベストフォーを受賞されたと言われますが、今後、収益をどのように好転させるべく対策を進めようとしておられますか。

また、デマンドバスをあちこちで見かけるようになって非常にうれしいことではありますが、運行収入の状況及び決算書での記載場所というのはいずれになりますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 自主運行バスの負担金については、令和2年度決算では8,296万2,028円で、令和3年度に比べ485万1,625円の減額となっております。デマンドバスを導入していない年と比べると、約1,600万円の増加をしております。

今後の収益改善の対策は、現在使用している予約システムのバージョンアップを検討しております。それにより、少しでも予約が取りやすい状況をつくり出し、より多くの町民の方に利用していただき、運賃収入増に努めるとともに、引き続き利便性のよさを周知してまいります。

運賃収入の状況ですが、令和2年度は約320万円、令和3年度は約450万円を収入しております。運賃収入は運行会社の収入となりますので、決算書上の記載はございませんが、実際に必要となる負担額から運賃収入を差し引いたものが、決算書上の自主運行バス負担金となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 夏のD i g i田甲子園等で予約システムを少し変更されたということを知ったんですが、今以上にバスの停車場、これを増やすようなお考えはありますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスのバス停の増につきましては、町内においては、ごみステーションを中心にバス停を設置しております。恐らく住んでいる場所から大体200メートルぐらい圏内にバス停を配置しておりますので、今後、もし区長さんですとか町民の方から希望があれば、町内については、バス停が設置できる場所があれば検討していきたいと思っております。

バス停ですけれども、御殿場市内の方に富士病院とフジ虎ノ門整形外科病院、それから小沼さんなど、今年度から御殿場の高校の付近にもバス停を増加しております。御殿場市内のバス停の増については、基本的に公共交通は町内で回すというのを考えてございますので、希望があって御殿場市内にも増やせるところがあれば、今後、精査をして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 利用者をもっと増やすということは非常に大変なことになるかと思うんですが、利用者の声を聞くことも大事なと思うんです。その中で、利用者はかなりお年寄りの方が多いんですが、足腰の関係で、できたら自分の自宅の近くが欲しいというような希望があるんですが、バスに乗って運転士さんにそういうこと言うと、非常に冷たくあしらわれるというようなことを伺ったことがあるんですけれども、運転者の指導といいますか、教育といいますか、これはどのような方向で進めておられますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） デマンドバスの自宅付近、本当に近くまでという声も上がっていて、実際運転士さんにもそういう投げかけをした方がいらっしやいまして、ただ、バス停として決まっていますので、自宅付近のドア・ツー・ドアについてはちょっと厳しいのかなと思っております。なかなか家の前で近いから降ろしてくれと言って、声を聞いて、運転士さんがちょっと冷たくあしらわれたということですけども、その辺につきましては運行会社さんにも、事あるごとに、そのドライバーの人が分かりますので、注意をして、丁寧に対応していただきたいということで対応しております。

今後その辺はしっかりと運行会社さんに伝えて行ってまいりたいと思います。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 5番目の質問に移ります。

決算書歳出101ページ、6款2項2目（2）の14、町民いこいの家の管理費の工事請負費725万3,600円が不用額となっています。町民いこいの家は、あちこちでいろんな規模の修理を行ったと伺っておりますが、この不用額となった工事は一体どのような工事だったのか教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○商工振興課長（渡邊辰雄君） 不用額725万3,000円でございますが、空調設備更新工事及びボイラー更新工事におけます入札差金が主なものでございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 次の、質問に移ります。

決算書歳出108ページ、7款2項4目14です。公共道路整備事業費の工事請負費7,916万4,600円が不用額とされております。不用とされた工事はどんな工事なんでしょうか。また、その理由は

何でしょうか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○建設課長（清水良久君） 御質問の工事請負費は、建設課とフロンティア推進課が実施した工事の決算であります。一括して答弁いたします。

初めに、建設課の工事につきましては、国の交付金事業であります大胡田用沢線及び用沢大御神線道路改良舗装工事の清算金額確定に伴う不用額が主なものですが、その他、橋梁長寿命化修繕工事と町道富士学校線電線共同溝設置工事の不用額も含めまして、約3,029万3,000円の不用額としております。

また、フロンティア推進課の工事は、上野工業団地アクセス道路であります町道3099号線で、国との国道246号交差点協議により、不用額が約4,887万2,000円生じたものでございます。

不用額の生じた理由といたしましては、令和2年度から令和3年度への繰越明許財源であったことから、補正による減額が行えなかったためであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 最後の質問に移ります。

同じく決算書歳出の136ページ、10款2項1目14節公共土木施設災害復旧費の工事請負費2,499万6,300円が不用額とされております。不用とした対象の事業とその理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 不用とした対象事業及び理由についてであります。不用額につきましては、約2,500万円のうち2,371万6,000円は、湯船排水路河川災害復旧工事に係る繰越明許及び事故繰越の工事請負費について精算による残金であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

それでは、ここで職員の入退室を許可します。

議員の皆様はしばらくお待ちください。

- 日程第2 認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
日程第3 認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
日程第4 認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
日程第5 認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
日程第6 認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
日程第7 認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
日程第8 認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第9 認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
日程第10 認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
日程第11 認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
日程第12 認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
日程第13 認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。日程第2 認定第2号から日程第13 認定第13号までの令和3年度特別会計及び水道事業会計の決算12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第13号までを一括議題とします。

本議案については、8月29日及び8月31日の本会議において、町長の提案説明及び部長等の補足説明は終結しております。

これから質疑を行います。

会計ごとに順次発言を許します。

初めに、国民健康保険特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 決算審議ということで、審査意見書の49ページ、国民健康保険年度別総合比較であります。

単年度収支額が、令和3年度は4,368万6,000円の赤字、令和2年度は2,025万7,000円の赤字、令和元年度は2,936万8,000円の赤字決算となっております。昨年度、今年度と、監査意見書におきましては、医療費健全化対策を進めるなど、健全経営に向けて取り組まれたいとの御指摘を受けております。ところが、逆に赤字幅は増加しております。令和3年度の対策と、収支改善に向けました令和4年度の目標と対策をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 室伏 勉議員にお答えいたします。

初めに、令和3年度の対策についてですが、主に三つの施策、一つ目は国保税の収納率向上対

策、二つ目に医療費健全化対策、三つ目に保健事業の推進について、それぞれ目標を設定し、取り組んでまいりました。

令和3年度の実績について申し上げます。

一つ目、国保税の収納率は現年度分の目標を97%といたしましたが、実績は96.86%でした。

二つ目、医療費適正化対策のうち、後発医薬品、ジェネリック医薬品促進の取組では、使用割合の目標を78%とし、実績は78.1%でした。

三つ目、保健事業の推進については、特定健診の受診率の目標を55%に掲げ、実績は速報値で47.2%でした。

三つの目標について、二つはおおむね目指している数値に近いものとなっておりますが、特定健診の受診率向上が課題であると考えてございます。

次に、収支改善に向けました令和4年度の目標及び対策についてでございますが、引き続き、国保税の収納率向上対策と、医療費適正化対策として後発医薬品、ジェネリック医薬品促進の取組、そして、保健事業の推進についてそれぞれ目標を設定し進めてございます。

これらの取組につきましては、特に保健事業の効果が現れるのは5年先、10年先と言われてございますので、今後の国保運営のために地道に取り組んでまいりたいと考えております。

あわせて、すぐに効果を出す対策といたしまして、各市町国民健康保険の取組状況に応じて配分されます保険者努力支援交付金や、県の特別交付金などの評価ポイントの対策に力を入れて、より多くの公費を獲得していきたいと考えております。

また、基金からの繰入れの検討など、健全運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 49ページの1世帯1人当たりの保険税と比較の中で、令和3年度だけ、これは説明受けたかもしれません、国庫支出金が11万6,000円、1人当たりだと3万2,000円か、昨年度に比べるとだいぶ低いんですけれども、これは何か要因があったんでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再質問にお答えいたします。

これは、国の補助金が、令和2年度につきましてはシステム改修の部分の補助金とコロナの減免についての補助金が二つございましたが、令和3年度におきましては、コロナの減免の補助金のみということで、この減少となっております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、育英奨学資金特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

9番 藺田豊造君。

○9番(藺田豊造君) 以前にも同じような質問をしていますけれども、同じような答えが返ってくるんじゃないかと思っていますけれども、聞かせていただきます。

審査意見書50ページの、育英奨学資金特別会計、貸付けは、今、大学生4名だというような報告がありました。以前は高校、大学など合わせて9名ぐらいの方が利用されていたと思いますが、減少傾向にあるのは景気の動向であるのか、あるいは少子化などの影響があつてのものなのか、どう当局が分析しているのかをお伺いいたします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○学校教育課長(大庭和広君) 藺田議員にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、奨学金の貸与者は減少傾向でございます。要因を特定することは難しいですが、将来の奨学金の返済に何らかの不安を感じている方がいることや、少子化の影響も少なからずあるものと考えております。

また、令和2年度から、国において奨学支援の新制度として、新しい給付奨学金、授業料等免除制度を始めたことも要因の一つとして考えられます。

今後も、経済的な理由などによって就学が困難な者に対して、有用な制度となるよう周知をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番(藺田豊造君) これも前に同じことを申し上げていますが、県では医科大学生には月額20万円を貸与している。また、医療従事として県に帰った場合は、5年間医療従事した場合のみ、その全額を免除という制度があります。

そこでお伺いします。まず、進路によって貸付金の増減を図るような予定があるのかなのか。また、町に帰って町内へ就職や、役場などに入って働いた場合は、どのような免除があるのか、あるいはそういうふうな計画があるのかをお伺いしたい。当局の御所見をお伺いしたいと思えます。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○学校教育課長(大庭和広君) 再質問にお答えをいたします。

まず、進路によって上限の額があるかということですが、こちらについては特別ございません。

次に、町に帰って就職をした免除等があるかということですが、現在の育英奨学資金の制度の中ではございません。ただし、昨年度から、町として奨学金返還支援助成事業というものを始めております。この中で、貸与型の奨学金について借りている方については、上限がありますが町として助成をするということをやっております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 大変古い話をして申し訳ないですけど、以前の教育長のときには増額、増減については考えておくというような答弁がありましたけれども、まだ考え中になるかというところ、考えたことがあるのか、それについてお答え願いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 藺田議員の再々質問にお答えします。

社会情勢がいろいろ大きく変化をしています。その中で、この奨学金制度、それから子ども達のためにできることは何かということ幅広い視野の中で検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○9番（藺田豊造君） それは具体的にどういうふうに考えているのか、もう少し、教育長、教えてもらえませんか。

○教育長（高橋正彦君） 藺田議員の再々質問にお答えをいたします。

社会情勢の変化というのは読み切れないところがございますが、また、少子化という問題もございまして。そういう中で、小山町の子ども達がよりよい教育を受けていく、または進路をつくっていくということが大事であるというふうに考えています。これはまだ具体的にこれということが検討し切れていませんので、今後検討していきたいと思います。

以上です。

○9番（藺田豊造君） はい、分かりました。

以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、後期高齢者医療特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 決算書176ページ、4款3項1目、後期高齢者の医療に該当する人間の数について、まず、お伺いしたいと思います。

それともう一つ、4款3項の雑収入の72万6,600円は、どのようなものであり、どのような性質のものかということをお伺いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 藺田議員にお答えいたします。

初めに、後期高齢者の被保険者数についてでございますが、令和3年度末で2,779人です。

次に、雑入の詳細でございますが、転出などによりまして資格喪失をいたしましたことによりまして納め過ぎとなった保険料のうち令和3年度中にお返しができなかった分でございます。納め過ぎとなった保険料は町の収入とすべきものではございませんので、次の年度の歳出でお返りする

ために、保険料から雑入に振り替えて、翌年度の財源とするものでございます。

その内訳でございますが、特別徴収分が55万9,400円と普通徴収分が16万7,200円です。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） こういう医療制度について、利用しないという元気なお年寄りがいると思いますけど、そういった把握はしておられるでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民課長（野木雅代君） 再質問にお答えをさせていただきます。

元気なお年寄りの方、医療を使わないという方の把握なんですけども、すいません、してございません。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） ありません。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○9番（藺田豊造君） はい。

○議長（遠藤 豪君） 次に、下水道事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） それでは、決算書の歳入184ページ、1款1項1目下水道使用料収入未済額が193万380円とあります。今後、この未済額についてどのような方法で徴収を進めるか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 佐藤議員にお答えします。

下水道使用料に係る収入未済額の今後の徴収方法ですが、まず、納期限が過ぎても納付されない使用者に対し、督促状を送付し、納付をお願いしています。それでも納付されない場合は、例えば、水道料金にも滞納がある使用者に対しては、水道の給水停止に合わせて集金や分納の誓約をお願いしたり、会計収納課と連携し、可能な場合は差押えによる徴収を行うなどにより、未収金の削減に取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 今、水道使用されている方については、水道の差押えとか、そういうのがあったんというように聞こえたんですが、ほとんどの方が水道使っていると思うんで、かなりの効果はあるんじゃないかと思うんですが、水道を使ってないで下水道を使っているというお宅はあるんですか、実際。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 再質問にお答えいたします。

水道を使わないで下水道だけ使っているという使用者については、いないという状況でございます。

以上であります。

○4番（佐藤省三君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、宅地造成事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 決算書229ページ、1款1項1目1節不動産売払収入1億23万2,700円の説明で、わさび平と大胡田地区に関しては完売、残るは宮の台がまだ完売まで至っていないという説明がありました。宮の台は何区画中何区画売れているのか。残りの区画の完売に向けてアピールしていく妙案はあるのか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 高畑議員にお答えします。

宮の台分譲地の販売状況についてであります。令和3年度末までに全13区画中8区画が分譲完了し、残り5区画となりました。今年度に入ってから、6月に1区画が分譲完了し、現在、他の2区画で土地売買契約に向けた準備を進めているため、残りは2区画と順調に進捗しております。

完売に向けた取組ですが、今年度に入ってから近隣のハウスメーカーなどからの問合せが増えている状況であります。宮の台分譲地は、町内在住者の購入割合が8割と、近隣の方に人気が高い分譲地ですので、近隣の工務店やハウスメーカーへの情報提供を軸に販売活動を行い、残り2区画の早期完売に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） ほかの分譲地と比べますと、宮の台の売れるテンポとといいますか、鈍いように私は感じているんです。そこら辺の原因はどこにあったとお考えでしょうか。分譲価格がやっぱり高いというふうな判断でいいのかどうなのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） まず、宮の台分譲地につきましては、ほかの分譲地に比べまして坪単価が高いということは間違いのないところでございますけれども、その代わりといいますか、学校やスーパーに近いというような、利便性が高いという特徴がございます。

鈍いというようなところなんですけれども、確かに昨年度は1区画の分譲というところでちょっと足踏み状態ではあったわけなんですけれども、その要因としましては、大胡田地区の分譲が

行われておりまして、そちらの方の様子を御覧になっていたというような購入者の声もございました。また、ハウスメーカーの方もいろいろ営業を続けていく中で、ウッドショックですとか、そういった事情もあって、なかなか分譲まで行かなかったというようなところがございます。あとは民間の宅地分譲事業がありまして、そちらの方の完成を待っていたと。それで様子を見て判断をするというような声も聞いております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、上野工業団地造成事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 決算書歳出の238ページ、2款1項1目12節委託料336万70円が不用額となっております。不用となった委託料の内容とその理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 佐藤議員にお答えします。

不用額につきましては、各委託事業の事業執行に合わせて実施した残金であり、その主な内容としましては、水文調査業務で200万円、繰越明許の外周境界確定測量業務で165万円の不用額が発生したことによるものです。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、木質バイオマス発電事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 決算書244ページ、令和4年3月で試運転を終了し、4月より暫定再稼働を始めているわけですが、令和3年度は2,565万円余の歳入不足でした。この翌年度、歳入繰上充用という民間では考えられない方法でのぐことになるわけです。そこで、何点か質問をさせていただきます。

1点目、再稼働後のペレットの進出によるエラー、メタンガスの発生、これは収まっているのか。

2点目、ここ最近の稼働率はどの程度か教えていただきたい。

3点目、林業エリアには公民連携の手法で2社の提案を了承したようですが、そのうち1社はマイナスできる模様。どういう会社か、社名や事業内容を明らかにしてほしいと思います。

最後、4点目、検討委員会では「今後の方向性については早急に結論を出すべきではない。当面は、様々な諸条件が解決しているか見定める期間とし、本来あるべき姿については今後の抜本

的な検討課題とする」としてあります。その後、この木質バイオマス発電所の将来構想についての方向性はできたのか。その点をお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○未来拠点担当参事（山本尚毅君） 高畑議員にお答えいたします。

ペレットの品質によるエラーについては、暫定再稼働を始めてからは、エラー回数は月に1回程度に収まっております。これは、ほかの同じ方式の施設と同程度の回数となっております。

次に、最近の稼働率についてはでございますが、直近3か月の稼働率は84%となっております。

売熱提案のあった1社の社名や事業内容については、提案のあった事業者は町内で木質ペレットを生産している富士総業株式会社で、木材作業場を建設し、ペレットなどの乾燥に森の金太郎発電所の熱を利用したいとの提案がありました。

最後、木質バイオマス発電所の将来構想についての方向性については、令和5年度から本格的に再稼働を行い、隣接施設へ売熱を行うことで、令和9年度には赤字が解消できる見込みとなっておりますが、熱供給を含めた林業エリア内の具体的な計画につきましては、農林課が主体となって民間事業者との連携など最適な方法を検討しているところでございます。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○7番（高畑博行君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、小山PA周辺開発事業特別会計について、質疑の事前通告の通告順により発言を許します。

4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 決算書255ページ、1款1項1目16節公有財産購入費815万6,000円及び21節の補償補填及び賠償金906万4,149円、いずれも不用額とされております。不用額となったそれぞれの内容とその理由を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○フロンティア推進課長（岩田幸生君） 佐藤議員にお答えします。

不用額につきましては、当初設計で予定していた事業用地のうち、工事の進捗に伴い施工に必要な面積が減少し、その結果として土地の購入費が減少したこと、また、物件移転の遅延に伴い、電気通信線路の地中化移設も遅延したことなどにより補償費等が減少し、不用額となりました。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑、再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託する

ことにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第5号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第6号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第7号は所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第8号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第9号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第10号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第11号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第12号は所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

次に、認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、認定第13号は所管の総務建設委員会に

付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月8日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後1時53分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和4年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和4年9月8日（第4日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	企画政策課長	勝又 徳之君
福祉長寿課長	杉山 則行君	観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君
商工振興課長	渡邊 辰雄君	都市整備課長	込山 次保君
建設課長	清水 良久君	学校教育課長	大庭 和広君
生涯学習課長	勝俣 暢哉君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君

散 会 午後2時18分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

(代表質問)

12番 鈴木 豊君

1. 池谷町長の次期小山町長選挙への出馬について
2. 小山町の居住環境の施策について

2番 室伏辰彦君

1. 将来の小中学校のありかた
2. 地域資源を活用した観光交流の振興について

(個人質問)

7番 高畑博行君

1. 買い物支援の移動販売事業に町として支援できないか
2. 道の駅ふじおやまの駐車場の拡張はできないのか
3. デマンドバスの利用者数急上昇について

4番 佐藤省三君

1. 学校教育の様々な制度の変更や現代的な課題に備えた準備状況とその課題について

5番 岩田治和君

1. 地域通貨の導入について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。小山町議会傍聴規則第8条の規定により、本日は傍聴席でのカメラ等の撮影の申出を議長において許可しておりますので、報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととします。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

それでは、まず代表質問を行います。

最初に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） おはようございます。質問前に議長にお願いしますが、私の件数は、一括質問一括答弁で2件にわたって通告をしておりますが、本日は1件ずつ質問し、その都度、町長の回答を得たいと思いますので、許可をいただきたくお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 12番 鈴木君の1件ずつ質問することを議長として許可いたします。

○12番（鈴木 豊君） ありがとうございます。

それでは、小山町議公会派新生会を代表しまして、通告により代表質問をさせていただきます。

まず、1件目ですが、池谷町長の次期小山町長選挙への出馬についてお伺いします。

まだ任期がありますが、池谷町長が次期町長選挙の出馬について、どのような考えを持っておられるのかお聞きしたく、代表質問をいたします。

池谷町長は、令和元年4月の選挙において、「住民幸福度日本一の町の実現に向けて」を掲げて、30代小山町長として初当選されました。

初議会において、池谷町長は、8点ほどの施策を所信表明にて申されました。

果たして、現在どのぐらいの成果を見ているのでしょうか。検証も必要かと思えます。

確かに当初から、ふるさと納税寄附金や都市計画税廃止問題、新産業エリアでの埋設廃棄物問題などがあり、さらに台風災害や新型コロナによるイベントの廃止や縮小などにより、事業ができない部分もあったことは承知しております。

でも、その中でも、アートビレッジ事業やスポーツ振興や文化芸術振興条例の制定及び事業も展開されてきましたことは評価します。

それから、私どもが一番池谷町長に対して残念に思いましたのは、御殿場市への転居です。小山町を幸福度日本一の町にする意欲を持っていたのに、なぜという思いでした。人口減や税収減等にもなります。

さらに、私どもの私見ではありますが、池谷町長は様々な事業を行っているようですが、我々や町民にも町長になっての独自の大型事業が見えてきておりません。小山町長は町のかじ取りの船長ですので、町の行き先の方向を誤ってはいけません。

そこで、池谷晴一町長の任期が来年4月で終わります。まだ早いとは思いますが、1期目を振り返るとともに、次期小山町長選挙への出馬について、池谷晴一町長はどのような考えを持っているのか、伺いたいと思います。

1件目の質問は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをいたします。

1件目でございます、次期町長選挙への出馬についてであります。

私は、前町長時代に展開をされた本町の様々な施策の推進方法などに疑問を持ち、平成31年4月執行の小山町長選挙に出馬し、多くの町民の皆様の御支持をいただき、第30代小山町長に就任をいたしました。

振り返りますと、就任当初から様々な問題への対応を迫られました。

まず、ふるさと納税につきましては、町は不適切な返礼品の提供により多額の寄附金を集めたということから本制度から除外をされましたが、就任直後に謝罪と早期復帰のお願いに総務省を訪問し、結果的には、翌令和2年7月23日に制度復帰ができ、以後、順調にふるさと納税寄附金が回復を見ているところであります。

また、都市計画税問題のほか、令和元年の台風19号災害、湯船原の新産業集積エリアの廃棄物処理、新型コロナウイルス感染拡大など次々と問題が発生し、早期解決を迫られましたが、町議会議員の皆様、そして町民の皆様の御理解をいただき、対応することができました。

一方、令和2年度には、町民の足となるデマンドバスを導入し、令和3年度から4年度には、御殿場市の医療機関や高校等にも停留所を増設して利便性向上を図った結果、利用される町民は飛躍的に増加をいたしました。

また、本町のデマンドバスの取組が、全国に誇るシステムとして、政府が先進的なDXを推進する自治体として認定する、全国D i g i 田甲子園において、町村の部で見事全国ベスト4に選

ばれたところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、御殿場市医師会等の御協力を得ながらワクチンの集団接種を進め、現在4回目の接種が実施中であり、また、疲弊した産業経済振興を図るため、借入金の利子補給やプレミアム付商品券の発行、富士山小屋の支援等も行っておりました。

政策提言に掲げた町政発展のために必要な何本かの条例制定につきましては、スポーツ振興条例や文化芸術振興条例、中小企業・小規模企業振興基本条例等を制定し、現在この条例に基づく施策を展開中であります。

また、湯船原の新産業集積エリアの廃棄物処理問題の発生や湯船排水路に係る未精算金の発生問題、竹之下地先の土地処分に係る裁判判決等を受け、町長等特別職政治倫理条例や職員倫理条例の制定も行い、現在コンプライアンスの徹底に取り組んでおり、副町長1人制や専門監等外部登用職員採用の見直しを図ったほか、女性職員の管理職登用も進めているところであります。

特筆すべきは、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードであります。コロナ禍ではありましたが、富士スピードウェイで地元の子供達の観戦も可能となるなど、世界のトップアスリートが眼前で疾走する姿に直接触れることができ、子供達の心に生涯忘れられない思い出として刻まれたことと思います。さらには、町民や事業所の皆様がボランティアとして積極的に御協力いただき、大会を成功に導いてくれました。そして、本町の豊かな自然、町民のおもてなしが世界に発信されるなど、本町でオリンピック・パラリンピック自転車競技ロードが開催されたことは、町の歴史に深く刻まれ、また、町民の心に永遠に残るレガシーとなったと思います。

私は、町長就任に当たり、八つの柱・52項目の政策提言をいたしました。

各政策の進捗につきましては、毎年度その進捗率等を精査し、その効果を検証しておりますが、現在までの進捗につきましても、先日検証いたしました。

それによると、追加した3項目を加え、全55項目中、評価A（進捗率80%程度以上）が31項目、評価B（進捗率50～80%程度）が21項目、評価C（進捗率20～50%程度）が1項目、評価D（進捗率20%程度以下）が2項目で、全55項目中、着手・取組中、完了済み等の項目は53項目で、率にすると96%という結果になりました。

なお、御殿場市への転居の件につきましては、これまでも何度か御説明申し上げましたが、家庭の事情からでございます。生まれ育ったふるさと小山町を愛する気持ち、町の発展、町民の幸福度向上に対する熱意は変わりませんので、御理解をいただきたいと思います。

独自の大型事業がないとの御指摘ではありますが、議員御承知のとおり、町の事業につきましては、将来の財政負担等も勘案しながら、総合計画3か年実施計画を策定し、これに基づき施策を実行しております。

そんな中、当面の大型事業としては、町民の安全、安心の確保を図る小山消防署の建て替えや、

町民の健康増進に資する多目的広場ジョギングコース整備等を進めているところであります。

また、前町長のときに着手をいたしました、県ふじのくにのフロンティアを拓く取組、三来拠点事業につきましては、他の市町ではあまり例のない、町の発展を左右する重要プロジェクトであり、優先的に取り組む大型事業であると考えております。

地方公共団体の様々な業務、事業は、行政単独で進めるのではなく、民間の資本や活力を取り入れ、より効率的な行政運営を進めていく時代になっています。したがって、民間でできる業務、事業は民間にやっていただく。また、町は、官民連携により民と協働で、あるいは、民が活動しやすいよう可能な限り環境整備、支援に努めるというスタンスで、これからも大型事業も含め各事業に取り組むたいと考えます。

先日、役場職員の採用試験がありました。町外、県外からも多くの若者に受験していただきましたが、その志望動機を見ますと、本町の魅力として、ふじのくにのフロンティアの取組の評価とともに、遠距離通学支援や奨学金返還支援、第1子子育て応援制度等、子育て支援施策の評価も多く見受けられました。

私は、行政もバランスが重要と考えます。総合計画3か年実施計画に基づき、一方で、大型のハード事業を行いながら、他方で町民が暮らしやすい、住んでよかったと思えるソフト事業をバランスよく展開することが、町民の幸福度を高めることにつながると思います。

1期目で着手した各種施策は順調に推移しておりますが、それらを軌道に乗せ、ハード、ソフト両面バランスよく更に施策を構築、展開し、町民の幸福度日本一を目指すためにはもう少し時間が必要と考えますので、御支援いただく皆様の御理解をいただき、次期町長選挙への出馬に向け準備を進めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問の前に、一言、町長に申し上げます。

本日の私の代表質問での回答の前に、一部の報道機関に、町長が出馬についての発言をされ、掲載されたことは、非常に軽率であり、議会軽視でもあります。厳重に抗議したいと思います。以前にもありましたので、発言に気をつけていただきたいと思います。

それでは、再質問します。

ただいま池谷町長の次期小山町長選挙への出馬について、前向きな回答がありましたので、健康に留意されて頑張ってくださいと思います。

そこで1点だけ、出馬に対するその抱負をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 最初の、ただいまの御指摘につきましては、誠に申し訳ございませんでした。

出馬に対する抱負ということでございますが、町長就任2年目となる令和2年度に、町民の皆

様の御意見を伺いながら、令和3年度から10年間の小山町総合計画を策定いたしました。

本計画では、小山町が目指す将来像を「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」としてしております。これは、私が度々申し上げております町民幸福度日本一の町の実現と重複をしております。

来年4月は、本計画の3年目に入るわけですが、先ほど申し上げましたとおり、その実現のために着手した各種施策は順調に推移をしておりますが、先日公表されました町民意識調査の結果によれば、町民の皆様がまだ不足していると感じておられる項目は多々見受けられました。

2期目の町政運営のかじ取り役を仰せつかった際には、町民の皆様が小山町に住んでよかったと思っただけのよう、これら項目の満足度を向上させ、総合計画に掲げる将来像、町民幸福度日本一の町の実現に向け、誠心誠意頑張っております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 以上で、1件目の質問を終わります。

それでは、続きまして、2件目の質問に入ります。

小山町の居住環境の施策についてであります。

湯船原地区の工業団地において、企業が進出してきている現在、町長は居住環境の確保に対して、新たに目に見える施策を考えていないのではと私どもは思っています。

私どもが進出企業を現地視察したときに、雇用者の小山町への居住を依頼しても、企業側の返答は、小山町に住む場所が見つからないなどと言われておりまして、非常に残念でした。

小山町の居住環境については、前町長における居住環境事業計画によって実施されてきたと解釈されます。

南藤曲地区のクルドサック16の16区画やわさび平の優良田園住宅36区画、落合区の子育て世帯向け優良賃貸住宅「グランファミリア落合」などについて、計画により推進されてきております。

池谷町長は、以前、三来拠点事業のリバーガーデンタウンおやまの開発について、市街化区域を優先的に先に開発を進めて、そこに人口増加を図ることが基本的で、リバーガーデンタウンおやまは、市街化調整区域で基本的な趣旨に反した開発計画と申しまして、開発に否定しているように見受けられました。

小山町の人口は、年々減少しているのが現実であります。昨年から今年でも310人程度減少しております。企業誘致が進み、雇用がますます増加する中で、居住環境の遅れが目に見えていると私は考えます。これでは、御殿場市など近隣へ居住を構える人が多くなるのではと危惧されます。

そこで、喫緊の問題でありますので、居住環境の進め方などについて伺いたく、4点ほど質問いたします。

1点目は、今後、町としてどのような居住環境の施策を考え進めていくのか、町長に伺います。

二つ目は、三来拠点事業のリバーガーデンタウンおやまについて、竹之下上の原の開発について地元説明会もしていますが、その後進まないが、リバーガーデンタウンおやま事業をどのようにしていきたいのか、お伺いします。

3点目としまして、様々な開発事業などに民間活力の導入と町長はよく言われますが、行政も中に入って進むべきと思いますが、その点の考えをお伺いします。

4点目は、町営住宅の解体後の跡地を宅地分譲などに進める考えがあるのか伺います。

以上、4点お願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 2件目、小山町の居住環境の整備についてお答えをいたします。

初めに、今後どのような居住環境の施策を考えて進めていくのかについてであります。

議員御指摘のとおり、企業の従業員の住宅確保につきましては、遠方からの転勤による単身または家族で住める適当な賃貸物件が見つからなかった、また、町内と町外の物件を比較した結果、利便性を優先して町外を選択されたなど、進出企業の皆様が町内の住居確保に苦慮されている状況を把握しております。

このようなニーズを受けての施策として、三つの視点で定住促進に取り組んでまいります。

一つ目は、町内定住の第一歩となる賃貸住宅の確保であります。

町内では、新規企業立地に伴う民間のアパート建設が各所で行われており、これは市場ニーズに合わせたよい流れでありますので、適切な土地利用の下で民間の経営力の発揮を期待するものであります。

一方で、築年数が経過し、設備や間取りなどがニーズに合わなくなっている経年アパートの空室化が懸念されることから、今年度から、子育て世帯や立地企業の従業員向けに、個室の居住性向上を行うアパート所有者に対し改修費用の一部を補助する、民間賃貸住宅リフォーム助成金制度を開始し、個室の付加価値向上による空室化抑制を順次進めております。

町内ニーズに呼応したアパート新築への応援と、既に地域内にある住宅ストックの有効活用の両面で、賃貸住宅確保を進めてまいります。

二つ目は、生活利便性の向上であります。

現在、須走地区における買物環境の向上を図るスーパーの誘致や、デマンドバスの運行による移動手段の確保などの施策を進めておりますが、地域の実情を的確に捉え、子育て支援策などのソフト事業も併せて推進しながら、生活者にとって満足度の高い、住み続けたいと思われる地域を目指してまいります。

三つ目は、定住希望者が自身の家を持ちたいときの宅地ニーズに応えることであります。

宅地創出に関しましては、民間事業者による宅地開発を応援していくことを基本に捉えており、北郷地区では大規模な民間宅地分譲も進んでおりますが、町でも市街化区域内の狭隘道路対策や町有地の売却等を含めた土地の有効活用も併せて検討し、民間事業用地の創出を図りたいと考え

ております。

同時に、空き家等の増加による市街地の空洞化は、エリアの魅力低下とコミュニティの弱体化を招く課題でありますことから、空き家等の流動化を促進するため、空き家等所有者への意識啓発及び利活用の相談体制の強化を図ってまいります。

以上の居住環境整備に係る三つの視点から施策を総合的に実行していくことで、定住促進を図っていきたいと考えております。

次に、リバーガーデンタウンおやまの事業をどのようにしていくのかについてであります。

この構想の実現に向けては、町と民間事業者が相互の能力を最大限に発揮し、エリアの魅力創出を図るために策定した三来拠点事業の公民連携ガイドラインにより、民間事業者からの提案をいただくこととしております。

新型コロナウイルス感染拡大や物価高など急激な社会環境変化の中で、市場に即したアイデアや経営力を発揮できる、地域活性化に寄与する事業提案をいただき、その実現に向け公民が連携して取り組む考えであります。

次に、開発事業などへの民間活力の導入に当たり、行政も中に入って進むべきではについてであります。

民間活力の導入の前提には、公共と民間が対等な立場の下、それぞれの役割分担を明確にした上で、公共心を持って取り組むことが公民連携の基本であります。地域活性化に寄与する事業計画に対し、参入の障壁となっている事項を民間事業者から伺い、課題整理や行政と民間の役割分担などを率直に話し合う民間対話を通じて、よりよい居住環境の整備に連携して取り組んでまいります。

最後に、町営住宅解体後の跡地を宅地分譲等に進める考えがあるかについてであります。

町営住宅の跡地につきましては、これまでも町が主体となった宅地分譲や民間事業者及び個人への売却により、居住環境の創出を推進しているところであります。

今後、町営住宅跡地のうち町有地につきましては、隣接地の土地所有者などの意向や近隣の土地利用の状況を考慮しながら、民間事業者への売却による宅地分譲など、居住環境の整備につながる有効活用について検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再質問ですが、2点ほどお伺いします。

1点目は、全般的な回答を聞きますと、様々なプランを挙げていますが、私どもにこれを実施しているという、町の将来にわたるものが見えてきません。何を主にして居住環境の施策をしたのか、積極的な具体策があれば再度考えをお伺いしたいと思います。

二つ目としまして、リバーガーデンタウンおやまについては、池谷町長のこの4年間余において事業計画を何もしていない結果、進められてこなかったと私どもは理解しております。

市街化区域の住宅施策も進まなくて、リバーガーデンタウンおやまも進めない施策では、人口増が望めません。再度、リバーガーデンタウンおやまを今後どうしていきたいのか、その点の考えをお伺いします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再質問にお答えをいたします。

居住環境の施策の考え方についてであります。現在、町の重点施策として取り組んでおります三来拠点事業は、経済活動を促進し町の活性化を図ることを目的に、湯船原地区や小山P A周辺地区など、町自体を拡大させ、事業用地を生み出すことで、新たな企業立地など一定の成果を上げることができていると考えております。

その上で、私は、町の拡大と併せ、市街地の居住性や行政サービスの向上についてもしっかりと取り組む、町の成長が伴わなければならないと考えております。

町の居住環境の施策については、ニーズに合った新たな宅地を創出することも大切でありますので、繰り返しになりますが、民間事業者が参入しやすい環境を整えることで、民間宅地開発を応援してまいります。

一方で、家余り時代と言われる中、空き家・空き地の増加による空洞化した市街地や生活利便性が低下した地域を将来の町民に残すわけにはいかないという考えの下、特に市街化区域内においては、空き家等の流動化促進や賃貸住宅の付加価値向上によって市街地の空洞化の抑制を図るとともに、生活利便性の向上に取り組むことなど、現在の生活エリアの魅力低下を防ぐことに注力すべきであると考えております。

この実現に向けては、町民や民間のお力をいただく必要がありますので、ハード・ソフトの両面において事業投資しやすい環境づくりに努めながら、先ほど答弁いたしました三つの視点を持って、市街地の魅力や価値を高める成長と三来拠点事業による拡大とを両輪として、バランスの取れた居住環境整備に取り組み、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」に成長した町を将来に残したいと考えております。

次に、リバーガーデンタウンおやまをどのように進めていくのかについてであります。町が事業構想し、県のフロンティア推進区域の指定を受けたのが平成28年11月であり、6年になろうとしております。この間の経験したことのないような社会情勢の急激な変化を踏まえ、現在の市場性を適切に捉え、柔軟なアイデアや経営ノウハウで突破できるのは民間事業者であると考え、構想の推進のために町が策定した公民連携ガイドラインに基づき、行政と民間が適切に連携することができる提案を募集しているところであります。

しかしながら、コロナ禍による景気低迷や物価高など先の見通せない情勢、そして、開発のハードルが高い市街化調整区域での事業ということもあって、なかなか具体的な提案に至っていないということも事実でありますので、民間事業者と率直な意見交換の機会を設定し、実現に向け

た障壁や、行政との役割分担などに関する対話を通じて、民間による具体提案の立案行動を促してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 1点だけ再々質問します。

民間事業者が率先して、小山町、特に成美地区や明倫地区などに宅地造成をするとは思えません。行政が、このように排水施設整備などをするのでとって、民間事業者への間に入って進めることもできると思いますが、その点の考えがあるのかどうか、もう一度お伺いしたいと思えます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 鈴木議員の再々質問にお答えします。

宅地開発について、排水路の整備を町が行うなど民間の開発の方を促進したらということについてでございますけれども、近年の足柄地区での新築住宅建設の動きを見ましても、小山中学区内でも宅地ニーズが高まっているというような状況の中、成美地区や明倫地区につきましては、昔からの市街地構造が現在の基準に合わなくなっているといったところもありまして、排水路に限らず、開発する場所や規模によって様々な特性や課題があると考えております。

民間での宅地開発の検討の際には、障壁となる課題を突破する方法を一緒に考えることで実現に向けて前進することができるのではないかと思いますので、まずは御相談をいただき、周辺状況や地元の意向を踏まえた上で、民間との役割分担について協議し、課題の整理や対応方針の検討をしていきたいと考えております。

以上であります。

○12番（鈴木 豊君） 以上で、代表質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 続けて、代表質問に移ります。

次に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 会派令明を代表し、通告に従い、一括質問で代表質問を行います。

件数は2件です。

1件目、将来の小中学校の在り方。

小山町の人口は減少を続けています。昭和40年のときには約2万5,000人、平成元年は2万2,600人、平成25年には2万人を割り、令和3年では1万7,960人となっております。

子どもの人数、出生率も下がり続け、平成元年では約260人、出生率が11.6%、令和3年では、子どもの人数は約100名、出生率は5.06%となっており、ここ3年間では町内の子どもの人数は100人程度となっております。

第5次総合計画のうち、生きる力を育む学校教育の充実の中から伺います。

解決困難な社会課題に立ち向かえる人材育成にすることを目的とするとあり、施策の方向に、

1、確かな学力を身につける教育の推進、2、豊かな心と穏やかな体を育む教育の推進、3、家庭教育、幼児教育の推進と生活習慣の育成、4、信頼のある安心な学びの場の整備の推進とあります。

そこで、次の点を伺います。

3点ほど伺います。

上記の施策を推進するに当たり、町長は公立小中学校の現状把握と将来像についてどのような考えを持っているのか伺います。

2、社会情勢やコロナの影響で、町内の少子化が更に進んでいます。町内の子どもの人数は、8月1日現在、5歳児147名、4歳児124名、3歳児121名、2歳児101名、1歳児が112名となっております。このうち、北郷地区が子どもの数の約半数を占めております。

8月15日に開催の議員懇談会の席上で、件名、小山町教育環境の調査研究についての議題の中で、教育長は小規模校のよさを活かしてきたとおっしゃっていましたが、小規模校のメリットとデメリットは何か伺います。

三つ目、地域の大人とともに活動ができる体制をつくることにより、地域と連携した特色ある教育の推進とありますが、どのように進めているのか伺います。

2点目の質問に移ります。

件名、地域資源を活用した観光交流の振興についてであります。

小山町では、新しいホテル宿泊施設が開業し、また建設中のところ、これから建設するところもあります。スマートインターが足柄サービスエリアにでき、新東名の小山パーキングエリアにもできる予定で、観光交流はますます盛んになると思います。

また、第5次総合計画のうち、小山町ならではの観光サービスを提供し、観光交流の増大を目的とする施策の方向として、1、富士山交流観光プログラムの推進、2、元気にぎわい観光プログラムの推進、3、観光インフラ整備プログラムの推進とあります。

そこで、次の点を伺います。

4点ほど伺います。

1、今後の町内観光の推進、町民の移動、渋滞の緩和、救急車両等の時短などから、都市計画道路（足柄駅前線・竹之下中島線）、特に足柄からユニバーサル製缶までの区間の早期の実現が必要と思われませんが、町の考えを伺います。

二つ目、観光客に須走の魅力を伝え、おもてなしができる人材育成、また、現在観光ガイドとして活躍している方の協力を得てガイド養成講座の開催とありますが、進捗状況を伺います。

三つ目、金太郎をシンボルとした観光活性とあります。小山町では、金太郎生誕の地であることを強く打ち出しております。町民憲章では、「金太郎のように、健康で、明るい、ゆたかな町づくりをすすめます」とあり、いろいろな施設には金太郎の名がつけられており、金太郎のイラストも多用しております。町内には金太郎の名所が多々ありますが、今まで金太郎の名所の管理は

どのようにしてきたのか、また保存していくのか伺います。

四つ目、広域連携の推進で、金太郎にちなんで観光交流をしている姉妹都市の岡山県勝央町や観光友好都市の京都府福知山市との連携を継続するとありますが、現在コロナ禍であります、この3年間どのように連携してきたのか、その実績と今後の連携をどのようにしていくのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをいたします。

初めに、将来の小中学校の在り方のうち、公立小中学校の現状把握と将来像についてどのような考えを持っているかについてであります。

本町は、小学校5校、中学校3校を配置しております。小学校については、合併前の旧村単位で配置しており、各地区の中心地に位置し、それぞれが地区の拠点となっていると認識しております。中学校については、小山中学校は広域な学区を敷いていますが、こちらも基本的には旧村を基本としております。

議員御指摘のとおり、第5次総合計画第3章の1番目の基本施策として、生きる力を育む学校教育の充実を掲げ、四つの施策の方向性を示しております。

私は常々、町の将来を担う子ども達のために、小中学校における教育の質を高く維持し、さらなる高みへと引き上げるべきと考えており、私の就任以来、様々な教育環境の改善を図り、コロナ禍にあつては様々な感染防止対策や教育の質を維持するための各種施策を実施してまいりました。

一方、学校は子ども達の教育の場であると同時に、地域住民の心のよりどころであり、地域コミュニティの拠点として、五つの小学校及び三つの中学校は、それぞれの地区の運動会や文化祭の開催、地区行事の会場として、地区に開かれ、地区を支える拠点となっていると考えております。

そんな中、少子化が進んでおります。本町におきましても、学校に通う児童及び生徒の数は年々減少していると認識しております。給食費無償化、こども医療費の18歳まで完全無料化、各種子育て支援事業を展開しておりますが、残念ながら少子化の流れは容易に変わるものではありません。

私の子ども時代、成美小学校や小山中学校はクラス数も多く、児童及び生徒は何百人もおりました。当時、私が小山中の3年のときには、9クラスありまして、同級生は420人ぐらいおりました。そんな状況でございます。

しかしながら、現在は、成美小学校が130人程度、小山中学校は180人程度と、往時の影を潜めています。ここ数年、本町では、小規模校のメリットを最大限活用し、教育の質を高い水準で維持していると考えておりますが、今後、今以上に各学校の児童及び生徒数が減少した場合、小規

模校のデメリットが顕在化してくることが考えられます。

現時点では、現在の八つの小中学校を維持する方向であり、維持することが可能な方法を模索しておりますが、今後さらなる少子化の進展に伴い、複式学級となることや、学校施設の更新及び維持補修費の増大などが町の財政を圧迫する状況が到来することを想定しなければなりません。

教育委員会においては、今年度から少子化に対応した活力ある学校づくりに向けた教育施策や、教育効果等を高めるための適正な教育環境について調査研究を開始すると報告を受けたところであります。

今後、学校が持つ多様な機能に留意し、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた上で、総合教育会議の場において、学校規模の適正化や適正配置について検討を行う必要があると考えております。

次に、地域資源を活用した観光交流の振興についてのうち、初めに、都市計画道路（竹之下中島線）の早期実現が必要と思われるが町の考えはについてであります。

都市計画道路竹之下中島線の竹之下橋から吉久保地先の町道原向中日向線の区間は、距離は700メートル足らずであるものの、馬伏川を越える必要があるため、長大な橋梁を設けることとなり、その費用は莫大な額になると考えられます。費用対効果の面から、実現の可能性が低い竹之下中島線を含む都市計画道路については、今後、町内の交通体系を踏まえた上で、見直しを検討してまいります。

町内の観光交流の振興では、新たな交通インフラや観光施設が整備されるため、観光客がスムーズに観光スポットへ行けるよう、分かりやすい情報提供を行ってまいりたいと考えております。

次に、おもてなしができる人材の育成、ガイド養成講座の進捗状況についてであります。

議員御指摘のとおり、本年10月にオープンを迎える富士スピードウェイホテルをはじめ、町内の観光インフラが充実していくこの時期に、ウィズコロナからポストコロナへの動きに乗り遅れることなく、観光客の受入体制を整えることは急務であると考えております。特に、着地型観光による誘客を図るため、地域の観光資源や歴史、自然を案内するガイドの役割は非常に重要であります。

現在、地域の魅力を深く掘り下げ町全域を案内している、静岡おやま案内人「四季の旅人」の会員15人と、主に須走の魅力を伝え活動している「すばらしり隊」のガイド認定者27人が中心となって来訪者のおもてなしを担っていただいております。両団体ともにメンバーを自ら獲得し、団体内での学習や知識の共有を通じてスキルを向上するなど、いわゆるガイドの養成活動も行っております。

また、町では、富士山須走口登山ガイドの認定制度により、ガイドの資質向上を図り、安全・安心な登山ができるように17人の人材育成を行い、須走口への来訪を促進しているところであります。

観光ガイドの取りまとめ役である小山町観光協会では、ガイド養成講座について調整中であり、

町も協力して、ガイドツアーのパッケージ化等、具体的なサービスの提供につなげてまいりたいと考えております。

次に、金太郎にゆかりのある名所の管理状況と保存についてであります。

金太郎生誕の地である本町では、金太郎を町のシンボルとして多方面で活用し、情報発信を行っているところであります。金太郎にゆかりのある名所といたしましては、金時公園をはじめ、金時山、頼光対面の滝、爪切り地藏など、数多くの地域資源が存在します。

管理形態は様々ですが、町が管理する施設につきましては、地元団体を中心に日常管理を委託し、町でも必要に応じて巡視を行いながら、適切な維持管理に努めております。また、その他の施設につきましても、地元団体等により定期的に管理をさせていただいているところであります。

しかし一方で、金時山登山道や遊女の滝など、令和元年10月、令和2年7月の豪雨により被災し、容易には復旧できない状態にある名所もあり、順次復旧に向けて対応している状況であります。

今後、これら金太郎ゆかりの名所の保護や後世への継承については、小山町教育委員会と連携を図りながら、関係団体と一体となって適切に管理し、教育面やサイクルツーリズムなど、多方面での活用を検討し、町外へ発信してまいりたいと考えております。

次に、金太郎にちなんだ観光交流の実績と今後についてであります。

姉妹町であります岡山県勝央町、観光友好都市の京都府福知山市とは、長年にわたり双方のお祭りや各種イベント、職員同士の研修交流などを通じ実施しております。特に平成25年度から令和元年度までは、両自治体の子ども達を招待し、地元の方々や職員の協力により富士登山を行うなど、多方面での連携事業に取り組んでまいりました。また、令和元年度には、小山町民踊愛好会と駿河の國鼓太郎が、勝央町の文化祭に参加し、文化交流を行ったところであります。

しかし、令和2年度からコロナ禍におけるイベント中止や行動制限等により、従来どおりの交流事業を実施することができませんでしたが、ウィズコロナの範囲内でこれまでと変わらぬ交流を考えており、本年10月には、勝央町と相互の広報紙を通じた町の魅力発信、情報交流を予定しております。当面は、人が行き来する交流以外でも、特産品の物販等、できる範囲での活動を通じて、相互の友好親善を深め、持続可能な事業内容を模索しながら連携を継続してまいりたいと考えております。

その他の質問につきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 将来の小中学校の在り方のうち、小規模校のメリットとデメリットについてであります。

本町の小学校は5校あり、特別支援学級を除いた学校規模は、三つの小学校で6学級であり、他の二つの小学校は、それぞれ8学級と12学級となっております。

また、中学校は3校あり、特別支援学級を除いた学校規模は、それぞれ4学級、6学級、8学

級となっており、小中学校ともほとんどの学校は小規模校となっております。

小規模校のメリットは、少人数を活かした指導の充実を図ることができ、一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握し、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすいことや、意見や感想を公表できる機会が多くなることです。異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うこともできます。地域の協力が得やすいため、郷土の教育資源を最大限に活かした教育活動が展開しやすいなどのメリットがあります。

令和3年度後期の学校評価では、小学校で93%、中学校で89%の子どもが「信頼できる先生がいる」と回答しました。これは、全職員で全校の子どもに関わることで、児童生徒に寄り添った温かい指導ができているからだと考えられます。また、小学校の英語の授業では、英語専科の教員、ALT、町の英語支援員の3人で指導する時間があり、非常にきめ細やかな指導ができています。

一方、デメリットは、クラブ活動や部活動の種類が限定されることや、体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団活動の実施に制約が生じることがあります。

また、少人数のため、人間関係が固定化されたまま学校生活を送ることが挙げられます。単学級の学年では、クラス替えもなく進級していくので、新しい友達ができにくかったり、学習面でも運動面でも競争心が芽生えにくかったりする可能性があります。

次に、地域と連携した特色ある教育の推進についてであります。

町では、地域の大人とともに活動できる事業として、主に四つの事業について重点的に推進しています。

初めに、一つ目の事業として、地域学校協働本部の体制整備と事業の推進があります。

この事業は、生涯学習課内にコーディネーターを配置し、地域と学校がパートナーとして連携、協働するための組織的・継続的な仕組みの構築を推進するものであります。

具体的には、町内の小中学校やこども園の環境整備や行事支援、学習支援を地域の皆様に行っていただく学校応援ボランティアの周知及び登録者の新規募集を行い、登録していただいた方を小中学校やこども園に派遣しています。

令和3年度では、環境整備が29件、行事支援が11件、学び支援が67件、読み聞かせが22件、家庭教育学級支援が23件の実績がありました。

二つ目に、中学生職場体験学習があります。

これは、須走中学校の全学年と、小山、北郷各中学校の2年生が、町内及び御殿場市の事業所に御協力をいただき労働体験をすることで、社会性や協調性等を学習するものであります。

令和3年度は34事業所で受入れの承諾をいただきましたが、5月に実施した須走中学校の職場体験以降は、コロナ禍のため中止となりました。

三つ目に、中学生ボランティアがあります。

これは、町や町内事業所がイベント等を実施する際、中学生がそのお手伝いを行いながら、社

会性や積極性を育むために実施しています。

令和3年度は、町内の全中学生の3割に当たる133人が登録し、28事業についてボランティアを募集しました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大による活動等の自粛により、9事業の実施となりました。

四つ目の事業として、ふるさと金太郎博士事業があります。

これは、町内の小学3年生から中学3年生を対象に、地域の行事、町主催事業に参加することで、豊かな心と郷土愛、人間力を強くすること等を目指し、地域の皆様の御理解をいただき実施しているものです。参加した児童生徒にはポイントを付与し、たまったポイント数に応じて表彰を行うことで、子ども達の参加意識も高揚しています。

令和3年度は、全体の約76%の児童生徒が参加しました。地域の方々との触れ合いや地域資源の再発見、行事の意義等を新たに知ることができるとともに、自分の活動が地域や町のために役に立っていることを実感することができたとの感想が寄せられています。

このような事業を実施、継続していくことは、社会や職業を学ぶキャリア教育の観点から、子ども達に非常に大きな意義があるものと考えます。また、変化する地域や社会の動きを理解するとともに、地域に根差した学習や体験活動を通じて、子ども達がこれからの人生を前向きに生きていける一助となります。

子ども達の発達の段階に応じた多様な学びの中で、地域や社会と関わり、様々な職業の大人に出会い、社会的・職業的自立に向けた学びを積み重ねていくことが、本町の地域と連携した特色ある教育の推進であると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、将来の小中学校の在り方で、3点ほど質問いたします。

一つ目、町長は就任以来、様々な教育環境の改善を図っているとおっしゃいましたが、具体的にどのような教育環境の改善をしているのか伺います。

二つ目、将来的には、学校規模の適正化や適正配置について、学校が持つ多様な機能に留意し、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえ、総合教育会議等で検討を行う必要があるとおっしゃいました。先ほどの町長の答弁では、今後、今以上に児童数が減少した場合、小規模校のデメリットが顕在化してくるとおっしゃいました。また、教育長の答弁では、小規模校のメリットは

たくさんおっしゃいましたが、デメリットは少しだけでした。教育長は、小規模校がよいとお考えですか伺います。

また、今後も現状の学校体制でいくと思われませんが、教育長の理念として、10年後の学校体制はどのようなものが考えられるのか伺います。

3点目、小規模校でのデメリットとして、少人数のため人間関係が固定されたままである。また、クラス替えもない。学習面でも運動面でも競争心が芽生えにくかったりする可能性があるとお考えですが、既に可能性ではなく、あるのではないかと考えられますが、その点を伺います。

次に、地域資源を活用した観光交流の振興について、4点ほど再質問させていただきます。

都市計画道路竹之下中島線の竹之下橋から吉久保地先の原向中日向線の区間は、馬伏川にかかる橋が必要で、その費用は莫大な額になる。費用対効果の面から実現の可能性が低い都市計画道路の見直しを検討するとおっしゃいましたが、これは今分かったことではなく、何年も前から分かっていたことであると認識しています。既に検討中、あるいは検討が終わっていてもおかしくないと考えますが、これから検討を始めるのですか。今の現状を踏まえ、安全性や効率性が保たれる道路になるのではないかと考えられますが、その点を伺います。

足柄スマートインターからアクアイグニス前を通り、あしがら温泉付近につなげる道路を現在工事しております。この道路を延ばし、うまく利用できないのか伺います。また、分かりやすい情報提供はどのようなことが考えられるのか伺います。

二つ目、施設の管理体制で、その他の施設につきましては、地元団体等により定期的に管理をいただいているとのことですが、どこをどの団体が定期的に管理しているのか、修繕を要望されたことはないのか伺います。

三つ目、金太郎ゆかりの名所の管理のうち、金時山登山道復旧の道筋は聞き及んでおります。遊女の滝には先日行ってきました。以前は大沢林道から遊女の滝に下るところに看板等が立っていましたが、現在はなく、下る道は崩れたまま、滝の前には倒木が6、7本ありました。まず、場所を特定できない状態であり、ハイキングに立ち寄ることはとてもできません。初めて来た人でも地元の人でも分からないし、下れません。復旧には予算計上が必要だと分かりますが、いつまでに直すのか、また、直す予定があるのか伺います。

次に、金時公園の山腹に、金太郎と熊の大きな絵、看板がありますが、ペンキが剥げている状態になっております。必要に応じて巡視し、適切な維持管理に努めているとのことですが、直すことができないのであれば、撤去し、金太郎の像などを設置すべきだと思いますが、町の考えを伺います。

四つ目、質問で、この3年間はどのように勝央町や福知山市と連携をしているのか伺いましたが、答弁ではそれ以前の交流のことでした。この3年間、とりわけ令和2年、3年、4年の9月現在まで、町は交流をしていないと認識してもよろしいですか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員の再質問1点目、具体的にどのような教育環境の改善を行ってきたのかについてお答えをいたします。

令和元年度に全ての小中学校の教室等に空調設備を設置するなど、毎年度、各小中学校において各種改修工事を計画的に実施し、教育環境の向上を図っております。

また、令和元年度から2年度にかけて、児童生徒用に1人1台のタブレットを購入するとともに、校舎・体育館にWi-Fi環境を整備するなど、全国に先駆けてICT教育の充実を図ります。このことにより、近年のコロナ禍の中でも、通常の授業のほかに、タブレットを家庭に持ち帰って使用をするなど、有効に活用することができているものと考えております。

さらには、令和2年度に全園こども園化を実現し、すがぬまこども園の新設やすばしりこども園の改築を実施するなど、各種子育て支援施策を展開しており、様々な角度から教育環境の改善を行っております。

また、現在、北郷小学校校舎の長寿命化事業に着手しているところでありまして、来年度には長寿命化改良工事を実施する予定であります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 将来の小中学校の在り方の再質問のうち、初めに、小規模校がよいと考えているのか、また、10年後の学校体制はどのようなものなのかについてお答えいたします。

時代の流れの中で、子どもの数は次第に減り、学校の規模が小さくなってきています。今まで学校規模が大きいときは大きくなり、また小さくなったときは小さいなりに、その時々学校の姿に応じて、よりよい教育を構想し、実践してきました。

小規模であろうと、大規模であろうと、子ども達は自分達の学校、地域の方は、おらが学校という思いを持っています。大規模校には大規模校なりのよさが、小規模校には小規模校なりのよさがあります。どちらがよい悪いということではなく、これまでのように現在の姿を踏まえ、小規模校のよさを活かすことを教育の柱の一つとして進めていきたいと考えております。

次に、全国的にも、また本町においても急速な少子化が進んでいるのは確かなことです。その中で、今後の本町の教育をどのように進めたらよいのか、長い目での展望が必要になっていると思います。

10年後の学校の姿を最初から描いて進めるのではなく、選択肢をできるだけ幅広く持ち、今後予想される社会、将来の学校のありよう、学校の形、子どもの人数、町の考える地域振興の施策など様々な観点を、教育の視点を中心に、子ども達にとってよりよい教育環境はどのような姿なのかを、まずは調査研究することから始めていきたいと考えております。

次に、デメリットのうち、学習面、運動面での競争心が芽生えにくい可能性についてお答えい

たします。

本町の小中学校のほとんどは、児童生徒数が少ないため、競争心を養う環境をつくりにくいという課題があります。子どもの成長段階を踏まえますと、特に中学校期においては、適度な競い合いや競争は向上心を育むためにも必要であると考えております。

そのために、部活動や各種コンクール等の機会を活かし、他校の子ども達との競い合いの場面を求めたり、実用英語技能検定や全国学力・学習状況調査のように、子どもが自分の力を試したりする場を大切にしています。

また、校外から外部の社会人を呼び、子ども達の視野を広げたり、中学校ボランティアやふるさと金太郎博士事業などを通し、子ども達を積極的に社会に触れさせ、他校の生徒との交流を増やしたりする活動も進めているところであります。

今後も小規模校のよさを活かすことを教育の柱の一つとして推進することにより、子ども達への教育を充実させ、小規模校として考えられるデメリットを最小化していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 室伏議員の再質問にお答えいたします。

私からは、都市計画道路の見直し等についてお答えをいたします。

御指摘の竹之下中島線でございますけれども、都市計画決定をされてから既に50年以上たっております。その間一切見直しが行われてこなかったというのは、その事務の必要性等の検討といえますか、必要性の有無から恐らく何も手がついてなかったのかなと推測はされます。

ただ、その後、大きく事情が変わりまして、平成24年2月なんですけれども、都市計画道路の変更決定を行いました。これは線形の見直しではなくて、車線数の確定ということをしました。これによって何の効果があつたかといいますと、いわゆる、県決定というものと市町村が決定するものを明確に分けることができましたということで、都市計画道路の変更手続のハードルは下がりましたけれども、しかし、変更手続というのは簡単な事務事業ではございませんので、コストもかかりますし、費用対効果を見極める必要があると思っておりますので、先ほど議員御指摘の新たな町道等もできておりますので、その道路網も含めた都市計画道路の変更の手続に着手するかどうかということの検討は引き続きしていくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 室伏議員の再質問のうち、初めに、道路の分かりやすい情報提供についてであります。近年、観光客の個人旅行化が進む中、観光客の移動ニーズに合わせた情報内容と情報提供の手法が重要であると認識しております。

これまでの町のホームページやパンフレット等、観光客に対します情報提供の在り方を見直し、目的地の内容やアクセス方法などが分かるQRコードをパンフレット等に表示するなど、デジタルツールを活用した案内も検討してまいりたいと考えております。

次に、地元団体等により定期的に管理していただいている施設でございますが、金太郎ゆかりの名所としてパンフレットで紹介している施設を例に挙げますと、竹之下にあります爪切り地蔵につきましては、老人会東松の会の皆様に、金時公園内にあります第六天社は、金時神社奉賛会の皆様に、自主的に管理していただいているところでございます。なお、これらの施設について、修繕の要望をいただいたことはございません。

次に、遊女の滝の復旧についてであります。議員の御指摘のとおり、進入路が崩落し、滝の前には倒木が複数本あり、現地には行けない状態であります。遊女の滝は、町の大切な観光資源であります。復旧には多大な費用がかかることが想定されますので、本年度は金時山登山道の復旧を優先し、少し時間がかかりますが、将来御案内ができるよう復旧の計画を検討してまいります。

次に、金時公園内の看板についてであります。この看板は昭和58年に作成されたものであり、現在、静岡県屋外広告物条例におけるデザイン基準に適合しないものとなっております。しかし、町内外からも一定の認知をいただいている看板でありますので、その塗り直しの可否について静岡県と協議し、今後の方針を決めてまいります。

次に、勝央町や福知山市との交流についてであります。令和2年度からはコロナ禍におけるイベント中止や行動制限等により、先方との調整の結果、直接的な交流は行われておりません。しかし、お互いのイベント開催時には連絡を取り合い、打合せを行うなど、職員のつながりは途切れておりませんので、引き続き交流を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問をさせていただきます。

将来の小中学校の在り方で2件、先に質問いたします。

現在も1学年1クラスのところが多くあります。今後、児童数が更に減少してくるのは確実なことです。生徒個人が大勢の他の生徒と関わりを持って学ぶことは、大切なことだと思います。一つの学校にすればよいと述べているわけではありません。小規模校のメリットを活かしていくのであれば、例えば、町内の同じ学年の生徒が集まり、学びの場や運動の場、あるいは遊びの場等を設けることも必要と考えますが、どうお考えですか伺います。

二つ目、保護者の方、特に小学校にこれから入学される保護者の方に向けて、今後の学校についての意見を聞く必要があると考えます。学校の在り方についてアンケートを取ったのか。取ったのならば、その結果を教えてください。また、こども園に通園している保護者にアンケート等を行う予定があるのか伺います。

次に、地域資源を活用した観光交流の振興について、3点ほど再々質問をさせていただきます。
静岡県屋外広告物条例におけるデザイン基準に適合しないものとなっているとのことですが、金時公園の看板の塗り直しは難しいのではないのでしょうか。県からどのように看板のことを指示または指導を受けているのか伺います。また、この問題は以前から分かっていたことであり、これから協議をするのでしょうか。今後のことを決めてから県と協議をした方がよいのではないかと伺います。

二つ目、時期が来ると、駿河小山駅にはハイキングの方が下車してきます。駿河小山駅前交流センターができる前、道の駅だったときに偶然いたとき、「遊女の滝に行きたいのだけど、どのように行くのか」と尋ねられたことがあります。私は「行けません」と答えました。金太郎をアピールしている町として、寂しさを感じました。あのときから数年たっています。修復する見積等はできていてもおかしくありません。見積を取ったことがありますか。

また、金太郎富士見ラインから滝沢や大沢林道に入る箇所に、道標、足柄峠まで何キロ、足柄駅まで何キロ、駿河小山駅まで何キロと書かれているものです。それが木で作られているため、朽ちかけております。金時山から富士山とハイキングも町は奨励していますが、町にはこのような道標がどのくらいあり、直す必要なものがどのくらいあるのか伺います。

三つ目、交流とはお互いに行き来することを意味します。直接とか間接とかは関係ありません。令和2年度から現在まで、コロナ禍では交流がなかったと判断しても構わないかと伺います。

勝央町や福知山市とは引き続き交流を進めていくとのことですが、本年度もあと半年足らずです。本年度の交流、お互いに行き来することですが、どのようなことを考えているのか伺います。
以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。なお、答弁は簡潔に願います。

○教育長（高橋正彦君） 最初に、学びの場についてです。

コロナ感染症が拡大する以前におきましては、小山中学校区において、小学校の3校が集まり交流する、または町で行われる周回駅伝に参加するなどの交流が行われておりましたが、現在はできないでおります。ただ、議員のおっしゃるとおり、私も他校との交流ということの重要性については、そのとおりであるというふうに思っています。学校間の交流を積極的に進めていきたいと考えております。

ここ数年コロナではありますが、海外の学校とオンラインでつないで授業交流を行っているというような中学校もございます。このような経験や実践を活かしながら、町内での様々な形での交流事業、それから行事において進めていきたいと考えております。

次に、学校の在り方についてのアンケートです。

現在、直接、学校の在り方について保護者のアンケートを実施してはおりません。ただ、このアンケートは大変重要であると私も考えております。今後立ち上げる調査検討委員会の中で実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 室伏議員の再々質問にお答えいたします。

先に金時公園にあります金太郎の看板につきましては、先ほども答弁いたしましたが、昭和58年に設置し、経年劣化が激しくなってきましたので、このタイミングで静岡県に協議することといたしました。

次に、町内に設置してある道標についてであります。

町内には様々なハイキングコースがあり、道標や案内板で案内をしております。町内のメインルートとなります富士箱根トレイルにつきましては、55基の道標や案内看板があり、維持管理に努めております。その他のハイキングコースにつきましても、道標が設置してありますが、適正な数につきましては把握できておりませんので、今後、現地踏査を行い、設置の状況を把握するとともに、その必要性の有無について検討してまいります。

三つ目でございます。勝央町、それから福知山市との交流についてでございます。

議員のおっしゃっている直接というお言葉となりますと、これは、直接の交流ということではできておりませんでした。ただ、先ほど町長答弁にございましたが、勝央町と相互に広報紙を通じた町の発信、情報交流を予定しておりますので、その情報交流が通じている中で、第二、第三とつながるお互いの提案を考えていきたいと思っております。

以上であります。

○2番（室伏辰彦君） 以上で終わりにします。ありがとうございました。

○議長（遠藤 豪君） 次に、個人質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、通告に従い、3点の問題について一問一答方式で質問させていただきます。

まずは、買物支援の移動販売事業に町として支援できないかの質問です。

少子高齢化が進み、昔からあった個人商店が次々に店を閉じる本町は、買物難民一步手前の高齢者も少なくない状況です。近年、スーパーマーケット誘致等も進めてきた本町ですが、町内遠隔地に住む住民にとっては、食料品、日用品の移動販売はずっと懸案事項でした。

宅配事業については、成美地区を中心に、かつて商工会が金太郎よろずサービスを、その後、共栄会が宅配サービスを、それぞれ県の重点分野雇用創出事業、地域商業パワーアップ事業という補助金を使った取組として行った経験がありますが、補助金の打ち切りと同時に事業そのものが断ち切れてしまいました。

そんな中、令和元年7月から試行を始め、令和2年8月から社会福祉協議会と社会福祉法人富岳会が協働事業として移動販売を行っています。本格実施し始めて2年が経過しました。月に2

回、湯船区、柳島区、生土区、小山3区、小山4区の5か所で、各20分程度の販売時間の事業です。

事前にチラシを配り、翌月の販売日、時刻を伝えるという地道な努力を続けて頑張っています。おかげで固定客もでき、利用客にはありがたいという声も聞かれます。私も販売状況を見学させてもらいましたが、予想以上の立派な販売車で、手際よく販売している様子に感心しました。

行政がなかなか軌道に乗せ切れなかった宅配・移動販売事業ですが、社会福祉協議会と社会福祉法人が協働事業として始めてくれたことに、頭が下がる思いです。町内を見渡すと、コープ・生協を活用しているお宅もありますが、運転免許証自主返納後、食料品、日用品の買い出しに苦労している高齢者世帯も実際に存在します。本来、行政が買物難民対策は行ってしかるべきですが、町がやらない間に、これらの機関や民間が始めているわけです。

毎月チラシを作成していたり、移動販売車はスタッドレスタイヤがないため、冬場に雪が降ったら動けないという事情もあるようです。

そこで、町としても、社会福祉協議会と社会福祉法人のこの協働事業に補助金等の支援ができないものか質問をいたします。

まず、町長にお聞きします。

過去には、商工会にお願いし、県の補助金を使って宅配事業を行ったこともありましたが、共栄会が後を引き継ぐ形で実施した経験もありますが、結局長続きせず終わってしまいました。

今回、せっかく始めてくれたこの事業が、長く維持可能な取組となるように、町としても買物難民防止策の一環として、補助金等の支援ができないものか考えたわけです。もちろん社会福祉協議会自体には、町は多額の助成をしているわけですが、私はこの移動販売事業に特化した補助金支援をしてもいいのではないかと考えます。

その点について、町長のお考えをお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員にお答えをいたします。

議員のおっしゃる移動販売事業は、小山町社会福祉協議会から社会福祉法人富岳会へ依頼し、令和元年7月から開始をされたと承知をしております。

以前は、障害をお持ちの方の働く場の提供を兼ねた障害者就労支援事業として実施されておりましたが、現在は社会福祉法人富岳会の地域貢献活動として行われております。

この事業に対し、小山町社会福祉協議会は、販売を行っている五つの区に毎月チラシを作成し、回覧板にて開催日を地域の方々へ周知をしております。また、販売時には、お客さんの誘導等のサポートを行い、小山町社会福祉協議会においても、地域貢献活動の一つとして実施をしているところであります。

社会福祉法人富岳会では、月曜、火曜、木曜、金曜の週4日間、小山町、御殿場市、裾野市の地域での販売以外に、会社等の事業所にも出向いての移動販売を実施しております。さらに、御

殿場市内で運営している店舗での販売も行っており、行政等からの補助金は受けずに、採算の取れた事業展開がされていると聞いております。

本事業は、社会福祉法人による地域貢献活動の取組として行われているものでありますので、現時点では町から補助金等の支援を行うことは考えておりません。しかしながら、町内の買物弱者への対策として今後必要があれば、町としての支援の在り方を検討してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

当面、補助金支援は考えていないという先ほどの町長答弁でしたが、本当にそれでいいのか、疑問を感じます。さらに、補助金などの支援だけでなく、町もこの協働事業にオブザーバー的立場でいいので参画できないものかと私は考えています。

この事業は、社会福祉協議会、社会福祉法人富岳会の間で特に協定書のようなものを取り交わしてはいないソフトな協働事業のようですので、もし町も参画できるなら、町が把握している情報も活かしながら、現在の事業内容のさらなる充実が期待できますし、町の遠隔地買物難民解消の具体的な取組として、町の積極姿勢が高く評価されると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 高畑議員にお答えいたします。

社会福祉法人富岳会による買物支援は、高齢者が地域において自立した日常生活を送るための必要な支援を行うことを目的とした生活支援コーディネーターの事業として小山町社会福祉協議会が依頼したものであり、直接的には現在ところ町は参画しておらない状況であります。

現在、町の福祉長寿課と小山町社会福祉協議会及び小山町地域包括支援センターに、それぞれ生活支援コーディネーターを配置しております。町では、昨年度からこの生活支援コーディネーターと関係機関のスタッフにより、連絡会を毎月開催し、情報共有等を行い連携を図っております。さらに、高齢者の地域における課題の解決に向けた組織、協議体を立ち上げようと、現在検討・協議をしているところであります。担当の福祉長寿課が事務局となり、民生委員や区長会、シニアクラブなどの地域ごとの代表者で組織したいと考えております。この協議体で地域の課題、このたびの買物支援についても協議・検討していきたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 再質問です。

ただいまの答弁に対してお聞きします。

幅広い方々の参加の下に協議体を立ち上げて考えていくという答弁ですが、全くスピード感に欠けます。それはそれでやってもらって構いませんが、この移動販売事業については、社会福祉協議会や富岳会任せではなく、町も積極的に絡んでいく必要性を強く感じるわけです。

町がどういう形で絡んでいくかは今後の課題としても、現状を把握し町の支援の可能性も探る意味で、早急に社会福祉協議会、富岳会と話合いの場を持ち、今行っている販売移動事業の把握

と課題をつかみ、町としてもやれることはないか考えるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○福祉長寿課長（杉山則行君） 再質問にお答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、この移動販売事業に対し、町として直接的な参画はしていませんでしたが、このたびの一般質問の通告をいただいたことをきっかけに、先月18日に社会福祉協議会に出向き、事業の説明をしていただきました。また、その翌日には、移動販売事業の現場を見学させていただき、富岳会と社会福祉協議会の担当者の方から、移動販売事業の運営方法等の説明を聞かせていただきました。

今後も話合いの機会を調整し、課題があれば、富岳会や社会福祉協議会とともに解決に向けて検討してまいります。

以上でございます。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

成美地区では、現在行っている5地区だけでなく、中島区や藤曲区も小売商店が全くない地域です。これら中島区、藤曲区もやったらどうかという話は出ています。ただ、富岳会の担当者も1人で移動販売を担っているわけで、場所を増やすだけ増やせばいいというものでもないようです。

ただ、町としても、このようなニーズがあるか否か、足柄、北郷、須走を含め調査してみてもどうでしょうか。

同時に、民間業者も移動販売をしている実態があります。藤曲区、生土区、小山4区には、神奈川県で民間業者の八百屋さんが日曜日ごとに移動販売車で来ています。また、北郷の民間業者さんも移動販売事業参入に意欲を見せているという話も耳にしています。

町としては、そういう実態把握の意味で、広く調査すべきではないでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） お答えいたします。

この買物支援対策については、議員おっしゃるとおり、まず現状とニーズの把握を行う必要があると考えております。先ほど説明いたしました生活支援コーディネーターによる関係機関との情報共有、それから福祉関係団体等からの聞き取りや、新たに編成いたします組織において、地域ニーズの把握や民間業者の移動販売の取組などの情報も収集していきたいと考えております。

また、3年ごと高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定時に実施しております、高齢者に対するアンケートを今年度実施いたしますので、その際、買物に関するニーズについても調査し、把握していきたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

やはり、今の答弁もスピード感に欠けます。アンケートを実施してニーズを調査・把握してい

きたいというのでは、いつになって動き出すのか分かりません。行政は往々にして順序立てた手続を重視するあまり、即効性に欠けるケースが多くあります。

自治体によっては、すぐやる課などを設けているところもあるわけで、実際に買物で困っている高齢者がいるのだから、この問題は一刻も早く調査し、具体的対応を取ってほしいと思います。いつ頃を目途に方向性を示すことができるのか、お答えください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

町としても、買物に困っている高齢者等への対応を早急に取り組まなければならないと認識はしております。そのためにも、高畑議員がおっしゃるとおり、高齢者の方がどのような買物の支援を必要としているのか調査をさせていただくことが、まず行うべきことと考えております。

買物支援には、今回の移動販売もありますが、その他にも宅配サービスやスーパーへの移動支援など、ほかのサービスのものもあり、皆さんがどのサービスを強く望んでいるのかを把握させていただきたいと考えております。

繰り返しになりますが、先ほど課長が申し上げたとおり、現在、富岳会が行っていただいている移動販売についても、個別に今後対応させていただくとともに、今年度の調査から検討を始め、できる限り早く方向性を示したいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） いずれにしても、住民幸福度日本一の町を目指すというのであるならば、町民にとって一番身近な日常生活に直結している買物事情の改善に手をつけなければいけません。その意味では、社会福祉協議会と富岳会の協働事業を他人ごととせず、町も積極的に関わることを希望して、1件目の質問を終わりたいと思います。

それでは、2件目の質問に移ります。

2件目の質問は、道の駅「ふじおやま」の駐車場の拡張はできないのかという質問です。

過去にも、道の駅「ふじおやま」の駐車場の拡張を取り上げた一般質問がされたことがありますが、改めて今回質問いたします。

今年に入って、春から夏にかけて幾度となく道の駅「ふじおやま」に出向きました。日によっては物すごい混雑ぶりで、乗用車を止めるスペースが全くありません。仕方ないので、1周回って空いたスペースを探すのは当たり前。中には、ゼブラゾーンや大型トラックの駐車場に止めてしまう車も少なくありませんし、農村活性化センターふじあざみ付近の路上駐車も見られます。大型車両と乗用車が入り乱れる状態で、大変危険なケースもあります。

過去に議論になったときは、下の田んぼに駐車場を拡張する案もあると聞きましたが、その後、進展の話は全くありません。

そこでお聞きします。

まず、町長にお聞きします。

ここ最近の混雑状況を見ると、決してこのままの状態を放置していいとは思いません。この駐車場については、国土交通省の所管だという認識があるのですが、国交省と交渉し、混雑の状況を丁寧に説明しながら、駐車場拡張を交渉のテーブルにのせられないのか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 高畑議員にお答えいたします。

東西交通を担います国道246号は、交通量が非常に多く、必然的に道の駅「ふじおやま」を利用される方も多い状況にあるため、慢性的に駐車スペースが不足をしている状況であります。

また、道の駅「ふじおやま」は、本町の防災拠点としての役割が期待されることもありますので、国土交通省と本町の間で施設拡張整備計画について協議を重ねているところであります。

具体的には、国と町双方の役割を定めるとともに、連携を図りながら道路法に基づく手続や、関係地権者への説明を行ってまいりました。

昨年度の本会議の一般質問におきましても、地権者の方1名との用地交渉が難航していることを答弁いたしましたが、その後の交渉におきましても、現時点では残念ながら具体的な成果、進展は見られておりません。

町といたしましては、引き続き国と密接に連携を図りながら、駐車場拡張整備事業の実現に向けて取り組んでまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） それでは、具体的な質問をさせていただきます。

道の駅「ふじおやま」のここ数年の利用者数と売上高の推移を教えてくださいと思います。

また、私は、道の駅「ふじおやま」は野菜・果物類の豊富さが魅力でよく伺うのですが、当局としては、これだけ人気を博している要因は何だと考えているのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 高畑議員の御質問にお答えいたします。

初めに、過去5年の利用者数と売上高の推移についてであります。

まず、利用者数につきましては、想定来客数となりますが、平成29年度は156万人、平成30年度は190万人、令和元年度は185万人、令和2年度は150万人、令和3年度は173万人であります。

次に、売上高の推移については、税抜きではございますが、平成29年度は5億4,000万円、平成30年度は6億2,500万円、令和元年度は6億2,500万円、令和2年度は5億6,800万円、令和3年度は6億5,200万円となっております。ただいまお答えした実績が示すとおり、道の駅「ふじおやま」は、コロナ禍においても安定した運営が行われております。

次に、人気を博している要因であります。国道246号沿線では唯一の道の駅であるという地の利も無論一因ではありますが、議員も御指摘のとおり、地場産野菜の品ぞろえの豊富さ、盆暮れ・彼岸などの歳時に応じた果物や花きを取りそろえる等、指定管理者と農産物出荷組合が連携し、双方の充実した努力が実を結んでいるものと評価をしております。

また、平成28年度から農村活性化センターふじあざみと道の駅を一体的に活用する方針とした上で、同年度には指定管理者による売場や施設のリニューアル、平成29年度にはレストランの拡張、翌年にはふじあざみの改修整備を実施し、より利用者のニーズに沿った施設となったことも、総体的な利用者、売上高の向上に寄与しているものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

駐車場の拡張を考えたとき、やはり下の田んぼを候補地とするしかないのか、ほかの妙案はないのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 先ほど都市基盤部長が答弁いたしましたとおり、駐車場の拡張計画は、国土交通省事業とともに、実現に向け進めてまいります。現在の混雑状況の改善も必要でありますので、拡張計画とは別に、町といたしまして、何らかの代替措置の検討を進めてまいります。

また、既に農村活性化センター駐車場の利用もされておりますが、更に来客者への周知を行ってまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

道の駅「ふじおやま」の駐車場拡張問題は、利用者が今後も増加していく可能性を考えれば、問題解決の先送りはできません。地権者との交渉が暗礁に乗り上げているのなら、部分的な立体駐車場なども視野に入れながら、可能性のある方法を全て考えていくべきです。

駐車場のうちの国道246号側の一部を立体駐車場にする検討も直ちに進めていったらどうでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 高畑議員にお答えいたします。

先ほどの冒頭の答弁と若干同じになってしまいますけれども、道の駅「ふじおやま」の駐車場部分に関しましては、国土交通省が管理をしているところでありますので、こちらで、私の立場からここで具体的な答弁をすることはできないんですけれども、今、立体駐車場という非常に具体的な提案をいただきましたので、ここで答えられる範囲で答えますと、本会議でこのような提案がございましたということを経済産業スポーツ部に伝えるということで、今回はとどめたいと思います。

以上です。

○7番（高畑博行君） この駐車場問題は、使いやすさという側面だけでなく、危険回避という安全面まで考慮すると、待ったなしです。ぜひ解決策に向けて積極的に動き出していきたい点を希望し、2件目の質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 3件目も続けてください。

○7番（高畑博行君） 次に、3件目の問題に移ります。

3件目の質問は、デマンドバスの利用者数急上昇についての質問です。

広報おやま8月号で、デマンドバスの記事が目を引きました。利用者数が、令和2年から3年では約3.7倍、利用回数でも約3.6倍と急増しています。

デマンドバスについては、これまで須走地区や御殿場市内まで範囲の拡大、バス停の増加、専用アプリの活用、車内W i - F i、キャッシュレス決済等の改善や工夫が地道になされてきました。さらに、コロナ流行当初から今に至る住民の意識変化等、様々な要因が考えられますが、このデマンドバスの利用急増に関して質問いたします。

最初の質問ですが、なぜこれほどの利用者急増に至ったのか。当局としては、どう分析しているのか、お聞かせ願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 高畑議員にお答えいたします。

デマンドバスは、定時定路線型と違い、利用する人のニーズに応じて運行するシステムで、利用者が予約をし、自宅付近のバス停から目的地まで利用者の希望に合わせて運行するものです。

議員御指摘のとおり、令和2年度の実績が延べ2,867人に対し、令和3年度の実績が延べ1万577人となり、利用者が飛躍的に増加しております。これは、町民の皆様がデマンドバスの利便性のよさが浸透してきたことが考えられます。

昨年5月から、新型コロナワクチン接種を希望する町民に対し、ワクチン接種会場までの送迎に係る運賃を無償といたしました。この結果、令和3年度では約260人がデマンドバスの乗車を実際に体験したことから、その利便性を認識され、その後の利用増につながっているものと推測しております。

また、令和3年度に須走地区や御殿場市内の中核病院に、令和4年度には高等学校付近など、地域からの要望を踏まえ、バス停を順次拡大してきたことが利用者の増加につながったものではないかと分析しております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

御殿場市内への範囲拡大は、利用者にとっては大変便利なわけですが、富士急やタクシー会社にとっては民業圧迫にならないのか心配なところですが、当然、範囲拡大するに当たり、富士急やタクシー会社との話し合いがなされたのでしょうか、了解を取り付けるに当たり、話し合われた結論を教えてくださいたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 御殿場市内へのバス停設置につきましては、小山町公共交通会議はもとより、御殿場市の公共交通会議で議題としていただき、承認をいただいております。

小山町、御殿場市の公共交通会議には、交通事業者が委員として就任をしているため、会議を

通じて一定の御理解をいただいているものと認識しております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

専用アプリと電話申込みの件数はどれくらいの比率なのか、紹介願います。

高齢者でも専用アプリの活用は問題なくできているのか。また、キャッシュレス決済はどの程度進んでいるのかという点も併せてお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） デマンドバス運行当初の令和2年度から3年度までの予約の実績は、電話予約が1,763件で約70%、専用アプリでの予約が790件で約30%でありました。

本年7月の乗車実績では、電話予約が512件、アプリ予約が545件となり、アプリ予約が電話予約を上回っている状況であります。

この専用アプリは、乗車・降車のバス停を画面の地図上でタップし、予約したい日時を選択すれば予約が完了するという分かりやすい仕様になっていますので、スマートフォンを利用している高齢者の方なら問題なく利用できるものと認識しております。

また、キャッシュレス決済についてですが、本年7月からデマンドバス車内において、キャッシュレス決済を可能といたしました。導入したばかりであり実績等はつかめておりませんが、キャッシュレス決済を使用している方にとっては、更に利便性が向上したものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

運転免許証自主返納者のデマンドバス利用状況はどうか、もし分かったら教えてください。

運転免許証自主返納者に対しては、小山町コミュニティバスの回数券6,000円分を配付しているわけですが、それらの利用状況も併せてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） くらし環境課において、運転免許証を自主返納された方のうち、運転経歴証明書を持参し申請された方にデマンドバス回数券を配付する、小山町運転免許証自主返納者サポート事業、こちらを実施しております。

件数は、令和3年度は21人、令和4年度8月末時点で11人となっております。

申請された方に配付する回数券に免許返納者と分かるようなスタンプを押すなどの運用を行っておりますが、自主返納者の利用状況は把握できておりません。多くの免許返納者に利用いただけるよう、事業の周知に努めてまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

運転免許証自主返納者にとっては、デマンドバスは有効な移動手段となります。答弁での人数を聞くと、その少なさにちょっと驚きますが、返納推奨とデマンドバス回数券の発行を抱き合わ

せたアピールは必要だと思います。その辺りをどうお考えか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 小山町運転免許証自主返納者サポート事業について、くらし環境課において、制度の開始以降、毎年、広報おやまに案内を掲載しております。また、警察署で免許を実際に返納する際、対象者には窓口で本制度の案内をしていただいております。

デマンドバス回数券への引換えは、くらし環境課窓口だけではなく、各支所でも取扱いをしており、免許返納後でも本制度を活用できるような体制を整えております。

今後も免許返納者が本制度を認識できるよう、PRを継続してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 現在3台のデマンドバスで運用しているわけですが、これだけ好調ですと、台数を増やす考えはないのか伺いたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） デマンドバスの利用については、町民の皆様から大変御好評をいただいております。時間帯によっては予約が取りづらいとの御意見も伺っております。

デマンドバスは、平日3台、土日祝日及び学校が長期休暇期間中は2台体制で運行しており、令和4年度の運行経費は約6,700万円で、デマンドバスを1台運行するのに年間約2,000万円の経費がかかります。

デマンドバスの台数の増車については、小山町地域公共交通会議に諮り、運賃の改定、運行計画の見直しや費用対効果を踏まえた慎重な検討が必要であると考えております。

なお、現在、予約が取りづらいとの声を受け、アプリ予約時に希望の時刻で予約ができなかった場合、前後1時間で予定が取れる時間帯を表示できるなどのアプリのバージョンアップを検討しており、より快適にデマンドバスの利用ができるよう改善を進めている最中であります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対する再質問ではありませんが、発言通告後に分かったものですから、もう1点伺います。

このたび、町のデマンドバスの取組が、令和4年度夏のDigi田甲子園で全国ベスト4を受賞しました。先週2日に表彰式があり、本町はオンライン出席をしたようですが、なぜ受賞できたのか。受賞した理由について教えていただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 夏のDigi田甲子園でベスト4受賞について、町民の皆様をはじめ、多くの方々に町の取組について投票いただき、感謝を申し上げます。

Digi田甲子園は、国民の投票と有識者の審査によって順位づけがあります。現在、得票数及び講評については発表がされておらず、受賞理由については不明であります。デマンドバス運行に係る予約システムについて好評をいただいた結果だと推測しております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 小山町をアピールする要素はいくつもあります。第1子子育て応援助成制度、遠距離通学定期券購入費助成制度、結婚新生活支援制度、公立こども園・小中学校の給食費無償化をはじめとして、サポート関連だけ考えても数多くあります。

地域公共交通は、ほかの自治体ではどこも頭を悩ます問題で、うまくいっている自治体は少ないです。小山町のデマンドバスが今後も広く利用されていくのなら、アピールポイントの一つになり得ますし、注目度もますます高まります。

かかる経費面だけ見れば、いくら利用者数が増えても黒字になることは考えられません。しかし、地域公共交通は、町民の利便性を保障するという福祉面から考えれば、手を抜けない重要な部分です。

今後も担当される課、係のさらなる一層の努力に期待して、私の一般質問を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時20分まで休憩といたします。

午後0時18分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 私は、学校教育の様々な制度の変更や現代的な課題に備えた準備状況とその課題についてと題して、一括方式において質問させていただきます。

6項目ございます。もっと絞りたかったわけですが、学校を取り巻く現状ということで御理解いただけるのではないかなど、このように感じて、この6項目で出させていただきました。

最近、立て続けに、幼稚園の新教育要領、あるいは小中高等学校の新学習指導要領の全面改訂、全面実施が行われ、主体的・対話的で深い学びを追求する新しい教育活動が始まっております。そんな折、コロナ禍による一昨年の全国一斉休校も大きな引き金の一つとなり、学校ではG I G Aスクール構想やデジタル教科書の使用など教育のI C T化や小学校高学年の教科担任制への移行、中学校部活動の地域移行など制度の変更が求められ、また、学校の9月始まりやオンライン事業など目まぐるしく多くの提言がなされております。

一方では、コロナ感染症対策やヤングケアラー、L G B T、ジェンダー平等など、現代的な課題も噴出してあります。

このような中で、小山町では、コロナ感染対応等による子ども達への影響、ヤングケアラーの実態把握と対応、貸与された1人1台のタブレットを出発点とした教育のI C T化や小学校高学年の教科担任制への移行、中学校部活動の土日の地域移行など、それぞれの課題や問題について、現状をどのように把握し、対処しようとしているか伺います。

まず、初めに、コロナ感染症が小中学校の児童生徒、こども園の子ども達へ与えた様々な影響

について伺います。

最初は、昨年度末からこども園の子ども達や小中学校の児童生徒へのコロナウイルス感染症の拡大が急増し、大変心配となったのですが、今年度に入っても衰えはありません。今年度に入っ
ての感染の状況はどのようになっていますか伺います。

二つ目、コロナ感染症の拡大の抑止の大きな決め手は、ワクチン接種と考えます。5歳児から
11歳児までのワクチン接種状況はどのようですか伺います。

三つ目、コロナ禍により、各学校、園の教育活動が縮小または中止に追い込まれるなど、大き
な影響を受けています。子ども達の学力や体力、健康、登校意欲等への影響について、どのよう
に把握されているか伺います。

大きな二つ目、令和3年12月議会でも伺いましたが、引き続き今回も、祖父母や両親、兄弟な
ど家族の介護等を日常的に取り組んでいるヤングケアラーについて伺います。

一つ目、令和3年12月では、町内に該当者はいないとの回答をいただきましたが、昨年度、静
岡県によるヤングケアラーの実態調査が行われたと伺いました。この調査に小山町も参加された
とのことですが、その結果、小山町内の実態はどうでしたか伺います。

二つ目、該当の子ども達があったならば、その子達の学校での様子をどのように把握していま
すか伺います。

三つ目、今後この子ども達にはどのように対応していくとお考えですか伺います。

大きく三つ目、昨年度までに、町内小中学校全児童生徒にタブレットが貸与されました。タブ
レットの活用は、学校教育のICT化の一つの表れと考えます。活用状況が進むほどICT化が
進んでいると考えられますが、令和3年3月と6月議会に続き、タブレットの活用状況について
伺います。

3-1、貸与された教育用タブレットは、小中学校それぞれどんな教科で多く使われています
か。また、たくさん使っている教職員の実績はどうですか伺います。

二つ目、貸与された教育用タブレットを使った誹謗中傷事例が全国で何件か報告されています。
令和3年3月、6月の御回答以降、タブレットの持ち帰りが許されているとのことですが、町内
での誹謗中傷の事例はありましたか伺います。

三つ目、貸与された教育用タブレットの使用方や心構えなどの指導はどのようにされていま
すか伺います。

四つ目、貸与された教育用タブレットの使い過ぎによる視力低下などの健康被害が全国では報
告されています。小山町ではどのような対策を進めていますか伺います。

大きく四つ目です。子ども達の心身の発達状況を踏まえ、教科の専門性を高めることなどを目
指し小学校高学年の教科担任制が進められようとしています。これまでも小学校では、音楽科、
家庭科など一部教科で専科が進められています。令和3年3月、6月に引き続き、小学校5、6
年生の教科担任制への移行について伺います。

4-1、令和3年3月の御回答では、本町では以前から教科担任として、算数科の少人数指導やチームティーチング、英語科での専科教員を2人置いて教育を進めているとのことでした。このほかの教科でも専科教員が存在しているとは思いますが、これらの指導における教育効果をどのように捉えておられるか伺います。

二つ目、小学校5、6年生の教科担任制への移行について、文部科学省や静岡県教育委員会はどのような指示を出していますか伺います。

三つ目、小山町内で、小学校5、6年生の教科担任制を研究している学校はありますか。また、その教科は何でしょうか。

四つ目、小山町全体の小学校5、6年生の教科担任制への移行についての準備状況はどうですか。また、課題はありますか。

大きく五つ目、学びの保障・充実のためにデジタル教科書への移行が進められようとしています。令和3年6月に引き続き、デジタル教科書への移行について伺います。

5-1、学習用デジタル教科書実証事業として、昨年度、明倫小学校5、6年理科、須走小学校家庭科、小山中学校数学科、北郷中学校国語科が研究を進められたということですが、その成果と課題についてどのように把握されているか伺います。

二つ目、今年度、静岡県教育委員会から、町内全小学校5、6年の英語科、社会科、同じく全中学校の英語科、道徳科について、デジタル教科書で実証実験を進めるように指示があったとのことですが、このことについての町内各学校での取組状況について伺います。

5-3、これらの実証研究の成果も含めて、改めてデジタル教科書のメリット、デメリットをどのように把握されましたか伺います。

四つ目、デジタル教科書への移行について、小山町はどのような方針で臨みますか。また、そのための準備や課題をどのように把握されていますか伺います。

最後に、六つ目です。教員の働き方改革や部活動への過熱などの改善のために、運動部や文化部活動の土日の地域移行が進められています。このことについて伺います。

6-1、小山町内各中学校の部活動は、どのような現状でしょうか。設置状況や子ども達の加入状況などについて伺います。

6-2、スポーツ庁では、土曜・日曜については、令和7年度末から地域移行の方針と報道されていますが、小山町ではその対応をどのように考えていますか伺います。

三つ目、部活動の地域移行について、小山町の課題をどのように把握していますか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 佐藤議員にお答えします。

学校教育の様々な制度の変更や現代的な課題に備えた準備状況とその課題についてのうち、初めに、新型コロナウイルス感染症の小中学校児童生徒、こども園の子ども達への影響についてであります。

今年度に入ってから町の町立こども園、小中学校の学年閉鎖、学級閉鎖の状況は、8月31日までに、町立こども園で三つの学年閉鎖と16のクラス閉鎖、小学校では一つの学級閉鎖、中学校では一つの学年閉鎖があり、この間に感染した子どもは全体で延べ251人でした。

町内の5歳から11歳までのワクチン接種状況は、9月4日時点で、1回目の接種率が32.72%、2回目の接種率が30.6%であります。

コロナ禍における子ども達の学力への影響についてですが、本年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ると、小学校の国語科、中学校の理科は、全国平均正答率と同程度でありました。小学校の算数科、理科、中学校の国語科、数学科では、全国平均正答率を2～5ポイント程度下回りました。今後、小山町全国学力・学習状況調査検証会議を開催し、分析を行い、今後の指導につなげていきたいと考えております。

体力面では、小学校5年生と中学校2年生で、全国体力・運動習慣等調査を行っております。昨年度の本町の結果は、体力合計点で、小学校男子が全国平均を下回りましたが、小学校女子、中学校男子・女子とも全国平均を上回りました。

健康、登校意欲面では、昨年度の30日以上長期欠席した児童生徒が37人で、令和2年度と比較し、10人増加している状況であります。コロナ禍の影響によるものなのか、今後も児童生徒の様子を注意深く観察していきたいと考えております。

次に、ヤングケアラーについてであります。

昨年度、静岡県が実施したヤングケアラー実態調査の結果が、本年6月に公表されました。調査対象は、県内の小学校5、6年生、全中学生及び全高校生で、「家族の中にあなたがケア、お世話している人はいますか」の問いに対して、「いる」と答えた子どもの割合は、県全体で4.6%でありました。

本町では、「いる」と答えた子どもの割合は8.6%で、ケアをしている家族は兄弟姉妹の割合が高く、ケアをしている内容では、食事の準備などの家事や兄弟姉妹のお世話の割合が高くなりました。

また、「ケアを行うことによる学校生活への影響は特にない」と回答した子どもが、県全体では70.3%であり、本町では80%を占めていることから、いわゆるお手伝いの範囲で回答した子どももいることが考えられます。

一方、日常的にケアが当たり前となり、支援の必要性を自覚できていない子どもがいることも考えられることから、学校生活の中で日々子どもに接している教員が、ヤングケアラーと思われる子どもに気づくことが大切であると考えております。

今後も、学校の職員だけでなく、学校医、子ども相談員、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などと連携しながら対処していきたいと考えております。

次に、全児童生徒に貸与されたタブレットの活用状況についてであります。

小学校で多く活用されている教科は、社会科、理科であり、中学校では、数学科、理科、英語

科、体育科で多く活用されております。

また、タブレットの活用に不慣れな教職員には、各教科で使用している学習支援ソフト、ミライシードの活用について、ベネッセコーポレーションのICTサポーターを講師に招き、令和2年度から毎年研修会を実施し、教職員のタブレット指導技術の向上に努めております。

タブレットを使用した誹謗中傷やいじめについては、大きな問題となる事案はありませんでした。

使用方法、心構えなどの指導は、各小中学校のICTに精通した教員などで組織する小山町学校教育情報化推進委員会を設置し、情報スキル、情報モラルの年間指導計画を作成し、どの教員でも指導に差が出ないように進めているところであります。

視力低下については、本年度の裸眼視力が1.0未満の低視力者の割合は、小学校の児童が23.7%、中学校の生徒が40.5%であり、昨年度よりも改善しており、全国平均も大幅に上回っている状況であります。しかしながら、今後、本町でも視力低下などの健康被害が心配されますので、学校医や町養護教員部とも連携しながら対策を考えてまいります。

次に、小学校5、6年生の教科担任制への移行についてであります。

算数科の少人数指導や英語専科教員の配置に対する教育効果は、本年度の全国学力・学習状況調査の結果から見ると、「算数の勉強は好きですか」、「算数の授業の内容はよく分かりますか」という質問に対し、「当てはまる」と回答した児童の割合が、全国平均を上回る結果となっております。

また、昨年度の児童アンケートの結果からは、英語・外国語の授業を楽しみにしている子どもの割合が高くなり、子どもの学びに向かう意欲や理解を高めるのに効果的であると考えております。

教科専科の移行に関して、文部科学省は、教師の確保の観点を踏まえながら、対象とすべき教科の専科指導の取組を円滑に推進できるよう4年程度をかけて段階的に進めることとし、本年度は2,000人の定数改善を図るとしております。

本町では、英語の免許を持っている教員が、英語専科教員として北郷小学校に1人、須走小学校に1人おります。須走小学校の教員は、足柄小学校でも英語の授業を行っております。また、北郷中学校の理科、音楽科の教員が、北郷小学校で授業を行うことも実施しております。学校によっては、低学年の担任が音楽に、教務主任が理科に、教頭が書写に入ったりしております。

教科担任制のよさは、高学年の児童にとっては、より専門的な内容を学ぶことができることです。また、教員の教材研究の時間をより有効的なものにしたり、授業の持ち時数を減らしたりするという目的もあります。

課題としましては、町内の小学校は小規模校がほとんどであるため、教員の加配がないと教科担任制は厳しい状況であることが挙げられます。

次に、デジタル教科書への移行についてであります。

昨年度、学習用デジタル教科書実証事業の成果としては、タブレットで資料を拡大したり、映像資料などを繰り返し見返したりすることができ、視覚的支援となり、子ども達の学習意欲が高まりました。また、中学校では、学習の振り返りとして、自分のペースで活用できることで、自己学習の向上につながりました。

課題としては、同時に多くの児童生徒が利用すると、画面が固まってしまうことがありました。また、昨年度は、学校ごとに教科が指定されたことから、参考になる活用事例がなく、効果的に使えないところもありました。

本年度は、小中学校ごとに使用する教科が統一されたことから、学校間での情報共有が可能となり、より効果的に使用できるものと考えております。

現在、小学校の社会科では、動画や地図帳での活用や、小中学校の英語では、発音の確認などで使用しております。

デジタル教科書については、動画・資料の提示や拡大機能など、視覚的支援となり、学習の手助けにもつながる点が挙げられます。また、繰り返し利用でき、自分のペースで利用できるため、自主学習や、持ち帰って家での復習にも活用できます。個人でも全体でも利用できるため、学習場面での活動の幅を広げることができます。

デメリットは、ゆっくり文章を読み、内容を深く理解するような学習では、紙の教科書の方が有効であるという研究者の意見もあります。また、通信障害などの回線トラブルがあると使えなかったり、設定やログインするまでに時間を要したりする点です。また、指導する教員のスキル向上の必要性もあります。

今後、令和6年度の本格導入に向け、本町としては、学校教育情報化推進委員会や研修主任研修会等で研修する機会を設け、実践事例を町全体に広げていきたいと考えております。また、今後も、通信回線の状況や利用に際しての問題点を把握し、検証していきたいと考えております。

次に、中学校の運動部及び文化部活動の地域移行についてであります。

各中学校の部活動の設置状況は、小山中学校では、九つの運動部と一つの文化部と一つの総合部、北郷中学校では、七つの運動部と一つの総合文化部、須走中学校では、五つの運動部と一つの総合部を設置しております。どの中学校の生徒も、いずれかの部活動に加入しております。

休日の地域移行の対応については、静岡県としては、「段階的に進めるものであって、決して一斉に地域移行しなければいけないものではない」と解釈をしております。

本町でも、できる部分から段階的に進めていくことを考えており、すぐに地域移行を進めるといよりは、まずは合同部活動が可能な競技種目は何かを検討し実施していくことにより、次第に規模を拡大し、学校と地域の団体などと連携・協働を進めていきたいと考えております。

本町の課題としては、外部の受皿となる団体や人材について、掘り起こしをしていく必要があります。また、受皿となる団体や人材は持続可能でなくてはなりません、人材だけでなく、財源、施設等についても継続的に確保できるかどうか、見通しを立てることも必要であると考えて

おります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○4番（佐藤省三君） 先ほど質問いたしました六つの項目それぞれについて、一つずつ再質問をさせていただきます。

まず、最初、コロナ感染症の子ども達への影響についてです。

今年度に入っても感染の拡大は進んでいるようです。学力、体力では、一部教科、学年で平均より劣っている部分もあるようですが、登校意欲面では、長欠児童生徒が、令和3年度には前年度に比して10人の増ということです。何が原因かは特定できていないということですが、コロナ禍による影響も否定はできません。教育活動が大きく制約されました。例えば給食では黙食、前向きが強いられ、学校行事等が縮小、中止となるなど、子ども達にとっては大きなストレスと感じられたように受け止められます。子どもの変化を見落とさないためには、どのようなことが必要なのでしょうかと伺います。

二つ目、ヤングケアラーについてです。

子どもの家事分担は必要という考え方もありますが、自覚のあるなしにかかわらず、その子自身への時間的な制約は大きいものと感じます。宿題や自学自習、部活動、友人関係、進路その他が大きく制約されています。その結果、これらの子ども達は、遅刻や忘れ物が多いなどと報告されています。学校や担任としては、どのようにしたら見つけることができると思われませんか、いかがでしょうか。

三つ目、タブレットの活用状況についてです。

使用頻度の高い教科は、小学校で社会科、理科、中学校では数学、理科、英語、体育科ということでしたが、他の教科の使用状況はいかがでしょうか。また、使用に不慣れな教職員もあるとのことですが、子ども達への影響も心配されます。教職員研修を毎年実施しているとのことですが、この研修は年間何回でしょうか。また、対象は、不慣れな教職員が対象になっているのでしょうか伺います。

四つ目、小学校高学年の教科担任制への移行について伺います。

このことについては、ある程度の学校規模がないと、あまりメリットがないとの御回答でした。しかし、小学校高学年の子どもにとっては、これまでの専科や少人数教育に好意的のようで、教科の専門性への期待が大きいと感じます。将来的にはこの方向へ進むとすると、小山町ではどのように進めていくことが考えられますか伺います。

五つ目、デジタル教科書について伺います。

デジタル教科書では、動画・資料の提示や拡大機能など、視覚的支援となって学習の手助けになっているようですが、一方、じっくり文章を読み、内容を深く理解するような学習には不向きであるとする研究者の意見もあるようです。小山町の今後の方向は、デジタル教科書と紙ベース

の教科書との併用で進めると考えてよろしいか伺います。

六つ目、中学校部活動の地域移行について伺います。

まずは土日だけ地域移行を目指すということですが、サッカーやミニバスケの指導が、かつて小学校から地域へ移ったときに、一部では土日に目いっぱい活動し、月曜日の授業がおろそかになったというようなこともあったようです。子ども達の健康や学習に教育的な配慮のできる指導者の確保が大切だと考えます。また、現在の小山町の学校規模では、子ども達の希望する部活動が、その学校に必ずしも存在するわけではありません。また、種類によっては人数を必要とするなど、存続不能の部活動も出てくる心配があります。これらの解決には、拠点校方式や学校規模の拡大などが必要とされますが、このことについてどのようにお考えでしょうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 佐藤議員の再質問にお答えをいたします。

まず、コロナウイルス感染症に関して、子ども達の変化を見落とさないためにということでございます。

今年度、各学校で一番力を入れていただいているのが、学級をしっかりとつくろう、学級づくりをしよう、学校行事をしっかりとやろう、それから、授業をしっかりとやろう、学校がやるべき原点のことに先生方の力をできる限り集中してやろう、そこで見えてくる子どもの姿をしっかりと追っついていこうということを中心にやっております。

と同時に、様々なヤングケアラーのところにも関係があるところでございますが、外部機関であるとか、それから内部においては、スクールカウンセラーであるとか、子ども相談員、それから保健の先生、養護教諭等の目等を活用しまして、必要に応じてケース会議を開いたり、相談をしたりしながら進めているところであります。

その意味で、学校がやるべきことに力を入れながら進めることで、子ども達に力をつけ、同時に、そこから十分な姿が見られない子どもに関しては、指導をしていきたいというふうに思います。

ヤングケアラーについては、学級担任がやはり一番見つけられることだと思いますので、先ほど言いましたように、学級づくりの中で学級担任がしっかりと把握をしていく。ただ、それを学級担任が学校の中で共有していくというシステムは、各学校でもう一度確認をしていきたいと思えます。この子心配だなということがあったときに、それを各担当のところにつながるようにしていきたいというシステムについては、再度確認をしていきたいと思えます。

それから、タブレットの活用状況ですが、他の教科でということですが、中学校等ではかなりの教科で使う、どの教科でもその教科なりに使われていると思えます。その場面にもよりますが、いろんな場面で、どの教科でも使われているのではないかと思います。音楽、それから小学校でいいますと、図工などでもあります。小学校では、その時間ずっと使うということではなくて、場面場面でタブレットが使用されていることを実際によく私も見かけます。ただ、これは調査で

はありませんが、私自身が見た中では、そういう場面をよく見かけます。

それから、研修会についてですが、ベネッセにお願いしている研修会は、不慣れな教職員に絞った形で、希望制ですが、年に1回、夏に研修を行っています。ただ、ベネッセと契約をしているわけですが、指導員が各学校月2回ぐらいずつ回っていますので、その回っていく中で、不慣れな先生はその都度やりながら、その指導員にお話を聞いたり、やり方を教わるということができるということで、指導員の先生の様子を聞きますと、本当に座っている間がないくらい各教室を回って、先生方と一緒に子どもの指導、子どもにしっかりやり方については教えているということでした。

それから、5、6年生の教科担任制ですが、小山町の場合には、やはり加配教員が余分に配当されないとなかなか苦しいところがあります。ただ、今、北郷中学校、北郷小学校でやっている、北郷中学校の先生が北郷小学校に行って高学年児童を教えるということは、なかなかうまくいっているように思います。ぜひこれはほかの学校でも、ただ距離的な問題もありますが、できるところは進めていきたいと考えています。

デジタル教科書の移行についてですが、これは紙と併用をしていきたいと思います。

中学校の運動部、それから文化部の地域移行についてですが、まず指導者の確保、質と数の確保ということになると思いますが、今やろうとしているところは、先ほど言いましたが、合同部をつくりまして、そこに外部指導者として一般の方に入ってもらおう。これは、地域移行とは実は違います。どこが違うかといいますと、指導者は教員が行いますので、今の形で合同部という形で行います。ただ、その中に外部指導者として一般の方にも入っていただいて、教員と一緒にやっていく。それが、だんだん教員の方が抜けていくという形が、段階的にはいいのではないかとこのように考えています。一方、生涯学習課を中心に、指導ができる方であるとか、それから団体の掘り起こしも進めていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 再々質問をさせていただきます。

小学校高学年の教科担任制についても先ほど伺いました。中学校の部活動への地域移行も伺ったわけですが、いずれもその学校の規模が大きく関わっているような、そんなようなお答えだったような気がします。

現在の小山町の小中学校の学校規模では、小学校高学年の教科担任制も中学校の部活の地域移行も、非常にアブ蜂取らずに終わる心配がなきにしてもあらずというふうに感じます。

今後、小山町の子ども達の数が増えるということも望めそうにはありません。学校の将来像を考える委員会の立ち上げをお考えのようですけれども、将来的には、小山町の小中学校はどんな姿がふさわしいとお考えになっておられますか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再々質問にお答えします。

これは先ほども答弁した内容になりますが、こういう姿がいいと今考えて委員会を立ち上げているという方向ではなくて、今こんな課題がたくさんある、この課題を解決するのにどんな姿が一番ベターなのかをこの委員会の中で検討していただきたいというふうに私は思っています。やはり最初からこういうふうにあるべきだというふうに考えて進めていくことは、非常に選択肢を狭めるのではないかと思います。

いろいろな方法が考えられます。いろいろな方法を検討していく中で、小山町にはこういう方向が合うのではないかとということ、ぜひ専門家の方、それから皆さんの御意見を伺いながら、調査・検討をしていきたいというのが私の意見です。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、5番 岩田治和君。

○5番（岩田治和君） 通告に基づきまして、地域通貨の導入について質問いたします。

地域通貨は、法定通貨ではありませんが、ある目的で特定の地域のコミュニティ内などで、法定通貨と同等の価値、あるいは全く異なる価値があるものとして使用される貨幣と定義されています。

既に全国の多くの自治体で導入され、身近なツールとして普及し始め、近年は若者を中心にスマートフォンやクレジットカードなどによる決済を行う数も多くなり、現金を持たない社会に移行しつつあります。

本町の買物動向を見ますと、町内で消費することは少なく、近隣の市町の大型店などに行き、旧来の商店街は衰退し廃業に追い込まれる傾向と見受けられます。

ここ数年、コロナ禍にあることから、国の制度としてプレミアム商品券、いわゆる地域振興券の発行が行われ、割安感が多いことから、住民も加盟店も好評を得ている状況です。

しかし、この制度も一時的な処置であり、継続的なものではないことと考えます。

一般的に、地域通貨は、電子マネー化され、利用可能な場所と時間が限定されています。自治体が5～10%ほどの助成をすることで、地元の消費が活発となり、地域に循環し、お金の地産地消として高く評価されています。

また、自治体側においても、サービス利用券などを代替させることで行政コストを削減できるほか、ボランティア活動や健康促進活動に結びつけポイントを付与するなど、住民サービスにつながり、地域コミュニティの活性化、円滑化になることと思われま。

このようなことから、町長に次の点について所見を求めます。

地域通貨の導入は、今後の地域振興とまちづくりに必要と考えますが、導入の可否について答弁を求めます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員にお答えをいたします。

まず、今回の岩田議員からの御質問と同様の御質問を、本年3月定例会におきまして、室伏辰彦議員からもいただき、町としても地域通貨の導入に向けて検討を進めるとお答えをしたところでございます。

地域通貨は、地域内限定で使用できる通貨で、地域内の経済を回すことにより、地域の振興を図り、地域づくりの仕組みにつなげることを目的とするものであります。

また、キャッシュレス決済に対応する地域通貨は、デジタル地域通貨として全国に先行事例があり、本町においても導入について検討を進めております。

過去の検討状況として、本町におきましては、小山町商工会がキャッシュレス決済対応のデジタル地域通貨について検討を重ねましたが、ポイント還元に伴う事業者の経費負担の課題等により、実施に至っておりません。

町が地域通貨を導入するには、プレミアム分の付与といった経済対策のみの観点だけではなく、町のイベントや健康増進活動、ボランティア活動などへの町民の参加を対象とするなど、地域活動を活性化し、まちづくりにつなげる施策として構築することも重要であり、町独自のプラットフォームの整備が必要と認識しております。

近隣自治体におきましては、このプラットフォームとして民間事業者の提供するシステムを活用することにより、地域通貨を導入している事例も承知しておりますが、導入に大きな費用を要するとも聞いております。

そのような中、国が展開する自治体マイナポイント事業の活用が有効であるとの判断から、3月定例会での室伏辰彦議員への答弁としてお答えしたものであります。

現在の検討状況であります。国の自治体マイナポイント事業の構築が遅れており、町における具体的な検討を進められていないのが実情であります。

自治体マイナポイント事業の活用により、マイナンバーカードの普及促進だけでなく、本人確認機能を利用した正確で重複のないポイント給付が実現できます。また、既存の民間キャッシュレス決済サービス事業者との連携により、利用者や町内事業者が使いやすい形でのポイント利用も可能となるなど、メリットは大きいものと判断できます。

ただ、本町は自治体マイナポイント事業の参加を申請しておりますが、国の予算の状況によっては、参加自治体に追加の費用負担が発生する場合があるとも聞いております。現時点では未確定であります。国の動向を注視しながら、先行事例や優良事例等の調査研究を継続してまいります。

地域通貨のもたらすメリットは、経済面のみではありませんが、近隣自治体と比較しますと、町内のみの商圈では、町民がメリットを感じづらい面があることは否めません。町民が享受するメリットを最大とするためにも、実際に地域通貨を使用する場となる町内事業者の御協力を得ながら、町の実情に合った地域通貨の導入について引き続き検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 今の地域通貨の導入に対しての答弁なんですけど、現在、若者はスマートフォンを持って電子マネーを使い、キャッシュレス社会に移行して、国の施策としても、マイナンバーカードを交付する際、2万円分の電子マネーが交付されるというような動きがどんどん強まっています。

私もこの質問をするのに、全国の導入自治体や、また静岡県、神奈川県自治体について調べてみたわけなんですけど、どうもやはり地域間の格差は確かにあります。それと、特に静岡県の東部では導入を進めているような方向にあるところもあるし、全くその動きがないところもあるんですが、神奈川県西部の2市8町のところでは、かなりの部分で、税金の支払いから何から電子マネーを使っているという方向で、今ちょっとは遅れていますが、それなりの山北町、あと中井町が、今後、来年にでも導入するという方向に出ているようです。この辺について調べられたかどうか、それをまず伺いたいと思います。

それで、答弁の中で、キャッシュレス決済対応のデジタル地域通貨について検討を重ねましたが、ポイント還元に伴う事業者の経費負担の課題等により実施に至っておりません。これも私が調べてみたら、まず最初に、一遍に地域通貨という形を取らないで、まずは電子マネーの普及を取る方法がいいというようなことを担当者から伺いました。それと、地域通貨は規模の大きい市町村よりも、人口が1万から2万程度の人口のところの方がやりやすいということで伺っております。

ですから、この点についても、何か事業者の経費負担の課題でできないというようなこともありますけど、今、民間のソフト会社でも地域通貨のソフトが完成されて、それを使うような方向になっています。ですから、一遍に電子マネーで使うんじゃなくて、最初は電子マネーもあるし、カード発行もあるし、紙での紙幣というような形で使う方向で、それもまた5年から10年かけてやる方向で必要だと思います。確かに、導入に対しては、一時的には数百万円ほどの経費が必要になってくるわけなんですけど、これも初期費用だけで、その後の費用を計算すれば大変安いものだとは感じました。

この点について、今後、地域通貨とまで全て進まなくても、まずは電子マネーの導入ということで進めて、先々地域マネーがはっきりと地域へのメリットが大きいものだということが分かりますので、再度、町長にこの点について答弁を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田治和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

私もやはり電子マネーといいますか、地域通貨の必要性は高いというふうに感じております。

先日も西伊豆の町長さん、かなり先端、先駆的にやられている町長さんでございますけれども、町長さんと話をしました。ただ、小さい自治体のメリット、例えば西伊豆ですと、いろいろな魚

が豊富なものですから、そういう商品として、ふるさと納税にもこれは関連するんですけども、そこを関連づけながらやっていくというメリットがあって、うまくいっているというようなことじゃないかというふうに思います。

今朝の新聞にも出ていましたけれども、御殿場でも地域通貨導入ということで決めまして、補正予算が4億数千万円なんですね。いろいろなこのプログラムをつくるということについては、やはりプラットフォームをつくってということになりますので、かなりのお金がかかる。そしてまた、単に地域通貨では町民の皆様は全くメリットがありませんので、いろいろなメリット、例えば、たしか御殿場では1万ポイントを買うと100ポイントですか、そういうものを付与されるというようなことをございまして、やはりそういうメリットをつけて地域通貨を回していくためには、そういう点でのお金もかかるということをございます。

そういうことから、先ほど御対応しましたとおり、自治体マイナポイント事業、国の方ですね。今ちょっとお時間がかかっているようですけども、そことの関連を見ながら、この事業は進めてまいるということをございますので、御理解いただきたいと思います。

以上をございます。

○議長（遠藤 豪君） 神奈川県状況について回答しますか。

○企画総務部長（小野一彦君） 岩田議員にお答えいたします。

再質問でいただきました近隣の状況ということですが、いわゆる一般的な、今先ほど町長からありましたが、西伊豆のことであるとか、それから飛騨のさるぼぼコインですか、そういったものは今調べておりますが、神奈川県西部の状況につきましては、情報を入手しておりません。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 今、答弁の中で、町長の方は、今後、地域通貨は重要性があるということで、先々検討していくということは大変いい答弁だったわけなんですけど、よく私は言うんですけど、西の方ばかり見ないで、東の方へもっと目を向けるべきだ。事実、私の近所でも、買物は西の方に行かないで、東の方の開成町とか秦野の方まで買物に行かれる方が確かに多いんですよ。ですから、ぜひそういうことも含めて、神奈川県西部の方は、電子マネーの導入という、地域通貨までまだいってないところも多いんですけど、そういう方向がありますので、神奈川県西部の2市8町の動きもよく観察してやっていただければ、行政も進めていただければと思います。

最後に、私は議員になって、若者の定住しやすい環境の整備ということを訴えてまいりました。ぜひ町長も幸福度日本一を目指すということで今後お考えのようでしたら、まだ近隣の自治体の動向を見るだけじゃなくて、小山町が先行して進めていかないければならないということを重点的に考えて、特に若者の意向、今若者は本当に電子マネーをどんどん使っていますから、Pay Payだとか、Suicaだとか、私も携帯電話の中にそれを入れておりますけど、若者の動きをもっと重要視して、やはり5年、10年先のことを考えて、言いづらいですけど、年寄りの動き

だけじゃなくて、若者の動きを重要視して考えていける行政に努めていただきたいと思います。
特にこの地域通貨の導入というのも、SDG s の考え方から持続可能な制度と思われまので、
今後の進め方をもう一度町長に考えをお伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 岩田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

若者を向いてということですけど、これは非常に重要なことだというふうに思います。ただ、この地域通貨は、先ほど議員がおっしゃいました P a y P a y、S u i c a と競合するという面もあるというのは確かでございます。一番いいのは、そことうまく連携して、相互にウィン・ウィンになるような、そういうシステムができればいいなというふうには思っているんですけども、現時点では P a y P a y、S u i c a が非常に便利ですから、単に小山町、要するに商圏がちょっと狭いというようなところでこの地域通貨を導入しても、なかなか現状では、若者も P a y P a y、S u i c a を使って、よほどのことがなければこの小山町の地域通貨に魅力を感じないということにもなってまいりますので、そこら辺も十分に考慮しながら、国の動向を見つつ検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○5番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月9日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時18分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和4年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和4年9月9日（第5日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藪田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
人口政策推進課長	石田 洋丈君	フロンティア推進課長	岩田 幸生君
未来拠点担当参事	山本 尚毅君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	小野 正彦君	小山消防署長	込山 眞治君
観光スポーツ交流課長	湯山 浩二君	商工振興課長	渡邊 辰雄君
農 林 課 長	湯山 光司君	都市整備課長	込山 次保君
上下水道課長	遠山 洋行君	総務課総務法規・監查班長	砂山 健秀君

職務のために出席した者

議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 山口 紘史君

会議録署名議員 3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君

散 会 午後2時19分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

6番 池谷 弘君

1. 山ヒルの現状と対策について
2. 緊急時や災害においても使用できる水道の確保について
3. 人口減少に向けた対応について

3番 小林千江子君

1. 町営住宅の現状と課題、そしてこれからの取り組みに関して

8番 渡辺悦郎君

1. 指定管理、業務委託について

1番 室伏 勉君

1. デジタルトランスフォーメーションにおける情報共有について

9番 藪田豊造君

1. 町長の政治姿勢と町行政のあり方について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は、執行機関側の壇にて質問し、再質問からは、議員側の壇で、質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については、自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。

通告順により、順次発言を許します。

最初に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日、3件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、ヤマビルの現状と対策についてであります。

ヤマビルは神奈川県の日沢山地に多くいることが確認されております。ヤマビルはその地に生息する動物の血液を吸って生きており、動物の発する熱や二酸化炭素などを感知することが可能で、ターゲットが近くにいることが分かると活動を始めます。シャクトリムシのように、地面を張って動き、地面から足元を這い上がって来ることもあれば、頭上の木から降ってくることもありますし、肩や首付近の葉や枝から体を伸ばしてくっついてくることもあります。上下前後左右全てから迫りくるのがヤマビルです。ヤマビルは移動が俊敏で数十秒で、足元から血を求めて、首筋や手首まで上ってきます。鹿やイノシシが主な宿主とされ、鹿等が少ない箱根では被害が少ないと報告されております。

小山町では、有害鳥獣捕獲に努めておりますが、日沢山地からの鹿等の移動により、生土地区や金時公園周辺での被害が報告されております。

小山町紹介のユーチューブにも、金時公園でヤマビルの被害に遭った動画や近隣の人が金時神社の裏手で知らずに散策したところ、ヤマビルの被害に遭い、大変な思いをしたとの事例も発生しております。今後、富士箱根トレイルへの被害拡大も想定される状況です。他市町や町民が豊かな自然の中での山歩きを満喫してもらうためにも、ヤマビルの対応が必要と考えます。

そこで、以下の質問をいたします。

1 点目、町内でのヤマビルの被害の状況について。

2 点目、丹沢山地から有害鳥獣の町内への侵入を防ぐ方法について。

3 点目といたしまして、山歩きの人へのヤマビル対応の啓蒙について伺います。

4 点目として、ヤマビルが発生しにくい山林管理の方法について伺います。

2 件目は、緊急時や災害においても使用できる水道の確保についてであります。

近年南海トラフ大地震等の発生が想定されておりますが、水道管の破裂等が予想され、水道水の確保が危ぶまれます。町民の命を守るためには水の確保が最重要で、平成29年現在、耐震化率は静岡県全体で32.82%に対して22.53%であり、40年以上の経年管路率は、静岡県全体で19.21%に対して19.99%と水道管の老朽管の交換や耐震化の推進が喫緊の課題であります。水道管の整備のためにも、本年12月より水道料の値上げも行われます。

また、火災の消火等のために、緊急時に消火栓から大量の水が必要となる場合がありますが、必要な水が確保できず、水道管の口径を大きくして、水を確保していくべきところも町内にはあります。山間地が多い小山町では、緊急時も、町民が小山町に安心して暮らしていける水道水の確保が求められております。

そこで、以下の質問をいたします。

水道管の老朽管の交換や耐震化の予定と、及び今後整備を更に早めていく考えはあるのか。

2 点目として、消火栓の使用時は、大量の水が必要となるので、水の出にくい地域への供給量アップのため、水道管の口径等を検討していく考えはあるのか。

また、わさび平分譲地等大きな分譲地や湯船原工業団地での企業の進出も始まっております。このような場所での火災発生時の消火には、多くの水が必要となります。

そこで、以下の質問をいたします。

わさび平等の大規模分譲地や湯船原工業地区等の大きな会社が多い場所で、火災等の緊急時に大量の水が必要ですので、その水の確保はどのようにされているのか伺います。

3 件目は、人口減少に向けた対応についてであります。

第5次小山町総合計画では、目指す将来像を、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」と定めております。小山町の重要項目の一つは、定住移住を増やし、人口減少数を少なくしていくことです。

日本住民の人口動態調査によりますと、小山町の人口は、令和2年1万8,078人、社会増減数、令和元年365人減から、令和3年1万7,614人、社会増減数、令和3年79人減となっており、現在のところ、小山町では、急速な人口減となっておりません。

また、町民アンケートの結果では、「町は企業誘致を活発に進めている」52%と高いのですが、「にぎわいのある商業地づくりを行っている」は11%と低く、「計画的な土地利用が行われている」24%、「誰もが住みやすい住環境が整っている」28%となっております。

今後、人口減を少なくしていくためにも、企業から要望もあるように、従業員の町内定住のためにも、住む場所の確保や若い人達のための単身用住居が少ないとの声も聞いております。住みやすい場所に、住む場所の確保が急務と考えております。

そこで、以下の質問をいたします。

1 点目、小山町の人口推計は人口推計どおりで推移していると考えているのか。

2 点目、小山町で有効と考える施策は何か。

3 点目といたしまして、町内進出企業従業員のための小山町の定住の魅力などのパンフレットで、進出企業にアピールしていく考えはあるのか。

4 点目といたしまして、菅沼地区での宅地開発の当局の取組について伺います。

最後、5 点目といたしまして、宅地開発を見据えた都市計画マスタープランの見直しと線引きの見直しの考えについて伺います。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えします。

初めに、人口減少に向けた対応についてのうち、町の人口は推計どおりに推移しているかについてであります。

町では、第5次総合計画の策定方針を定めるに当たり、令和12年度の将来人口を1万6,500人に設定し、途中の令和7年度には1万7,400人と推計をしております。この令和7年度推計値と令和2年国勢調査実績である1万8,568人とを比較しますと、この5年間で1,168人の人口が減少する計算ですので、年平均で233人の減少というのが目安となります。

住民基本台帳の人口移動から推計した人口動態調査では、本町の総人口は、令和2年に223人の減、令和3年に247人の減でありましたので、推計の目安に近い動きであると考えております。

次に、本町で有効と考える人口減少施策についてであります。

ただいま申し上げました、推計人口の動きを5歳刻みの年齢別で分析しますと、特に、25歳から34歳の人口は国の推計値を大きく下回り、流出傾向となっている一方で、5歳から19歳までと、35歳から44歳までの世代が推計値に比べ、減少スピードが抑えられております。

これまでの施策によって、Uターンによる子育て中の世帯の流入、または流出阻止がある程度図られていると考えられますので、地域のニーズの変化を的確に把握しながら、子育て世帯、世代に向けたサポートや宅地及び賃貸住宅の供給を図る民間との連携、また、市街地の空洞化を抑制する空き家対策など、現在の施策を継続していくことが有効と考えております。

なお、人口の動きにつきましては、年齢層や地域性などを勘案した、更なる深掘りを行い、「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち小山町」の実現に向けた、より有効な施策へと結びつけてまいります。

次に、進出企業従業員の定住を図るための考えについてであります。

昨年度作成した、町民のライフステージに合わせた支援策を紹介する「おやまライフサポートブック」を町内全戸に配布した際に、町内企業にも配布をさせていただきました。今年度も、ガイドブックの内容改訂を計画しておりますので、町内企業に送付することに加え、本町のまちづくりの魅力を紹介する「おやまガイド2022」も活用しながら、従業員の皆様に、本町で暮らすことのメリットを伝えていきたいと考えております。

次に、菅沼地区での宅地開発に対する町の取組についてであります。

菅沼地区はスーパーやホームセンターが近く、生活利便性が高いエリアであり、令和3年に民間が分譲した住宅地も完売していることから、宅地需要がある地域であると考えております。一方で、用途に応じた活用がされていない土地が存在している地区でもあります。

令和3年3月定例会において、高畑議員の一般質問でお答えをいたしました。菅沼地区には、接道要件を満たせず、開発ができないという声もあり、町で開発許可の技術基準を新たに設け、市街化区域の宅地開発に係る道路要件の緩和を図っております。

地域への定住促進のために、宅地創出をしていただける土地所有者がいらっしゃれば、道路要件などを含めた相談に応じ、実現方法を一緒に検討することによって、宅地需要の高い菅沼地区の定住促進に結びつけたいと考えております。

その他の御質問につきましては、経済産業スポーツ部長、都市基盤部長、小山消防署長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 私からは、ヤマビルの現状と対策についてのうち、町内でのヤマビル被害の状況についてであります。

ヤマビルにつきましては、議員の御承知のとおり、中島地区や生土地区に多く生息しており、公園や遊歩道において、複数の方々から吸血被害の情報を受けております。また、住居敷地の中にも、生息域の広がりを見せていることから、ヤマビル被害の拡大について危惧しているところであります。

そのため、町といたしましては、まず、被害状況を調査し、実態把握に努めてまいります。また、ヤマビルの生息している地区を対象に、吸血被害に遭ったときの対処の仕方や生息しにくい周辺環境づくりのつくり方など、被害軽減につながる講習会を開催し、注意喚起を行ってまいります。

次に、丹沢地区、丹沢山地から有害鳥獣の町内への侵入を防ぐ方法についてであります。

ヤマビルの生息域の拡大については、鹿やイノシシなどの野生動物の生息域の拡大も要因の一つと承知しております。しかしながら、このような野生動物は、ここ数年、増加傾向で、行動範囲も広がっており、神奈川県との県境は、そのほとんどを丹沢山地に接しているため、町内への侵入を阻止することは困難な状況であります。

町といたしましては、里山に有害鳥獣を近づけない対策といたしまして、現在、小山町猟友会

と連携して、くくりわなや箱わなを増やし、捕獲頭数の強化を図ることで、個体数減少に向けた取組を実施しており、引き続き有害鳥獣の適正管理に努めてまいります。

次に、山歩きの人へのヤマビル対応の啓蒙についてであります。

近年、富士箱根トレイルにおいても、ヤマビルによる被害が報告されており、町では、昨年の9月からホームページ上で注意喚起を促し、また、駿河小山駅前交流センターでは、ハイカーへのヤマビル防止スプレーの無料貸出しにより、ヤマビルの忌避対策を行っております。

今後も、ハイカーに対して、ヤマビル対策に有効と思われる忌避剤の持参を呼びかけるなど、防護対策の周知を図るとともに、富士箱根トレイル推進協議会と協力して、トレイルコースの定期的な草刈り、落ち葉のかき出しなどを行い、ヤマビルが住みつきにくい環境をつくり出してまいりますと考えております。

次に、ヤマビルが生息しにくい山林管理の方法についてであります。

ヤマビルは乾燥した環境を嫌う性質があるため、樹木の伐採、下刈りや落ち葉等の片づけにより、日当たりをよくすることや風通しをよくすることが有効であります。

また、4月から11月の間が活動期とされ、雨上がりの天候が最も活発に行動をいたします。気温の低い12月から3月は越冬のため、落ち葉の中に潜り込んでおり、気温がマイナス4度からマイナス5度で死滅します。そのため、落ち葉をかき起こし、ヤマビルに冷気を当てることで、防除効果が高くなります。

このように、ヤマビルの生態を理解し、適切な森林管理をすることで、被害の軽減が図れることと考えるので、先ほど答弁したとおり、講習会を通じて情報提供を行い、町民の皆様と一緒に防除に努めてまいります。

また、伐採等の森林整備も、ヤマビルの生息しにくい環境づくりの一つと考えるので、引き続き、森林整備の推進を図ってまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 緊急時や災害においても使用できる水道の確保についてのうち、初めに、老朽管の交換、耐震化の予定及び今後の整備についてであります。

議員御指摘のとおり、平時のみならず、災害時における水道水の確保のため、水道管路の老朽化対策や耐震化は重要な課題と捉えております。

このため、町では、平成29年度に策定いたしました上水道事業老朽管更新計画に基づき、更新対象管路約50.2キロメートルのうち、平成30年度から令和12年度までに、第1期計画として、10.3キロメートルの配水管の布設替えを計画し、防衛9条交付金を活用して、順次整備を進めているところであります。

実施箇所は、町内各地区において、管路の重要度、老朽度及び災害時の応急給水拠点への配水ルートなどを考慮し、各地区の幹線管路や学校周辺の管路等を実施しているところであり、現在

までの実績は、令和3年度末までに、須走、小山滝沢、柳島、小山高区藤曲及び菅沼の各配水区で合計約3.2キロメートルの布設替えが完了し、第1期計画の進捗率は約31%、全体の耐震化率は28.4%となっております。

今後は、小山高区菅沼、北郷水系一色、小山水系中島、生土、小山、所領地区など、約7.1キロメートルを実施する予定で、これにより、第1期計画完了時点における全体の耐震化率は33.5%を見込んでおります。

完了年度は令和12年度としておりますが、料金改定に伴う財源確保の状況を見ながら、少しでも前倒しをして、事業が完了するよう努め、今のところ、令和10年度末の完了を目指しております。

次に、消火栓の使用時、供給量アップのための管路の口径等についてであります。

消火栓につきましては、水道法に設置をする義務が定められており、町でも、技術基準を満たす範囲内で設置をしております。したがって、消火栓の使用水量が不足ぎみであるとしても、そのために、管路の口径を大きくすることは水道事業者としては考えておりません。しかしながら、安心安全の確保の観点から、消防当局からこのような依頼があった場合には、費用負担を含めて検討をまいります。

次に、人口減少に向けた対応についてのうち、都市計画マスタープランの見直し及び線引きの見直しについてであります。

都市計画マスタープランは、おおむね10年から20年後の目指すべき都市の将来像を定めたものであり、現行の計画の対象期間は令和17年度までと定めてあります。この計画に定められた将来人口は、令和7年度時点で2万人としており、いわゆる人口フレームとして十分余裕があります。したがって、今のところ見直しの必要はないと考えております。

線引きにつきましても同様であり、御殿場小山広域都市計画に定められている人口フレームにつきましても、おおよそ3,000人の余裕があります。つまり、これにつきましても、見直しの必要はないと考えております。

都市計画の側面から宅地開発を促進する方法としましては、例えば開発行為の基準の検討など、事業レベルの工夫をしていくことが効果的ではないかと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○小山消防署長（込山眞治君） 緊急時や災害時においても使用できる水道の確保についてのうち、わさび平等の分譲地や工業団地等での火災等の緊急時の水の確保についてであります。

わさび平等の分譲地や湯船原工業団地等の水利に関しましては、計画の段階で、小山町土地利用委員会に事業計画が申請され、その中で、消防水利基準に適合した既存の消防水利がない場合は、耐震性防火水槽、または消火栓の設置を事業主をお願いしております。したがって、必要な水量は確保できていると考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 再質問をさせていただきます。3件、6点、再質問をさせていただきます。

まず1件目は、ヤマビルの現状と対策について、3点伺います。

1点目、野生動物の捕獲を隣の町、神奈川県山北町の猟友会と行っていく考えがあるのかどうか。

2点目といたしまして、ハイカー等に、ヤマビルに注意喚起や対処方法等の看板設置の考えはあるのか。

3点目といたしまして、適切な森林管理も重要なことと思いますので、ヤマビルの多い地区から森林整備を行う考えはあるのかどうか伺います。

次に、2件目は、緊急時や災害においても使用できる水道の確保について、1点伺います。

消火栓の使用水量が不足ぎみだったとしても、管路の口径を大きくすることは難しいとの答弁ですが、小山町では山間部で河川も遠く、消火栓に頼る場所もあると思います。消火栓からの必要水量を確保していく考えについて再度伺います。

次に、3件目は、人口減少に向けた対応について2点伺います。

1点目は、小山町人口推計予測、例えば、小山町未来カルテ2050では、今後も、住宅供給可能性が赤字となっており、不足すると予測するデータもあります。菅沼地区では、回答がありましたとおり、町内の宅地開発に有望な場所であります。土地所有者からの声を待つのではなく、地権者からの意見を聞きながら、行政が先導していくことが必要と思いますので、当局の対応を伺います。

2点目といたしまして、線引きの見直しは、人口フレームに余裕があるので、見直しの必要はないとの回答をいただきましたが、線引き当時とは違い、主要道路等の整備も進んでおります。町民の意見を聞きながら、現状に即した線引きの見直しが、小山町の発展に必要と考えますので、見直しについての考えを改めて伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 池谷議員の再質問のうち、ヤマビル対策につきまして、初めに、野生動物の捕獲を隣の山北町の猟友会と行っていく考えについてであります。

議員御指摘のとおり、丹沢山地に隣接する本町といたしましては、他市町の猟友会との有害鳥獣対策に対する連携は有効と考えます。現在、山北町の猟友会とは、行政区が異なることから、有害鳥獣対策は連携を図られておりませんので、情報を共有する連携を行い、有害鳥獣の適正管理に努めてまいります。

次に、ハイカー等へのヤマビルの注意喚起や対処方法等の看板設置の考えについてであります。

ハイカー等の皆様には、ヤマビルの生息箇所や被害を防ぐための対策、吸血された場合の対処

方法など、先進事例を参考にしながら、効果的な情報提供を行うとともに、適切な場所への看板設置を検討してまいります。

次に、ヤマビルの多い地域から森林整備を行う考えについてであります。

生土、中島地区の民有林のうち、住宅地に近い里山につきましては、間伐材の森林整備が行われた記憶はありませんでした。森林整備の行き届かない環境が、ヤマビルの繁殖の原因の一つとの研究成果もございます。

現在、町では、森林経営管理事業において、森林所有者の皆様へ森林管理に関するアンケート調査を実施しています。その結果を踏まえ、町内各地区の里山森林整備を優先的に実施してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○上下水道課長（遠山洋行君） 2件目、消火栓の再質問にお答えします。

先ほどの答弁で、技術基準を満たす範囲内で設置をしておりますと答えましたが、この基準は、ごっくり申しますと、消火栓を使用した際に、水道施設に悪影響がないという基準であり、水道を優先するという考え方をしております。

水道法には、消防水利である消火栓の費用は、水道事業者が全て負担するのではなく、いわゆる一般会計において補償しなければならないと定められております。消防水利について言及する立場ではありませんが、今の状況で、消火栓の能力を上げるために、管路の口径を大きくすることは非常に難しいと考えております。

ただし、一般的に、供給水量に余裕がない地区においては、老朽管布設替工事などで、口径を大きくすることもありますので、僅かながらではございますが、改善は図られていくものと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 人口減少に向けた対応についてのうち、宅地開発に関して、行政が主導することについての再質問にお答えいたします。

宅地開発事業につきましては、宅地ニーズが高く、民間参入しやすいエリアであれば、民間が事業主体となって、ノウハウや経営力を発揮できる事業を展開していただきたいと考えております。その際に、接道等の課題など、行政が応援できることがあれば、地元の意向を踏まえた上で、連携できる事項に取り組み、民間投資がしやすい環境づくりに努めてまいります。

なお、事業用地の確保につきましては、個人の財産であり、土地所有者が活用や処分を考えるタイミングで事業化できることが最適でありますので、まずは、空き家や空き地の有効活用に向けた啓発活動を継続し、利活用の機運を高めるとともに、土地活用の相談体制を整え、不動産事業者との意見交換などを通じて、民間事業用地の創出につなげていければと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 池谷議員にお答えいたします。

まず、先ほどの答弁で、人口フレームの数字を根拠に、線引き、それから都市計画マスタープランの見直しの必要はないと答えたのは、現在の計画が宅地開発の支障になるものではないという、まず、趣旨でお答えをいたしました。

線引きの見直しにつきましては、これまで何回か質問をいただいておりますけれども、昨年3月の定例会の一般質問におきまして、3か所の工業団地の地区計画が決定した際には、見直しの必要性があるよという旨の答弁をした記憶がございます。その際にも、御殿場市との綿密な調整とか、県との協議とかが必要になってきますというお答えをいたしました。

今のところ市街化区域に編入すべき候補区域、それから逆に外す候補区域の調査等が済んでおります。これらの結果から、まず、工業系の変更につきましては、先ほどの3か所の工業団地などにより、大きな変更となりますけれども、住居系の変更については、それほど大きなものにはならないのではないかと想定をしているところであります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） はい。以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） 通告に従い、町営住宅の現状と課題、そして、これからの取組に関し、一括質問一括答弁方式にて質問をさせていただきます。

町営住宅とは、住宅に困っている低額所得者の方が、健康で文化的な生活ができるよう、町が国から補助を受け、公営住宅法に基づき整備した住宅であり、一般の家賃と比較し、相当低額の家賃で入居できる住宅です。

小山町においても、戦後の住宅不足から、多くの町営住宅が建設されました。その名残もあり、県内の公営住宅率の平均が約1.6%であるのに対し、小山町は5.1%と高い保有率を有しております。また、計画的に解体も実施されてはおりますが、耐用年数が20年以上経過している建物が、いまだ使用されている状況です。

このような事態を踏まえ、町の課題認識をお伺いいたします。

大項目の一つとして、町は、町営住宅の現状をどのように捉えられておりますでしょうか、お聞かせください。

大項目の二つ目として、町営住宅の戸数に関してお伺いいたします。

一つ目に、令和4年度現在の町営住宅戸数は、小山町営住宅条例によりますと、384戸となっておりますが、そのうち、実際に入居できる戸数と入居率をお答えください。

二つ目に、公営住宅率が5%以上であるのが、県内ですと、熱海市と小山町だけです。それぞ

れに住宅事情や困窮事情などは異なりますが、高い保有率を有している状況をどのように分析し、また、適正数はどの程度であると考えているのか、お聞かせください。

大項目の三つ目に、経営状況に関してお伺いいたします。

入居後3年を経過した方について、月額所得額が21万4,000円を超える収入がある方は、収入超過者に認定されます。また、その収入超過者の方がやむを得ず、引き続き町営住宅に居住する場合、収入超過者の収入の超過割合や収入超過者となってからの年数に応じて、段階的に家賃が割増しされ、一定期間後には、近傍同種、つまり市場家賃に近い住宅家賃となります。

また、入居後5年を経過し、月額所得が31万3,000円を2年以上引き続き超えた場合は、高額所得者に認定され、期限を定めて住宅を明け渡していただく義務が発生いたします。

そこで、町へお伺いいたします。

町の収入超過者の入居件数並びに高額所得者の入居件数、使用料の滞納件数とその収納率の推移をお聞かせください。

また、近傍同種家賃となられている件数と、近傍同種家賃となり2年以上経過されている方の件数をお聞かせください。

次に、収入超過者並びに高額所得者は、住居の明渡し努力義務が発生します。入居されている方々にも、様々な御事情がおありかと思われそうですが、明渡しに対し、町はどのような働きかけを行われているのか、お聞かせください。

次に、維持管理の代行として、静岡県住宅供給公社へ2,127万円ほどお支払いしております。静岡県住宅供給公社の業務委託料の内訳をお聞かせください。

また、住宅用地借地料に、年間約950万円余を投じております。対象の団地とその面積、また、入居件数をお聞かせください。

次に、大項目の四つ目として、町営住宅の建造物に関してお伺いいたします。

耐用年数を超過している戸数は215戸あり、全体の約4割を占めております。中でも、耐用年数が20年を超えている物件は129戸あり、全体の約2割を占めております。中には、耐用年数を35年も超過している物件もあり、その安全性が危ぶまれます。

そこで、当局へお伺いいたします。

耐用年数を超過している住宅に住まわれている世帯数をお聞かせください。また、その中でも、20年以上経過している物件にお住まいの世帯数をお聞かせください。

耐用年数の超過している物件の中には、耐震性のないものもあると伺っております。それらの団地名と戸数をお聞かせください。

また、今後、どのような計画を持って、この耐震も耐久もない物件の対応をされていくのか、町の具体的な計画をお聞かせください。

次に、単身入居用と高齢者向け住宅の確保に関して、お伺いいたします。

2011年5月2日に公布された、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため

の関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法の一部が改正され、これにより、高齢者や障害者が単身でも、公営住宅へ入居できるようになりました。

町営に限らずですが、独居老人の数は年々増加しており、また、制度の改正により、単身による若者のニーズも今後ますます増えるのではないかと予測されております。

町は、時代に伴うニーズの変化、また、改正に伴うニーズの変化をどのように捉えられておりますでしょうか、お聞かせください。

次に、高齢者向け住宅の確保をする場合、御高齢であることから、やはり幾つかの問題点が発生することが予測されます。例えば、火災や災害が発生した場合に、避難行動が遅れる可能性が挙げられます。また、除雪など、自治体の支援が入る必要性も挙げられます。

また、入居される方の多くが、介護施設や病院等に入院したりするため、入居者はいるが、事実上、長期的に不在となってしまう、住宅本来の性質が発揮できないなども挙げられます。

町内には2戸ほど、このバリアフリー化された高齢住宅があるとお伺いしております。この2戸に関して、ほかの町営住宅とどのような差別化を図られているのか、お聞かせください。

また、今後、このような高齢者向けに特化した取組を進められていく計画があるのかどうか、お聞かせください。

また、独居でお暮らしの入居者の数とその推移も併せてお伺いいたします。

最後に、町内新規就業者の住宅対策に関してお伺いいたします。

湯船原の工業誘致が功を奏し、各工場では採用された方々が次々と町へ来て来てくれています。そんな中、住宅事情はといいますと、町の政策はそのニーズをつかみ切れず、残念ながら近隣市町へと住居を求め、人が流れ出てしまっているのが現状です。

町はこの状況をどのように把握され、また、分析されているのか、お伺いいたします。

これは一つの案としての御提案なんです、グランファミリア落合のような、PPP/PFIを活用した公的賃貸住宅を利用した勤労者向け住宅の建設も、今後検討の余地があるかと思われまます。その点に関しても当局の意見をお伺いしたいと思います。

以上、町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをいたします。

初めに、町は町営住宅の現状をどのように捉えているかについてであります。

当町の町営住宅は、現在9団地、384戸あり、維持管理をしております。社会情勢の変化に対応するため、エレベーターを設置した住宅や高齢者、あるいは子育て世帯に対応した住宅の整備を実施をしております。しかしながら、町営住宅の多くは、昭和30年から昭和50年代に、住宅需要の高まりとともに、住宅に困窮する低所得者に対して良質な住宅を提供することを目的として建設をされているため、老朽化した建物や既に耐用年数を超過している住宅なども多くあります。また、現代の生活様式に合っていない住宅もあると認識をしております。

次に、町内新規就業者の住宅対策に関して、まず、1点目の立地企業の従業員の居住ニーズに関する状況をどのように把握・分析しているのかについてであります。

町では、雇用促進並びに人口政策の観点から、立地される企業への訪問インタビューやアンケートを複数回実施し、従業員の居住ニーズや要望等について把握するように努めております。また、不動産事業者との意見交換会を通じて、より具体的な実態把握を行っております。

今後も、企業の操業タイミングなどに応じた居住ニーズの把握が必要であることから、今年8月に、住まい探しの相談に迅速かつきめ細やかな対応を図るため、移住すまいの相談員設置要綱を定め、住宅に関する知見を持つ方に相談員として活動していただく制度を開始をいたしました。

今後は、こうした仕組みを活かし、希望者に寄り添った物件情報を提供するとともに、移住希望者が求める優先事項を把握し、適切なニーズ把握ができる体制を整えてまいります。

次に、PPP/PFIを活用した勤労者向け住宅の建設についてであります。

勤労者向けに公的賃貸住宅を整備することにつきましては、今後のニーズや民間アパートの建設動向を踏まえ、公営住宅として整備する必要があるのかどうかの議論を深めた上で判断すべきであると考えます。整備する必要がある公共施設につきましては、PFIなど、公民連携手法による整備の可能性や将来にわたる維持管理コスト等を含め、検討を行ってまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、都市基盤部長より答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 初めに、令和4年度現在、実際に入居できる戸数と入居率についてであります。

令和4年4月1日現在の町営住宅の管理戸数384戸のうち、入居が困難な政策空き家107戸を除く、入居可能戸数は277戸になり、入居率は80.1%となっております。

次に、公営住宅率が高い状況をどのように分析し、適正数はどの程度であると考えているのかについてであります。

富士紡績をはじめ、企業活動が盛んであったことを背景に、昭和30年代以降、住宅需要の高まりにより、多くの町営住宅が建設をされ、昭和60年には866戸の町営住宅を管理し、県内でも突出した高い公営住宅率でありました。平成に入り、用途廃止を順次進めてまいりましたが、いまだ高い状況にあると認識をしております。適正数につきましては、平成30年3月策定の小山町営住宅等長寿命化計画において、223戸と定めております。

次に、収入超過者と高額所得者の入居件数、使用料の滞納件数とその収納率の推移についてであります。また、近傍同種家賃となっている入居件数と近傍同種家賃になってから2年以上経過している件数についてであります。

収入超過者の入居件数は28件で、高額所得者の入居件数は6件です。使用料の滞納件数は10件で、その収納率の推移については、近年、98%で推移をしておりますが、昨年度は99%となっ

ております。また、近傍同種家賃になっている件数及び近傍同種家賃になってから2年以上経過している件数は、双方34件であります。

次に、収入超過者への町営住宅の明渡しに対する働きかけについてであります。

入居時には入居要件を満たしておりましたが、入居中に収入超過者となっており、いきなり退去を求めることは現実的ではありませんので、機会を捉えて明渡しに関する文書を送付し、働きかけを行っております。

次に、静岡県住宅供給公社への業務委託料の支払い内訳についてであります。

当町の町営住宅の維持管理業務に関しましては、静岡県住宅供給公社と小山町営住宅等の管理代行に関する協定を締結しております。

今年度の業務委託料は2,127万4,000円で、内訳は、割合といたしまして、おおよそ人件費が3割、修繕費が6割、諸経費が1割となっております。

次に、住宅用地を借り上げている対象団地、面積、入居件数についてであります。

対象団地につきましては、南藤曲団地、茅沼団地、向方団地、吉久保北団地、棚頭団地、浅間団地の6団地で、合計面積は3万3,117平方メートルであり、これら6団地の入居件数は172件であります。

続いて、耐用年数を超過している住宅に入居している世帯数についてであります。

耐用年数を超過している住宅に居住している世帯数は102世帯で、うち20年以上経過している住宅に居住している世帯数は40世帯であります。

次に、耐用年数を超過している団地で、耐震性のない団地名と戸数についてであります。

平屋の住宅につきましては、耐震診断を実施をしていなく、団地名は向方団地15戸、棚頭団地25戸、湯船団地44戸、茅沼団地と緑ヶ丘団地のうち、平屋建ての45戸となります。

今後、耐震性のない住宅に対してどのような計画を持っているのかについてであります。

今後の計画ですが、小山町営住宅等長寿命化計画に基づき用途廃止を実施をし、用途廃止した団地から解体を順次進めてまいります。

次に、時代の変化に伴うニーズをどのように捉えているのかについてであります。

町営住宅は公営住宅法に基づいた住宅でありますので、入居に当たっては、所得制限などの制約がありますが、町営住宅への入居に関しましては、条例に基づき、高齢者や障害がある方の単身での入居に対応するなど、できる限り柔軟な対応をしております。

次に、バリアフリー化された高齢者向け住宅は、他の町営住宅とどのような差別化をしているか、また、今後の取組についてであります。

バリアフリー化された高齢者向け住宅は、玄関や住宅内の段差解消や手すりの設置など、車椅子での生活に支障がないように整備をしております。

今後の計画につきましては、小山町営住宅長寿命化計画に基づき、取り組んでまいります。

最後に、独居入居者数とその推移についてであります。

独居入居している入居者数は101件であります。平成29年度は119件でありましたので、減少傾向にあります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時06分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

再質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

町内新規就業者の住宅対策に関して再質問をさせていただきます。

立地される企業への訪問インタビューやアンケートを複数回実施し、具体的な実態把握を行われるとの御回答をいただきましたが、ヒアリングの結果、具体的にどのようなニーズが町に求められていたのか、御紹介いただけないでしょうか。お聞かせください。

また、新たに、移住すまいの相談員設置要綱を開始されたとのことですが、いただいた説明だけでは、その仕組みが把握できないので、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

また、PPP/PFIを活用した勤労者向け公的賃貸住宅の整備に関してですが、これからニーズや民間アパートの建設動向を踏まえ、公営住宅としての整備の必要性があるのかどうかの議論を深めた上で判断すべきであると御回答いただきましたが、既に企業が営業を開始され、全国から集まる従業員の方々が住む場所を求められている中で、これからその必要性を議論されるというのは、少々アクションとしては遅いのではないのかなと感じます。

ただ、だからと言って闇雲に公営住宅を建てろと言っているのではなく、やはり町として受け入れられる政策として管理できる適正数はきちんと把握されるべきであるということは申し伝えさせていただきます。

その昔、住宅需要の高まりとともに、公営住宅を建設し、歳月がたった今、私達はその老朽化や耐用年数超過問題などに直面しております。そのような事態に、私達の後を継ぐ人達が困らないよう、きちんと適正数やその後の管理運営を行えるよう調整することも、私達の責任であると言えます。

このような中で、町はこの直面している住宅需要の問題をどのようにスピード感を持って検討し、進められるおつもりなのか、再度お伺いさせていただきます。

次に、町営住宅に関して、再質問をさせていただきます。

入居率に関してですが、確かに、入居可能戸数の277戸から計算すれば、町の入居率は80.1%となり、高い入居率にも見えます。しかしながら、入居可能戸数ではなく、管理している戸数の384

戸で入居率を計算しますと、約59%となります。つまり、約4割の町営住宅が使用されていない未使用の状態ということになります。

また、収入超過者と高額所得者で、近傍同種の家賃が34件との御報告をいただきましたので、その割合は保有している戸数384戸では約8%、先ほど御回答いただきました入居率80.1%を、使用可能な戸数277戸で換算しますと、約12.2%となり、居住者の約1割が近傍同種となります。

町営住宅制度は、本来、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で賃貸することを目的としていることから、これに反した入居を是正するため、公営住宅法28条に収入超過者の認定、29条に高額所得者の退去義務について記載されております。

当局より御回答いただいたとおり、この38件の近傍同種家賃の方々は、入居時には、入居要件を満たしており、入居中に、収入超過者、高額所得者となられたのは間違いありません。しかしながら、町営住宅という制度の下、設けられた施設であるということは、入居者の方々も理解された上でお住まいのはずですし、いきなり退去を求めることは現実的ではないと御回答いただきましたが、収入超過者は3年以上入居し、高額所得者に関しては5年以上入居して、最近2年間にわたり、政令第9条に規定する金額を超える収入がある方を指し示しますので、少なくとも2年間は明渡し努力義務が発生していることを理解していただいていると思います。いきなり退去を求めているわけではありません。

住まわれているの方々にも、様々に御事情をお抱えかと思われれます。しかしながら、町営住宅は、あくまでも、困窮する、自力で住宅を確保できない世帯に対し提供することを目的としているわけですし、公共住宅法にも、そして、小山町営住宅条例にも明記されているとおり、自立できるだけの生活力をおつけになられた方には、なるべく自立をしていただき、代わりに、自立できず、お困りの方々が入居できるよう、明け渡していただくことがやはり望ましいかと思われれます。

また、明け渡していただくことで、入居困難、使用不可能な107戸と所有する384戸に散布して住まわれている居住者を集約すれば、計画的な団地の取壊しや適正数へ、よりスピード感を持って実施することも可能になるかと思われれます。

そこで、当局へお伺いいたします。

収入超過者並びに高額所得者に対し、どのような督促を行われているのか、その詳細をお聞かせください。また、その結果、収入超過者並びに高額所得者の方々がどのように増減したのか、明渡しが行われた推移を含め、お答えください。

次に、静岡県住宅供給公社の業務委託料に関してお伺いいたします。

委託料2,127万4,000円の内訳は、人件費が3割、修繕費が6割、諸経費が1割と御回答いただきました。人件費並びに諸経費はあまり変動がないと思われれますので、修繕費は修繕する件数が少なければ、金額も少なくなると理解しております。

そこで、当局へお伺いいたします。

本年度は何件の修繕が入り、その修繕はどのような流れで実施され、優先順位をつけられたの

か。また、昨年度より委託料が増加しておりましたが、この増加は、今後入居される方が多くなると見込まれて修繕が増えた等、何か具体的な事例があるのか、そちらも併せてお聞かせください。

次に、安全管理に関してお伺いいたします。

耐用年数を超過している建物などもありますので、安全管理のため、定期健診が行われていると思いますが、点検の頻度と、どのように診断がされているのか、お聞かせください。

次に、住宅用借り上げ、借用地に関してお伺いいたします。

落合地域優良賃貸住宅を除いた9団地中の6団地へ借地料として年間約950万円を投じているわけですが、その中でも、特に、耐用年数を超過し、耐震性もない向方団地、棚頭団地、茅沼団地は、長寿命化計画においても、建て替え、用途廃止が判定されており、そのような団地の土地借料に、これからも町税を投じ続けることは有益な施策とは思えません。

小山町営住宅条例の第36条の建て替え事情による明渡し請求等にも記載されておりますが、町営住宅建て替え事業の施行に伴い、必要があると認める場合は、法第38条第1項の規定に基づき、除去しようとする町営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする明記されております。

いつ起こるとも分からない巨大地震が想定される中、耐用年数を超過し、更に耐震性もない、町営住宅へ町民を住まわせていることは、決して安全とは言えません。また、それら団地が借地料の発生している団地であれば、団地を集約することで、投じなくてもよい町税の削減も可能となります。

そこで、当局へお伺いいたします。

条例に、建て替え事業の施行に伴う明渡し請求が明記されているにもかかわらず、転居に関して進みが遅いように見受けられます。小山町営住宅条例の第36条の建て替え事業による明渡し請求等は、居住者に対し、どこまで効力を持つのか、お聞かせください。

最後に、小山町営住宅長寿命化に関して、再質問をさせていただきます。

小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止を実施し、用途廃止した団地から解体を進めるとのことでしたが、現在施行されている小山町営住宅等長寿命化計画は、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間と定めており、本年がちょうどその10年であります。

そこでお伺いいたします。

現在施行中の計画は、作成に当たり、入居者アンケート意向調査を実施されていたようですが、新しい長寿命化計画においても、同様のアンケートは実施されますでしょうか。また、現在施行中の長寿命化計画における戸数計画、修繕計画、取壊し計画など、計画はどの程度達成し、その成果はどの程度得られたのか。こちらをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進課長（石田洋丈君） 小林議員の再質問のうち、町内新規就業者の住宅対策に関す

る御質問についてお答えをいたします。

初めに、町内企業アンケートや不動産事業者との意見交換により把握できた、具体的ニーズについてであります。令和3年11月の企業訪問及び今年3月の企業アンケートにより、定住促進に結びつけるための意見を伺っております。

転勤当時に、適当な町内賃貸物件が見つからなかったというお話も伺っておりますが、町内企業アンケートでは、社員の町内居住率を高めるために最も有効な施策の問いに対し、回答いただいた24社のうち、宅地や住宅の供給あっせん補助というのが6社であった一方、最も多かったのは、飲食や買物など生活利便施設の充実で、6割に当たる14社がお答えいただいております。

また、不動産事業者からは、通勤手段が徒歩や自転車に限定される外国人研修生が、工場の近くに住める物件が必要だが、適当な物件が見つからないという実態を伺っておりますが、今後も、外国人研修生の受入れを予定している企業がありますことから、このニーズは大きくなっていくと見込まれております。

次に、移住すまいの相談員についてであります。移住や転勤による引っ越しなど、町内で新生活を始める方の住まいに関する相談に対し、タイムリーな物件情報と知見を持つ、町内在住在勤の方を相談員として登録し、町内への移住定住促進のために活動していただく制度でございまして、先月から開始をしております。現時点で、町内不動産業者の方、お二人と、空き家空き店舗の活用を手がける一般社団法人の方、合計3人に登録をいただいております。

住まいの相談をしたい方からの相談につきましては、まずは、相談窓口となっている、私ども人口政策推進課にお問合せをいただき、希望する物件や住まい方などを伺った上で、相談員を紹介する仕組みとしており、移住希望者だけでなく、転勤者の住まい探しについても、相談者目線で対応できると考えております。

次に、町内企業進出に伴う住宅需要に対する計画をどのようなスピード感を持って検討し、進めるのかについてでございます。

御質問の公的賃貸住宅は、住宅に困窮する低額所得者向けではなく、企業従業員が住むための賃貸住宅ということでございますので、議員御指摘のとおり、町が整備する必要性については、住宅ニーズを捉え、町全体を見渡し、民間の動きを見ながら、長期の見通しの上で、多角的に検証する必要があると考えております。

しかしながら、工業団地への企業進出はまだ途中の段階であり、進出する企業の業種、雇用規模や雇用形態などによって住宅ニーズは大きく影響されますことから、現時点で数十年先の適正数というのを把握することは困難であると考えております。

なお、現状では、新規企業立地に伴う住宅ニーズの高まりにより、ここ数年の間に、民間のアパート建築が行われ、現時点でも、足柄地区、北郷地区、須走地区で建築が行われており、町内で着々と賃貸住宅の供給が進められていることから、物件不足は解消方向に向かっていると考えております。

一方で、工場建設の工事関係者が居住をしていた築浅のアパートが、工事完了とともに一斉退去し、現在、多くの空き室が発生しているとの情報もいただいております。築浅のアパートにつきましては、今後の企業操業とともに埋まっていくと思われましても、現在行われている工場や新東名の工事終了に合わせて、特に、経年アパートでの空き室が発生するということが懸念されることから、町として打てる対策としまして、民間賃貸住宅リフォーム助成金事業を開始し、地域内の住宅ストックの付加価値向上によって空室化を抑制する対応を始めたところであります。

今後とも、進出企業や不動産事業者等との意見交換などを通じ、住宅ニーズや民間の賃貸住宅供給状況の把握に努めながら、スピード感を持って柔軟に対応する方策を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

まず最初に、収入超過者、高額所得者への督促、明渡しの状況につきましては、文書による働きかけにより、毎年、数世帯の明渡しがございます。また、家族構成の変更により、収入超過世帯の対象からは、外れる世帯もございます。

次に、住宅供給公社の業務委託に関する御質問にお答えいたします。

何件の修繕が本年度あるかということですが、十数件の修繕があったと記憶しております。その流れとか優先順位につきましては、危険性が高いところや安全を確保するために修繕をするような形を取っております。

委託料の増加につきまして、今後、入居される方が多くなると見込まれて増えたのかという御質問ですが、これ、入居者数に関係なく、住宅の老朽化等が大きな原因となっておりますので、そちらで委託料の増加が見込まれております。

次に、明渡しをしない入居者への効力ということで御質問いただきましたけれども、公営住宅の建て替えによる明渡しにつきましては、小山町営住宅条例の36条に、明渡しを請求ができると規定をされております。

次に、今年度策定いたします長寿命化計画の中で、入居者へのアンケートの実施、また、この10年間の長寿命化計画における用途廃止、大規模修繕の成果についてですが、アンケートにつきましては、入居者に寄り添った住宅行政運営を行っており、自治会や入居者が町や公社へ相談しやすい体制づくりを日頃から心がけております。今後も丁寧な聞き取りを実施していく意向から、現在策定中の長寿命化計画では入居者へのアンケートを実施する予定はございません。

現在の長寿命化計画の10年間の成果といたしましては、計画の中で、用途廃止と位置づけておりました大胡田団地、富士向団地、一色西裏団地、原向団地、北原団地、滝の台団地、湯船団地の一部の用途廃止を行い、平成24年の計画策定当時の15団地483戸から6団地99戸を解体いたしました。

湯船団地の一部、茅沼団地の平屋、向方団地、棚頭団地、緑ヶ丘団地の平屋につきましては、用途廃止と位置づけられておりますけれども、用途廃止には至っておりません。

大規模修繕につきましては、南藤曲団地及び緑ヶ丘団地の外壁防水塗装、屋上の防水工事を実施しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） すいません。再質問の中で、定期健診をお伺いしていたと思うんですけども、そちらをよろしければお答えいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 申し訳ありません。定期健診につきましては、住宅供給公社の職員及び町の職員が定期的に目視で見回り、危険箇所等ないかということを確認しております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 3番。

○3番（小林千江子君） 再々々質問を行わせていただきます。

まず1点目ですが、収入超過者並びに高収入の方に対する督促は文書で、年1回程度行われているということですが、訪問などして、直接、移動に対する働きかけというのは行われてはいないのでしょうか。その点を確認させてください。

2点目に、次の長寿命化計画に、アンケートの方は明記しない、アンケートの方は実施しないというお答えでしたけれども、長寿命化計画、今、見てみますと、大半がアンケートで作成されております。アンケートがあるからこそ、需要と供給というか、その内情が見えてくるのかなあと思いますが、そちらをアンケートを実施しない以上、相談しやすい環境をつくられているという御回答でしたけれども、相談しにくいことも、アンケートによってすくい上げることができるかと思えます。アンケートの実施は前向きにぜひ検討していただきたいと思っておりますので、こちらを再度お伺いさせていただきます。

また、定期健診に関してお伺いいたします。

耐用年数、耐震がない住宅に対して、住宅供給公社の方と役場の方が目視で確認をしてくださっているということでしたけれども、目視で、そしてまた、その住宅に専門していない、特化していない方が目視で見ることによって、一体どのような安全が図られるのか、私はちょっと不安でしかありません。専門家の方に入っていて、特に耐用年数、耐震がないものに関しては、中にお住まいの方達の命が関わっております。こちらは、ぜひ実施していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

条例よりも、居住されている方の権利が重視されるような御回答を先ほどいただきました。その点、転居に際し、町独自の補助政策が検討できないか、こちらをお伺いさせていただきます。

建て替えなど、町の施策における移転を依頼した場合、引っ越し金の補助並びに家賃補助とし

て、段階家賃が設定されます。また、引っ越しの補助などで上限を20万円、段階家賃は、移転後にいきなり転居先の家賃を払うのではなく、5年間を使いながら段階的に、転居先の家賃を上げていく、こちらは補助制度でございます。

居住者の方々のアンケートによりますと、これは10年前のアンケートではありますけれども、転居した先の家賃の増加が生活を圧迫するため、転居には踏み切れないとの回答が理由として挙げられておりました。また、家賃負担の許容額に関するアンケートにおきましても、今以上の家賃の支払いは困難と答える方が全体の23.5%、1,000円から2,000円未満であれば、許容できると回答された方も23%と、同等の割合の結果でありました。

つまり、転居するにも、大幅な家賃の増加は、そのお住まいの方々の生活を圧迫し、さらなる困窮を招き起こす危険性もあるということです。

であれば、居住者が不安視している転居先の家賃を固定にし、その分の差額を町が補助することで、転居もしやすくなるとともに、転居後の生活を無理なく維持継続できるよう、町独自の負担軽減措置を検討されてみるべきだと私は考えます。

近年の自然災害にばかり、いつ来るとも分からない震災にばかり、耐用年数を超過した町営住宅に万が一でも起きたとき、町はその責任を問われても仕方ありません。この問題は、町の危険回避とともに、リスクヘッジにつながる案件でもあります。町として、独自の施策を講じ、建て替え、もしくは、用途廃止と判定されている町営住宅にお住まいの方々へ早期に移転をしていただけるよう、考え得る可能性や対策を町は講ずるべきだと思います。

確かに、住まわれている方との交渉や調整は非常に困難であり、対応として難しい場面もあるかと思われまます。しかしながら、本案件は先ほども申し上げたとおり、何か起きてからでは、命に関わる事案でございます。耐用年数を超過した建物の劣化は待つてはくれません。独自の施策を講じ、スピード感を持って対応されるべきです。

町のお考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 再々質問にお答えいたします。

収入超過者、高額所得者への直接の呼びかけということにつきましてですけれども、お会いする機会がございます場合には、直接お伝えしている場合もございます。

続きまして、アンケート調査、長寿命化計画においてアンケート調査を実施しないということですが、アンケートの内容によっては、見にくいということもございますでしょうけれども、先ほども答弁したとおり、何でも言い合えるような環境をつくりながら、お聞きして、直接言いにくい場合には班長さんを通してとかということ、こちらの方に報告をいただくような形を取る形をしております。

続きまして、町営住宅の定期健診につきまして、専門家の方に見ていただいた方がいいのではないかとことなんですけれども、今後、そのことも検討しつつ、老朽化の進んだ町営住宅の

管理をしていきたいと考えております。

最後に、家賃の補助制度につきましては、今現在、家賃をなるべく安いところを御紹介するという方法を取っておりますので、この補助制度についても、今後検討課題の一つとしては考えられるんですけども、今のところは、今申し上げたとおり、家賃の安いところを御紹介するとか、誠意を持って対応させていただくことを考えております。

以上であります。

○3番（小林千江子君） 以上で質問を終わりにします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は一括質問一括答弁方式にて二つの質問をいたします。

現在、町が直営で運営している町民いこいの家「あしがら温泉」と観光協会に業務委託している駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」は指定管理を目指していると報告を受けておりますが、いまだ具体的な計画は説明されておられません。

そこで、それぞれの施設について質問いたします。

まず最初に、町民いこいの家「あしがら温泉」についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、指定管理者が廃業した後を引き継ぐ形で、町直営運営にし、現在に至っております。本年度も直営で営業継続しておりますが、指定管理についての動きがなく、このままでは、来年度も直営で営業するのではないかと案じているところであります。町はどのような計画であるのか、伺います。

二つ目の質問でございます。

駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」についてであります。

現在は、観光協会に業務委託を行い、運営しております。観光案内のほか、軽食や物販の状況を見ていても、営業収益が見込める状況ではなく、指定管理にも程遠いと思われれます。条例も制定しておりますが、将来像が見えてきておりません。

今後、どのような対応を講じていくのか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員にお答えをいたします。

初めに、町民いこいの家「あしがら温泉」の今後の計画についてであります。

町民いこいの家「あしがら温泉」は、平成17年1月の開館から17年が経過する中、施設の老朽化も進んでいることから、コロナ禍において、来場者が減少しているこの時期が、改修を進める好機と判断し、昨年度、今年度と、施設の大規模改修を実施しております。

昨年度の計画の中では、これら修繕の完了をもって指定管理者を再度募集選定し、皆様によりよい環境で御利用いただくことを計画しておりましたが、長引くコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻に伴う燃料、各種資材の高騰などにより、あまりにも不確定要素が多いことから、施設の収支バランス想定をはじめ、指定管理者の募集要項を定めることが困難であると判断いたしました。

このことから、ポストコロナの人流動向や経済情勢等を見極めるためにも、令和3年度からの直営により、収支バランスも見えてきたことから、今年度は、しっかりとした利用者の分析を実施し、関係各課と施設の在り方の検討も行い、令和5年度に指定管理者を選定、令和6年度当初からの指定管理への移行とすることが望ましいと考えております。

次に、駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の今後の対応についてであります。

駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」は、令和2年10月末から小山町観光協会による試行的運営を実施し、約1年10か月が経過をいたしました。この間、世界的イベントである東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も、コロナ禍に伴う延期や変更を余儀なくされ、町内におけるサイクルツーリズムの飛躍的な促進と機運醸成のタイミングも少なからず影響を受けることとなりました。

この間の施設の状況を利用者割合から見ますと、試行運用開始から令和4年7月までの累計で、物販が36%、飲食が18%、レンタサイクルは2%となっており、また、利用者アンケートによる来訪目的別集計では、町民の利用が32%、墓参客が21%、ハイキングが8%、ゴルフ場利用とサイクリングが各2%となっております。

この結果から、当該施設の設置及び管理に関する条例の設置目的である、駿河小山駅を利用する町民や観光客の利便性の確保、そして、良好な休憩の場、鉄道情報、観光情報等を提供する施設としての機能は浸透しつつあると判断されますが、一方、施設整備の大きな目的の一つである、サイクルツーリズムの拠点機能としては、いまだその効果が不十分であると言わざるを得ません。

しかしながら、令和元年度に策定した小山町自転車活用推進計画では、サイクルツーリズムを推進するため、拠点機能を持つフジサイクルゲートの施設やサービスの拡充を掲げ、当施設を拠点としたサイクリングコースを4コース設定し、施設の利用、レンタサイクルの活用を促しているところであります。

また、駅前の施設であるため、輪行記念バッジを作成して、駿河小山駅を輪行で利用するサイクリストを誘客するなど、サイクルツーリズムの拠点施設としての活用を図っているところであります。

この現状を踏まえ、拙速に指定管理へ移行を急ぐことなく、スポーツツーリズムを推進する町として、どのような取組が必要なのかを町内を横断的に議論し、また、民間からの意見も伺いながら、いま一度、施設のあるべき姿をきちんと検証しつつ、必要な施策を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問をさせていただきます。

町民いこいの家「あしがら温泉」についてであります。

この施設は、名前のとおり、町民憩いの場でありますことを申し上げておきます。答弁で、コ

コロナ禍において来場者が減少しているこの時期に改修を進めることが好機と判断し、昨年度、今年度と施設の大規模改修を実施していると答弁いただきました。

また、昨年度の修繕完了をもって指定管理者を再募集選定して、よりよい環境での再開を目指していたが、長引くコロナ禍やロシアによるウクライナ侵攻による経済状況により、施設の収支バランスを想定し、指定管理者の募集要綱を定めることは困難であると判断したとの答弁もございました。

また、ポストコロナの人流動向や経済状況を見極めるためにも、令和3年度から直営で収支バランスが見えてきた。今年度は、利用者の分析を実施して、関係各課との施設の在り方を検討を行い、令和5年度に指定管理者を選定し、令和6年度当初から指定管理への移行が望ましいと答弁をいただきました。

近隣の裾野市の温浴施設、ヘルシーパークと言いますけれども、ここは、本年10月から指定管理による営業を8月に繰上げ、小山町の業者による再開を行っております。

そこで伺います。コロナ禍も3年を経過しております。どの時点と比較して利用者が減少しているのか伺います。

二つ目、今年度の改修は、今必要なものなのか。今年度の改修が当初から計画されているのであれば、昨年度の修繕のときに、併せて実施することは考えなかったのか、伺います。

三つ目、令和3年度から直営で収支バランスが見えてきたとの答弁ですが、なら、今年度は利用者の分析をすることまでもなく、指定管理者につなげる対応がなぜなかったのか、伺います。

次に、駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」について伺います。

本施設は、小山町観光協会に業務委託を行い、1年10か月が経過しております。軽易な観光案内のほか、定食、物販で営業しておりますが、利用者も少なく、健全経営とは程遠い現実であります。

令和3年度決算で、762万8,000円の試行的運営助成金を支払っても、事業者、観光協会が利益を望めない状況であると推察しております。町は条例を定めても、現状維持での試行的運営を継続しようとしておりますが、全てにおいて何ら前進が見られません。限られたスペースで、様々なニーズに応えることができないのではないかと推察いたします。

答弁で、現状を踏まえ、指定管理への移行を急ぐことなく、スポーツツーリズムを推進する町として、どのような取組が必要なのか、町内横断的に議論し、また、町民からの意見も伺いながら、いま一度、施設のあるべき姿を検証、必要な施策を進めるとありましたが、今日まで、何を考え、行ってきたのかは甚だ疑問であります。現実味のある対応を伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業スポーツ部長（高村良文君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

最初に、町民いこいの家の再質問のうち、利用者の比較の時期でございますが、コロナの影響が出始めました令和2年2月に属する令和元年度の時点としております。数値で申し上げますと、

平成30年度は16万7,000人、令和元年度は15万9,000人、令和2年度は8万9,000人、昨年度は8万9,000人となっております。

次に、今年度の改修に至ったことにつきましては、昨年度の改修を行うことを決めた時点では、今年度実施する浴槽の漏水に関しましては、場所、量など、十分な把握ができておりませんでした。現場での対処も検討を行いましたが、軽微な修繕では対応ができない状況であることが判明したため、設計業務を経て、今回の改修工事を実施することとなりました。

次に、今年度、指定管理につなげる対応ができない状況ではありますが、先ほど町長からの答弁と重なることもございますが、年度当初までは、長引くコロナ禍やロシアのウクライナ侵攻に伴う燃料、各種資材の高騰が発生し、これにより、あまりにも不確定要素が多いことから、施設の収支バランスの想定をはじめ、指定管理者の募集要項を定めることが、事務的に困難であったことから、選定業務を来年度以降といたしたところです。

次に、駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」の現実味ある対応ではありますが、こちらも先ほどの町長の答弁にもありましたが、当該施設の設置及び管理に関する条例の設置目的でございます施設の機能は浸透しつつありますが、サイクルツーリズム拠点も含めまして、利用者の意見を引き続き聴取し、民間からの意見も伺いながら、駅前に町を案内できる施設が、次に何を期待されているのかが、周辺の住民の皆様からの期待される姿など、いま一度、施設の利用を検討してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再々質問をさせていただきます。

最初に、町民いこいの家「あしがら温泉」についてでございますけれども、先ほど述べましたように、近隣の裾野市では、我が町よりはるかにスピード感を持ってこうやって来たわけなんです。駿河小山駅前交流センター「フジサイクルゲート」について考えてみましても、条例を定めておいて、また、そこで町民から意見を聞いて考えていきますというような感じでございます。

そこで、これは町長に伺いたいと思うんですけども、町長はかつて組織の例えというのをサッカーとか野球に例えられて、私に説明していただきました。一般職も特別職もプレーヤーのごとく発言が記憶に残っているところでございます。最終的な決断と責任というのは町長にあると私は信じております。

昨日、町長は新生会、鈴木議員の代表質問に対して、住民幸福度日本一を目指し、来年の町長選挙に出馬するとの意向を表明されました。今回の質問の内容というのは、町民いこいの家及び駿河小山駅前交流センターの運営についてであります。まさに住民幸福度と直結するものであるというふうに認識しております。

改めて、町のトップとして、質問に対してのスピード感を持った明確な答弁をお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

町民いこいの家と駅前交流センターの件でございますけれども、まず、町民いこいの家につきまして、裾野市との比較というようなこともお話ございましたけれども、裾野市は、担当が福祉部門でございます。ここは市民の福祉向上をその目的とする施設であるということを明確に打ち出しております。そんな中、担当にその状況を調べさせましたけれども、小山の業者は、そこに指定管理で入るということでありましたけれども、指定管理料をかなりの高額に設定をしているという事情があることも判明をいたしました。

あしがら温泉と比べますと、若干そのいこいの家というコンセプトははっきり申し上げれば、それと同じようなコンセプトかというふうに思いますけれども、結局、利用者を見ますと、町外の方が7割、8割という状況であるということから、担当も商工振興課ということにしているという、そういう状況でありまして、現実的には、裾野市と違う施設のコンセプトになっているという状況でございます。

そんな中、あしがら温泉をどうしようかということについては、端的に申し上げますと、このあしがら温泉につきましては、利益を生じて、それを町に還元していただく施設というような位置づけであるというふうに考えております。そういう点から、指定管理をちょっと送っているということかなというふうに考えております。

駅前交流センターでございますが、御存じのとおり、土地利用上も非常に難しいところに出ております。私は前からちょっと申し上げてはいますが、駅前、駿河小山駅前全体をどうするんだと。駅前広場というようなものも、現在、あつてないようなものがございますし、そしてまた、今の駅の北側でございますけれども、フジボウの工場が跡地をどうしようかというようなことも、考えを進めているところでございます。

したがいまして、将来的に、あそこも、一体、要するに、点として捉えるでなく、面として考えていく中で、交流センターを活かす方策というものを考えていかなければならないというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（渡辺悦郎君） 終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 室伏 勉君。

○1番（室伏 勉君） 通告に基づき、一般質問をさせていただきます。

件名は、デジタルトランスフォーメーションにおける情報共有についてであります。

近年、日本の人口は、少子高齢化に伴い、2011年より減少に転じており、特に、15歳から64歳のいわゆる生産年齢人口の割合は59.4%。総務省統計局2021年10月1日現在であり、過去最低となっております。

この人口減少は、本町においても同様であり、第5次総合計画では、2030年の人口を1万6,500人と設定しており、2020年度対比約1,700人、9.3%の減少としております。

この人口減少と少子高齢化による地域コミュニティの衰退は、地域住民の見守り、行政からの地域情報の伝達に支障をきたしており、住民と行政をつなぐ自治会（区など）の役割は増加の一途であります。

特に、重要となる自治会（住民）と行政との意思疎通には、確実な情報の共有化、正確な情報伝達が必要であり、行政の在り方を一変させるデジタルトランスフォーメーションの進展に、大いに期待が寄せられるところです。

こうした中、現状、町から町民への情報発信の主体は、月2回による紙媒体での配布及び回覧であり、その種類は、令和3年度実績で420種類、配布する世帯数は約6,500世帯であります。このうち、広報おやまに限っても、A4換算で年間約84万枚の膨大な量の紙が使用されており、この配布は高齢化の進んだ戸数の多い自治会ほど、大変な労力を要し、大きな負担となっております。

これらの点を踏まえ、当局の考えをお聞きします。

最初に、第5次小山町総合計画の第7章の2、参加と協働によるまちづくり、参加、協働、情報共有の目標、町からの必要な情報が適切に伝わっていると回答する町民の割合は、現状値で48%、第4次総合計画後期計画においての同値は56%で、8ポイント減少しています。

この分析結果と第5次総合計画の目標70%以上とした根拠を伺います。

次に、冒頭述べましたように、広報おやまだけでも年間84万枚の大量の紙を使用する紙媒体による情報の発信は、正確な情報伝達、書類の作成、配布にかかる固定費の発生などの問題を抱えています。町の紙媒体による情報発信の考えを伺います。

最後に、舟屋で有名な京都府与謝郡伊根町、人口は1,978人、これは2022年4月31日現在であります。全世帯にタブレットを配布し、伊根町ネットワーク回覧板「いねばん」を令和2年4月1日より運用しています。

これは、従来のアナログ無線放送による情報の聞き逃し、音声情報の聞き取りにくさなどの解消に向けて導入し、防災関連情報、暮らし情報、有料広告など、多岐にわたる情報を配信しています。このシステム、タブレットの導入は、本町においても、1、各自治会単位情報の該当住民への直接配信、2、月2回の紙の配信ではなし得ないタイムリーな行政情報の伝達、3、各種アンケート（町民の声）のスピーディーな回収と迅速な行政対応など、自治会（特に区長さん）、町民、行政の3者に、数多くのメリットをもたらす、本町における情報のデジタルトランスフォーメーションの推進に大きく寄与すると判断するところです。町のお考えを伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員にお答えをいたします。

デジタルトランスフォーメーションにおける情報共用についてのうち、初めに、第5次総合計画、参加と協働によるまちづくりの目標、町からの必要な情報が適切に伝わっているかと回答する割合が8ポイント減少した分析結果と目標値を70%以上とした根拠についてであります。

現在、町では、情報発信のツールとして、広報紙、無線放送、ホームページ、LINEをはじめ、様々なツールでの情報発信を行っております。

第4次総合計画後期計画から8ポイント減少し、48%となった経過を見ますと、平成27年度の56ポイントから、毎年2ポイントから3ポイントの増減をしておりました。それぞれの年度の増減理由は特定できませんが、ポイントが減少した要因を詳しく見てみますと、30代の男性に対し、町からの情報が伝わりにくい傾向となっております。この年代の男性の特有の結果であるか否かは判断できませんが、全世帯及び性別に関係なく、共通することとして、町民の必要とする情報を提供できていない、魅力ある情報を提供できていないなどが考えられます。

また、令和7年度の目標値を70%以上にした根拠につきましては、町が発信する情報が町民の多くの人に適切に伝わる状態を町民の3分の2としましたので、目標値として70%以上を設定したものであります。

現時点では、スマホやパソコンなど、高齢者を含む全ての方が所有し、使いこなすことは困難と考えられますが、テレビや全ての方が視聴可能であるという点に着目し、本年5月からは、静岡朝日テレビ、自治体広報情報サービスにより情報発信を開始をいたしました。

また、LINEにおける情報提供についても、登録者数を伸ばしております。今後、新たなツールの導入や既存のツールの機能を100%発揮させることにより、令和7年度の目標達成を目指し、町民に必要な情報を適切に伝えられるよう、研究してまいりたいと考えております。

その他の御質問につきましては、企画総務部長より答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、紙媒体による情報発信の考えを伺うと、全世帯にタブレットの配布と電子回覧板の導入の考えはについてであります。

議員御承知のとおり、町では、小山町デジタルトランスフォーメーションガイドラインを策定し、「デジタルで人と地域がつながるまち 小山町」の実現を図るため、基本方針、基本施策に基づき、35の取組を定めております。その中で、自治会等地域活動のスマート化支援を掲げ、地域のデジタル環境の強靱化を図るとしております。

行動計画の中では、令和8年度までに、町と自治会との間のやり取りを半数以上が、メール等の電子データで行われていることやウェブ会議を行える人的、物的環境が半数以上の区で整備されていることなどを目標と掲げております。

先日、自治会活動におけるデジタル技術の活用につきまして、各区長にアンケートを行った結果、回覧板等の日常的な情報伝達に対し、デジタル技術を導入することはメリットがあり、情報伝達の迅速化、感染症対策の分野で大きな効果が期待されるとの回答を多くの区長様からいただきました。

また、4月に総務省が発表した地域コミュニティに関する研究会報告書においても、多くの自治体が、災害時における安否確認、電子回覧板による情報伝達の速達性の確立、事務の簡素化という点で、デジタル化は有効であるとの調査結果が示されております。

また、同報告書で、自治会のデジタル化を推進する場合の課題として、住民の多くが機器の操作に不慣れであること、導入費や維持費が不明であり、自治会の財政を圧迫する可能性があることなどの課題が指摘されております。

アンケート結果の報告を行った8月4日開催の区長会幹事会においても、先ほどの課題とともに、毎年、区長が交代することや、自治会と区民との間において、デジタル化が推進されていないことなどから、町として早急にデジタル化を進めるのではなく、研究をしてほしいとの意見が出されております。

議員御提案の全世帯にタブレットを配布すること、電子回覧板を活用することに関しましては、町といたしましても、効率的に情報を伝達する手段として、大変有効であると認識しております。

一方、全世帯へ配布する端末や通信環境の整備にかかる費用、維持管理にかかる費用が高額になることが予想されております。また、高齢者などに対し、機器の操作方法を教えるための人的支援が必要となることなど、課題は多くあると考えており、今後も研究を進めてまいります。

紙媒体による情報発信につきましては、毎月2回、区、班に配布を依頼しておりますが、配布物の量が膨大であり、区役員の負担となっているという御意見も伺っております。そこで、SDGsや紙減量、区役員の方々の負担軽減の観点から、現在、配布物の削減を検討しております。

紙媒体をデジタルに転換すること、また、デジタル化を推進することにつきましては、今後も研究してまいります。デジタルに切り替わるまでは、現在の広報おやまなどの紙媒体での情報発信は必要であると考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○1番（室伏 勉君） 3点ほど再質問をさせていただきます。

最初に、町からの必要な情報が適切に伝わっているかであります。

先日、広報おやまにて、第5次小山町総合計画前期基本計画推進に伴う町民意識調査の結果が発表されました。この中で注目すべき点は、1「町職員の窓口対応及び各種対応に満足している」が、目標値が75%以上であるところ、実績値が昨年度の52%から47%へ5ポイント減少していること。2「町は町民目線に立ち、透明性・公平性の高い行政運営を行っている」が、目標値が50%以上であるところ、実績値が昨年度の32%から29%へ3ポイント減少していること。3「町の必

要な情報が適切に伝わっている」が、実績値が昨年度の48%から50%へ2ポイント増加しているが、目標値の70%以上には及ばないことであります。

このアンケートの結果は、行政と町民間の相互の理解不足、言わば情報の共有場ができてないことによるコミュニケーション不足が原因の一つであり、答弁にありましたように、「町民の必要とする情報を提供できていない」「魅力ある情報を提供できていない」ことが大きな要因であります。これは町民にとって不幸な現実であります。本当に必要な情報の取捨選択、言わば情報の棚卸しが進んでいない証と考えています。

私は、令和3年6月定例会の一般質問、町政のデジタル化の推進で、デジタル化は、一種のリストラであり、これにより余剰となった1分1秒を積み重ね、必要とされる行政サービスへとシフトすべきと述べています。業務棚卸しはデジタル化の第一歩です。

令和7年度に目標、町からの必要な情報が適切に伝わっているかとする割合が70%以上の達成ができるよう、町民に必要な情報を適切に伝えられるよう研究するには、まず最初に、棚卸しによる必要情報の整理が必須です。情報の棚卸しに対する考えを予定も踏まえて伺います。

次に、全世帯にタブレットの配布と電子回覧板の導入についてであります。

この中で、全世帯にタブレットを配布することは、効率的に情報を伝達する手段として大変有効と認識されている一方、端末や通信環境整備、維持管理にかかる費用、機器操作方法を教える人的支援などの課題もあるとの答弁でありました。

まず人的支援ですが、先ほども申しましたとおり、デジタル化による業務の棚卸しを早急に進め、余剰となった時間を機器操作方法支援業務にシフトすべきと考えます。そして、費用の問題ですが、伊根町では1億2,000万円の導入費用に対して、その全額を緊急防災・減災事業債を活用しています。また、ランニングコストは年間1,200万円と聞いています。

この導入時における、令和2年度の伊根町の決算は、一般会計歳入総額38億6,500万円で、このうち、自主財源は8億9,100万円。比率にして23.1%であり、このときの人口2,000人を基準とすると、1人当たりの自主財源は44万円であります。

本町の決算は、令和3年度一般会計歳入総額148億3,100万円であり、このうち自主財源は84億1,000万円。比率にして56.7%であり、8月の人口1万7,667人を基準とすると、1人当たりの自主財源は47万円であります。したがって、導入時に対する財源がクリアできれば、1人当たりの自主財源はほぼ同額ですので、ランニングコストについては、財政的に可能であると思慮しています。

デジタル化による機器操作方法支援業務へのシフトに対する考え、タブレット導入における財政的見解を伺います。

次に、自治会など、地域活動のスマート化支援、自治会活動におけるデジタル技術の活用であります。各区長様におかれては、情報伝達の迅速化、感染症対策などで大きな効果が期待できると認識されている反面、住民の多くが操作に不慣れであり、導入費や維持費が不明などの心配が

残るとのお考えであります。

この自治会におけるデジタル化ですが、本年8月の読売新聞に「自治会広がるデジタル化」の記事が記載されておりました。この記事の中で、自治会でデジタルを活用するメリットとして、1、忙しい人なども参加しやすい、2、情報伝達が早く負担が少ない、3、行事の出欠席が楽で、意見も伝えやすい、4、災害時、安否確認がしやすい、5、会費などの徴収の手間が少ないなどの5点を挙げておりました。

また、運営においても、電子回覧板アプリ、結ネット（これは株式会社CPU、石川県の会社であります）導入自治会は、8月1日現在で430自治体を活用し、1、役員（本町でいえば班長でしょうか）に役員会開催のお知らせの配信、2、自治会イベントの出欠席の確認、3、訃報の連絡、4、既読機能による災害時の安否確認など、多彩な機能を活用しています。

さらに、特筆すべきは、この自治会への利用登録者は、全世帯の30%であるということです。都市部と農村部により違いはありますが、全世帯導入にこだわらず、まずは、できることから、積極的に導入、運営されている点であります。また、本町と同じく、高齢者への普及の課題も残っていますが、反面、若い世代の自治会への積極的な関与も期待されています。

運営にかかる費用ですが、試算になりますが、1組織当たり導入費用7万円で、維持管理費用は、世帯数に応じ、生土区を例にとれば、令和3年度、書類配布戸数220世帯で月額約2万3,000円、年間27万6,000円であります。各区においても、十分検討に値する金額であると同時に、町による区運営交付金増額による対応も期待されます。

このようなアプリは、ほかにも多数あり、研究の余地は大いにあるところです。そして、導入においては、例えば、生土区のように、公営化率が50%に迫るような自治会、グランファミリア落合、宮ノ台の分譲地など、若い世帯と高齢者が混在する自治会など、町全体の一斉導入にこだわらず、まずは、できる自治会からやってみる。このことが非常に大切であります。

このようなアプリ導入及びその費用に対する町の考えを伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 室伏議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の情報の棚卸しに対する考え方です。

まず、町の情報ですが、行政の施策の情報や生活に必要な情報、それから生命及び財産を守るための情報など、多岐にわたっております。全ての情報が必要とする町民に確実に伝わり、行政サービスの周知や利用促進、必要な手続の遂行、また、必要な行動などを促すことは、その情報の伝達によってもたらされる一方で、非常に重要なところと考えております。

しかし、町の情報には、正確性、公平性、そして確実性を重視するために、文書が複雑で、情報量が多く、結果として、情報そのものが伝わらないといったケースも考えられます。町民意識調査の結果からも、情報の伝達、情報が正確に伝わっていないと感じる方が多いとも推測できます。

一方、町民一人一人にとって必要な情報は、その個人個人によって様々であります。本人の必要とする情報に、早く、また正確にたどりつき、情報の内容を理解していただけるよう、ホームページのレイアウトや広報紙、LINEによる情報発信の仕方などを研究し、改善する必要がある、現在検討を進めてございます。

また、先ほどの答弁でもありましたが、現在、情報伝達手段の中で大きなウエートを占めているのが、紙媒体による情報であります。近年あまりにその量が多くなり、区役員様の本当に負担になっているということは聞いております。現在、来年度に向けて、ここを大きく改善するための検討を進めているところであります。

2点目ですが、デジタル化による機器操作方法支援業務へのシフトに対する考えと、全世帯にタブレットを配布することに対する財政的見解、こちらですが、まず、先ほども答弁いたしました、全世帯へのタブレット配布に対する財政的見解ですが、結論から言いますと非常に厳しいものがあります。

議員から、他の自治体で導入費用の全額を緊急防災・減災事業債を活用していると御紹介がございました。タブレットのみの導入には、この起債は使えないという見解が示されております。これは、緊急防災・減災事業債の適用運用要綱において、防災情報網の構築が求められているところであり、他の自治体でタブレットを導入している事例を見ますと、同報無線のデジタル化の際に、戸別受信機ではなく、タブレットを端末に、Jアラートなどの情報と連携をさせることが可能なシステムを併せて整備していると、このように推測しております。

本町では、既に防衛補助及び緊急防災・減災事業債を活用し、同報無線のデジタル化による戸別受信機の更新を今現在、まさに進めているところでございます。財政の面から考えますと、これらの整備が完了後、起債の償還が完了し、機器の耐用年数が経過した後でなければ、新たな投資は二重投資となってしまうため、現実的には難しいのではないかと考えております。

次に、デジタル化による機器操作方法支援業務へのシフトの考え方です。

全ての町民がスマホをはじめとするデジタル機器の操作にたけているということは、これはもう当然あり得ません。町として、そういった支援の必要性は当然必要になるだろうというふうに考えております。議員御指摘のとおり、業務の棚卸しにより、従来業務から新たに必要となる支援業務などに、職員のマンパワーを割り振る、こういった必要も今後出てくるのではないかと考えております。

それから、その方法ですが、職員による直接支援のみではなく、業務委託をすると、こういったことも検討すべきではないかと思えます。いずれにせよ、それ相応の予算とマンパワーが必要になります。その前に、先ほどから出ておりますが、デジタルトランスフォーメーション、このデジタルトランスフォーメーションを前提とした業務の棚卸しは、これはもう議員御指摘のとおり、進めていかなければならないというふうに考えております。

最後ですが、自治会等、地域活動のスマート化支援、それから、デジタル化技術の活用に関し、

アプリ導入、こちらの考えですが、アプリ導入、今これちょっと調べますと民間の様々なアプリがございます。非常にその中には、簡単に使えるものもあります。こちら、本当に議員御提案の電子回覧板アプリ、こういったものは機能的にも十分に検討する価値があるというふうにちょっと考えておりますので、導入可能な区から始めることも現実的であるというふうに考えております。

ただし、今後自治会との協議の上で、いろいろ御協力いただかないと、すぐに実現ということではできませんので、ここは慎重に研究していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありますか。

○1番（室伏 勉君） 再々質問いたします。

質問事項でありますデジタルトランスフォーメーションにおける情報共有から、少し論点が外れてしまいそうですけれども、先日、夏のD i g i 田甲子園で、本町が進めるデマンドバス予約、予約・乗車システムを活用したデマンドバスによる地域生活圏のモビリティの充実が全国でベスト4に選ばれたとの報道がありました。

私は、以前にも申しましたとおり、民間会社に勤めており、古い言葉で恐縮ですが、業務のO A化には苦い思い出があります。このため、この記事を読んだとき、単純に、すごいな、よくやったなと思いました。この受賞の裏には、町内のあつれき、コストの捻出、住民ニーズの対応、モチベーションの維持など、担当者の並々ならぬ御苦勞があったものと推察していますが、この受賞で小山町＝D X先進自治体の称号を得たと私は確信しています。

さらに、学校教育においても、静岡新聞に興味を引く記事、連載があります。小山高校の「教育I C Tで実践力を磨き未来を切り拓く」との見出しで、新聞記事検索システム、これは静岡新聞データベースp l u s 日経テレコンを導入事例として、高校生議会に向けての議会提案の準備、就職活動から見た本町の状況、小山の探究による社会の課題と、生徒の人生のつながりなど、生徒達の課題研究をレポートしておりました。特に、高校生議会に対する生徒の真摯な取組は、頼もしく思うと同時に、大変うれしく感じたところです。

私は、デジタルトランスフォーメーションはまちづくりの大きな柱と認識しています。富士山の麓、緑ある生活と最先端のデジタルによる利便性のある生活は、若者の移住定住と高齢者の豊かな生活に大きく貢献するものと考えます。町はもっと積極的に進めるべきです。

湯船原工業団地は、財政の安定化に向けた先行投資、いわゆるハードパワーであるならば、デジタル化の推進は、町民生活の満足度向上につながるソフトパワーであり、車輪の両輪の片方の一つとして、本町の将来を担う重要な政策と考えます。その第一歩が情報の棚卸しであり、デジタルトランスフォーメーションによる情報共有であります。

デジタル化は、今、何もしなくても誰も困りません。しかし、10年後困るのは行政であり、そして何より町民です。今、何かしなくては、自治会運営の将来はあり得ません。まちづくりの先

頭に立つ町長のお考えをお伺いしたく思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏 勉議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

今、室伏議員がおっしゃったこと、同感でございます。まず、D i g i 田甲子園、ベスト4ということで、お褒めいただきありがとうございます。担当職員が本当に頑張った結果だというふうに思っております。

また、小山高で、課題研究ですね。これもICT化で進めているということで、小山高とも連携協定を結んだところでありますし、小山高の取組もすばらしいなというふうに考えております。これから、ただ問題はやはりICT化、DXになかなか取り込めない人達がいるということも事実でございますので、そういう人達の底上げをしながら、ICTというか、DXを進めてまいりたいというふうに思いますので、議員のお力添えもよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○1番（室伏 勉君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 次に、9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、町長の政治姿勢と町行政の在り方について、一括質問一括答弁方式でお伺いたします。

さて、私は、今回と同様の質問を過去2度行っております。そして、強い指摘をしてまいりました。しかしながら、また、湯船原新産業集積エリアにおいて、再びごみが出て、町費をもって処理をするということになっていきます。今に至っても、町民の負担となることが、町長の頭の中に、少しでもあったならば、何を決断しなければならなかったか、おのずと答えは出ていたはずであります。

そうした町民の答えが、意識調査にしっかりと表れております。町民目線に立ち、透明性、公共性の高い行政運営を行っているという項目においては、たかだか29%しか支持はありません。

町民満足度日本一を目指す町の第一条件は、町民目線に立つこと、それだと私は確信しております。そのよるべきものは、当然にして法や規則、そして、厳正な、また、公正公平な法の運用にあると私は確信しております。

それらを踏まえて、以下の質問に入ります。

また、湯船原産業集積エリアにおいて、廃棄物が出て、1,485万円が町の負担となりました。それ以前には、工事未払い問題、足柄サービスエリア周辺の工事の決算数字を間違えるなどのずさんな会計処理、さらに、この工事における予算計上もされていない事業3億7,000万円が、町税から支払われたことに対して、一部町民には、背任行為ではないかと考える方もおられます。また、道路開発工事自体、民間会社からの委託事業であり、町の事業に変えたことは、利益供与になるのではないかと指摘もあるほどでございます。こうしたことも含めて、一考を要すると私は思

っています。

最近では、新型コロナ用ワクチンの不適切な管理など、これらのことは、公務員として、基礎知識、あるいは自覚があれば、絶対に起こらなかったと私は断言できます。こうした数々を重ねた結果、町民からは、私達議会も含めて、町行政に対する不信感を持たれていくことは否めません。

そこで、これまでの事案の中で、今日まで莫大な負担を強いている湯船原新産業集積エリアのごみ処理問題について、以下の質問をいたします。

まず、第1問目です。町長にお聞きします。

町長は就任した令和元年12月に、新産業集積エリアで進めていた廃棄物処理が10億円以上も不足することを担当職員から知らされました。町長はこの費用を補正予算で確保しようとしたが、議会が開催できないこと、また、令和2年3月中に廃棄物を処理し、土地を大和ハウスに渡さなきゃならないことから、全く異例であります。18億円もの莫大な費用を町長専決で予算化したのであります。

その際に、町長の発言は、新聞の記事にもなっております。この記事によりますと、この負担を町民にさせることはできない。この原因をつくった前町長や役場の職員に賠償させることを考え、弁護士と相談すると言っています。池谷町長御自身がそう発言したのは、役場は新産業集積エリアの用地買収に当たって、瑕疵担保責任、現在は、契約不適合責任を定めた民法を無視し、また、議会において、ごみの埋立てがなかった、知らなかったと虚偽により予算を認めさせた。工業団地実現のためには、瑕疵担保責任を問わないことを事前に方針としていたなど、また、これらの全てにおいて、前町長はごみのあることを知っていたと公言したことにより、次々にそれらが明らかになったなどの理由から、先のような発言をされたんだと思います。

これらのことは、前町長は、多額の廃棄物処理費用が町民の肩にのしかかることを知っていながら問題の土地を買ったのであるから、民法709条の賠償責任が発生することは明らかであり、繰り返しますが、町長も強い疑念を持ったからこそ、前町長らに損害賠償責任を問うと発言されたのではありませんか。

ところが、令和3年9月になると、町長は、前町長の責任は重い、損害賠償責任を問わないことを決断しました。池谷町長は、前町長の責任は重いと言いますが、前町長の6月の後援会報によれば、「池谷町長が私への追及をやめたのは、うそ偽りなく正しかったことが分かったからだ」と言っています。前町長の行為に対する指摘は、池谷町長が間違っていたと認識し、または理解したと言っているようです。いささか滑稽な図式になっております。

こうしたことを踏まえて、池谷町長がなぜに心変わりしたのか。なぜ前町長の責任を問わず、町民の責任、しかも今後、長く続くであろう責任にしてしまったのか。その理由を再度お尋ねします。その行為において、どのように町民にメリットがあったのか、また、併せてお伺いいたします。

次、2問目です。

大和ハウスが分譲し、サケの養殖会社を買った土地から、令和3年9月に新たなごみが発見され、大和ハウスとの契約により、町の責任で、すなわち、町民のお金で処理しなければならないとし、町は7月25日にその支払いを完了しました。

何度も言うようですが、法や町の規則にのっとってれば、町民のお金で支払うことがなかったのであります。新たに出たごみ処理費用を町民に負担させることは、町長の不作為が招いた結果であると思いますが、町長の認識はいかがであるか、お答えください。

次に、3問目に入ります。

今回の問題は、大和ハウスが分譲し、多少これはさっきの問題と関連はします。サケの養殖会社が購入した土地からごみが出たのであります。普通で考えれば、不利益を被るのは、サケの養殖会社です。当該会社は債権者であり、債務者は大和ハウスであります。しかし、町長は、令和元年10月に、大和ハウスと結んだ契約があるので、町の責任だと言っております。確かに、その契約書の23条において、今後、ごみが出たときは、町の責任で処理すると書いてあります。この契約書には、金額の上限をうたっていません。青天井で、町民のお金で処理することを約束してしまっています。

こんな契約を結ぶこと自体が非常識ですが、法律では、こんなでたらめな契約は認めておりません。この契約は、将来、町民への負担を約束してしましますが、地方自治法では、町民に債務負担させるには、議会が議決しなければなりません。町長は、先日、法29条によって行ったと発言されましたが、債務負担行為の設定をしないで、不当支出になりませんか。

次に、4問目に入ります。

今年の6月にも、役場は新産業集積エリアからごみが出たと発表しました。しかも、場所は、前回と同じ、サケの養殖会社の土地からです。このごみ処理は、新聞報道では、10月に搬出完了されていますが、繰り返すようですが、令和2年3月までに30億円。町はこのうち11億円を負担して、このごみを処分し、安全宣言を行ったというのに、広大な土地なので、全体をくまなく調べることはできませんが、今回のように、どこからも反省の言葉は聞こえません。

契約書の有効性についての議論は残りますけども、今後も際限のない町民負担が続くとすれば、前町長らに損害賠償責任を問わなかった池谷町長のなすべきことをなさなかった責任はますます大きくなります。

新産業集積エリアの事業は象徴的ですが、各種法令を無視し、大規模開発が行われています。いずれも公共事業ではなく、収用法の適用対象の事業ではありません。一度つまずいたら、町民に際限なく負担を強いられます。こうした前兆も現れております。このような事態をどう把握し、どのような解決策を町は講じているのでしょうか。それらを含めて、残る任期、いかなる信条をもって職を全うするか、併せて、町民に語っていただきたいと思います。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藺田議員にお答えをします。

新産業集積エリアの廃棄物問題についての私の考え方は、昨年12月定例会及び本年3月定例会の一般質問で答弁しましたとおりであります。今回、御質問をいただきましたので、改めてお答えをさせていただきます。

初めに、町長の政治姿勢と町行政の在り方についてのうち、なぜ心変わりしたのかとの御質問でございますが、業務検証委員会の検証結果報告において、事務処理に係る様々な指摘事項がありました。私は、不正行為はなかったと判断をいたします。不正行為が行われたとすれば、その責任を問うことは、町長として当然のことと考えます。

当地区は、昭和40年代以降、廃棄物が投棄され、大きな問題となっておりましたが、当時、抜本的な対応はなされませんでした。その後、本町は、当地区を県のフロンティア推進地区の指定を受け、町の重要施策に位置づけるとともに、町議会においても、小山町内陸のフロンティアを拓く取組推進対策特別委員会を設置し、事業の推進について全面的に御支援をいただいているところであります。

したがって、総合的に判断する中、都度、議会や町民への説明、報告を行わなかったなど、前町長の政治責任は重いものの、前町長に対し、損害賠償責任を追及することは難しいとの結論に至ったところであります。

なお、令和2年広報おやま5月号及び令和3年10月号における本件に係る特集記事で、前町長への損害賠償責任について検討すると記載をして、町民の皆様に説明をしており、前町長に対し、損害賠償責任を追及しないとしたことは、この検討の結果であり、ここが心変わりをしたとの御指摘には当たりません。

町民の責任にしてしまった、また、町民のメリットという点について、本事業そのものは、繰り返しになりますが、前町長が議会や町民への説明などを行わなかったという政治責任は重いものの、町議会の御理解をいただきながら、町の方針として、実施をしている事業であります。

また、これらの事業の完成により、本町は、産業振興や雇用の面、定住人口や交流人口の面、町の財政の面など、様々な面で、多大なメリットを享受できるものと考えております。

次に、新たに出たごみ処理費用を町民に負担させるのは、町長の不作為が招いた結果であると思うが、についてであります。

一般的には、改正前民法に、売主の瑕疵担保責任が規定をされており、特約等がない限り、将来、瑕疵が顕在化したときには、当然に、売主が瑕疵を負担することとなるのが弁護士の見解であります。

藺田議員からの3問目の質問で御指摘がありましたが、令和元年10月に、事業協力者との土地売買契約書及び代物弁済契約書第23条の埋設廃棄物対応の規定は、これを改めて明文化したものにすぎないことから、7月25日に完了した支払いは、法律や契約にのっとった適切なものであり、

私の不作為であるとは考えておりません。

次に、新たに出たごみ処理費用に係る契約は、債務負担行為を設定していないので、不当な支出ではについてであります。

2問目の質問でお答えをしまして、不動産売買における売主の瑕疵担保責任については、改正前民法で規定されていた法定責任であります。事業契約者と締結した土地売買契約書及び代物弁済契約書の契約自体、それ自体は、将来の費用、あるいは、損害発生基礎となる行為であります。その負担根拠は、改正前民法に規定されていた法定責任でありますので、改めての債務負担行為の設定は必要ないと認識をしております。

支出の根拠は、令和4年度当初予算におきまして、工業用地対策工事負担金として1,500万円を予算計上し、議会において御説明した上で、令和4年3月議会において、議員の皆様全員賛成で可決していただいておりますので、不当な支出に当たるものではないと考えます。

次に、一度つまずいたら、町民に際限なき負担が強いられる事態をどう把握し、解決するのかについてであります。

以前にもお答えしましたとおり、地方公務員は地方公務員法や地方自治法等により、その服務や義務など、厳しく規定された上で、公務を遂行しております。

そんな中、今回不適切な事案が発生してしまったことにつきまして、重ねておわびを申し上げる次第であります。今回の事案発生などを受け、部局長連絡会等において、管理職職員に対し、再発防止について直接話をし、また、5月26日付通知及び6月8日付通知により、公務の意味や管理職の決裁の重みの再確認、報告・連絡・相談の徹底、町の重要施策であるフロンティア事業のオール小山町役場体制による推進と公務員として遵守すべきルール等について、全職員に指示をしたところであります。

このたび、町長等政治倫理条例及び職員倫理条例が制定をされました。私も含め、全職員が公務員としての倫理を遵守するとともに、町の発展と町民の幸福度向上を目指し、引き続き取り組んでまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藪田豊造君） 再質問いたします。町長の心変わり、何ゆえに前町長の責任を問わず、町民の責任としたのか、それらを含めて質問いたします。

ただいまの答弁では、役場の事務処理に不正行為が行われたとすれば、町長としての責任を取るのが当然としながら、そういう行為がなかったから、責任を問わなかったと発言されました。

しかし、令和2年、記者会見で、御自身、ごみの埋立てを知りつつ、あえて、瑕疵担保責任を外し、契約書をつくり、処理費用を町民に負担させた前町長らに責任があるので、賠償責任があると発言しています。

コロナで実現できなかったが、地区別説明会を開いて、実態を町民に知ってもらおうと意気込ん

でいたではありませんか。違法行為の証拠は、事務処理の事実は、山ほどそろっています。

まず、平成30年6月議会での当局の答弁「ごみの存在は知らなかった、無かった」ともありました。これが議会の答弁です。その虚偽の答弁で、多くの処理費を予算化したこと、前町長は、あることを知っていたと新聞報道にありました。これらの事実関係は、町に大きな損害を与えた事実であり、背任行為とも受け取れることができます。だから、さきのような発言をされたことを、もう一度思い出してもらいたいと思います。

職員は上司から指示があったとしても、従わざるを得なかったとしても、違法行為にストップをかける。それが公務員の役目であるからこそ、一定の責任は負わなくてはなりません。そうしないと、納税者の納得は得られないと私は断言できます。

町長が判断をちゅうちょしていたために、これらの事件は時効を迎えてしまいました。町民が役場の不正を訴える機会も奪ってしまったのです。今さらながらに、違法行為はなかったと答弁するのは、少々心苦しいところがあるんじゃないでしょうか。

改めて言います。前町長は、11万円の損害賠償をも、司直に委ね、取り戻したことがあります。役場は11万円ならば取り返し、11億円、また、それ以上ならば放棄する。どこに、そのような、役場の判断があるのでしょうか。

次に、メリットについてお伺いします。

町長は、内陸フロンティアへの事業評価を産業振興や雇用、あるいは人口増加、財政面での多大なメリットを享受できると言っておりましたが、果たしてそうでしょうか。

湯船原新産業集積エリアの用地買収では、鑑定評価をさせ、ごみの埋まった土地を21億円で買収しました。常識で考えれば、リスクある土地に金を投じたのは、町民負担で行える、また、ごみ処理に莫大な費用もかかることも予測できたと私は思っております。結果が30億円の処理費、そういう費用ですから、また、今回、防災施設の不備から7億円以上のお金がかかりました。

また、さらに、ほかの内陸フロンティア事業でも抜きさしならぬ状態に陥っていることも事実ではありませんか。町長は、空疎な形容詞を並べるのではなく、町政の責任者として、現状を正しく把握し、これだけのデメリットの中、将来どのような好転をさせるのか、どのようなお考えがあるのか、お答えください。

次に、町長の不作為について質問します。

まず、新産業集積エリアの用地買収は、瑕疵担保責任の議論の対象には今はならないと思います。そもそも瑕疵担保責任とは、隠れた障害が発見された場合の規定であり、役場が言っているように、承知で工業団地造成に着手する。そのため、後で産廃除去の不法行為、その責任を前町長に問うべきだったと。

また、職員についても、重過失によって町に損害を与えたのですから、自治法上の損害賠償請求があるべきだったのに放棄し、その結果、町民に合わせて51億円の負担をさせてしまっています。

また、令和2年3月に、当該地の安全宣言がなされ、大和ハウスに売り渡しましたが、今回の事態になり、また、町民の負担となりました。先ほど繰り返します、また、負担となります。当然、法にのっとれば、町がその責任を負うことはありません。これら全て、町長の不作為が招いたことは明らかであります。先日の決算質疑で、弁護士費用の増加が問われましたが、損害賠償に関わることと答弁がありました。弁護士には、当然、損害賠償並び背任行為も問えると言ったのではありませんか。お答えください。

次に、債務負担行為についての地方自治法214条による解釈をお尋ねします。

今回の大和ハウスとは、契約は、町民に際限なき負担が強いられています。どう解釈するのか、この契約書には、期限、または上限額もなく、町が責任を負うことになっています。こうした契約は、将来にわたって町民が債務を負う内容ですから、契約の前に、債務負担行為の議決が必要ではなかったか、先ほどの答弁の法的根拠は、弁護士によるアドバイスなどによるものか、お答えください。ちなみに、先日、私と同様な質問がオンブズマンからありましたが、私も法律家の専門家に、これは聞いてまいりました。

一歩つまずいたら、のびきならない事態を抱えていることも事実あります。その期限も迫っています。改めて問うべきですが、今、担当職員が頑張っていますので、その結果を待つてからのことにしたいと思います。

再質問の最後になります。

職員が倫理条例ができ、どのような具体的改善がなされたのか。ワクチンのトラブルなどは、この条例が出来上がった直後に起こった事案であります。大変に残念なことですが、今回のこれらに対する処分、処罰は、ないようでございます。こうした倫理条例、絵に描いた餅にしか見えません。町長の御所見をお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藪田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、違法行為ではないかという点につきましては、業務検証委員会におきまして、職員の業務に対し、明確な法令違反などの存在は確認できないとされ、一方、意思決定に係るプロセスが不透明であり、不透明な業務執行となったと指摘されたことを踏まえ、繰り返しになりますが、不正行為はなかったと判断したところでございます。

次に、平成30年6月議会における担当職員の答弁については、知らなかったという事実を職員が述べたものであり、この答弁が違法とは考えておりません。ただ、前町長はその後の新聞報道によれば、廃棄物の存在を知っていたとおっしゃっておられたようですので、埋設廃棄物の存在が、役場内部で共有されていなかったものと考えます。

議会に対して、その説明がなされずに、議決をされたという点につきましては、前町長の政治責任は大変重いと考えます。町が不正行為がなかったと判断した中で、訴訟を提起するということは、長期にわたって、全国にそのニュースが流れることになり、町のイメージダウンにつなが

るとともに、事業協力会社との協力関係の影響、あるいは今後の企業誘致にも影響する大変重要なことであります。したがって、拙速に提訴の結論を出すべきではないとの判断をしたところでございます。

フロンティア推進地区事業、未来拠点事業は、町議会に特別委員会を設置するなど、町が町議会の皆様の御理解をいただきながら推進をしている、町の重要施策であります。私は、この事業を引き継ぎ、早期企業誘致を図るなど、町、町民が早期にメリットを享受できることを目指して行動をしております。

当時、町が町の慣例に基づき、町の契約規則のただし書を適用して、契約書を作成し、用地買収をいたしました。これは業務検証委員会で指摘されたとおり、その決定のプロセスは不透明であります。町の重要課題でありますフロンティア推進地区事業、未来拠点事業を円滑に進めるため、町の裁量権の範囲内で行ったと考えられます。なお、職員に重過失があったとは考えておりません。

6点目になります。

本件については、私の不作為とは考えておりません。弁護士には、最初は当然ながら、過去の経緯及び前町長の行為等を示しながら、損害賠償が問えるのではないかと相談をいたしました。これは通常の弁護士の相談の過程では当然のことだというふうに思います。

その後、検証委員会の検証結果なども参考資料として提出をしながら、最終的には、令和3年8月に、今回の件に係る議会及び町民の皆様への説明文書の原案を示し、その内容についてアドバイスを受けながら、最終的な文書といたしまして、町議会、議員懇談会へ報告するとともに、広報おやまに掲載し、町民に説明したものでございます。

その他の質問につきましては、理事及び企画総務部長からお答えをさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 菌田議員の再質問のうち、契約の前に、債務負担行為の議決が必要ではなかったのか、法的根拠は、弁護士によるアドバイスなどによるものかについてであります。

現在の町の土地売買契約書のひな形では、売主の契約不適合責任が規定されておりますが、ただし書として、売買対象が一般の消費者に対しては、引渡しから1年以内の場合は、損害賠償請求等の協議に応じる旨の規定があります。しかしながら、この点について、将来の債務の発生を見込んだ債務負担行為の設定はしておりません。

同様に、県内の別の地方公共団体でも、土地売買契約書に、町と同様に、売主の契約不適合責任の免除が規定されておりますが、ただし書として、こちらは、所有権移転後2年以内に明らかな過失があれば、その限りではない旨の規定がされております。しかしながら、町の場合と同様に、将来的な債務の発生を見込んだ債務負担行為の設定はしておりませんでした。

また、顧問弁護士に相談したところでは、先ほど町長が答弁したとおり、改正前民法の第566条、第570条に、売主の瑕疵担保責任が規定されており、特約などが無い限り、将来、瑕疵が顕在化し

たときは、当然に、売主が瑕疵を負担することになり、事業協力者との土地売買契約書及び代物弁済契約書の規定は、これを明文化したものにすぎないとのことでした。

併せて、この契約書締結の段階では、具体的な費用、あるいは損害発生の有無も、また、その金額も具体的には明らかとなっておらず、したがって、契約締結の段階では、将来の負担とは捉えずに、具体的になった段階で、予算に基づく支出と捉えることになるとのことでした。

以上の事例及び弁護士の相談結果を受けて、将来的な債務の発生を見込んだ債務負担行為の設定による議会議決は行わずに対応させていただいたところであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 菌田議員の再質問の最後の質問、職員倫理条例、こちらの施行後の具体的な改善等についてお答えをいたします。

まず、職員倫理条例につきましては、6月定例会において御承認をいただき、制定いたしました。条例の理解を深めることやコンプライアンスを徹底することを目的に、7月から8月に、まずは職員、全職員を対象にコンプライアンス研修を実施しております。条例制定の効果としては、改めて職員一人一人に対し、コンプライアンスに対する確認をさせ、意識づけを図ることができたと考えております。

条例を制定し、研修を受け、直ちにその効果が現れるものではありませんが、通常の事務執行において、組織として、個々の職員として、常にコンプライアンスを意識し続けることを実践しているところであります。

また、職員の処分等に関しまして、先ほど職員倫理条例が絵に描いた餅というような御指摘もございましたが、こちらにつきましては、職員等の処分等に関しましては、従来から制定されている職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、そしてその条例に基づく基準ですね。こちらに基づき実施しております。

今回、電源喪失によるワクチン廃棄といった事例が起りましたが、こちらにつきましては、故意ではなく、処分基準に該当しないことから職員の処分を実施しておりません。蛇足ではありますが、全国的にも故意でないワクチン廃棄による職員の処分事例は聞いておりません。しかしながら、国から預かった貴重なワクチンを廃棄することに至ってしまったことの重大性を鑑み、町長から担当部長及び担当課長に対し、再発防止、注意義務、適切な事務執行について、口頭により指示をしております。今後も、職員のコンプライアンスの徹底を組織全体で推進してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 9番。

○9番（菌田豊造君） 再々質問を幾つかさせていただきます。

まず、今、町長は委員会の結果のような話をしていますけれども、委員会では、法に関するこ

と、司直に関わるようなことはこれはしませんというのが前提で行われたじゃないですか。

それともう一つ、聞き捨てならないのは、大義名分があれば、法を犯してもいいのか。今後の事業者の進出に関わるから、それらを見做していいのかというようなのを取れるような発言をなされていました。公正公平に行うことが、私は町政の安定化、それから皆様の安全につながることでと思っています。町長のお考えをもう一度聞いておきたいと思います。

それから、議員懇談会で、このことについて問わないということについて話をしたと言いますが、議員間懇談会はあくまで議員懇談会の場であり、質疑応答の立場の場ではない。しっかりと議会に諮って、どうでしょうかというのが、私は方策じゃなかったかと思いますが、もう一度この点について町長にお伺いします。

また、際限なき損害賠償については、最高裁の判例で、これは無効だとされています。そのようなことを知っているのかどうか。

以上の質問をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 再度の答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 菌田議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

委員会の結果ということでございますけれども、これは、正確に検証を、この埋設廃棄物の処理ということについて、正確にその責任を突き詰めていくということについては、職員の業務、これがどういうふうに行われたと、そうやってということ、大変重要でありますので、検証委員会をつくったということでございます。

その検証委員会の結果は、先ほど最初のお答えをしたとおりでございますが、不透明な部分が非常にあった。したがって、疑わしきは罰せずという原則でございます。それより、それをもっと突き詰めるということになりますと、これはもう司法判断になります。

懇談会ですけれども、懇談会は、町と議会当局との話の中で、こういうことを懇談会に諮るということを決めてあるかと思えます。議員の皆様と町当局が、議決事項でないことを協議する場というふうに考えてございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

際限なく、この瑕疵担保責任が生じるということにつきましては、基本的には旧民法でいう瑕疵担保責任ということでありまして、新民法におきましても、契約不適合責任ということがあります。ただ、これによらない場合には、特例として、相互に契約なりを結ぶということは可能ということになってございますので、御理解をいただきたいと思えます。

以上であります。

○9番（菌田豊造君） 最高裁の判例というの知っていますか。

○議長（遠藤 豪君） 9番、再々質問が終わっておりますので、これ以上の御質問はお控えいただきたいと思えます。

○9番（菌田豊造君） 聞いてあるから聞いてんの。最高裁の判例についてでありますけれども聞いてあんの。残念でしたね。

○議長（遠藤 豪君） 町長。

○町長（池谷晴一君） 私は最高裁の判例については、承知をしておりません。

以上であります。

○9番（藺田豊造君） 最後になりますけれども、町民満足度日本一を目指すならば、中国では、このような言葉があります。多分皆さん知っていると思うけども、この言葉をもう1回、インターネットか何かで調べて、こういう町にしたいなということを思ってください。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次回は、9月22日木曜日 午前10時開議

議案第65号から認定第13号までの合計30件を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれで散会します。

午後2時19分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三

令和4年第4回小山町議会9月定例会会議録

令和4年9月22日（第6日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 1番 室伏 勉君 2番 室伏 辰彦君
3番 小林千江子君 4番 佐藤 省三君
5番 岩田 治和君 6番 池谷 弘君
7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
9番 藺田 豊造君 10番 米山 千晴君
11番 池谷 洋子君 12番 鈴木 豊君
13番 遠藤 豪君

欠席議員 なし

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	長田 忠典君	経済産業スポーツ部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	教 育 次 長	平野 正紀君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	渡邊 徹君
健康増進課長	山本 智春君	生涯学習課長	勝俣 暢哉君
総務課総務法規・監査班長	砂山 健秀君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	山口 紘史君
会議録署名議員	3番 小林千江子君	4番 佐藤 省三君	

閉 会 午前11時44分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第65号 町道路線の変更について
- 日程第2 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第18 認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算
- 日程第19 認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第20 認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算
- 日程第21 認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 日程第22 認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第23 認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算
- 日程第24 認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算
- 日程第25 認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第26 認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第27 認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第28 認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第29 認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算
- 日程第30 認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算
- 日程第31 議員の派遣について

(追 加 日 程)

追加日程第 1 町長提案説明

追加日程第 2 議案第82号 工事請負契約の締結について
(令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事)

追加日程第 3 議案第83号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第6号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ただいま出席議員は13人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

-
- 日程第1 議案第65号 町道路線の変更について
 - 日程第2 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
 - 日程第3 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
 - 日程第4 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について
 - 日程第5 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について
 - 日程第6 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）
 - 日程第7 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第8 議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第9 議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第10 議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第11 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第12 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第13 議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第14 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第15 議案第79号 令和4年度小山町小山P A周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第16 議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第17 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第65号から日程第17 議案第81号までの議案17件を一括議題といたします。

それでは、8月29日に各常任委員会に付託した議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長（室伏 勉君） ただいまから、8月29日、総務建設委員会に付託された13議案について、審査の経過と結果を御報告します。

9月13日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長など、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第65号 町道路線の変更について、議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、改正前にあった「小山町全図」の記載がないが。との質疑に。

「都市計画図」もしくは「地形図」に含まれるということで文言整理をしました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第68号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、本会議において、今回の町営住宅の取壊しにかかる費用を述べていたが、これから入札を行うにあたり、不適切ではなかったか。との質疑に。

あくまで予算を計上するために徴取した見積金額ということで金額を示したものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第69号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）を報告します。

委員から、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金については、その具体的な使途が示されていない。何らかの機会に、その都度、議会への報告が必要だと思うが。との質疑に。

この交付金は、音声テキスト化システム導入事業、文化施設手洗い場自動水洗化事業、体育施設手洗い場自動水洗化事業、体育施設スマートロック導入事業、電子決済対応レジシステム導入事業、肥料価格高騰対策事業、防犯灯維持交付金の上乗せ分、観光施設電子決済導入事業、足柄地区コミュニティ供用施設web会議環境整備事業、タブレット端末フィルタリングソフト設定更新にそれぞれ充当しました。今後は、逐次報告します。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算（第1号）、議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）、議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算（第1号）、議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算（第1号）、議案第81号 令

和4年度小山町水道事業会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された13議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、八重桐の池周辺の町単治山工事予定箇所及び町道用沢大御神線道路改良舗装工事箇所について、現地確認と視察を実施しましたことも併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、8月29日、文教厚生委員会に付託された5議案について、審査の経過と結果を御報告します。

9月15日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から、委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第5号）を報告します。

委員から、こども園管理運営費における管理備品150万円の内容は。との質疑に。

きたごうこども園のガスフライヤー、炊飯器等の調理器具、保育室のカーテンの更新、すがぬまこども園のお散歩車、ベンチ等の購入費用です。との答弁がありました。

委員から、こども園整備事業費の園舎外構等2,200万円の詳細は。との質疑に。

すばしりこども園の外倉庫の新設、ウサギ小屋の改修、遊具の移設、既設園舎裏の舗装工事等です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第70号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算（第1号）、議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された5議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、シルバーワークプラザ、多目的広場ジョギングコース及び文化財に係る保存状況についての現地確認と視察を実施しましたことを併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第65号 町道路線の変更について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第66号 小山町議会議員及び小山町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第67号 小山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第68号 小山町手数料条例の一部を改正する条例について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 小山町営住宅条例の一部を改正する条例について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第5号)について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第70号は、各委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 令和4年度小山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 令和4年度小山町育英奨学資金特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し、質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 令和4年度小山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 令和4年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 令和4年度小山町土地取得特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第76号 令和4年度小山町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第77号 令和4年度小山町宅地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の

方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第78号 令和4年度小山町上野工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第79号 令和4年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第80号 令和4年度小山町温泉供給事業特別会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第81号 令和4年度小山町水道事業会計補正予算(第1号)について、総務建設委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算

日程第19 認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

日程第20 認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算

日程第21 認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

日程第22 認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算

日程第23 認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算

日程第24 認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算

日程第25 認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第26 認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算

日程第27 認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算

日程第28 認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算

日程第29 認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算

日程第30 認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算

○議長(遠藤 豪君) 次に、日程第18 認定第1号から日程第30 認定第13号までの令和3年度決算合計13件を一括議題とします。

それでは、9月6日、各常任委員会に付託した認定につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

初めに、総務建設委員長 室伏 勉君。

○総務建設委員長(室伏 勉君) 9月6日、総務建設委員会に付託された令和3年度決算関係の

委員会での審査の経過と結果を御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係9件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、光ファイバ網整備事業補助金の内容と、これにより町内の光ファイバ網は完了か。との質疑に。

須走地区の紅富台エリア104世帯を対象とし、民設民営方式により整備したもので、国庫補助金、町補助金、事業者負担金により事業実施されたものです。これにより、町内の未整備エリアは、ほぼ解消しました。との答弁がありました。

委員から、松田町営駐車場について、その収支を見ると約20万円程度の赤字である。新松田駅周辺の駐車場利用者に対する助成金の方が、町民の利便性に寄与するのではないかと思うが。との質疑に。

金銭面よりも、あらかじめ小山町で手続きができ、また予約ができることが便利という声を聞いているので、現在の方式で進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、湯船原のごみ問題に関する損害賠償に係ることについて、町の顧問弁護士を使わなかった理由を伺う。との質疑に。

顧問弁護士が町の裁判を1件行っている最中であり、さらに当該事業の進め方について相談をしていることを加味し、客観的な視点で訴訟を視野に置く必要があることから、別の法律事務所に相談を持ちかけたものです。以前、町の顧問弁護士だった方と若手の弁護士2人が入り、8回ほど相談しました。との答弁がありました。

委員から、個人住宅取得資金利子補給金について、その内容は。との質疑に。

これは、令和元年度まで実施していた住宅ローンの支援制度で、助成期間が残っている方に対し、年末貸付残高の0.7%を最大7万円まで支給するもので、申請件数は113件でした。との答弁がありました。

委員から、駿河小山駅周辺地区について、現在の進行状況は。との質疑に。

昨年末に作成した公民連携ガイドラインに基づき、民間の提案を求めている状況で、今現在、具体的な提案をいただいていないので、町で具体的な提案について検討しているところです。との答弁がありました。

委員から、ナラ枯れ対策事業補助金について、まだナラ枯れが進行しているが、例えばゴルフ場でも大変厳しい状況である。町にはゴルフ場利用税が入ってくるので、ある程度フィードバックすることも必要だと考えるが。との質疑に。

この制度は、町道に面し、第三者に迷惑がかかる場所に対しての補助制度となっています。ゴルフ場でもナラ枯れの被害が出ていることは十分承知していますが、町民への被害を防ぐということを優先しているので、ゴルフ場などへ範囲を拡大することについては考えていません。との答弁がありました。

委員から、固定資産税の課税額について、評価替えの年ではないのに家屋が約8,100万円減っている。その理由と来年度以降の見通しは。との質疑に。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した中小企業者などに対し、固定資産税の軽減措置を行ったものが主な要因です。家屋の軽減措置は、75件、7,205万9,000円を実施しました。この軽減措置は、今のところ令和3年度限定のため、固定資産税の調定額は、例年とそれほど変わらない額になると考えています。との答弁がありました。

委員から、足柄地区周辺開発道路整備事業の中で、当初予算で土木費受託事業収入としていたものを、補正予算で雑入の町道整備事業協力金としたことについて、なぜ科目変更したのか。その合理的な理由は。との質疑に。

本事業は、公民連携により開発事業者と協力し道路整備を進めており、弁護士や関係機関の助言も踏まえ、歳入の目的と趣旨に沿って、雑入に改めさせていただいたものです。との答弁がありました。

委員から、区長さんからの土木関係への要望について、その詳細は。との質疑に。

年間で約400件の要望が上がってきています。要望への対応は、各年次によってばらつきがありますが、50%未満になるかと思います。との答弁がありました。

委員から、国道469号建設促進期成同盟会への負担金について、中島インターまでの延伸を今後どのように考えるのか。との質疑に。

この期成同盟会に加盟したその当時は、政策的な意味合いが強くありました。しかし、担当する部署が変わり事業レベルとなりましたが、非常に厳しい案件であるため、県へ要望に行っても答えが返ってきません。したがって、町としてこの案件を再度見直そうということを経営で相談しているところです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算、認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算、認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、灰はどのように処理しているか。灰を売れば財源の一つになると思うが、どのように工夫しているか。との質疑に。

灰の処理については、ペレットを納入している事業所で、無償で処理いただいています。灰の活用については、当初から委員会などで検討し、森林や畑にまくという案もありましたが、調査の結果、なかなか活用が難しいという状況です。との答弁がありました。

委員から、これからも赤字が続くようでは、この事業に対してどのようにしていったらよいと考えているのか。との質疑に。

今年度から暫定再稼働が始まっており、ペレット購入費に対する売電収入は、かなり良好な状態となっています。ただし、それでもまだ赤字の方向であり、今後、隣接地に施設ができ売熱が始まると、赤字がだいぶ解消されていくのではないかと推測しています。との答弁がありました。

委員から、ペレット納入業者と売熱する業者が一致している。このことに関して、どういう経緯で現在の形になったのか伺う。との質疑に。

事業誘致にあたり、再生可能エネルギーの活用、いわゆるチップの生産、ペレットの生産ということを経験しますと、小山町の林業の中で余すことなく未利用材を活用するといった点で趣旨が合っており、町の施策と離れているものではないことから承認しているということです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第10号は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、令和3年度まで順調に工事が進んでいたが、今年の夏前から完全に止まってしまっている。新東名が開通したときに総合的に完成しなければならないという認識であり、それが町民の方々も思うところだと考える。それらを踏まえて、間に合うかどうかを伺う。との質疑に。

工事期限を9月末まで延長させていただきました。用地買収の土地代については、今年度中に償還をしなければなりませんので、何とか町としても間に合うように努力させていただきます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第11号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算を報告します。

委員から、剰余金合計3億2,000万円余は、バランスシート上では、内部留保の金額として考えてよいか。との質疑に。

3億2,000万円余は、資本剰余金と利益剰余金の合計額となります。一般的に内部留保資金としての性質を持ったものは利益剰余金であり、その金額は1億5,900万円余になります。との答弁がありました。

委員から、流動資産の貸倒引当金残高が23万7,000円となっていますが、この内訳は。また、貸倒引当金戻入の43万6,000円は何か。との質疑に。

貸倒引当金については、令和4年度に欠損する見込額を計上しており、令和3年度末時点の令

和2年度の利用料金未収金を全額計上しています。戻入については、過年度に貸倒引当金を計上したもののうち、その後、納まった金額を戻入として収入に計上しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第13号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された令和3年度決算関係9議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） 9月6日、文教厚生委員会に付託された令和3年度決算関係の委員会での審査の経過と結果を御報告します。

委員会は、先ほど報告しました議案の審査に引き続き、決算関係5件の審査を行いました。

初めに、認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、肺炎球菌ワクチン予防接種の取組について、最近は肺炎で亡くなる人が多いと聞くので、多くの人に接種してもらいたいと思うが、接種状況と周知の方法は。との質疑に。

対象者806人に対し、接種人数は180人で、接種率は22.3%となっています。対象者へは、個人通知や町のホームページ等で接種のお知らせを行っています。との答弁がありました。

委員から、胃がん検診について、受診者からは実施する期間が短いとの指摘があるが。との質疑に。

胃がん検診のエックス線検査は、約10日程度で各地区を検査車両で巡回して実施していますが、期間が短いという御指摘があります。この期間の時期を改めて設定することは検討していませんが、胃がん検診は、50歳以上の偶数年齢の方につきましては、ほぼ年間を通しての内視鏡検査も利用していただきたい。との答弁がありました。

委員から、不妊・不育症治療費助成額が昨年より2倍に増えているが、その理由や治療内容、その成果は。との質疑に。

増えた理由は、申請者が14組から25組に増えたことによるものです。治療内容は、一般不妊治療として、人工授精、男性の不妊治療、体外受精、顕微授精、排卵を伴わない凍結胚移植を行っています。出生者数は6人でした。との答弁がありました。

委員から、戸別受信機設置の進捗状況と今後の予定は。との質疑に。

令和3年度末現在で、2,100台、35.1%の設置が済んでいます。今後の予定は、令和4年度に須走地区と成美地区に760台、令和5年度は成美地区に1,190台、令和6年度は明倫・足柄地区に1,150台、令和7年度が事業の最終年度で、須走の自衛隊官舎に600台を設置する予定となっています。との答弁がありました。

委員から、中学校教育振興費の放課後学習室について、その実施内容と参加生徒数は。との質疑に。

学力向上政策の一環として、中学2年、3年生を対象に、生徒の基礎学力の向上と学習内容補完の場所と機会を提供することを目的に、補習授業等を実施しました。参加人数は、小山中学校が15人、北郷中学校が11人、須走中学校が9人の合計35人でした。との答弁がありました。

委員から、小中学校の賄材料費が合計で8,098万円余りと高額だが、今後も給食費の無償化を続けられる見通しか。との質疑に。

現時点では継続して実施したいと考えています。との答弁がありました。

委員から、赤ちゃんの先天的な異常などの病気を発見し、適切に治療につなげるマスキリーニングについては公費で実施されているが、さらに、オプションとして、脊髄性筋萎縮症など九つの疾患についての検査がある。御殿場市ではこの検査費用の半額を負担しているが、町の考えは。との質疑に。

子どもの命や異常を改善するため、早期発見、早期対応が必要であり、重要な検査だと認識しており、今後、補助について検討していきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、学校へ行けない子ども達に対し、社会教育指導員が対応する金太郎教室があるが、小中学生の利用人数や利用までのプロセスは。との質疑に。

令和3年度は、小学生が5人、中学生が3人の合計8人の利用がありました。利用希望があった場合、学校からの届出により、指導員が面接を行い、受入れを行っています。との答弁がありました。

委員から、すがぬまこども園が開園して5か月経過したが、園の運営や子ども達の様子などは。との質疑に。

当初心配された朝の渋滞も特になく、順調に進んでいます。園や保護者からも問題点などの指摘は特に受けていません。との答弁がありました。

委員から、子どもの減少が続いている中で、特に分離型こども園の統合について、どのように考えているのか。との質疑に。

こども園については、今後立ち上げる予定の教育のあり方調査研究委員会の中で取り組んでいきます。その中で、保護者の方のニーズにも配慮しながら、小中学校も含めた教育環境全体を見据えて、こども園も考えてまいります。との答弁がありました。

委員から、消防水利の点検で不具合のあった消火栓はあったのか。また、その後の管理はどのようにしているのか。との質疑に。

町内には、公設の防火水槽が171基、公設の消火栓が645基あり、全て点検しています。令和3年度では、1件、防火水槽のバルブから水漏れがあり、緊急修繕しました。との答弁がありました。

委員から、県のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童生徒の不安、悩み、ストレスなどの相談体制の充実を図ったとのことだが、その内容は。との質疑に。

各校に配置されたスクールカウンセラーなどにより、児童生徒や保護者等からも相談を受けて

います。その後、学校内でケース会議等を行い、情報共有を図りながら複数で対応し、充実を図っています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第1号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、現年分の収納率は近隣他市町と比べると毎年高いが、資格証明書と短期被保険者証の発行件数は。との質疑に。

資格証明書は7世帯、短期被保険者証は4世帯に交付しました。との答弁がありました。

委員から、特定健康診査事業で、受診率は47.2%との説明を受けたが、未受診者への対応は。との質疑に。

未受診者対策として、AIを活用し、毎年継続して受診している方や数年おきに受診した方など6グループに分類し、それぞれ内容を変えた通知を発送しています。これにより、受診率は多少上がったと考えています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第2号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、収入未済について、生活困難者だと説明があったが、この方の返済は可能なのか。との質疑に。

未納者は1人で、計画的に納めるように連絡を取り合って対応しています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第3号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算を報告します。

委員から、要介護認定者の介護度別の人数は。との質疑に。

今年3月現在で、要支援1が87人、要支援2が107人、要介護1が198人、要介護2が139人、要介護3が124人、要介護4が136人、要介護5が97人の合計888人です。との答弁がありました。

委員から、国では施設介護から在宅介護へとシフトしているということだが、一方、町ではまだ施設介護の方のウエイトが多いと感じるが。との質疑に。

町では、なるべく自立や生活が御自宅でできるように、介護予防に力を入れています。一方で、その方の御家族や身体状況等によって、施設が必要であれば施設をお使いいただくというように、個々の状況に合わせた対応を取ることになりますので、一概に施設から居宅へということは困難であることを御理解いただきたいと思います。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、認定第7号は、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された令和3年度決算関係5議案の審査の経過と結果について委員長報告とします。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これから順次、質疑、討論、採決を行います。

それでは、ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 認定第1号 令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算について、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、令和3年度小山町一般会計歳入歳出決算書、認定第1号を次の理由をもって反対いたします。

ちなみに、私の所属する総務建設委員会では、賛成多数で可決です。

さて、歳出2款1項1目12節委託料の法律事務相談料86万円は、湯船原新産業エリアの廃棄物処理費用約30億円について、前町長らに損害賠償請求する方針であるから、町の顧問弁護士ではなく、そのようなことに精通されている田中弁護士に相談した際の相談料と承知しています。

一般的に、弁護士相談料は、1時間、税込み1万800円です。しかし、今回の決算書において、86万円が支出されています。令和2年度は38万円ですので、2倍以上になっています。単純計算で40回、あるいは40時間以上の相談料になっていますが、しかし、当局の答えは、相談は8回であるとの答弁でした。1回5時間も相談していたのでしょうか。

しかしながら、先日の私の一般質問に対して、前町長らは廃棄物の埋立てを知りつつ工業団地の造成を進め、結果的に莫大な負担を町民に課したとしながら、疑わしきは罰せずなどと、まるで裁判所の裁決のような答弁がありました。莫大な町民への負担は違法でないと断言したのと同じでございます。それが、弁護士との協議の結果ならば、多くても2、3回で済むことです。これほどの相談料が請求されるのは、明らかに不自然です。

これは一般論ですが、田中弁護士らは、町長から相談があった案件に対し、かなり踏み込んだ回答があったと推測されます。でなければ、田中弁護士らの請求は、妥当性を欠いていることに

なります。

また、池谷町長は、さきの一般質問において、検証委員会の議論を踏まえて、前町長らの事務処理に違法性はないと判断したと説明されました。しかし、検証委員会は、訴訟に係る内容は扱わないことを、第1回目の委員会時に確認しているわけです。委員長であった大森副町長も承知だと私は思っています。

池谷町長が弁護士の見解に触れず、検証委員会の結果を、あるいは結論を強引に持ち出したのは、田中弁護士らは前町長らの犯罪性について法的な見解を述べたにもかかわらず、損害賠償請求を放棄することを決めていた町長にとって、邪魔な内容だからあえて触れないことにしたと考えざるを得ません。

弁護士は、どのような場合でも、依頼者の利益を最優先します。

この結論は、町民の負担を無くすこと、すなわち、法にのっとった処理をすることが町民の利益になると町長は考え、また、弁護士もそうアドバイスしたと私は思います。

しかしながら、町長は独断で結論を出し、それが今日まで続く町民の負担となるものであれば、何のための弁護士への相談であったのか。町民の利益にかなわぬ結論となった現在、これらの支払いは町長の私的なものと私は断言し、反対理由といたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 討論については、このほかに通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。お諮りします。日程第19 認定第2号から日程第30 認定第13号までの令和3年度決算12件については、一括質疑とすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から認定第13号を一括質疑といたします。

それでは、認定第2号から認定第13号までについて、各常任委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19 認定第2号 令和3年度小山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

日程第20 認定第3号 令和3年度小山町育英奨学資金特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

日程第21 認定第4号 令和3年度小山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決定しました。

日程第22 認定第5号 令和3年度小山町下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

日程第23 認定第6号 令和3年度小山町土地取得特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに

賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

日程第24 認定第7号 令和3年度小山町介護保険特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第7号は、認定することに決定しました。

日程第25 認定第8号 令和3年度小山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第8号は、認定することに決定しました。

日程第26 認定第9号 令和3年度小山町上野工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第9号は、認定することに決定しました。

日程第27 認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番(菌田豊造君) 私は、認定第10号 令和3年度小山町木質バイオマス発電事業特別会計歳

入歳出決算について、以下の理由をもって反対いたします。

ちなみに、総務建設委員会では、賛成多数で可決でした。

その理由ですが、赤字体質に関してメスを入れず、漫然と事業を継続している経営姿勢に憤りを覚えるからであります。

小山町は、この事業に、赤字対策として、毎年、翌年度予算から繰上充用をしていましたが、この方策は会計年度独立の大原則から外れた特例措置であって、その事業の存続を念頭に置いた赤字対策を議会に説明しなければならないはずであります。いまだ満足する説明が得られておりません。

赤字の原因を、熱の売却がないこと、機械の不具合などを理由とし、解決への深い探求がないのに、税金だけ投入するわけであります。つまり、町民の福利向上に役立っている形跡がまだ見られません。

この事業の経済性で言えば、熱を買う企業がないことが問題となっています。この解決の方法として、役場が現在考えているのが、ペレット納入業者がその熱を買うというものです。

発熱に関わる業者がその熱を買うということであれば、それが小山町の解決方法だとすれば、事業の組立ての欺まん性に役場が気づかないとすれば、特定企業への利益供与のそしりは免れないものであります。

幸い町では、6月に町長・職員の倫理条例ができました。私は、その運用方法に資する課題であると、蛇足ながら付け加えておきます。

さて、インターネットでは、ふるさと納税の返礼品として、木灰がされています。10キログラムで3万円などとあります。近くの自治体では、沼津市でも行っています。そうした努力も研究も反省もせず、ただただ税金の垂れ流しの決算をやっている。

以上をもって反対の理由といたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 討論については、このほかに通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する各委員長報告は認定であります。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、認定第10号は、認定することに決定しました。

日程第28 認定第11号 令和3年度小山町小山PA周辺開発事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第11号は、認定することに決定しました。

日程第29 認定第12号 令和3年度小山町温泉供給事業特別会計歳入歳出決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第12号は、認定することに決定しました。

日程第30 認定第13号 令和3年度小山町水道事業会計決算について。

これから討論を行います。

討論については、通告がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、認定第13号は、認定することに決定しました。

日程第31 議員の派遣について

○議長(遠藤 豪君) 日程第31 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、9月29日に小山町で開催されます駿東郡町議会議長会役員会に副議長を、10月3日から5日までの間に山口県、岡山県で行う県外行政視察に全議員を、10月21日に清水町で開催されます駿東郡町議会議長会健康増進事業に全議員を、11月8日に伊豆市で開催されます東部地区6市4町議会議長連絡会に副議長を、11月11日に小山町で開催されます2市1町議員研修会に全議員を、11月16日に湖西市で行う県内行政視察に全議員を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決をいたします。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

お諮りします。ただいま町長から、議案第82号 工事請負契約の締結について(令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事)、議案第83号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第6号)の合計2件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、町長提出の議案第82号、議案第83号の合計2件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願いをいたします。

追加日程第1

町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第82号及び議案第83号について提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案いたしますのは、工事請負契約の締結1件、補正予算1件の計2件であります。

初めに、議案第82号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第83号 令和4年度小山町一般会計補正予算(第6号)についてであります。

本案は、オミクロン株対応ワクチンの接種開始に係るもので、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,513万3,000円を追加し、歳入歳出総額を134億6,397万9,000円とするものであります。

なお、議案の審議に際し、教育次長及び企画総務部長からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について(令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事)

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第2 議案第82号 工事請負契約の締結について(令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事)を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 平野正紀君。

○教育次長（平野正紀君） 議案第82号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は2ページからになります。

本案は、令和4年度小山町総合文化会館金太郎ホール屋根等改修工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、総合文化会館金太郎ホールの雨漏りを防止することを目的に、屋根等の改修工事を施工するものであります。

工事内容ですが、既設屋根の全面に下地材として厚さ18ミリメートルの硬質木片セメント板を敷設し、その上に厚さ1.2ミリメートルの高耐候性塩化ビニール防水シートを貼り付けるカバー工法で施工するものであります。

なお、高耐候性塩化ビニール防水シートは、火災にも耐性のある飛び火認定品を採用いたします。

工事入札は、去る8月30日、町内業者4者による指名競争入札を執行したところ、臼幸産業株式会社が7,070万円で落札決定し、消費税相当額707万円を加え、7,777万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、工事の完成期日は、令和5年3月15日を予定しております。

説明は以上になります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第83号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第6号）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第3 議案第83号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、議案第83号 令和4年度小山町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,513万3,000円を追加し、歳入歳出総額を134億6,397万9,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

16款1項2目衛生費国庫負担金を2,013万2,000円増額、また、同じく2項3目衛生費国庫補助金を1,500万1,000円増額いたしますのは、オミクロン株対応ワクチンの接種開始に伴う新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金及び補助金を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお開きください。

4款1項2目予防費、説明欄(1)人件費を124万4,000円増額、また、説明欄(3)新型コロナウイルスワクチン接種事業費を3,388万9,000円増額しますのは、オミクロン株対応ワクチンの接種開始に伴い必要となります、会計年度任用職員報酬614万5,000円、在宅看護師・保健委員等の謝礼213万6,000円、集団接種における医師・看護師の委託料及び個別接種を行う町内4医療機関への委託料1,600万7,000円、集団接種会場などの使用料200万4,000円が主なものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和4年第4回小山町議会9月定例会を閉会といたします。

午前11時44分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 小 林 千江子

署 名 議 員 佐 藤 省 三